

平成二十二年三月

平成22年2月
平成22年3月

指宿市議会会議録

指宿市議会会議録

第一回
第一回
臨時
定例
議会

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

平成22年第1回市議会臨時会

2月12日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会及び開議	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
副議長の選挙	5
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
常任委員の選任	7
議会運営委員の選任	8
指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙	8
指宿地区消防組合議会議員の選挙	9
市長あいさつ	10
議案第1号及び議案第2号一括上程	13
提案理由説明	13
議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託省略，表決）	14
議案第3号上程	15
提案理由説明	15
議案第3号（質疑，委員会付託省略，表決）	16
閉議及び閉会	16

平成22年第1回市議会定例会

会期日程	17
------	----

3月2日

議事日程	20
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定による出席者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開会及び開議	23
会議録署名議員の指名	23
会期の決定	23
議案第4号～議案第28号一括上程	23
提案理由説明	23
議案第29号上程	48
提案理由説明	48
議案第29号（質疑，委員会付託省略，表決）	48
新たに受理した陳情5件一括上程（委員会付託）	49
散　　会	49
3月4日	
議事日程	50
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定による出席者	51
職務のため出席した事務局職員	52
開　　議	53
会議録署名議員の指名	53
議案第5号～議案第12号（質疑，委員会付託省略）	53
議案第4号，議案第13号～議案第28号（質疑，委員会付託）	53
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	59
散　　会	61
3月18日	
議事日程	62
本日の会議に付した事件	62

出席議員	62
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定による出席者	63
職務のため出席した事務局職員	63
開 議	64
会議録署名議員の指名	64
議案第4号（委員長報告，質疑，討論，表決）	64
議案第5号～議案第12号（討論，表決）	70
陳情第1号・第3号の訂正の件	71
一般質問	71
下川床 泉 議員	71
1．投票率向上対策について	
2．2010年国民読書年の取組について	
前之園 正 和 議員	81
1．市長の政治姿勢について	
2．国保税について	
3．子ども医療費の無料化について	
4．防災行政無線・地域防災無線の整備について	
新 村 隆 男 議員	96
1．山川・根占フェリーについて	
2．行政改革について	
六反園 弘 議員	109
1．市長の施政方針について	
延 会	121
3月19日	
議事日程	122
本日の会議に付した事件	122
出席議員	122
欠席議員	122
地方自治法第121条の規定による出席者	122
職務のため出席した事務局職員	123
開 議	124
会議録署名議員の指名	124
一般質問	124

福永徳郎議員	124
1. 市長のマニフェストについて	
2. 市長の政治姿勢について	
高橋三樹議員	137
1. 施政方針について	
2. 畠久保地区等の水事情について	
前田猛議員	147
1. 農業振興策について	
2. 観光事業振興策について	
下柳田賢次議員	161
1. 22年度当初予算と市長のマニフェストについて	
2. 観光振興について	
3. 休暇村建替えについて	
4. 山川・根占フェリーについて	
前原六則議員	175
1. 新日本科学（グリーンピア指宿跡地）施設の活用について	
2. 尾下地区の水道水供給安定確保について	
3. 魚見港・休暇村間の海岸側景観について	
延会	185
3月23日	
議事日程	187
本日の会議に付した事件	187
出席議員	187
欠席議員	188
地方自治法第121条の規定による出席者	188
職務のため出席した事務局職員	188
開議	189
会議録署名議員の指名	189
一般質問	189
大保三郎議員	189
1. 職員給与について	
2. 定住促進について	
3. 保育料について	
4. 市長の出張について	

5. 唐船峡そうめん流しについて	
浜田 藤 幸 議員	202
1. 指宿市への観光客誘致について	
2. 肝炎対策基本法の成立を受け、指宿市の支援策について	
3. 定住促進空家事業について	
新川床 金 春 議員	214
1. 山川・根占フェリー問題について	
2. ごみ問題について	
3. 高齢者福祉について	
高 田 ちよ子 議員	227
1. 安心・安全な生活のために	
2. 図書館について	
議案第30号～議案第35号一括上程	233
提案理由説明	234
議案第30号～議案第35号（質疑）	237
議案第31号，議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号（委員会付託省略）	240
議案第30号及び議案第33号（委員会付託）	240
指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	240
散 会	242

3月29日

議事日程	243
本日の会議に付した事件	244
出席議員	244
欠席議員	244
地方自治法第121条の規定による出席者	245
職務のため出席した事務局職員	245
開 議	246
会議録署名議員の指名	246
議案第13号～議案第16号（委員長報告，質疑，討論，表決）	246
議案第17号（委員長報告，質疑，討論，表決）	248
議案第18号及び議案第19号（委員長報告，質疑，討論，表決）	249
議案第20号（委員長報告，質疑，討論，表決）	250
議案第28号（委員長報告，質疑，討論，表決）	276

議案第21号～議案第24号（委員長報告，質疑，討論，表決）	278
議案第25号～議案第27号（委員長報告，質疑，討論，表決）	280
議案第31号，議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号（討論，表決）	283
議案第30号及び議案第33号（委員長報告，質疑，討論，表決）	283
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	286
閉会中の継続審査について	289
議案第36号上程	289
提案理由説明	289
議案第36号（質疑，委員会付託省略，表決）	290
議案第37号～議案第39号一括上程	290
議案第37号～議案第39号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	290
意見書案第1号～意見書案第3号一括上程	291
意見書案第1号～意見書案第3号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	291
決議案第1号上程	291
決議案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	292
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	292
議長あいさつ	292
市長あいさつ	293
閉議及び閉会	294

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成22年2月12日午前10時開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- 日程第1 仮議席の決定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第10 指宿地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第11 議案第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第3号 監査委員の選任について

---

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 20番議員 | 新村隆男 |

21番議員 森 時 徳

22番議員 松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男   | 教 育 長     | 田 中 民 也 |
| 総 務 部 長   | 秋 元 剛     | 市民生活部長    | 新 村 光 司 |
| 健康福祉部長    | 田 代 秀 敏   | 産業振興部長    | 井 元 清八郎 |
| 建設 部 長    | 吉 永 哲 郎   | 教 育 部 長   | 屋 代 和 雄 |
| 山 川 支 所 長 | 岩 崎 三 千 夫 | 開 闢 支 所 長 | 吉 井 敏 和 |
| 総 務 課 長   | 渡 瀬 貴 久   | 企 画 課 長   | 高 野 重 夫 |
| 財 政 課 長   | 富 永 信 一   | 税 務 課 長   | 濱 田 悟   |
| 長寿介護課長    | 迫 田 福 幸   | 商工水産課長    | 野 口 義 幸 |
| 建設監理課長    | 石 口 一 行   | 水 道 課 長   | 大 道 武 雄 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 増 元 順 一 | 次長兼議事係長   | 福 山 一 幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上 田 薫   | 議 事 係 主 査 | 宮 崎 勝 広 |
| 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |           |         |

議会事務局長（増元順一） 一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、六反園弘議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

臨時議長（六反園弘） ただいまご紹介いただきました六反園弘です。議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

#### 開会及び開議

午前10時22分 開議

臨時議長（六反園弘） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成22年第1回指宿市議会臨時議会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

#### 仮議席の指定

臨時議長（六反園弘） まず、日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

#### 議長の選挙

臨時議長（六反園弘） 次は、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙は、投票をもって行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（六反園弘） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

臨時議長（六反園弘） ただいまの出席議員は、22名であります。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

臨時議長（六反園弘） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（六反園弘） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

臨時議長（六反園弘） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と指名を呼び上げますので、投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いします。

[投票]

臨時議長（六反園弘） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（六反園弘） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

臨時議長（六反園弘） これより開票を行います。

開票立会人として、井元伸明議員、西森三義議員、浜田藤幸議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

臨時議長（六反園弘） 選挙結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票であります。

有効投票中、松下喜久雄議員10票、下川床泉議員8票、新村隆男議員3票、前之園正和議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、松下喜久雄議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松下喜久雄議員が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。

松下喜久雄議員、議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

議長（松下喜久雄） 皆様にご推挙いただきまして、私といたしましては、望外の喜びといたすところでございます。本当にありがとうございました。今、市民の皆様方の本議会に寄せられているご期待と、議長職という重責からくる重みと、そして、皆様方のお気持ちとで、緋い交ぜになって両肩に重くずっしりとのしかかっているような中で、この場に立たせていただいております。これから皆様方とともに、一生懸命、新しい指宿市のために頑張ってまいりたいと思っておりますので、ご協力をいただきたいと思いますところでございます。今、指宿市の財政状況も厳しい中にあるわけですけれども、20年度決算において何とか経常収支比率を100%を割り込むことができました。財政ゼロポイントにようやくマイナスから到達というとらえ方をさせていただいております。なおまた、新しく豊留市政が始まります。これも全く新しいゼロからのスタート、船出だというふうに思っております。豊留市政

をしっかりと確認，見極めながら，議会がともになって，指宿市政発展のためにつなげていければありがたいなと思うところです。どうぞ今後ともに，皆様方のご指導，ご鞭撻を賜りながら，一生懸命，議会改革も含めて取り組んでまいりますので，どうかよろしく重ねてご協力をお願い申し上げまして，就任のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

臨時議長（六反園弘） 以上をもちまして，臨時議長の職務をすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。それでは，新議長松下喜久雄議員，議長席にお着き願います。

[松下喜久雄議長議長席に着く]

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 副議長の選挙

議長（松下喜久雄） 次は，日程第3，副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は，投票をもって行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，副議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長（松下喜久雄） ただいまの出席議員は，22人であります。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

議長（松下喜久雄） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

議長（松下喜久雄） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います，念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と指名を呼び上げますので，投票用紙に，被選挙人の氏名を記載の上，順

番に投票願います。

[投票]

議長（松下喜久雄） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

議長（松下喜久雄） これより開票を行います。

開票立会人として、高橋三樹議員、田中健一議員、木原繁昭議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

議長（松下喜久雄） 選挙結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票21票、無効投票1票であります。

有効投票中、六反園弘議員11票、前田猛議員10票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、六反園弘議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました六反園弘議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

六反園弘議員、副議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

副議長（六反園弘） 一言お礼のごあいさつを申し上げます。議員の皆様方のご推挙によりまして副議長の要職につくことができました。私としましては身に余る光栄と存じ、感激しておりますと同時に、その職務の重大さを痛感しているところであります。幸いにして、人格識見ともに卓越された松下議長のもと、同僚議員各位の絶大なご指導、そしてご鞭撻を賜りまして、副議長としての職務に向かって全知全能を傾注したいと思っております。新しく市長も変わりました。素晴らしい豊留市長が舵取りをされていきますが、市長も先ほどのあいさつでありましたように、議会と執行部が車の両輪として、指宿の発展のために努力したいということです。これが執行部と議会があまりにも近づきすぎて一輪車にならないように、そしてまた離れ過ぎて、軸から離れて車が動かないというようなことのないように、心していきたいと思っております。誠に簡単でございますが、副議長当選の承諾、そして就任のあいさつといたします。ありがとうございます。

#### 議席の指定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第4、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） 次は、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高田チヨ子議員及び新宮領進議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日、1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日、1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時32分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 常任委員の選任

議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、常任委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務水道委員に、森時徳議員、新宮領進議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員、木原繁昭議員、新村隆男議員、中村洋幸議員、松下喜久雄議員。

文教厚生委員に、六反園弘議員、新川床金春議員、井元伸明議員、下柳田賢次議員、前之園正和議員、前田猛議員、田中健一議員。

産業建設委員に、下川床泉議員、前原六則議員、西森三義議員、福永徳郎議員、大保三郎議員、物袋昭弘議員、浜田藤幸議員を各常任委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 時 3 3 分

再開 午後 0 時 5 9 分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務水道委員長に木原繁昭議員，副委員長に高田チヨ子議員，文教厚生委員長に井元伸明議員，副委員長に新川床金春議員，産業建設委員長に前原六則議員，副委員長に浜田藤幸議員がそれぞれ互選されました。

#### 議会運営委員の選任

議長（松下喜久雄） 次は、日程第8，議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、大保三郎議員，新村隆男議員，新川床金春議員，木原繁昭議員，井元伸明議員，前原六則議員，前之園正和議員，田中健一議員，以上8名を議会運営委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 0 0 分

再開 午後 2 時 0 4 分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長に大保三郎議員，副委員長に新村隆男議員がそれぞれ互選されました。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、定例会及び臨時会の会期日程等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、委員会の委員の任期中，閉会中の継続審査の申し出があります。

この申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり，委員の任期中，閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

議長（松下喜久雄） 次は、日程第9，指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

指宿広域市町村圏組合議会議員に、六反園弘議員、田中健一議員、福永徳郎議員、高田チヨ子議員、新川床金春議員、下川床泉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、六反園弘議員、田中健一議員、福永徳郎議員、高田チヨ子議員、新川床金春議員、下川床泉議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

#### 指宿地区消防組合議会議員の選挙

議長(松下喜久雄) 次は、日程第10、指宿地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

指宿地区消防組合議会議員に、松下喜久雄議員、西森三義議員、高橋三樹議員、下柳田賢次議員、新村隆男議員、森時徳議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松下喜久雄議員、西森三義議員、高橋三樹議員、下柳田賢次議員、新村隆男議員、森時徳議員が指宿地区消防組合議会議員に当選されました。

#### 市長あいさつ

議長(松下喜久雄) この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長(豊留悦男) 平成22年度第1回指宿市議会臨時会の開会にあたり、時間をいただき、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、新しく選ばれた議員各位ご参集のもとに、平成22年第1回指宿市議会臨時会が滞りなく開会されますことに厚くお礼を申し上げます。皆様方には、去る2月7日に執行されました市議会議員選挙におきまして、激戦を勝ち抜かれ、市民の負託を担ってめでたく当選の栄誉に輝かれましたことに、改めて深甚なる敬意を表し、心からお祝い申し上げます。また、本日、指宿市議会議長、副議長及び各委員長の選任が行われましたが、松下喜久雄議長、六反園弘副議長におかれましては、その名誉に対しまして心からお祝い申し上げますとともに、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長をはじめ、皆様に心からお祝いを申し上げます。

さて、私は、市長選挙におきまして、市民のご支持と厳粛な負託を賜り、市政を担わせていただくことになりました。大変光栄であり、また、身の引き締まる思いであります。今後終始一貫、市民の皆様の意見や要望に、謙虚に耳を傾け、一つ一つ、真剣に、かつ誠実に、市長としての責務を果たしてまいる決意でございます。市政を遂行するにあたり、私は、まず、自らの政治姿勢を市民の皆様及び議員各位に明らかにしておきたいと存じます。

初めに、自分が住んでいる地域が、少しでも暮らしやすく、生活しやすいふるさとになることを願っている人々、これから家庭を築き、将来に夢を持とうとする若い人たち、また、長年この地に住み、郷土を愛してこられたご年配の方々、そして、指宿の再生と発展を望ん

でいる約4万5,000人すべての幸福のために、私は、全身全霊を捧げ、市政を遂行する覚悟でございます。

ところで、我が国は、先行きを見通すことのできない経済・社会状況の中で、地方分権の名のもと、事業仕分け等をとおして様々な改革を進めております。しかし、残念ながらその一方で、影の部分として、都市と地方との不均衡や地域格差が拡大していることも事実でございます。また、国の財政状況が厳しくなる中であって、国と地方との在り方について、財政縮減主眼型の地方分権を更に推進する動きも出てきております。このような大きな変革の中であって、本市は、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の下、少子高齢化の急速な進行に対する対策、国の三位一体の改革への対応、地場産業の振興、中心市街地の活性化策など、様々な行政課題が山積している現状にあります。私は、このような状況にあっても、市民一人一人がこの指宿を、夢と希望を持って、生き生きと安心して暮らせるまちにしたいと願い、また、先人が残してくれたこの大切なふるさとを、次の世代に自信を持って引き継いでいかなければならないという強い自覚を抱いております。

いずれにしても、私は、本市が直面する難題を解決し、困難な状況を乗り越えるために、貴重な地域資源を十分に利活用しながら、また、市民の皆様や議員各位の知恵と力をいただきながら、私自身、村や町、市や県の行政経験、それに海外での生活体験なども存分に生かして、新しい時代にふさわしい、指宿の新しいまちづくりに全力を傾ける所存でございます。

地方分権の時代へ移行することは必然でございます。地方分権とは、国に集中している財源や権限を地方自治体に配分しようとするものです。これからの行政は、今まで以上に市民の皆様の声に耳を傾け、その総意を市政の中に反映させ、それを実行しているサイクルを、しっかり根付かせなければなりません。市民お一人お一人の声は、多様なものでありましよう。私は、誠実に、感謝の気持ちを大切に、その時々々の初心を忘れず市政を運営してまいります。さらに、市民が主役、市民参加、信頼、透明性、公平・公正を愚直に貫いてまいります。ふるさとで暮らす幸せを改めて実感していただける指宿の実現へ向けて、努力してまいります。

市民の皆様からの負託にこたえて、私が、この1期4年間に取り組むべき市政の重要課題と考えている主な基本的な事項について、皆様にご説明を申し上げます。

厳しい財政事情を踏まえた行財政改革は喫緊の課題でございます。健全財政の確立・堅持の公約を掲げて選挙戦を戦い、その結果、多くの市民のご支持を得て、市長に就任させていただきました。人口の減少や長引く景気の低迷等に伴う市税収入の伸び悩み、三位一体改革による地方交付税の縮減などによって、今後も強力に歳出の抑制、削減を継続していかなければ、本市行政は立ち行かないほど財政がひっ迫している状況でございます。また、これまで進めてきた社会資本整備の結果、多額の地方債発行残高を抱える状況にあることから、今後の国の歳出・歳入一体改革の動向によっては、状況が更に深刻化する懸念もございます。

このような状況から一刻も早く抜け出し、健全な財政運営を推進するために、その年度の歳入で歳出を賄うという均衡財政を目指すとともに、地方債発行残高の着実な削減を図ることを基本に、この4年間ですべての事務・事業をゼロベースで見直すなど、行財政改革を強力に推進してまいります。また、歳入については、市税収納率の向上等を図り、極力、自主財源の確保に努めてまいります。

二つ目の課題は、市役所改革、すなわち信頼される市役所づくりでございます。社会経済の構造が大きく変化している中で、市役所を真に市民に役立つ所にするためには、組織は人なりを基本に、私を含め、職員間で遠慮なく発言できる風通しの良い環境づくりを行い、意識改革を図ってまいります。

三つ目の課題は、地域経済の活性化でございます。本市の基幹産業である農林水産業、観光の振興は、地域経済の活性化に欠かせないものであります。九州新幹線鹿児島ルート of 全線開業を機に、観光客の誘致を積極的に推進しなければなりません。豊かな海は砂浜等、豊富な観光資源を発掘し、食と健康と融合した新たな誘客を図っていかねばなりません。農林水産業、水産加工業、商工業、小売業等の振興に本腰を入れて、まち全体の活性化を図り、元気なまちを取り戻すことが何にも増して緊急かつ重要な行政課題でございます。こうした状況を踏まえて、私は、今一度真剣に現存する地場産業の体力強化を支援するとともに、新たな産業の創造や地域に根付く企業誘致の促進に力を注ぐほか、移住・定住の推進や交流人口の増加などにも積極的に取り組み、雇用・就業機会の創出、人口減少の抑止に努めていきたいと考えています。さらに、市街化地域の機能や利便性の向上も支援してまいりたいと思っております。

四つ目の課題は、医療、福祉、教育の充実でございます。日本の合計特殊出生率の低下傾向が続く中で、本市の少子化も進行しております。また、これまでにない少子高齢化の到来が鮮明になってきております。言うまでもなく、若年層が減少することは、まちの活力の減退につながってまいります。私は、この少子高齢化の中で、若い方々が未来に夢を持ち、生き生きと安心して暮らしていただくために、今後とも、幾つかの面で、行政の支援が欠かせないと考えております。また、高齢者に対しては、市民が互いに支え合い、助け合う地域社会を行政と地域が一体となって築き上げていくことが重要であると考えております。未来に夢を持ち、たくましく生きていく子供を育てることは、行政の責務でございます。確かな学力を定着させ、子供の個性を大切にされた教育を進めるために、教育環境の整備充実を図ってまいります。地域における医療・福祉充実を着実に推進するとともに、障害者の自立支援や次世代育成支援対策行動計画の展開などを進めてまいります。

最後の五つ目は、市民との協働の推進でございます。市民との協働は、これまで申し上げてきました信頼される市役所づくり、財政の健全化、地域経済の活性化、医療、福祉、教育の充実といった行政課題を達成する上でも、また、何といたっても、これからの住民自治、す

なわち、住民による意思決定と、それに伴う住民の自己責任を基礎とする分権型地域社会を構築するためにも、必ず取り組まなければならない新しいまちづくりのシステムでございます。このシステムを起動させるためには、何よりも情報の公開により市民と行政が情報を共有し、共通の認識を持つことが必要となります。行政情報は人間に例えるならば血液に等しく、十分な内容、すなわち、栄養と情報量、血管の太さが必要であります。そこで私は、今後、この情報公開をより広範に推し進めるとともに、市民と行政が担う役割と責任の関係をより良く理解していただくための努力を積み重ねて、自治の基本である住民本位の行政を構築するために、市民との協働を着実に実践していく所存であります。

以上、今後1期4年間に於ける私の市政運営について、何点かにわたって基本的な考え方と、実行すべき最重要課題を述べさせていただきました。地方分権改革推進法が成立し、地方自治体は、文字どおり、自らの責任と判断において、行政を運営することが待たなしで求められるようになってきております。また、人口減少社会が到来し、地域経済が低迷を続ける中で、地域間競争が一層激しさを増していることから、指宿市の将来を展望する上では、広域的な広がりの中での圏域全体としての発展方策というものをきちんと視野に入れて、この地域における本市の在り方と役割を踏まえつつ、近隣自治体とのより一層の連携強化を推進していくことが重要となってきております。私は、こうしたことを常に念頭に置きつつ、市政の責任者として、自ら先頭に立ち、職員とともに総力を挙げて、新しい時代の指宿のまちづくり、豊かな自然が織りなす食と健康のまち実現のために、全身全霊を捧げてまい進していく覚悟でございます。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、今後の市政運営に格段のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、市長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 議案第1号及び議案第2号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第11、議案第1号、教育委員会委員の任命について、及び日程第12、議案第2号、教育委員会委員の任命について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） それでは、提案いたしました案件についてご説明申し上げます。

今次、提案いたしました案件は、人事に関する案件3件であります。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第1号、教育委員会委員の任命について、でございます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、任期が4

年である教育委員会委員の在任期間が、平成22年2月22日までとなることから、今林重夫氏を引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、平成6年10月5日から旧指宿市の教育委員として、また、合併後の本市の教育委員として、教育行政の振興に多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次は、提案議案の2ページをお開きください。

議案第2号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、任期が4年である教育委員会委員、庄野直道氏の在任期間が、平成22年2月22日までとなっていることから、後任として西広美氏を委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏は、PTA役員としてその活動に専念されるなど、地域の教育振興に長く貢献されてきておられるところであり、当該委員として適任者であると思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時26分 |
| 再開 | 午後 | 2時27分 |

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号及び議案第2号（質疑、委員会付託省略、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

#### 議案第3号上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第13、議案第3号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新宮領進議員の除斥を求めます。

[新宮領進議員退席]

議長（松下喜久雄） 提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） それではご説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

議案第3号、監査委員の選任について、であります。

本案は、議員のうちから選任する監査委員の任期が2月11日で満了となったため、今回お示しの新宮領進氏を新たに選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第3号（質疑，委員会付託省略，表決）

議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は，委員会付託を省略いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第3号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第3号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第3号は，同意することに決定いたしました。

新宮領進議員の除斥を解除いたします。

[新宮領進議員着席]

閉議及び閉会

議長（松下喜久雄） 以上で，本日の日程はすべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ，併せて，平成22年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

臨時議長 六反園 弘

議長 松下 喜久雄

議員 高田 ちよ子

議員 新宮領 進

平成22年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 28日間（3月2日～3月29日）

2. 会期日程

| 月 日  | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                          |
|------|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月2日 | 火 | 本会議 | ・会期の決定<br>・議案第4号～議案第29号一括上程（議案説明）<br>・議案第29号（質疑，委員会付託省略，表決）<br>・新たに受理した陳情上程（委員会付託） |
| 3日   | 水 | 休 会 | 一般質問・議案質疑の通告限（12時）                                                                 |
| 4日   | 木 | 本会議 | ・議案第5号～議案第12号（質疑，委員会付託省略）<br>・議案第4号及び議案第13号～議案第28号<br>（質疑，委員会付託）                   |
| 5日   | 金 | 休 会 | 総務水道・産業建設委員会（10時開会）                                                                |
| 6日   | 土 | ”   |                                                                                    |
| 7日   | 日 | ”   |                                                                                    |
| 8日   | 月 | ”   | 総務水道・産業建設委員会（10時開会）                                                                |
| 9日   | 火 | ”   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                     |
| 10日  | 水 | ”   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                     |
| 11日  | 木 | ”   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                     |
| 12日  | 金 | ”   |                                                                                    |
| 13日  | 土 | ”   |                                                                                    |
| 14日  | 日 | ”   |                                                                                    |
| 15日  | 月 | ”   |                                                                                    |
| 16日  | 火 | ”   | 議案及び委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）                                                        |
| 17日  | 水 | ”   |                                                                                    |

|     |   |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|---|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18日 | 木 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第4号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第5号 ~ 議案第12号 (討論, 表決)</li> <li>・ 陳情第1号・第3号の訂正の件</li> <li>・ 一般質問</li> </ul> 産業建設委員会 (16時20分)                                                                                                    |
| 19日 | 金 | "   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 20日 | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 21日 | 日 | "   |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 22日 | 月 | "   |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 23日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> <li>・ 議案第30号 ~ 議案第35号一括上程 (議案説明)</li> <li>・ 議案第30号 ~ 議案第35号 (質疑)</li> <li>・ 議案第31号, 議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号 (委員会付託省略)</li> <li>・ 議案第30号及び議案第33号 (委員会付託)</li> <li>・ 指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙</li> </ul> 総務水道委員会 (15時50分)         |
| 24日 | 水 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 25日 | 木 | "   | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 26日 | 金 | "   |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 27日 | 土 | "   |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 28日 | 日 | "   |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 29日 | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第13号 ~ 議案第28号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第30号 ~ 議案第35号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について (陳情第5号)</li> <li>・ 議案第36号上程 (議案説明)</li> <li>・ 議案第36号 (質疑, 委員会付託省略, 表決)</li> </ul> |

|     |   |     |                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|---|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29日 | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第37号 ~ 議案第39号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 意見書案第1号 ~ 意見書案第3号<br/>(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 決議案第1号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果</li> </ul> |
|-----|---|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1回指宿市議会定例会会議録

平成22年3月2日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第4号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第4 議案第5号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第6号 平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第7号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第8号 平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第9号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第10号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第11号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第12号 平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第13号 指宿市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市父子手当支給条例の廃止について
- 日程第17 議案第18号 指宿市開闢観光案内所条例の廃止について
- 日程第18 議案第19号 市道の認定について
- 日程第19 議案第20号 平成22年度指宿市一般会計予算について
- 日程第20 議案第21号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計予算について

- 日程第21 議案第22号 平成22年度指宿市老人保健特別会計予算について
日程第22 議案第23号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第23 議案第24号 平成22年度指宿市介護保険特別会計予算について
日程第24 議案第25号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
日程第25 議案第26号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
日程第26 議案第27号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
日程第27 議案第28号 平成22年度指宿市水道事業会計予算について
日程第28 議案第29号 監査委員の選任について
日程第29 新たに受理した陳情上程（陳情第1号～第5号）

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	教育長	田中民也
総務部長	秋元剛	市民生活部長	新村光司

健康福祉部長	田代秀敏	産業振興部長	井元清八郎
建設部長	吉永哲郎	教育部長	屋代和雄
山川支所長	岩崎三千夫	開聞支所長	吉井敏和
総務課長	渡瀬貴久	人事秘書課長	邊見重英
財政課長	富永信一	市民協働課長	上村公德
長寿介護課長	迫田福幸	農政課長	浜田淳
建設監理課長	石口一行	水道課長	大道武雄

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元順一	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	宮崎勝広
議事係主査	濱上和也		

開会及び開議

午前10時29分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成22年第1回指宿市議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において下川床泉議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月29日までの28日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月29日までの28日間と決定いたしました。

議案第4号～議案第28号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第4号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、から日程第27、議案第28号、平成22年度指宿市水道事業会計予算について、までの25議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） 平成22年度第1回市議会定例会の開会に際し、平成22年度予算並びに諸案件のご審議をお願いするにあたりまして、市政運営の所信の一端と施策の概要を申し述べ、市議会をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【 】施政方針

私は、先に行われました市長選挙で、多くの市民の皆様からご支持を賜り、この度、市政を担わせていただくことになりました。皆様の厳粛な負託にこたえるための市政運営はいかにあるべきかを考えるとき、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いがいたしております。今後、更なる指宿市の発展のために、市民の代表でございます市議会の皆様をはじめ

め、広く市民の方々の声に耳を傾け、私の持てる力のすべてを市政運営に注いでいく所存でございますので、今まで以上のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、1市2町が合併して誕生した新指宿市は、合併後4年余りが経過し、歴史や文化、生活圏などが密接につながり、特に、農林水産業や観光、各地域の様々なイベントをとおして、それぞれの特色を融和させ、より一体感を醸成しながら発展してきております。しかしながら一方では、医療や子育て支援、農林水産業の振興など、合併による住民サービスが未だ十分に行き届いていないなどの不満の声が聞かれていることも、否めない事実であろうかと思っております。

現在、国内を取り巻く先行き不透明な経済情勢により、地元企業や事務所等では、雇用不安や消費低迷による地場産業への影響が懸念されるところであります。そのような中で、市民の声を広く聞き、すべての市民が納得できる、より質の高い行政サービスを推進していくためには、行政としての相応の体力が必要であり、それに見合った確固たる財政基盤の構築が必要不可欠であると考えております。

私は今、「いぶすき」には、待ったなしの行財政改革が必要であると考えております。本市にとって、行財政改革は喫緊の課題であり、財政構造の改革なくしては、第一次総合振興計画に掲げる具体的施策は推進できないものと考えております。「いつまでに、何を、どのようにやる、そのための財政の裏付けはどうするのか。」そのことを常に念頭に置き、国の事業仕分け作業と同じように、市民の声を大切にしながら、市民協働で取捨選択しながら具体的事業を展開していかなくてはなりません。

そのためには、行政はもとより、すべての市民が発想を転換し、「変える勇氣、変わる勇氣」を持つことが大切であります。女性や子供が輝いている生きやすい社会は、男性にとっても生きやすい社会でありますし、それ以上に、お年寄りにとっても、生活しやすく温かい社会であります。私は、老若男女、市民一人一人が、それぞれの能力を存分に発揮できる社会に「変える、変わる」ことが、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現につながるものと確信しております。多様な生き方、働き方、学び方のできる地域には、多くの人が集まってまいります。そして、そこには感動という、世代を超えた地域連帯の美しさが生まれてまいります。地域でできることは地域で協働して取り組むことで、地域の絆が生まれ、感謝と思いやりの明るいまちが生まれます。そのために、私は、自分たちの住む地域が、少しでも暮らしやすく、生活しやすい郷土になることを願っている人々、また、これから家庭を築き、将来に夢を持とうとする若い人たち、あるいは、長年この地に住み、郷土を愛してこられたご年配の方々、そして、指宿の再生と発展を望んでいる約4万5,000人すべての人々の幸せのために、持てる力を注ぎ、市政の舵取りをしていきたいと思っております。

そのようなことを踏まえ、私が、市政の最重要課題と考えている主な基本的事項について申し述べたいと思います。

まず、一つ目には、厳しい財政事情を踏まえた行財政改革が喫緊の課題であるということでございます。人口の減少や長引く景気の低迷等に伴う市税収入の伸び悩み、三位一体改革による地方交付税の縮減などによって、今後も強力的に歳出の抑制、削減を継続していかねば、本市行政は立ち行かないほど財政がひっ迫していくことが危惧されるところでございます。また、これまでに進めてきた社会資本整備の結果、多額の地方債発行残高を抱えている状況において、今後の国の動向によっては、状況が更に深刻化する懸念もございます。このような状態から一刻も早く抜け出し、健全な財政運営を推進するために、その年度の歳入で歳出を賄うという均衡財政を目指すとともに、地方債発行残高の着実な削減を図ることを基本に、この4年間ですべての事務・事業をゼロベースで見直すなど、行財政改革を強力的に推進してまいります。また、歳入については、市税収納率の向上を図り、そのほかの自主財源の確保にも努めてまいります。

二つ目の課題は「市役所改革」すなわち「信頼される市役所づくり」でございます。社会経済の構造が大きく変化している中で、市役所を真に「市民に役立つ所」にするためには「組織は人なり」を基本に、私を含め職員間で遠慮なく発言できる風通しの良い職場環境づくりを行い、意識改革を図ってまいります。

三つ目の課題は、地域経済の活性化でございます。本市の基幹産業である農業、水産業、観光の振興は、地域経済の活性化に欠かせないものでございます。九州新幹線鹿児島ルート of 全線開業を機に、観光客の誘致を積極的に推進していかねばなりません。また、豊かな自然や海浜等の豊富な観光資源を発掘し、エコ・グリーンツーリズムなどの体験型観光商品の開発や食と健康を融合した新たな誘客を図っていかねばなりません。併せて、農林水産業、水産加工業、商工業、小売業等の振興に本腰を入れ、まち全体の活性化を図り、同時に中心市街地の機能や利便性の向上にも支援を行うなど、元気なまちを取り戻すことは何にも増して緊急かつ重要な行政課題となっております。このような状況を踏まえ、私は、今一度、現存する地域産業の体力強化を支援するとともに、新たな産業の創造や地域に根付く企業誘致の促進に力を注ぐほか、移住・定住の促進や交流人口の増加策などにも積極的に取り組み、雇用・就業機会の創出、人口減少の抑止に努め、活気のあるいぶすきづくりの実現に努めていきたいと考えております。

四つ目の課題は、医療・福祉・教育の充実です。我が国においては、合計特殊出生率の低下傾向が続く中で、本市の少子化も進行しており、これまでにない少子高齢社会の到来が鮮明になってきております。若年層が減少することは、言うまでもなくまちの活力の減退につながってまいります。私は、この少子高齢社会の中で、若者が未来に夢を持ち、生き生きと安心して暮らしていくためには、行政の支援は極めて大切であると同時に、高齢者に対しては、市民が互いに支え合い、助け合う地域社会を行政と地域が一体となって築き上げていくことが必要であると考えております。そのために、地域における医療・福祉充実を着実に推

進するとともに、障害者の自立支援や後期次世代育成支援地域行動計画の展開などを図ってまいります。また、未来に夢を持ち、たくましく生きていく子供を育てることは、行政の責務でございます。確かな学力を定着させ、子供の個性を大切にした教育を進めるため、教育環境の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

最後の五つ目は、市民との協働の推進でございます。「市民との協働」は、これまで申し上げてきました財政の健全化、信頼される市役所づくり、地域経済の活性化、医療・福祉・教育の充実といった行政課題を達成する上でも、また、何といたっても、これからの「住民自治」すなわち「住民による意思決定」とそれに伴う「住民の自己責任」を基盤とする分権型地域社会を構築するためにも、必ず取り組まなければならない新しいまちづくりのシステムであります。このシステムを機動させるためには、何よりも「情報公開」により市民と行政が情報を共有し、共通の認識を持つことが必要となります。そこで私は、今後、この情報公開をより広範に推し進めるとともに、市民と行政が担う役割と責任の関係をより良く理解していただくための努力を積み重ねて、自治の基本である「住民本位の行政」を構築するために、市民との協働を着実に実践していく所存でございます。

地方分権改革推進法により、地方自治体は文字どおり、自らの責任と判断において、行政を運営することが待たないで求められるようになりました。また、人口減少社会が到来し、地域経済が低迷を続ける中で、地域間競争が一層激しさを増していることから、指宿市の将来を展望する上では、広域的な広がりの中での発展方策ということをきちんと視野に入れて、この地域における本市の在り方と役割を踏まえつつ、近隣自治体とのより一層の連携強化を推進していくことが重要となってきております。

私は、こうしたことを常に念頭に置きつつ、市政の責任者として、自ら先頭に立ち、職員とともに総力を挙げて、新しい時代の指宿のまちづくり、「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」実現のために、全身全霊を捧げてまい進していく覚悟でございます。

以上、私の市政運営に対する考え方の一端を申し上げましたが、市民一人一人が明日に希望を持ち、安心して暮らしていける指宿づくりに向けて全力を傾注してまいりますので、議員各位のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

次に、平成22年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

1 市民福祉について

まず、市民福祉についてであります。福祉につきましては、市民相互が支え合う地域福祉を推進する観点から、市民一人一人の思いを大切に、その人らしい生活を送れるまちづくり、誰もが安全で安心なまちづくりを目指し、各種事業に取り組んでまいります。特に、援護を必要とする高齢者や障害者の方々が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関・団体との連携及び地域の方々との協働により積極的にその支援に努めてまいります。

高齢者の福祉につきましては、介護予防の充実がさらに求められており、これまでに展開してきた「ふれあいデイサービス事業」、「食の自立支援事業」、さらに、「砂むし温泉入浴事業」等の介護予防の施策を積極的に推進してまいります。また、高齢者が持つ知識や技能を生かし、更に高齢者の社会参加と生きがいを推進していく視点から、シルバー人材センターの充実など、高齢者が地域社会に積極的に参加していく環境づくりに努めてまいります。障害者の福祉につきましては、障害者の就労支援及び地域生活への移行を図りながら、市民が相互に尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、障害福祉サービス並びに地域生活支援事業を積極的に推進するとともに、障害者が自立した生活が送れるよう支援してまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、平成22年度から26年度までの後期次世代育成支援地域行動計画に基づき、事業を推進してまいります。子育てと就労の両立支援及び母子・父子家庭等の就業・自立に向けて、新たに父子家庭にも児童扶養手当を支給し、次世代を担う子供が健やかに生れ、育成される環境づくりに努めてまいります。また、要保護児童の早期発見や適切な保護及び配偶者からの暴力に迅速に対応する必要があることから、これらについての相談・支援活動の充実・強化に努めてまいります。次世代を担う子供を社会全体で応援する観点から、児童手当に変わり、創設された子供手当の支給を行うとともに、保育所に第3子以降の児童を入所させる多子世帯に対して、引き続き当該児童の保育料の助成を図り、子育て支援に努めてまいります。

次に、市民が心身ともに健やかで心豊かな日常生活を営むための保健、医療につきましては、「自分の健康は自分で守る」を基本に、医師会、歯科医師会をはじめ、各関係機関と連携を密にしながら、母子保健事業、予防接種等による疾病予防対策事業、献血促進、救急医療、がん検診及び健康づくり等の事業を健康増進計画に基づき、実施してまいります。特に、女性特有のがん検診につきましては、対象者への検診手帳及び無料クーポン券を配布し、検診率の向上を図ってまいります。また、母子保健事業においても妊婦一般健診の公費負担14回を継続して実施し、母子保健の充実に努めてまいります。

なお、在宅難病患者等の日常生活を支援するため、新たに難病患者等日常生活用具給付事業を開始してまいります。

次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、医療や介護の給付費の適正化を図り、その健全な運営に努めてまいります。特に、国民健康保険特別会計では、保険者の義務化とされたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進し、医療費適正化を図りながら、訪問指導員等を活用して受診率の向上に努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度では、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、75歳以上の高齢者等を中心とした被保険者の資格管理や保険料の納付に関することなど、円

滑に実施できるよう市民サービスに努めてまいります。

介護保険につきましては、第4期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な運営とサービスの質の向上を図ってまいります。また、介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるように、地域密着型サービスの更なる充実を図るとともに、高齢者の総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターを核として、積極的に介護予防事業等を展開してまいります。

次に、環境行政につきましては、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、越境汚染など、地球的規模の環境問題が深刻化してきており、特に温暖化防止は世界的な緊急テーマとなっております。このような中、日本は京都議定書に基づき、平成20年度からの5年間に、温室効果ガスの排出を1990年レベルから6%削減する義務が課せられております。また、国においては、「2020年度までに1990年比25%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との中期目標を表明しており、本市においても地球温暖化防止に向けて、市民、事業者、行政の幅広い参加による実効ある取組が求められているところでございます。このようなことから、レジ袋の削減等に向けた対策協議会を設置し、ごみの減量化と地球温暖化防止対策の推進に努めてまいります。併せて、市役所独自の環境マネジメントシステムの運用により、自らが環境負荷の軽減を図るとともに、家庭環境ISOの推進を図るなど、身近なところから地球環境保全への取組に努めてまいります。地域環境の保全対策につきましては、引き続き環境浄化微生物活性化資材「LOVEいぶすき」による河川等の水質浄化や悪臭防止など、「指宿市環境基本計画」に基づき、諸施策の推進に取り組んでまいります。廃棄物問題につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化・資源化に努めておりますが、更なるごみ減量化を推進するために、ごみ発生の抑制、資源ごみ分別の徹底を図るとともに、生ごみ処理機購入補助事業の継続、廃棄物監視員の増員など、今後も事業者や市民の皆様と協働しながら、循環型社会の構築を目指してまいります。

ごみ処理につきましては、清掃センター設備の定期的な整備に加え、経年劣化による補修を行いながら設備の延命化を図るとともに、ごみ搬入時の点検指導を徹底し、更なるごみ減量化に努めてまいります。また、焼却灰等は県内に受入施設がないことから、現在、県外へ搬出してありますが、南九州市や指宿広域市町村圏組合と連携し、管理型最終処分場の建設に向けた取組を推進してまいります。

生活排水対策につきましては、公共下水道認可区域外の地域において、単独処理浄化槽、若しくは汲取り便槽から浄化槽への切り替え設置者に対し、補助の上乗せを行い、浄化槽への切り替えを更に推進してまいります。

2 産業振興について

次に、産業振興についてでございます。

農業は、農産物等の輸入増加や産地間競争の激化、国内経済の不安定による個人消費の低

迷等、取り巻く環境は厳しいものとなっております。これらを踏まえ、本市におきましては、恵まれた自然環境と土地資源を生かし、生産性の高い経営展開や、ブランド産品を中心とした多彩な農産物を安定的に供給できる一大産地づくりを目指してまいります。具体的には、農業振興に関する関係機関の業務を一つの建物の中で行うワンフロア化を推進し、相談窓口の一元化を図ることによって、農業者の利便性の向上や、きめ細かな営農相談等に努めてまいります。野菜や果樹につきましては、消費者や市場から高い評価を受けており、これらを更に推進するため、市場が求める定時・定量・定質に加え、農業生産規範を定める「かごしまの農林水産物認証」(K-GAP)の取得推進等により、安心・安全な農産物の生産に努めながら、トップセールスとして市場訪問を行い、地産全消に努めてまいります。今後も消費者が望む安全で品質の良い農産物の生産を推奨するとともに、活動火山周辺地域防災営農対策事業などの各種補助事業を活用した施設や機械等の整備を進め、生産安定と品質向上を図り、産地づくりに努めてまいります。

花き・観葉につきましては、昨年設立された「いぶすき花き振興連絡会」や花き・観葉生産者、関係機関と連携しながら、生産安定と品質向上に努め、消費者動向を的確に把握し、他産地に先駆けた新品目の調査、研究に努めてまいりたいと思います。

病害虫防除対策につきましては、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの一日も早い根絶に向けて、市民・事業所等への広報活動を推進するとともに、農林水産省門司植物防疫所や鹿児島県病害虫防除所と連絡して防除活動を推進してまいります。

畜産につきましては、飼料価格の高騰や景気後退に伴い、枝肉価格が低迷するなど、厳しい経営状況でございます。今後もWTO等の輸入自由化問題で畜産を取り巻く情勢は予断を許さない状況でございます。このような状況に対応するため、自給飼料確保のため飼料稲・甘しょつの実証拡大を推進しながら、無利子の家畜購入資金貸付や酪農ヘルパー事業等を実施してまいります。また、養豚・養鶏につきましては、鳥インフルエンザなど、伝染病等の防疫対策を講じながら、生産性の向上による経営安定とふん尿処理対策、環境保全が図られるよう努めてまいります。

耕地事業につきましては、基幹農道の南薩東部地区広域営農団地農道が、指宿地域の一部と山川・開聞地域で利用が開始されています。今後も早期全線開通を目指し、推進してまいります。併せて、農村振興総合整備事業の平成22年度完成、経営体育成基盤整備事業の平成23年度完成に向けての取組を強化し、また、昨年度よりシラス対策事業に着手するなど、今後も農業生産基盤と生活環境の整備を進めてまいります。さらに、平成19年度から5か年計画で取り組んでおります農地・水・環境保全向上活動支援事業を積極的に推進いたします。

林業につきましては、今後も集団間伐や松くい虫の防除事業等を推進するとともに、森林整備地域活動支援交付金制度の活用を更に促進し、森林の持つ多面的機能の発揮に努めてまいります。

水産業につきましては、マダイ・ヒラメの放流、イカ柴・タコツボ投入などの、「つくり、育て、管理する農業」や、藻場・干潟等の機能維持・回復のための藻場干潟等保全活動支援推進事業に取り組んでまいります。また、鰹節原料の鰹水揚げにつきましては、海外巻き網船の誘致を推進し、鰹節製造業の振興に努めてまいります。今和泉漁港・山川漁港・川尻漁港の整備につきましては、漁港整備長期計画に基づき推進してまいります。

商工業につきましては、本市を取り巻く経済状況は、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。このような状況の中にあって、「温たまらん井」や「そら豆スイーツ」の開発など、市民一人一人が地域の活性化のために立ち上がっております。このような地域の皆さんの活力を生かしながら、商工業の発展に向けてた施策を推進してまいります。また、中心市街地の活性化の事業実施や商店街街路灯維持、商工業制度資金利子補給、地域商店街活性化のために指宿商工会議所が実施する「共通商品券発行事業」や菜の花商工会における「ツマベニ商品券事業」等につきましても、引き続き助成に努めてまいります。

雇用につきましては、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」を積極的に活用して、雇用の創出を推進するとともに、市に事務局を持つ「指宿市雇用創造協議会」が厚生労働省より委託を受け、平成20年度から実施している「雇用創造推進事業」及び「雇用創造実現事業」についても積極的に推進してまいります。また、消費生活相談につきましては、昨年消費者庁が発足するなど、今後更に積極的な施策を講じることが求められていることから、啓発活動や相談員の養成・研修などによる体制強化、関係機関との連携による問題解決などに取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、JR山川駅の利用を促進し、山川駅の恒久的な存続を図るため、利用者に対しての補助金や、不採算路線となった路線バスの運行を維持するための補助金を交付するとともに、路線バスが行き届かない集落内を運行する市内循環バスの運行の利用促進を図ってまいります。

観光につきましては、本年度も金融危機に伴う世界的な景気後退により、観光需要の低迷が危惧されているところですが、観光は地域経済に大きな波及効果をもたらすことから、その振興に一層積極的に取り組むことが必要であると考えております。このため、約1年後の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を観光振興の千載一遇の機会と捉え、関係団体と連携した「九州新幹線全線開業プレキャンペーン」の事業展開を図るとともに、広域的な観光ルートづくりを県や県観光連盟等と連携し推進してまいります。全線開業対策としましては、現在、県や民間団体と協働し、「魅力ある観光地づくり事業」を推進していますが、引き続きJR主要駅周辺等に花木植栽などの整備を行ってまいります。また、全線開業にあわせて、平成23年3月18日から5月22日までの日程で、第28回全国都市緑化かごしまフェアが開催されます。メイン会場の吉野公園、サブ会場の鹿児島ふれあいスポーツランドはもとより、本市の池田湖畔の花畑や道の駅いぶすき「彩花菜館」、いぶすき山川港特産市場「活お海道」

などが、協賛会場、あるいは回遊拠点となっていますことから、官民一体となり花壇整備などを行い、受入対策の充実に努めてまいります。

イベント対策につきましては、菜の花マラソン大会や菜の花マーチなど、数多くのイベントが開催され、観光客誘致に大きな効果をあげております。今後も、それぞれのイベントの内容等を充実させるとともに、おもてなしの輪を拡げ、更なる観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。

知林ヶ島の利活用につきましては、環境省直轄事業による遊歩道や展望台、休憩所などの整備が進み、今後は、花と緑と環境の島として更なる充実に努めるとともに、地域住民や関係機関が一体となり、管理運営及び利活用の協議を進めてまいります。

国民宿舎の建替えにつきましては、観光振興を図る観点から重要でありますので、民間事業者が進出しやすい条件整備の一つとして、国民宿舎関連施設の解体を終え、現在、跡地利用者の公募中であり、引き続き建替えの推進に向け、努めてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、これまでも様々な改革を行ってきたところであります。今後も更なる経営改革を行い、売上増を目指すとともに、地域住民や観光客の憩いの場、交流の場として施設の維持管理及びサービスの向上に努めてまいります。

温泉施設の砂むし会館「砂楽」、山川砂むし保養施設及びヘルシーランドにつきましては、指定管理者と連携しながら、「もう一度訪れたい指宿温泉」づくりを目指して、健全経営に努めながら、安全で快適な施設の維持管理を行ってまいります。

3 土木行政について

次に、土木・建設などのまちづくり全般についてでございます。国の公共事業見直しによる補助金の廃止や、道路特定財源の一般財源化など、公共事業を取り巻く環境は厳しいものがございます。経済情勢や地域の実情を踏まえ、機動的かつ弾力的に整備を進めてまいります。

社会基盤の整備では、幹線道路、生活道路の整備、河川、港湾、海岸等の整備、秩序ある土地利用の促進に努め、道路・交通網の構築を図るとともに、良好な公共空間の形成を図ってまいります。また、生活環境の整備では、急傾斜地崩壊防止事業、公営住宅の整備、公共下水道施設の整備などを実施し、住みやすい魅力あふれるまちづくり、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路網の整備では、広域農道南薩東部地区において、鎮守山線と松ヶ窪尾下線の改良舗装工事を計画しております。県事業としましては、岩本開闢線及び指宿鹿児島インター線の改良舗装工事が計画されており、これらの事業により、市内各地のアクセス向上に努めてまいります。生活道路の整備では、魚見港グラウンド線、垂門水迫線、小牧中通り線、山川児ヶ水線、大山平原線、上野児童公園線、入野墓地線などを合併特例債や過疎対策事業債の有利な起債を活用して整備をするよう計画をしております。これらの新設改良事業のみなら

ず、道路等の維持補修にも引き続き努めてまいります。急傾斜地の整備では、川尻地区と細田西地区の急傾斜地崩壊危険区域を県単事業で計画し、安全性を高めるように努めてまいります。

また、国・県の事業であります港湾、海岸等の整備につきましては、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。主な負担金事業としましては、指宿港の港整備交付金事業と東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び指宿港海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業が計画されております。特に摺ヶ浜地区の海岸整備については、防災機能を含めた海岸保全事業の実現に向けて努力してまいります。

都市計画事業につきましては、土地利用計画に基づき、街路・都市公園等の都市施設の整備改善を行い、都市機能の維持、住み良い秩序ある市街地形成を目指してまいります。湊土地区画整理事業では、既成市街地の再構築と中心市街地の活性化を図るため、関係権利者のご協力とご理解をいただきながら、事業の早期完成を目指してまいります。十町土地区画整理事業では、良好な都市機能の確保、住みよい市街地の形成を目指し、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業を推進してまいります。県事業であります街路事業の渡瀬通り線、県道指宿停車場線では、JR指宿駅へのアクセス道路として、早期完成を目指して整備を進めてまいります。庁舎潟山線では、十町土地区画整理事業の進捗との併合を図りながら、事業の推進に努めてまいります。

また、景観行政につきましては、美しい自然景観や歴史的景観の保護のため、誘導や規制を行い、景観保全に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、事業認可計画に基づき、污水管きよの面整備を進めてまいります。北十町地区、高野原地区の污水管きよ布設工事を計画しております。雨水整備計画につきましては、都市計画決定変更・事業認可変更を行い、潟口雨水ポンプ場の改築事業を含めた浸水対策事業の実施に向けて取り組んでまいります。また、污水施設の浄水苑・中継ポンプ場及び雨水施設の潟口雨水ポンプ場、潟山ゲートポンプ場、仮設ポンプ場等下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境の確保に努めてまいります。

公営住宅事業につきましては、指宿地域71棟512戸、山川地域47棟133戸、開聞地域62棟142戸の計180棟787戸の市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、指宿地域高野原団地の建替えを昨年度からの継続事業で24戸を建設するとともに、火災報知器の設置及び地上デジタル放送開始に向けて、共同アンテナ等の改修を実施いたします。今後も市営住宅の整備・改善等を年次的に計画し、良好な居住環境の創生を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完成に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等の用地管理につきましても、未登記物件の解消を漸次行い、公共用地の適正な管理に

努めてまいります。

上水道につきましては、事業開始以来その普及と健全な発展に取り組んでまいりました。これまで年次的・計画的に整備を進め、現状では給水区域の平均普及率も98%を超えるほどになりました。近年節水型社会の到来による水需要の減少など、構造変化が見受けられますが、今後も市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、常に「公共性」と「効率性」を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給してまいります。今年度も安全な給水体制の構築や、老朽管更新等のため、管路整備事業では送・配水管の新設・改良工事のほか、制水弁の設置工事を、また施設整備事業では小雁渡浄水場急速ろ過機設置工事や、電機設備工事などを計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

4 教育行政について

次に、教育行政についてでございます。市発展の礎は、郷土の未来を担う青少年の育成にあります。そのため、青少年が変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に自覚し、それぞれが連携して、地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが大事であります。これまで、それぞれの地域で育まれた良き教育風土を大切にしながら、「まちづくりは人づくり」という信念に基づき、青少年育成の各種事業を実践してまいりました。今後更に内容を充実し、「地域の子供は地域で守り育てる」という気風の確立に努めるとともに、園児・児童・生徒が楽しく安心して学べる環境の整備充実にも努めてまいります。また、「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を基本理念とし、「郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を育むまち」実現のために、教育・文化・スポーツの振興に努めてまいります。

学校の施設整備では、パソコンなど教材教具の備品整備や老朽化した校舎等の維持補修を図り、児童・生徒に安全で良好な学習の場を提供できるように努めてまいります。また、継続事業の最終年度となります丹波小学校校舎改築事業の工期内完成を目指すとともに、北指宿中学校体育館改築に向けて、実施設計業務の委託を行い、平成23年度の改築に向けて取り組んでまいります。さらに、学校施設整備計画検討委員会からの答申に基づき、地域住民の意見を反映した学校施設整備計画の策定に努め、将来を担う指宿の子供たちに相応しい教育環境の実現に努力してまいります。

学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、「生きる力」の育成に努めてまいります。また、創意工夫した特色ある教育活動の展開や学習指導法の改善に努め、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力などを確実に習得させてまいります。特に、「基礎・基本」定着度調査や標準学力検査等の結果をもとに、きめ細かな指導をより一層充実させるなど、確かな学力の定着に努めてまいります。また、小・中・高等学校の連携を深め、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めてまいります。道

徳教育では、豊かな心を持ち、伝統と文化を継承するとともに、道徳の時間を要として集団宿泊学習や体験学習等、学校の全教育活動を通して、児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ってまいります。将来、社会人・職業人として自立していくうえで必要な能力や態度を育むために、市内の各事業所等と連携し、全ての中学2年生が一斉に5日間の職場体験学習を行う「キャリア・スタート・ウィーク事業」の充実に努めてまいります。読書活動を推進するために、これまでの読書活動推進会議の成果を生かして、学校や家庭、地域が主体的、意欲的に読書に親しむ「読書の街」づくりを進めてまいります。メディア教育の推進にあたっては、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用するとともに、情報モラルを身につけるための学習活動を充実してまいります。また、「アジア国際子ども映画祭」は、昨年度に引き続き、文化庁や外務省等、関係省庁の支援を受けながら、映像を通して児童・生徒の豊かな情操と感性を育てるとともに、アジア諸国の子供たちとの国際交流を推進してまいります。生徒指導では、いじめや不登校の問題等に積極的に取り組むために、心の教室相談員等を配置するとともに、子供のサポート体制整備事業を実施してまいります。特別支援教育では、児童・生徒一人一人に適切な指導や支援ができるように、特別支援教育支援員を配置するとともに、家庭や関係機関と連携し、個々の障害の程度に応じた指導に努めてまいります。環境教育では、学校版I S Oの取組を更に進めてまいります。体育・健康に関する指導は、「健やかな心と体」を育むために、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果をもとに、授業改善等の充実に努めてまいります。また、家庭や地域、学校給食センターと連携を図り、正しい食習慣の形成を図るとともに、病気の予防や望ましい生活習慣を身につける健康教育の充実に努めてまいります。児童・生徒の安全確保につきましては、P T Aや地域住民、関係機関等と連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに努めてまいります。教職員の資質や指導力向上については、経験者研修をはじめ、校内研修等の教職員研修の充実に努めてまいります。地域に開かれ、地域に根ざした教育活動を展開するために、「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」を実施するなど、地域丸ごとの教育を推進してまいります。指宿商業高等学校につきましては、多様な高度情報機器を活用し、専門性を育成するとともに、上級資格取得や生徒の適性、能力に応じた進路の実現を目指してまいります。

社会教育につきましては、生きがいを求めて自ら学ぶ市民講座等の充実に図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、地域に根づく生涯学習社会を目指してまいります。また、地域や家庭の教育力が低下する中、学校、地域、家庭との連携体制の強化を図るため、地域全体で学校を支援する「学校支援地域本部事業」に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、地域の人材を生かしながら、地域全体で地域の子供を守り育てる気運づくりに努めてまいります。また、姉妹都市等との青少年交流事業を通して、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。

次に、文化の振興でございます。市内には国指定史跡の橋牟礼川遺跡や国の登録有形文化財など、長い歴史の中で先人たちが残した貴重な文化財が多く残されております。今後も国・県と連携を図りながら、その保存・活用に努めてまいります。図書館につきましては、指定管理者と連携を図りながら、施設のより効果的・効率的な管理運営を行い、市民に親しまれる図書館として一層のサービスの向上に努めてまいります。

社会体育の振興につきましては、「市民一人1スポーツ」の実現を目指して、引き続き総合型地域スポーツクラブの充実を図りながら、生涯スポーツの促進に努めてまいります。また、地域住民のニーズに応じたスポーツ活動の推進のため、既存体育施設の有効活用及び学校体育施設開放事業の推進を図るとともに、体育施設を安全で良好に使用できるよう、施設の整備・充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、食の安全を第一に、栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努め、学校給食を通じての「食育」の取組を推進してまいります。

【 】 予算の大綱

次に、平成22年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで行政改革大綱や第一次集中改革プランによる行財政改革に積極的に取組み、一定の成果を上げてきているものの、景気の後退等に伴い、市税等収入は伸び悩み、今後も市町村合併に伴う地方交付税等の財政支援措置が終了することなどから、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も、平成20年度決算では98.9%と、前年度より改善したものの、他市町村と比較すると高い水準にあり、依然として財政の硬直化は続いております。このような厳しい財政状況を踏まえ、予算編成にあたりましては、歳入に見合った歳出構造への転換を着実に図るべく、予算要求額について各部に「一般財源枠」を配分し、要求段階から適正な歳入確保と歳出見直しを徹底したところであります。また、経常収支比率の改善や将来の財政負担に備えた基金づくりに取り組むとともに、今後見込まれる財源不足を構造的に解消するため、各部・課の枠を超えた全庁的な政策バランスを考慮した事業見直しにも努めたところでございます。一方で、国は世界的規模の経済危機を打破するため、平成20年から順次、地方に対して緊急経済対策として臨時交付金の配分や、地方交付税の別枠加算等の増額措置により、地域の活力を回復させるとしており、地方は景気対策・地域活性化等に資する事業を積極的の取り組むことが求められております。また、急激な少子高齢社会の進展や、新たな雇用創出、学校の施設整備、平成23年春の九州新幹線全線開業に向けた取組などの地域課題に対しても、適切に対応していかなければなりません。このようなことから、3月補正予算で「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」、「地域活性化・公共投資臨時交付金」を活用した4億8,000万円ほどの繰越明許事業を計上し、これに併せて、平成22年度当初予算でも合併特例債・過疎債などを活用して、指宿市の活性化に向けた事業に取り組んでまいります。

平成22年度の当初予算は、

一 般 会 計	203億7,000万円
国民健康保険特別会計	73億8,167万2千円
老人保健特別会計	383万3千円
後期高齢者医療特別会計	5億6,561万2千円
介護保険特別会計	39億8,355万6千円
温泉配給事業特別会計	4,368万4千円
唐船峡そうめん流し事業特別会計	2億3,555万円
公共下水道事業特別会計	7億6,334万4千円
水道事業会計	
収益的収入	7億8,442万7千円
収益的支出	6億6,768万2千円
資本的収入	55万円
資本的支出	4億516万1千円

を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と、歳入・歳出予算の概要等については、お示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願いいたします。

以上、向こう1年間の市政運営について基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりましたが、市政の運営にあたりましては、地方自治の基本であります「最少の経費で最大の効果」を念頭に、歳入の確保、事業の見直し等を行い、重点的かつ効果的な行財政の運営に努め、市政の着実な推進に向けて全力を傾注してまいりたいと存じます。今、市政を取り巻く環境は極めて厳しい状況ではありますが、一方で私たちの指宿市の未来には明るい材料もたくさんございます。冒頭にも申し上げましたとおり、市民の皆様の声を大切にしながら、市民協働による住民本位の行政を目指して市政の推進にまい進してまいりたいと考えております。つきましては、市議会の皆様方をはじめ、市民の皆様の市政に対するより積極的なご参加と、市政に対するご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げて、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次、第1回定例市議会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件9件、条例に関する案件6件、市道の認定に関する案件1件、当初予算に関する案件9件、人事に関する案件1件の計26件でございます。

議案第4号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）についてから、議案第28号、平成22年度指宿市水道事業会計予算について、までの25議案の詳細につきましては、所管の部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（秋元剛） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、ご説明を申

し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第4号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ4,992万2千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を206億1,259万2千円にしようとするものであります。事業費の確定や支出見込みに対する、不用額の整理等に伴う減額分と、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、及び地域活性化・公共投資臨時交付金の活用事業費の確定に伴う増減額に加えて、新たに創設された、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用事業費を、追加しようとするものであります。なお、新たに創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、地方公共団体が、地元の中小企業・零細事業者の受注に資するような、きめ細かなインフラ整備に取り組むことができるよう、国の平成21年度第2次補正予算において、交付金制度が創設され、平成21年度3月補正で活用事業費の計上が求められたため、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の対象事業費として3億2,655万7千円を、新たに計上したところであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの「第2表 繰越明許費補正」でお示ししておりますが、庁舎施設等整備事業等のきめ細かな臨時交付金事業や、地域活性化・公共投資臨時交付金、及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当する事業、市道の新設改良事業や地域活力基盤創造交付金事業等の、34事業に繰越明許費の設定するとともに、先の平成21年第4回定例会で、滞納整理システム導入事業の繰越明許費を設定いたしましたでしたが、事業費が確定いたしましたので、その金額を変更するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、6ページの「第3表 債務負担行為補正」でお示しのとおり、事業費の確定及び借入額の確定に伴い、債務負担行為の変更をするものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの「第4表 地方債補正」でお示しのとおり、各事業費の確定に伴い限度額を、それぞれ変更するものであります。

それでは説明の都合上、歳出の方から説明をさせていただきますが、歳出につきましては、その内容が事業費の確定、又は支出見込みに対する不用額、あるいは不足額の整理等もありますので、その中で主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書の24ページを、お開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費、説明欄の施設維持費70万円と節13委託料150万円、次のページの節15工事請負費2,931万3千円の合計3,151万3千円の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金活用による、指宿庁舎の非常用発電機更新、下水道

供用開始の伴う下水道管布設，及び開閘庁舎の自動火災報知設備更新に係る工事請負費等3,910万円の計上と，その他事業に係る工事請負費の執行残758万7千円を減額するものであります。

目2職員総務費，節19負担金補助及び交付金145万9千円の補正につきましては，県との人事交流による人事交流負担金の不足額を計上するものであります。同じく節25積立金7,000万円の補正につきましては，鹿児島県市町村職員退職手当組合負担金の後年度精算において，同負担金の積立額に不足額が見込まれることから，鹿児島県市町村職員退職手当組合負担金準備基金への積立金を計上するものであります。

目6財産管理費，節13委託料40万円と，節15工事請負費521万9千円の合計561万9千円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，池田湖売店の屋根及び外壁等の補修に係る事業費500万円，経済危機対策臨時交付金活用による，旧柳田小学校教職員住宅の解体工事費102万円の計上と，その他事業に係る工事請負費の執行残40万1千円を減額するものであります。

次は，26ページをお開きください。

同じく節25積立金8,681万7千円の減額補正につきましては，説明欄にお示しのとおり，今回の3月補正の財源調整として，財政調整基金積立金9,303万1千円の減額と，ふるさと納税制度に係る県からのふるさと納税市町村交付金，及び本市に直接寄附された，ふるさと納税一般寄附金等を積み立てるため，ふるさと応援基金への積立金650万1千円の計上，及び各基金積立金に係る運用利子の確定に伴い，各基金への積立金を増減するものであります。

目8交通安全対策費，節15工事請負費1,000万円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，市内のガードレールやロードミラー設置等の交通安全対策事業費を計上するものであります。

次は，28ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，次のページの目3老人福祉費，節19負担金補助及び交付金528万7千円の補正につきましては，介護施設開設準備経費助成特別対策事業による，「グループホーム」に対する，備品購入費等の補助金540万円の計上と，その他事業に係る執行残11万3千円を減額するものであります。同じく節20扶助費1,126万4千円の減額補正につきましては，養護老人ホーム等措置費の実績見込み減に伴い，扶助費を減額するものであります。

目6国民健康保険総務費，節28繰出金1億280万8千円の減額補正につきましては，国民健康保険特別会計への保険基盤安定支援，及び財政安定化支援等の実績見込み減に伴い，繰出金を減額するものであります。

目9介護保険総務費，次のページの節28繰出金1,266万7千円の減額補正につきましては，介護保険特別会計への介護給付費等の実績見込み減に伴い，繰出金を減額するものであります。

項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，節13委託料537万3千円の補正につきましては，子ども手当システム開発及び改修に係る業務委託料589万7千円の計上と，その他事業に係る，委託料の執行残52万4千円を減額するものであります。

目2児童措置費，節20扶助費1,700万円の減額補正につきましては，保育単価改正等による，保育所運営費に係る扶助費を減額するものであります。

目5子育て応援特別手当支給事業費，節19負担金補助及び交付金4,024万8千円の減額補正につきましては，国の施策により，子育て応援特別手当が執行停止となったことから，事業費補助金を減額するものであります。

次のページの款4衛生費，項1保健衛生費，目2予防費，節20扶助費866万円の補正につきましては，新型インフルエンザワクチン接種に係る実費負担費用軽減措置について，これまでは優先接種対象者のみとしておりましたが，2月1日から優先接種対象者以外の者まで拡大することとしたため，生活保護者や市民税非課税者については，全額補助の補助事業として684万円，その他の者につきましては，1回目2千円，2回目1千円の一部補助の，市の単独事業として182万円の不足額を計上するものであります。

目6環境衛生費，節11需用費，説明欄の消耗品費560万円の減額補正につきましては，指定ごみ袋購入に係る，単価及び数量の確定見込みに伴い，執行残を減額するものであります。同じく説明欄の施設維持費289万4千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金活用による，指宿火葬場及び山川火葬場の炉内耐火物等取替に係る，施設維持補修費293万9千円の計上と，その他事業に係る執行残4万5千円を減額するものであります。

項2清掃費，次のページの目2塵芥処理費，節11需用費4,461万7千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金活用による，指宿清掃センターごみ焼却炉中央制御システム更新に係る事業費4,515万円の計上と，その他事業に係る執行残53万3千円を減額するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金2,811万4千円の減額補正につきましては，指宿広域市町村圏組合の汚泥再生処理センター施設整備等に係る，事業費確定に伴い，負担金を減額するものであります。

款5農林水産業費，目3農業振興費，次のページの節19負担金補助及び交付金で，説明欄の投資的経費のもの1億155万8千円の減額補正につきましては，活動火山周辺地域防災営農対策事業に係る事業取り下げや，事業費確定に伴い，補助金を減額するものであります。

目4農業施設費，節13委託料30万円と，節15工事請負費439万6千円の合計469万6千円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，多目的研修館の外壁，及び内装等改修に係る事業費を計上するものであります。

目5畜産業費，節19負担金補助及び交付金818万3千円の補正につきましては，資源リサイクル畜産環境整備事業に係る，事業費確定に伴い，負担金を計上するものであります。

目6農地費，節13委託料242万2千円と，節15工事請負費602万2千円の合計844万4千円の補

正につきましては、主にきめ細かな臨時交付金活用による、農業用排水路及び農道補修に係る、事業費905万円の計上と、その他事業に係る執行残60万6千円を減額するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金834万2千円の減額補正につきましては、広域営農団地農道整備「南薩東部地区」事業、県営農村振興総合整備事業、及び経営体育成基盤整備事業等の事業費確定に伴い、負担金を計上するものであります。

項3水産業費、次のページの目2水産業振興費、節8報償費474万2千円の補正につきましては、山川漁港における「かつおの水揚げ量」、及び「入港船隻」の増による、水揚げ奨励金を計上するものであります。

目3漁港建設費、節19負担金補助及び交付金511万円の減額補正につきましては、今和泉漁港、山川漁港及び川尻漁港の改修事業費の確定に伴い、県営事業負担金を減額するものであります。

款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費、次のページの節15工事請負費3,272万8千円の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金活用による、砂むし会館「砂楽」のボイラー更新、及び建物防水工事、山川砂むし温泉の高架タンク更新工事、ヘルシーランドの軒裏全面張替改修に係る事業費3,313万円の計上と、その他事業に係る執行残40万2千円を減額するものであります。

目5公園管理費、節11需用費、説明欄の修繕料61万円と施設維持費150万円、及び節15工事請負費2,135万1千円の合計2,346万1千円の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金活用による、池田湖イッシートイレ汚泥槽亀裂補修、池田湖遊園地の園路防護柵補修、ふれあい公園施設補修、及び市内公園の遊具等補修に係る事業費3,111万円の計上と、その他事業に係る執行残764万9千円を減額するものであります。

款7土木費、次のページの項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費250万9千円の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金活用による、市道の維持補修に係る工事費300万円の計上と、その他事業に係る執行残49万1千円を減額するものであります。

目3道路新設改良費、節15工事請負費2,249万2千円と、節17公有財産購入費558万4千円の合計2,807万6千円の減額補正につきましては、市道の新設改良、及び橋りょう改修等に係る、事業費確定に伴う執行残を減額するものであります。

項3河川費、目1河川総務費、節13委託料570万円と、節15工事請負費4,896万2千円の合計5,466万2千円の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金活用による、秋元川・柳田川・吉田川・鳴川の河川改修に係る事業費6,100万円の計上と、その他事業に係る執行残633万8千円を減額するものであります。

項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金2,140万円の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金活用による、雨水ポンプ5台の補修に係る施設維持費の財源として、公共下水道事業特別会計への繰出金2,160万円の計上と、その他事業に係る事業費確定に伴う、

一般会計繰出金20万円を減額するものであります。

次のページの目3街路事業費，節19負担金補助及び交付金1,952万5千円の減額補正につきましては，渡瀬通り線に係る県営事業負担金の確定に伴い，負担金を減額するものであります。

項6住宅費，目1住宅管理費，節13委託料56万2千円と，節15工事請負費4,108万円の合計4,164万2千円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，魚見団地の屋根及びガス配管改修，及び上井出方団地の外壁等改修に係る事業費4,247万円の計上と，その他事業に係る執行残82万8千円を減額するものであります。

款8消防費，項1消防費，目1常備消防費，節19負担金補助及び交付金1,893万7千円の減額補正につきましては，指宿消防組合の事業費確定に伴い，負担金を減額するものであります。

款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費，次のページの節13委託料23万6千円と，節15工事請負費596万4千円の合計620万円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，教職員住宅補修に係る事業費を計上するものであります。

項2小学校費，目1学校管理費，節13委託料204万8千円と，節15工事請負費，説明欄の補助事業1億3,080万円の合計1億3,284万8千円の補正につきましては，公共投資臨時交付金活用による，徳光小学校と利永小学校の校舎，及び山川小学校の屋内体育館の耐震補強に係る事業費1億3,871万円の計上と，その他事業に係る執行残586万2千円を減額するものであります。同じく，説明欄の単独事業841万4千円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，指宿小学校・柳田小学校・池田小学校の特別支援教室の改修に係る事業費225万3千円，及び公共投資臨時交付金活用による，丹波小学校太陽光発電事業に係る事業費1,281万円の計上と，他事業に係る執行残664万9千円を減額するものであります。

次は41ページをお開きください。

項5幼稚園費，目1幼稚園費，節19負担金補助及び交付金107万円の補正につきましては，幼稚園就園奨励費確定に伴う補助金を計上するものであります。

項6社会教育費，目2公民館費，節15工事請負費42万円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，中央公民館の空調機設置に係る工事費を計上するものであります。

目7社会教育施設費，節11需用費，説明欄の施設維持費44万4千円の減額補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，山川文化ホール立樋金具取替に係る工事費149万3千円の計上と，他事業に係る執行残193万7千円を減額するものであります。同じく節13委託料40万3千円と，節15工事請負費1,439万2千円の合計1,479万5千円の補正につきましては，きめ細かな臨時交付金活用による，山川文化ホールの空調設備改修に係る事業費1,500万円の計上と，他事業に係る執行残20万5千円を減額するものであります。

次は42ページをお開きください。

項7保健体育費，目2社会体育施設費，節15工事請負費3,751万8千円の補正につきましては，

きめ細かな臨時交付金活用による、指宿総合体育館の床研磨工事、及び市営テニスコート4面の人工芝張替工事に係る事業費4,031万6千円の計上と、他事業に係る執行残279万8千円を減額するものであります。

次のページの目3学校給食センター費、節15工事請負費71万9千円の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金活用による、山川給食センターの調理室等の床改修に係る工事費を計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、13ページをお開きください。

款1市税700万円の減額補正につきましては、これまでの調定実績と、今後の納付見込みを勘案して、入湯税を減額するものであります。

款2地方譲与税から、款9地方特例交付金までの補正につきましては、交付額の確定及びこれまでの調定実績や、今後の交付見込み等を勘案し、節区分欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

次は14ページをお開きください。

款10地方交付税8,297万円の補正につきましては、普通交付税の交付額が確定したことから、増額を計上するものであります。

款12分担金及び負担金342万円の補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、それぞれの事業費の確定等に伴い増減額を計上するものであります。

款13使用料及び手数料1,222万2千円の減額補正につきましては、使用料の調定実績、及び今後の納付見込みを勘案して、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金582万7千円の減額補正につきましては、それぞれの事業に係る国庫負担金の確定に伴い、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

次のページの項2国庫補助金5億6,431万6千円の補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、きめ細かな臨時交付金2億7,969万6千円、公共投資臨時交付金1億8,121万1千円、安全・安心な学校づくり交付金1億5,591万円、学校ICT環境整備事業補助金2,417万2千円の計上と、経済危機対策臨時交付金等の各補助事業費の確定等に伴う、補助金の増減により7,667万3千円を減額するものであります。

次は18ページをお開きください。

項3委託金590万7千円の補正につきましては、子ども手当システム開発及び改修に係る事務費交付金等の国庫委託金を計上するものであります。

款15県支出金1億8,279万4千円の減額補正につきましては、それぞれの事業に係る県支出金の確定等に伴い、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

次は20ページをお開きください。

款16財産収入681万7千円の減額補正につきましては、貸付料や利子及び配当金の実績見込み等に伴い、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

款17寄附金338万7千円の補正につきましては、学校教育振興に役立ててほしいと200万円を寄附された、山川地区出身の永田豊氏等の、直接本市に寄附された、ふるさと納税一般寄附金を計上するものであります。

款18繰入金、次のページの項1特別会計繰入金1,465万2千円の補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、老人保健特別会計と、後期高齢者医療特別会計の事業費確定等に伴う、一般会計繰入金を計上するものであります。

項2基金繰入金1,720万2千円の減額補正につきましては、今回の3月補正の財源調整と、各事業費の確定等に伴う各基金からの繰入金を、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

款20諸収入799万1千円の減額補正につきましては、次のページまでの節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

款21市債4億6,010万円の減額補正につきましては、それぞれの起債対象事業に係る起債額の確定見込み、及び変更によるものであります。内容につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおり、増減額を計上するものであります。

なお、5ページの「第2表 繰越明許費補正」、6ページの「第3表 債務負担行為補正」、7ページの「第4表 地方債補正」についてと、各特別会計補正予算につきましては、別冊「平成21年度指宿市各会計3月補正予算の概要」を、お手元に配布をさせていただいておりますので、説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

次は、提出議案の10ページをお開きください。

議案第13号、指宿市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、道路交通法の一部を改正する法律が平成22年4月19日から施行されることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。

11ページをお開きください。

改正の内容であります。高齢運転者等に限って、停車または駐車することができる区間を設ける規定等を追加する道路交通法の一部改正がなされたことに伴い、本条例第2条で規定する「違法駐車等」及び「駐車施設」の定義規定で引用する道路交通法の条項等を改めようとするものであります。

次は、提出議案の12ページをお開きください。

議案第14号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、国家公務員の制度に基づき、職員の時間外勤務手当の支給割合の改定及び時間外

勤務代休時間の新設を行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

13ページをお開きください。

まず、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正として、第1条では、職員が1か月に60時間を超える時間外勤務をした場合、その60時間を超えた時間外勤務手当の支給割合について、100分の25または100分の15の支給割合を加算して支給することとし、また、この支給割合を加算して時間外勤務手当を支給することに代えて、時間外勤務代休時間を指定した場合には、この支給割合分を加算しないで支給することができるように改めようとするものであります。

次に、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正として、第2条では、職員が1か月に60時間を超える時間外勤務をした場合、その60時間を超えた時間外勤務手当の支給に代えて、その時間の全部または一部に時間外勤務代休時間を指定することができるように改めようとするものであります。

なお、附則におきまして、この条例は、平成22年4月1日から施行することとしております。

次は、15ページをお開きください。

議案第15号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県市町村職員退職手当組合が鹿児島県市町村総合事務組合に名称変更したため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

16ページをお開きください。

「指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正」として、第1条で指宿市特別職の職員の給与に関する条例、第2条で指宿市教育長の給与等に関する条例、第3条で指宿市職員の給与に関する条例、第4条で指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、第5条で指宿市特定目的積立基金条例について、これら五つの条例の中に用いられている、鹿児島県市町村職員退職手当組合という用語などについて、お手元にお示しのとおり改めようとするものであります。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の18ページをお開きください。

議案第16号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、職員の労働安全衛生の適正化を図ることを目的に、産業医の報酬形態を月額報酬にするため、及び字句の整理のため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

19ページをお開きください。

改正の内容は、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の「幼稚園・学校医」の項の「1園・1校につき」を「1園または1校につき」に、「児童・生徒」を「児童または生徒」に、同項を「学校医または学校歯科医」に、欄外の「幼稚園・学校医」を「学校医及び学校歯科医」に、それから「園児・児童・生徒」を、「園児、児童

及び生徒」に、産業医の項の年額10万円を月額1万5千円に改めようとするものであります。

なお、附則におきましては、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の26ページをお開きください。

議案第20号、平成22年度指宿市一般会計予算についてから、議案第28号、平成22年度指宿市水道事業会計予算について、までの9議案につきましては、別冊の「平成22年度施政方針と予算の大綱」の中で、一般会計及び各特別会計の歳入・歳出の概要をお示しをし、また、別冊「平成22年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料」としてお手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時08分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の20ページをお開きください。

議案第17号、指宿市父子手当支給条例の廃止について、であります。

本案は、国の施策として、平成22年度からひとり親家庭に対する自立を支援するため、子と生計を同じくする父子家庭の父に、児童扶養手当の支給対象の拡大が図られることから、この条例を廃止しようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の22ページをお開きください。

議案第18号、指宿市開聞観光案内所条例の廃止について、であります。

本案は、池田湖及び唐船峡の間に位置する開聞観光案内所について、観光案内情報収集の多機能化により、地理的なナビゲート機能としての需要が低くなっていること。また、利用状況もトイレ及び自動販売機の利用が多く、観光案内業務の必要性が低くなっていることから、同施設の観光案内所として専属的な利用を廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の24ページをお開きください。

議案第19号、市道の認定について、であります。

本案は、6路線の市道認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。新たに市道認定しようとする丹波校西通り線は、道路改良済路線で指宿市湯の浜3丁目2929番3地先から指宿市湯の浜3丁目2926番1地先までの延長149m区間、石嶺北通り線は、道路改良済路線で指宿市池田字西前1071番13地先から指宿市池田字西前1034番3地先までの延長168mの区間、二月田温泉団地線は、開発行為により宅地造成された寄付採納路線で、指宿市西方字大坪尻1052番8地先から指宿市西方字嶺脇1217番28地先までの延長314mの区間、菜の花団地線は、開発行為により宅地造成された寄付採納路線で、指宿市東方字谷山田塩入8714番40地先から指宿市東方字樋8700番24地先までの延長326mの区間、鶴ノ石線は、開発行為により宅地造成された寄付採納路線で、指宿市東方字鶴ノ石8161番1地先から指宿市東方字鶴ノ石8168番4地先までの延長263mの区間、利永池底線は、広域農道南薩東部地区、国土交通省区間の一部完成に伴い、利永池底線が区域変更され、廃道になった路線で、指宿市山川利永字中迫829番24地先から指宿市山川利永字中迫833番3地先までの延長980mの間をそれぞれ市道認定しようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

水道課長（大道武雄） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

議案第12号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、予算第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益を1,328万9千円減額し7億8,775万3千円に、第1項営業収益を1,351万5千円減額し7億7,882万6千円に、第2項営業外収益を22万6千円追加し891万7千円にしようとするものでございます。

補正の内訳ですが、営業収益は篤姫効果の反動と思われる観光客の減少や、受益者の節水意識の浸透、その他節水機器の普及などによる水需要の減少傾向に伴い、水道料金を1,136万5千円減額するほか、給水負担金を215万円減額補正するものであります。

営業外収益は、鹿児島県市町村権限委譲交付金を収入実績に基づき補正するものでございます。

次に支出ですが、支出に係る第1款水道事業費用を368万9千円減額し6億5,307万9千円に、第1項営業費用を374万9千円減額し5億5,412万6千円に、第2項営業外費用を49万2千円減額し9,649万4千円に、第3項特別損失を55万2千円追加し115万9千円にしようとするものであります。

す。

補正の主な内訳ですが、まず、営業費用は、各種業務委託料の入札執行残や燃料費、動力費などの不用見込額及び育児休業中職員の給与など、430万1千円を減額補正するほか、松原田ポンプ場改良に伴う固定資産除却費や減価償却費など、55万2千円を増額補正するものであります。

営業外費用は、今回の補正で仮払消費税の減額に対し、仮受消費税の減額が上回ることであり、消費税及び地方消費税の納付予定額が減額となるものであります。

特別損失は、開聞電気保安点検業務委託負担金及び過年度分不納欠損見込額を補正するものであります。

次に、第3条におきまして、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出及び第1項建設改良費をそれぞれ36万8千円減額し、資本的支出を3億7,253万1千円に、建設改良費を2億3,172万9千円にしようとするものであります。

内訳は、大渡地区給水施設用地や備品購入費及び小雁渡浄水場地質調査業務委託料の入札執行残を減額補正するものであります。

なお、資本的支出の補正に伴う補てん財源ですが、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,179万9千円を3億7,143万1千円に改め、財源となる当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,095万6千円を1,094万3千円に、当年度分損益勘定留保資金2億3,539万円を2億3,594万2千円に、建設改良積立金6,232万6千円を6,141万9千円に改めようとするものであります。

次は2ページをお開きください。

第4条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を136万円減額し、1億5,522万7千円にしようとするものです。これは育児休業中職員の給与費を減額することによるものであります。

次に第5条におきまして、当初予算第7条に定めたたな卸し資産の購入限度額1,468万8千円を1,469万7千円に改めようとするものです。これは主に新設用量水器や取替用量水器の購入予定個数を減とすることによるものであります。

なお、詳細につきましては、3ページ以降に説明書として実施計画、資金計画及び給与費明細書等を添付してありますので、参照していただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第28号までの25議案に対する質疑等は3月4日に行います。

議案第29号上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第28、議案第29号、監査委員の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

提出議案の35ページをお開きください。

議案第29号、監査委員の選任について、であります。

本案は、本定例会において議会の同意を得て、指宿市監査委員を選任する必要があることから、吉永弘一氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は本市職員として、37年間勤務し、その間、企画課長、地域福祉課長等を歴任後、平成17年4月に市民福祉部長に就任し、平成19年3月に退職されております。心身ともに健康で、行政全般にわたり識見豊富であり、本委員に適任者であると思っておりますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時23分
再開	午後	1時23分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号（質疑、委員会付託省略、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、同意することに決定いたしました。

新たに受理した陳情5件一括上程（委員会付託）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第29、新たに受理した陳情5件を議題といたします。

陳情5件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 下川床 泉

議 員 中 村 洋 幸

第1回指宿市議会定例会会議録

平成22年3月4日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第5号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第6号 平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第7号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第8号 平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第9号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第10号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第11号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第12号 平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第4号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第11 議案第13号 指宿市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 指宿市父子手当支給条例の廃止について
- 日程第16 議案第18号 指宿市開聞観光案内所条例の廃止について
- 日程第17 議案第19号 市道の認定について
- 日程第18 議案第20号 平成22年度指宿市一般会計予算について
- 日程第19 議案第21号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第22号 平成22年度指宿市老人保健特別会計予算について

- 日程第21 議案第23号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について  
 日程第22 議案第24号 平成22年度指宿市介護保険特別会計予算について  
 日程第23 議案第25号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について  
 日程第24 議案第26号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について  
 日程第25 議案第27号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について  
 日程第26 議案第28号 平成22年度指宿市水道事業会計予算について  
 日程第27 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 13番議員 | 前原六則  |
| 14番議員 | 福永徳郎  | 15番議員 | 新川床金春 |
| 16番議員 | 六反園弘  | 17番議員 | 前田猛   |
| 18番議員 | 大保三郎  | 19番議員 | 下柳田賢次 |
| 20番議員 | 新村隆男  | 21番議員 | 森時徳   |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |       |

---

1. 欠席議員

12番議員 物袋昭弘

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男 | 教育長    | 田中民也  |
| 総務部長   | 秋元剛  | 市民生活部長 | 新村光司  |
| 健康福祉部長 | 田代秀敏 | 産業振興部長 | 井元清八郎 |
| 建設部長   | 吉永哲郎 | 教育部長   | 屋代和雄  |

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 山川支所長  | 岩崎三千夫 | 開聞支所長  | 吉井敏和 |
| 総務課長   | 渡瀬貴久  | 人事秘書課長 | 邊見重英 |
| 企画課長   | 高野重夫  | 財政課長   | 富永信一 |
| 市民協働課長 | 上村公德  | 長寿介護課長 | 迫田福幸 |
| 農政課長   | 浜田淳   | 建設監理課長 | 石口一行 |

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 増元順一 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田薫  | 議事係主査   | 宮崎勝広 |
| 議事係主査     | 濱上和也 |         |      |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において前之園正和議員及び前原六則議員を指名いたします。

議案第5号～議案第12号（質疑、委員会付託省略）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第5号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、から日程第9、議案第12号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第12号までの8議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第12号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第12号までの8議案に対する討論等は3月18日に行います。

議案第4号、議案第13号～議案第28号（質疑、委員会付託）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第10、議案第4号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、から日程第26、議案第28号、平成22年度指宿市水道事業会計予算について、までの17議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 19番。議案第16号及び議案第20号について通告してありますので、質疑を行いたいと思います。

まず、議案第16号につきまして、提案理由の説明では、労働安全衛生の適正化を図るというふうにあるわけですが、これまでのやり方では、この労働安全衛生の適正化が図れなかったのか。あるいは新たにこれを変更する事情が新たに発生したということなのか、まずお伺いいたします。

それから、年額から月額への変更ということになっています。年額の金額の変更でもよかったのではないかと思うんですが、月額に変更する理由ということはどういうことだったのかをお伺いいたします。

次に、議案第20号について、3月2日の本会議の中での施政方針、あるいは予算の大綱の中でも、骨格予算なのか、本予算なのかについては触れられてなかったわけですが、当然私といたしましては、豊留新市長の選挙中に約束したマニフェストの内容を含む本予算というふうにとらえておりますが、それによろしいのかどうかをお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 議案第16号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてと、それから、議案第20号、平成22年度指宿市一般会計予算についての議案質疑をいただきました。

まず、議案第16号に関するもので、提案説明の中で、職員の労働安全性の適正化を図るという提案をしているが、これまでのやり方はどうか。あるいは新たな事情が発生をしたのかというご質疑であろうかと思いますが、職員の健康管理につきましては、労働安全衛生法の中でも、特に十分に行うようにということで、これまで市としても努めてきたところですが、内容的に、現在の状況を、長時間労働の状況、あるいは職員の健康の状況、これらを踏まえましたときに、今の内容では不十分であろうということから、今後につきましては、その内容を充実をしたいというふうに考えているものであります。

それから、年額から月額へ変える理由はということでございますが、平成21年度の産業医の業務につきましては、年3回の労働安全衛生委員会での指導・助言のほか、年1回の職場巡視と健康診断結果の指導・助言となっております。先ほど申し上げましたが、内容を充実したいということで、平成22年度から安全衛生委員会を年4回、職場巡視を年2回に増やすとともに、一定の長時間の時間外勤務職員に対する健康相談の義務化をはじめ、毎月の定期健康相談日を設定するなど、通年において定期的に、また日常的に産業医を活用しようと考えているところでございます。したがって、こういった計画に対する産業医の業務内容を考慮し、これまでの年額報酬制を月額報酬制に改めたいとお願いをしているところであります。

それから、骨格予算なのか、本予算なのかというご質疑でございますが、今回の予算編成につきましては、平成22年2月7日に市長選挙が予定をされていたことから、新規事業の施策等を見送り、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心に「骨格予算」として編成することも、一般的には考えられたところではありますが、予算を区分して編成することが難しいこともあって、まずは、通常予算として、平成21年11月6日以降、一連の予算編成作業を進め、その予算の取扱いについて、本年2月15日に新市長に予算概要を説明をするとともに、「骨格予算」にするのか、「本格予算」にするのかの判断を仰いだところでございます。市長におかれましては、ほとんどの事業が継続事業であり、第一次総合振興計画に基づいていることや、予算執行を中断することで市民生活にも大きく影響を及ぼすこと、また、基本的には、マニフェストとも方向性が一致することから、「本予算」として決定をしていただき、今議会に上程をさせていただいたものであります。

19番議員（下柳田賢次） まず、議案第16号のことでございますが、今までのやり方では、労働安全衛生が十分でなかったと、不十分であったという言葉でございましたが、この不十分のですね、先ほど年3回を年4回にするとか、職場の巡視を2回にするでしたですかね、若干今までよりは増やしたということでございますが、この不十分であるということで、まず、労働安全法に基づくですね、今の職場の在り方というものが、不十分の中で今までなされたという、そういう認識でよろしんですかね。

それと、定期的に、あるいは日常的に、そういう診断、そういう巡視を受けられるということで月額ということでございますが、年額では、定期的とか、日常的にはできないものなんでしょうかね。金額とすれば、年額10万円が月額1万5千円ですので、これを年額に直しますと18万ということになります。80%アップということになるわけですが、ここらについてどうなのかですね。

それと、これは議案第15号とも若干関連があるわけですが、職員の勤務時間、60時間超、あるいはそれ以上という、いろんなケースがあるわけでございますが、そこらとの関連もあって不十分と、これまでのこういう体制では不十分であるというような判断なのかですね。そこらをお伺いしたいと思います。

それと、他市の状況を調べてみましたら、年額で他市の17市ですね、月額、年額、あるいは無報酬というところもあるわけですが、無報酬については、その自治体が独自で抱える病院があるということで、その職員を使うということで、これは無報酬ということで、鹿児島市、阿久根市、出水市、南さつま市、枕崎市ということで、ここは無報酬ということになっているわけです。年額がですね、本市を含め、垂水、伊佐、霧島、薩摩川内、いちき串木野、西之表、日置、南九州とあるわけですね。月額になりますと、鹿屋と奄美しかないですね、2市しか。この中で、年額支給のところの金額をちょっと申してみますと、垂水市が年額14万6千円、伊佐市が10万円、霧島市が6万8,900円、薩摩川内市が7万4,200円、いちき

串木野市が6万円、西之表市が5万円、日置市が3万2千円、南九州市が5万円、本市においては10万円という表示でございましたが、本市においては開聞、あるいは山川支所、ここが5万円ずつですので、年額20万ということになっていると思うんですが、ここらについて他市と比較したときに、この年額、月額、いろんなケースがあるわけですが、あえて月額1万5千円にしたという根拠ですね、積算根拠といえますか。そこらについてはどうなのかお伺いいたします。

議案20号の方ですが、そうしますと、もちろん手法としては、6月に新市長、豊留市長の思いを含む予算の計上ということも可能であったわけですが、あえてここで、タイトなスケジュールの中で本予算ということであれば、第一次総合振興計画、あるいは市長のマニフェストと符合したというか、その方向であったからということであると、ここに市長の思いというのは十分に含まれるというふうに、結果的に含まれたということなのか、含んで本予算を組んだということなのかをお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） まず、議案第16号について、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。ちょっと質疑項目が多くて、答弁をいたしますが、もし答弁漏れがございましたらご指摘をいただきたいと思っております。

まず、今までのやり方が十分でなかったということは、法に照らして、それは法の要件を満たしていないのではないかと、こういった趣旨のご質疑であったらと思います。労働安全衛生法第3条第1項、これにつきましては、事業者は単にこの法律で定める労働災害の防止の最低基準を守るだけではなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならないということで、事業主の定め、これが規定をされているところでございますが、私どもとしては、これに基づきまして、職員の健康管理に努めてまいったところでございますけれども、年3回の労働安全衛生委員会、あるいは年1回の職場巡視と健康診断結果の指導・助言というのは、法に照らしてこれがいい方と申しますか、そういう条件にあるのかという判断の中では、そうではなくて、今の長時間労働、あるいは職員の健康状況を考えたときに、内容を充実すべき状況であろうと、そういうふうに認識をしているところであります。

それから、年額では定期的にできないかということでございますが、これにつきましては、他市の状況も議員の方からご案内がありましたけれども、他市の状況というのも、それぞれの自治体と医師会との関係で、あるいは自前の病院を持っている等々によって年額であったり月額であったり、その金額につきましても、それぞれ多様な状況でございます。本市の場合は、先ほど答弁をいたしましたように、安全衛生委員会を22年度には4回、職場巡視を年に2回、そして健康相談等の割合を増やすということで、4月から3月まで毎月事業を行うということで、まず基本的には、毎月事業を行っていくわけですので月額とさせていただきたいというふうに思っているわけでございます。

それから、金額でございますが、金額としては、県下の18市の状況の中で、奄美市が毎月何らかの対応をしているようでございます。その中で月額3万円という線を出しておられるようでございますので、これでありませうとか、あるいは医師会の方から提案をされている報酬額、それから、市内の事業所、民間事業所の場合での医師会が報酬としていただいている金額というのが月額2万円から4万円であると、こういうことをあわせもって3万円とさせていただいているところでもあります。したがって、この3万円からこれまでの支払い状況、指宿庁舎においては1万5千円以内として、それぞれ山川庁舎、開聞庁舎を7,500円ずつということで3万円に設定をさせていただいたところでもあります。

それから、職員の勤務時間60時間等もあってのことかということでございますが、平成20年度から長時間労働者100時間以上の方々を対象にして、事業者として医師による面接指導を行わなければならないというふうに設定をされているところでもあります。これにつきましては、私どもといたしましては、指宿市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領を定めて対応をしているところでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、職員の健康実態、例えば、5人に2人が要医療、または要指導というような状況でございますので、何らかの対応をしてみたい、そのように考えているところでございます。

市長（豊留悦男） 本年度の予算編成にあたっては、骨格予算とすべきかどうか、または当初予算として予算を計上し、行政の継続をスムーズに行うべきか大変悩んだところでもございます。しかし、振興計画の内容を見たときに、私のマニフェストの目指す行政と全く違った政治理念とは、私は判断をいたしませんでした。そこで、予算編成においては、ご案内のように、1年間を見通した本格予算とした方が、当初予算とした方が、その方が行政としての効率も高まるし、そして、振興計画に基づく行政の諸施策がスムーズにいくものと判断をいたしまして、当初予算とさせていただいたところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 16号についてでございますが、先ほど年額では月々のそういう検診ができないのかどうかと。できるのであれば年額という形でもよかったという疑問をしたつもりなんです。月額でなければ月々の診断云々というのは、あるいは、この回数を3回を4回、あるいは指導巡視指導を1回を2回にできなかったのかどうかですね。ここ、再度お願いします。

それと、職員健康状況を考えたときに内容変更が必要であったというような答弁でございましたが、残業100時間以上の勤務については、これは法律なのか分かりませんが、こういう診断をしなければならないという答弁でございました。100時間以上勤務の職員が何人ぐらいいらっしゃるのかですね。

それと、この条例の中に、山川庁舎、開聞庁舎の数字というのは一切入っていなかったわけでございますが、今初めてお伺いいたしました。年額10万円を月額1万5千円に改めるということしかなかったわけでございますが、これが今お聞きしたところによりますと、月額、

指宿庁舎を1万5千円、山川庁舎、開聞庁舎が7,500円、この山川庁舎、開聞庁舎の7,500円は、一切、この議案の中に出てないわけですが、そこらに意味合いというのはどういうことなのかお伺いいたします。

それと20号の方ですが、市長の今の答弁によりますと、今回の予算を見たときに、政治理念が全く違っていなかったということでした。選挙中にですね、恐らく市長が、変える、変わる、この言葉が非常にマニフェスト等を見ても出ておったわけですが、であるならば変わってなかったという認識になったんですが、そこらをお願いいたします。

総務部長（秋元剛） 年額では事業内容というのはできなかったのかと、月額でなくてもよかったのではないかと、理論上は年額であっても事業というのは実施ができるものと思います。ただ、産業医報酬のありようとして、医師会の方でも月額で定めておりますし、また、全国の医師会の報酬等についても月額で定めております。それからまた、私どもも1年を通して月々に事業をやるということで、月額がよろしいのではないかとということでご提案を申し上げているところでございます。

それから、100時間以上は何人いるのかというご質疑でございましたが、20年度実績で申し上げますと、これは延べ人数でございますが、延べ人数で18人ほどおります。

それから、条例の中で山川庁舎、開聞庁舎が入っていないのではないかとということでございますが、条例の中では、産業医報酬として10万円以内というふうに定めて、提案、前の状況でございますが、定めております。そして、労働安全衛生法の中で、事業者としては50人以上の事業所については産業医を配置をするということになっておりましたので、これは医師会の方と協議をいたしまして、指宿庁舎については10万円、山川庁舎については10万円以内ということでございますので5万円、開聞庁舎については5万円ということでしていただいております。今回、改正案の提案の中でも産業医報酬については月額1万5千円以内として定めまして、この規定であれば山川庁舎、開聞庁舎は従前の報酬形態とあわせ月額7,500円をお願いをしたいとしているものであります。

市長（豊留悦男） 私とのマニフェストの関係で、本年度の当初予算、それに具体的に、変えるという私のマニフェストのそれが生きてきたのかというような趣旨の質疑だろうかと思います。このことにつきまして、私は就任以来、各部署に、私のマニフェストと関連した事業をすべて上げさせました。そしてそのマニフェストの関連した事業が100数項目ございました。この具体的な事業を、マニフェストの趣旨に合わせたように内容を改善するように指示したところでございます。ご案内のように、骨格予算としまして本格的な予算を編成するには、それなりの時間がかかってまいります。4月・5月にかけて本格予算を組むとなりますと、それなりの時間、そして審議のためのいろいろな会が必要になります。4月になりますと人事異動もございます。そして、その予算を十分審議する時間が、具体的な日にちが設定できるかということも考えました。そこで今回は、これまでの行政の推進の方向性と、私の

マニフェストに盛り込まれた具体的な事業の推進に大きな乖離があった場合には、私は、骨格予算として、今回の議会に提案をする覚悟でございました。しかし、私が先ほど申し上げましたように、6月議会にお諮りするとなりますと、具体的な政策的な事業が展開されるのは、恐らく7月からであろうと思っております。そうなりますと、4月、5月、6月、1年間の4分の1については、具体的な事業が推進できない、そういう可能性もあると判断したわけでございます。そこで、先ほど申し上げましたように、これまでの振興計画に盛り込まれたその理念と、私の今回のマニフェストとの大きな方向性には違いはない。しかし、その具体的な事業の推進については大きく見直す必要があると。つまり、各事業については、マニフェストに基づき味付けを変えてほしいという表現をして、各部長・課長に指示したところでございます。そういう意味で、私は、今回、当初予算として編成をし、この1年間行政の推進を図りたいという思いで、当初予算として提案をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

議長(松下喜久雄) 確認ですね。

19番議員(下柳田賢次) 議案の出し方として、山川庁舎、開聞庁舎、入っていないということについては問題ないということで、確認よろしいですか。

総務部長(秋元剛) 産業医報酬として、金額について1万5千円以内というふうに定めてあって、それを山川庁舎、開聞庁舎に以内の金額で適用するということについては、問題はないというふうに考えております。

議長(松下喜久雄) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第19号及び議案第21号から議案第28号までの15議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第4号及び議案第20号については、各常任委員会の所管にしたがい分割付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長(松下喜久雄) 次は、日程第27、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を

選出することとなっております。今回、市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ、3人の候補者がありましたので、同規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告うち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長(松下喜久雄) ただいまの出席議員は21人であります。

候補者名簿を配布いたします。

[候補者名簿配布]

議長(松下喜久雄) 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

議長(松下喜久雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

議長(松下喜久雄) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

[投票]

議長（松下喜久雄） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

議長（松下喜久雄） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、福永徳郎議員、新川床金春議員、前田猛議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

議長（松下喜久雄） 選挙結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票21票、無効投票0票であります。

有効投票中、池田守議員18票、大津亮二議員1票、崎田信正議員2票、以上のとおりであります。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前之園 正 和

議 員 前 原 六 則

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成22年3月18日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第3 議案第5号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第6号 平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第7号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第8号 平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第9号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第10号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第11号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第12号 平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 陳情第1号・第3号の訂正の件
- 日程第12 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちよ子	8 番議員	新宮領 進

9番議員	下川床 泉	10番議員	中村 洋幸
11番議員	前之園 正和	12番議員	物袋 昭弘
13番議員	前原 六則	14番議員	福永 徳郎
15番議員	新川床 金春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前田 猛	18番議員	大保 三郎
19番議員	下柳田 賢次	20番議員	新村 隆男
21番議員	森 時徳	22番議員	松下 喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留 悦男	教育長	田中 民也
総務部長	秋元 剛	市民生活部長	新村 光司
健康福祉部長	田代 秀敏	産業振興部長	井元 清八郎
建設部長	吉永 哲郎	教育部長	屋代 和雄
山川支所長	岩崎 三千夫	開聞支所長	吉井 敏和
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	渡瀬 貴久	人事秘書課長	邊見 重英
企画課長	高野 重夫	行政改革推進室長	廣森 敏幸
財政課長	富永 信一	市民協働課長	上村 公德
長寿介護課長	迫田 福幸	健康増進課長	中村 幸男
農政課長	浜田 淳	商工水産課長	野口 義幸
観光課長	大岩本 稔	建設監理課長	石口 一行
学校教育課長	大野 清昭	水道課長	大道 武雄

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元 順一	次長兼議事係長	福山 一幸
主幹兼調査管理係長	上田 薫	議事係主査	宮崎 勝広
議事係主査	濱上 和也		

開 議

午前10時10分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において大保三郎議員及び下柳田賢次議員を指名いたします。

議案第4号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第4号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ分割付託になりました議案第4号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、8日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について、ロードミラーやガードレールが予算化されていますが、何か所ほどを予定しているのですかとこの質疑に対し、繰越明許費を設定し、22年度に施行する分ですが、スクールゾーン委員会や各地区の公民館長からの要望にこたえられるよう、きめ細かな臨時交付金事業で今回整備していこうというもので、箇所等については、これからの作業となりますとの答弁でした。指宿庁舎非常用発電機更新事業とありますが、現在、支障があるということですかとの質疑に対し、非常用発電機が停電時に作動するのですが、昭和49年に指宿庁舎を建設して以来、これまで一度も更新していないことから、100%の交付金事業がありましたので、更新をしていこうというものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について、県職員との人事交流による負担金の増145万円は、どのような内容なのですかとの質疑に対し、当初予算で730万円程度の人件費を見込んでいましたが、予算作成時期が1月から2月ですので、その段階ではどなたが来るのかがはっきりし

ていない関係で、今回、人件費を積算いたしましたところ、その差額を増額補正するところ
ですとの答弁でした。市町村職員退職手当組合負担金準備基金積立7,000万円の増額の理由
はとの質疑に対し、鹿児島県市町村総合事務組合が運営しています退職手当制度に加入して、
退職者へ退職金を支給していますが、この退職手当制度は、加入する市町村の負担金で運営
されています。本市の負担金は、平成17年度から平成26年度までの10年間に支給される定年
退職者の退職金見込み額を基本に算出されていますが、現実的に、勸奨退職者があること、
あるいは負担金の清算の基礎となるのが4月の職員数にあるのですが、これが年々減少して
おり、当初計画で納めている負担金だけでは平成26年度の清算時に多額の清算負担金が発生
することが想定されますので、負担金の準備基金として、決算剰余金から一定の額を積み立
てて準備しておこうということになりましたので、今回、補正をお願いしているものと
の答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、財政調整基金積立金9,300万円が減額になっているので
すが、内容を説明していただきたいとの質疑に対し、財政調整基金積立金については、12月補
正までは財源的に余裕があり、9,300万円を積み立てることにしていましたが、3月補正の財
源として使うために、積み立てをやめて、0にしたものです。さらに、財源的に不足する分を1
51万円取崩し、財政調整基金繰入金で計上し、3月補正の財源としたものととの答弁でし
た。約9,500万円近く財源を投じた中で、充てられた部分は、どういうところですかとの質
疑に対し、3月補正で増額計上した地域活性化きめ細かな臨時交付金の事業の財源の一部と
して充当していますとの答弁でした。まとまった大きな充てられた部分というのは、どうい
うところですかとの質疑に対し、きめ細かな臨時交付金に充当する場合、事業費の85%に交
付金を充てて、残りは一般財源で措置しています。これは交付金をできるだけ満額使うた
めに、執行段階で減額となることを見込んで計上したもので、一般財源はできるだけ残してい
きたいと考えています。また、今後、退職手当組合への負担金がかかなり増えることが見込ま
れるので、前倒して負担していこうということで計上したものととの答弁でした。池田湖
売店屋根の補修で約500万円かかっているという説明でしたが、これは主に雨漏り、ある
いは売店全体ですかとの質疑に対し、きめ細かな臨時交付金を活用して、今回計上し、繰越
しをして翌年度に工事をするようになります。その内容につきましては、屋根、外壁等につ
いて予定をしていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、企画課、行政改革推進室、議会事務局所管分については、質疑、意見ともにあり
ませんでした。また、選挙管理委員会事務局及び監査事務局については、人件費のみの補正
でしたので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(井元伸明) おはようございます。それでは、文教厚生委員会へ分割付託されました議案第4号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。本委員会は、去る3月9日、10日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分についてでございますが、要・準要保護児童の増ということですが、対象人員はどのぐらいの増になるのですか。また、国の経済状況を考えた場合に、今後はどういう状況になるのかとの質疑に対し、病院の治療費が増加したのですが、当初は約100名を見込んで88万円を予算計上したところでありましたが、今回24万円を増額して125名程度になり、当初予算と比較して25名程度の実績増がありました。学校病については毎年増減があり、要保護、準要保護の対象者が増加している傾向にあります。平成20年度で児童、生徒の15%程度が対象となっておりますが、今回も0.3ポイントほど増加していると考えていますとの答弁でした。社会教育施設費の光熱水費は、どういう事情で減額になったのかとの質疑に対し、光熱水費164万円減のうち、C O C C Oはしむれの光熱水費が144万円ですが、平成21年度からデマンド計を設置して、消費電力が限度額になると非常ベルが鳴るように設置しています。過去1年間の最高額が基本額になるものですから、この最高額を抑えた場合には、年間を通して電気料が安くなるということで、一番需要の多い夏場の消費電力を抑えようということで、デマンド計を設置して下がったところです。144万円のうち約半分の70万円ぐらいが、このデマンド計を設置したことによって減額された額になりますとの答弁でした。総合体育館の床研磨工事が680万円ですが、床を張り替えるのであれば、相応の額が想定できるのですけれども、この金額は妥当なのかとの質疑に対し、床の研磨を行うのですが、体育館は広いので、ラインもすべて磨き、ラインを引いていくということになります。これぐらいの金額を想定しているところです。1mm程度の研磨をし、ワックスとか、新たにラインを引きますので、ラインもはっきりしたものになり、利用しやすいものになると思いますとの答弁でした。3小学校の校舎及び屋体の耐震補強に係る事業で、金額の振り分けはどうなっているのかとの質疑に対し、徳光小学校の校舎が1,463㎡で3,800万円、利永小学校の校舎が1,263㎡で3,280万円、山川小学校の体育館が663㎡で6,000万円と考えていますとの答弁でした。山川文化ホールの空調設備改修工事は、機器の取替えなのか、改修なのかとの質疑に対し、山川文化ホールは、全館一斉の空調になっています。年間

220万円ぐらいの光熱費がかかるということですが、今回この工事をしますと、高齢者研修室、婦人研修室、第一会議室から第六会議室など9室あり、9台を設置する形になりますので、年間100万円ぐらいになり、120万円の削減効果があると思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分についてでございます。提案公募型事業の減額179万円ということですが、どうしてそのようになっているのですかとこの質疑に対し、申請が16事業、補助金申請額が420万6,600円で、採択された事業が11事業、補助金交付予定額は290万6千円でしたが、一事業が採択条件を履行できないということで辞退したために、270万6千円を交付予定しているところです。審査内容としては、公益性及び妥当性、必要性、有効性とかに視点を絞って審査をいただいておりますが、事業の必要性が低いもの、有効性が見込めないもの、実効性が低いものについては、不採択と判断されて答申をいただいているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分についてでございます。清掃センターの中央制御システム更新ですが、何日ぐらい炉が止まるのですかとこの質疑に対し、炉を止める期間は約2週間かかる予定ですよとの答弁でした。中央制御システムの更新によって、処理能力はどのように変わるのですかとこの質疑に対し、処理能力は変わりませんとの答弁でした。機械の安全性を見込んでの更新ということですかとの質疑に対し、コンピューターシステムが経年劣化していますので、もし壊れたときの部品がないということで取り換えますが、自動操作されるような部品と、一部マニュアルの手順を取り入れた運転になりますけれども、焼却量とかは変わりませんとの答弁でした。炉自体、前々から言われているのですが、あとどのぐらいこの炉が使用できるのかという計算を立てているのですかとこの質疑に対し、メーカーに問い合わせたところ、約15年とお伺いしています。一般的な焼却炉については、環境省では約20年と発表されていますが、21年に冷却施設の一部改修を9,000万円ぐらい使って、交付金を活用して事業を執行しましたので、炉については大丈夫ではなかろうかと推測しているところです。しかし、炉の耐火部分だけをやっていますので、鉄板とか、部品の改修をすると、数億円程度かかるのかなと感じているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課及び収納管理課所管分については、関連がありますので同時に審査を行いました。ゴルフ場利用税が5級から2級になったので、800円が480円ということですかとの質疑に対し、ゴルフ利用税は1級から8級までありますが、指宿ゴルフクラブは当初7級のゴルフ利用税だったのですけれども、19年11月に5級になり、昨年8月に2級の480円に改正されているので、利用税が違ってきていますとの答弁でした。ゴルフ場利用税は、直接プレーヤーが払う税金がそのまま入ってくるのですかとこの質疑に対し、ゴルフ利用税は、プレーをした人が払うわけですが、そのうちの10分の7に相当する額が市町村に交付されるということになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分についてでございます。グループホーム開設への補助金が出ていますが、これはどこですかとの質疑に対し、グループホーム「すもも」ですとの答弁でした。老人福祉費の補助金で、グループホーム開設の公募は何件あったのですかと質疑に対し、21年度は3件ですとの答弁でした。昨年、新たに県が要綱を作ったということですが、できた時期と新たな内容はどうなっていますかと質疑に対し、平成21年5月29日から施行するとなっています。内容は特別養護老人ホーム、グループホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。対象施設は、養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等です。対象経費が助成額で、定員一人当たり60万円となっています。「すもも」については、ワンユニット9床ですので、60万円の9人分で540万円となりますとの答弁でした。意見として、要支援1、2の対象者数はそれほど変わっていないということですので、介護度が上がることを抑制するためにも、対象者にプラン作成などで、分りやすく説明し、取り組んでいただきたいと思いますというものがありませんでした。

次に、健康増進課所管分についてでございます。衛生費の国庫補助金に、女性特有のがん検診推進事業の250万円がありますが、子宮頸がん検診の受診率が低い理由と、その推進事業の内容はとの質疑に対し、女性のドクターが指宿地区内にいないため、鹿児島市内の専門医にかかっているため低いと思っております。対策として、広報紙や保健センターのあらゆる機会をとらえて推進し、国の経済対策の一環として、無料で子宮がん検診を実施し、合計で20年度が212名、今回が441名と倍増していますとの答弁でした。国の対策での補助事業はどうなるのですかと質疑に対し、21年度は全額国の補助で、22年度は2分の1の補助になり、あと2分の1は市の持ち出しということになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分についてでございます。乳幼児医療費助成の委託料の減は、どのようなシステム改修をする予定が、どのような理由で要らなくなったのですかと質疑に対し、県の改正により所得制限の部分がありましたが、所得制限に係る分の算定式を市町村に示すという形で改修はなく、減額するものです。システム改修によって正確な数字が出るのですが、市町村はシステム改修にたくさんの支出を伴うということで、県が特別枠の算定式を示し、これでいいということでしたので、システム改修はしなかったということですのでとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） おはようございます。

産業建設委員会へ分割付託されました議案第4号，平成21年度指宿市一般会計補正予算（第9号）につきまして，審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月5日，8日の両日，委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，農政課所管分について，農業振興費の負担が142万8千円の減ということは，野菜がそれだけ高かったのですかととの質疑に対し，野菜価格安定協会の関係だと思いますが，予算は187万1千円であったのですけども，補てんの額が44万2,241円で，結果として，補てんが見込んだよりも少なかったということですのでとの答弁でした。降灰事業に取り下げがあったということですが，その内容はとの質疑に対し，開聞地域の野菜関係の組合だったのですが，実施する段階で，資金関係が計画どおりにいかなかったということで取り下げになったと聞いていますとの答弁でした。農業用排水路及び農道補修に係る事業費が905万円ですが，場所はどこなのですかとの質疑に対し，工事請負費620万円が，池田地区の排水路，宮之前，大園原，十石地区の舗装打替えで，あと285万円は委託料等ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，観光課所管分について，池田湖イッシートイレ汚泥槽亀裂補修などの事業費3,111万円は，きめ細かな臨時交付金がなかった場合には組める金額ではないと思いますが，緊急性があったので実施するのか，こういう交付金があったからやるのですかととの質疑に対し，これまでも予算要求には上げていたわけですが，緊急性があってやるべきものであったのですけれども，今回，この交付金が下りるということで，耐用年数も来ていることから，予算を付けてもらったところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，建設監理課所管分について，土木総務費の備品購入費のGPSは何に使うのですかととの質疑に対し，このGPS受信機は，既に地籍調査が終わった山川・開聞地区で，基準点が残されていない箇所が多数見受けられるため，衛星データで，その基準点の復元をするという測量機械ですよとの答弁でした。公営住宅使用料の納入が悪いということですが，何人中何人ぐらいがしっかりと納入をし，どのぐらいの方々が納められないという状況ですかとの質疑に対し，750世帯で，そのうち，常習的な滞納者が19世帯です。納入の遅れがちな世帯は約80世帯ありますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，都市整備課所管分について，雨水ポンプ補修にかかる場所はどこで，何基補修するのですかととの質疑に対し，二反田川の一番下流側の潟口地区に3基，上流の弥次ヶ湯の方に2基の，合計5基ですよとの答弁でした。時間40mm以上の雨が降った時に，浩然会病院の前等が浸水をするわけですが，この5基がフル回転しても，そういう状況は発生するのですかと

の質疑に対し、5基のポンプは同じ能力であり、毎秒0.23m³ですが、この地区は、毎秒20tぐらいの流量と思いますけれども、それを全部汲み上げることは不可能で、渦口ポンプ場の改修を含めた浸水対策事業の解析を行っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。なお、商工水産課、農業委員会、土木課、建築課所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号～議案第12号（討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第5号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第10、議案第12号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号から議案第12号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第12号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

陳情第1号・第3号の訂正の件

議長（松下喜久雄） 次は、日程第11、陳情第1号・第3号の訂正の件を議題といたします。

お手元に配布いたしております陳情第1号・第3号については、陳情者から訂正いたしたいとの申し出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号・第3号の訂正の件は、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第12、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、下川床泉議員。

9番議員（下川床泉） おはようございます。通告をしてあります投票率向上対策についてと、2010年国民読書年の取組についての二つの項目について一般質問をいたします。

2月の改選後、新しい市長に、トップバッターとして質問をさせていただきます。激しく、そして厳しい選挙戦を勝ち抜いて、その議席を得ることができて、感謝の気持ちでいっぱいでございます。初心を忘れることなく、指宿市発展のために尽力しなければいけないと決意を新たにしています。市長も四つ巴の激しい選挙戦を勝ち抜いて、たくさんの市民の支持を得て、二代目の市長に当選されました。変える勇氣、変わる勇氣という選挙で使ったキャッチフレーズが、そのまま施政方針にもうたわれており、今後どのように指宿市が変わっていくのか楽しみであります。先日の北指宿中学校での卒業式では、市長の素晴らしい、そして感動的な挨拶を聞き、私もそうでしたけれども、卒業生もその家族も感動的で感激をしたというふうに言っておりました。市長職として大いに期待をいたしております。

さて、激しく厳しい四つ巴の市長選と、定数が4人減り、22の議席を29人で争った、市長選、市議選との同時選挙でありました。私は、個人的には市民の関心も高まり、投票率が高くなると思っておりましたけれども、結果的には、投票率が合併当初の時よりは大幅低下してしまいました。そこで投票率の低下を防ぐ対策について、投票率向上対策についてお尋ねをいたします。合併後の市長選、市議選の時から、昨年の衆議院選挙、今回の市長選、市議選の投票率の推移はどのようになっているのか。

また、今回の市長選、市議選におきましては、開聞・山川・指宿地域毎では投票率はどの

よくなっているのかをお尋ねをいたします。

次に、2010年国民読書年の取組についてお尋ねをいたします。今年、2010年は、国が定めた国民読書年の年であります。私はこれまで毎年のように国民年、国際年、世界年の取組について一般質問をいたしております。読書の必要性については、かねてからいろいろとお願いをしておりますけれども、この2010年、今年が国民読書年であります。そしてまた、昭和35年に椋鳩十先生が提唱した親子20分読書運動が50周年を迎える記念すべき年でありますので、その取組についてお尋ねをいたします。まず、指宿図書館、山川図書館、開聞図書室など、公立図書館では、今年どのような取組が計画をされているのかをお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

選挙管理委員会事務局長（渡瀬貴久） 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。最近の選挙における投票率であります。平成19年4月に執行されました県議会議員選挙については、投票率61.40%、同じく、平成19年の7月に執行されました参議院議員通常選挙については、投票率57.98%、平成21年8月に執行されました衆議院議員総選挙につきましては、投票率73.25%となっております。先般2月に執行されました市長及び市議会議員選挙につきましては、投票率75.60%で、地域別では、指宿地域が73.66%、山川地域が79.77%、開聞地域が77.51%となっております。

教育部長（屋代和雄） 2010年国民読書年の取組について、指宿図書館、山川図書館、開聞図書室の取組についてのお尋ねでございます。急速に社会が変化をする中で、図書館に対する地域住民のニーズも多様化をし、様々な情報提供機能が求められると考えているところでございます。図書館は、常にそのニーズを敏感にキャッチをし、それにこたえる資料の整備やサービスの提供が必要でありますので、常に時代に応じた役割意識を持ちながら、充実に努めていかねばならないというふうに考えております。これまで指宿市立図書館では、本を読むことは知識だけではなく考える力、想像力を養うということで、子供たちに豊かな心を養うという視点に立ち、読み聞かせやお話し会を開催をしたり、市民の方々が読書を楽しむ活動を行ってきております。国民読書年としての取組でございますが、指宿市立図書館では、国民読書年のロゴや、「じゃあ、読もう」のキャッチフレーズ、これを入れたしおりや封筒等の活用、ホームページへの掲載、ポスターによる啓発活動、「ことばの力」研究会の発足や、お話し会などのイベントの際にPR活動を実施したりするなど、国民読書年の取組を充実するため、機会をとらえて広報をしていく予定でございます。

9番議員（下川床泉） 投票率の推移につきまして今ございました。参議院選、衆議院選、市長選、市議選と、に比べると、今回の投票率は75.06%と増えてはおるようでございます。それでは、前回と今回の市長選、市議選では、期日前投票は増えているように私自身は感じました。期日前投票の投票者数と有権者数に占める期日前投票の割合はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

選挙管理委員会事務局長（渡瀬貴久） 期日前投票につきましては、投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方に対して、選挙の告示日翌日から投票日前日までの間、市内3か所の期日前投票所で実施しているところであります。従来の不在者投票制度においては、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れた後、更に外封筒に署名をしなければならないなど、複雑な手続きが必要とされてきました。しかしながら、平成15年に法改正がなされ、封筒に入れて署名をするなどの手続きが省略され、直接投票用紙を投票箱に入れられるなど、投票の方法が簡素化されてから、年々、期日前投票の割合は増加の傾向にあります。平成18年に執行されました市長及び市議会議員選挙につきましては、投票者総数3万873人に対し、期日前投票者数は5,430人で、有権者総数に占める割合は14.01%であります。また、先般2月に執行されました市長及び市議会議員選挙につきましては、投票者総数2万8,346人に対し、期日前投票者数は6,562人で、有権者総数に占める割合にしますと、17.50%であります。

9番議員（下川床泉） 期日前投票につきましては、増えていると、パーセント的にも増えているということでございました。それでは、この四つ巴の激しい市長選挙と、定数が4人減り激戦だった市議選の投票率が、今回75.60%でございましたけれども、これが前回の市長選、市議選より思ったより低かったということですのでけれども、その理由についてはどのように考えているのかをお尋ねをいたします。

選挙管理委員会事務局長（渡瀬貴久） 国政選挙、地方選挙の投票率は、全国的に低下の傾向にありまして、本市も例外ではありません。合併直後の平成18年2月に執行されました市長及び市議会議員選挙の投票率が79.67%であったのに対しまして、先般執行されました市長及び市議会議員選挙の投票率につきましては75.60%と、前回の選挙に比べて4.07ポイントの減となっております。地域別で申しますと、指宿地域では3.53ポイントの減、山川地域で5.38ポイントの減、開聞地域で4.04ポイントの減となっております。この原因につきましては、様々な要因が錯綜していると考えられますけれども、大きな要因の一つは、若年層、特に20代の方の投票率の低さにあると思われれます。年齢別の投票率を調査いたしましたところ、20代の投票率は55.59%で、全体の投票率に比べて約20ポイントも低い数字となっております。これにつきましては、若年層の政治への関心が低いことや、住民票は本市に登録しているものの、学業などの関係で県外に居住している方が多いことなどが考えられます。また、最近の傾向として、80歳以上の高齢者の方の投票率も低くなっております。今回の市長、市議選挙における80歳以上の方の投票率は、62.48%と全体の投票率に比べて約13ポイントの低い数字となっております。前回の選挙と比較しても3.6ポイントの減となっております。これにつきましては、高齢化の進行により、歩行困難などの理由で、投票所に行けない方が増えていることが考えられます。重度の身体障害者や介護を必要とされる方につきましては、一定の要件を満たすと、在宅で郵便等による不在者投票ができますので、今後更に、この制度の周知徹底に努めなければならないと考えているところであります。

9 番議員（下川床泉） 投票率の減少の原因がその20代の方々の投票率が59%ということで、政治に関心がない方々、もしくは指宿に不在の方々もいるのではないかとということと、80代の方々で大分下がっているということでもございました。この75.6%ということにつきましては、4人に1人が投票していないということになるわけでもございます。そういうことの現実を踏まえてですね、今後の選挙において投票率向上対策をどのように考えているのか、今までの経過と、今後の対策についてどのように考えているのかをお尋ねをいたしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（渡瀬貴久） 投票率向上に向けての選挙啓発活動につきましては、年間を通じて行います常時啓発活動と、選挙の際に行います選挙時啓発活動の二つに大きく分けられるところであります。まず、常時啓発活動といたしましては、一つに、毎月、20歳到達者の方へ政治への関心を高め、選挙に積極的に参加していただくために、バースデイカードの送付、二つ目に、選挙への関心を高めてもらうための学校教育の一環として、各中学校の生徒会役員選挙の際に、投票箱や投票記載台等の選挙道具の貸出しを行っております。また三つ目に、選挙啓発紙であります「南薩しるばら」の発行などを行っております。次に、選挙時啓発活動といたしましては、一つに、選挙啓発用のポスターや懸垂幕、また、公用車のサイドに添付いたしますボディパネル等の掲示、二つ目に、明るい選挙推進協議会の委員の方々等の協力をいただきながら、大型店舗や観光施設等において啓発物資を配布して投票を呼びかける啓発パレードの実施、また三つ目に、広報いぶすきによる啓発、それから四つ目に、市内の各館長さんや区長さんをお願いいたしまして、地区放送による投票の依頼などを行っております。今後もこのような啓発活動に取り組んでいくつもりでもございます。

9 番議員（下川床泉） 投票率向上対策についてですね、いわゆる期日前投票については、投票者数が増えているということでもございましたので、そのことを考慮してお尋ねをいたしますが、各集落に期日前投票の際の送迎用のバスは運行はできないでしょうか。集落ごとに時間と場所を決めて、あらかじめ広報やチラシでPRをしてバスを運行することによって、それぞれの支所に走ってもらう。そのことによって投票率向上につながると考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

選挙管理委員会事務局長（渡瀬貴久） 投票率の向上のためには、有権者が投票しやすい環境を作ることが最も重要な課題の一つであろうと考えております。特に、高齢者や身体に障害のある有権者の方に対しましては、投票に支障のないよう投票所入口にスロープを設置するなどの対策をこれまでも講じているところであります。ただ、いま議員から提案のありました、期日前投票所へのバスでの送迎についてでありますけれども、公平な公共サービスを提供するとなりますと、市内185地区すべてを短期間かつ短時間で回らなければならないこととなります。したがって、マイクロバスや運転手の確保、その他事務的な労務や費用等を勘案いたしますと、投票所へのバスでの送迎、実務上非常に困難であると思われま。

9 番議員（下川床泉） なかなか自分の足で歩いて行けない方々も増えていると。先ほどもあ

りましたとおり、80代の方々が投票率が少し減っているということでもございましたので、何かバスでもあればなあと、もしくは、今走っている市の巡回バス等々のですね、活用はできないものかなあというのを考えたところでもございました。今のところでは経費等も考えるとできないということでもございますけれども、このことはですね、考えてみる価値はあるのではないかなあ。投票率を上げるためには必要な施策ではないのかなあというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。また、20代の投票率の低下というのもございました。中学校時代の生徒会の選挙で、いわゆる選挙グッズをお貸しをしようという方法、それから、二十歳の誕生日の時のバースデイカードの作戦とかいろいろございます。そしてまた、大学によってはですね、選挙に行こうという呼びかけをする施策等もございませう。そういうことを活用してですね、是非、20代の方々にも興味を持っていただいて、投票に行くシステムづくりができればなあというふうに思います。あと、その80代の方々の投票率の低下ということの一つの対策といたしまして、その投票に行かない方々、もしくは行けない方々に尋ねてみますと、投票所に段差があるので、私は上れないので行かないんだという声もたくさん聞かれます。投票所の段差改修をしてスロープを作るのも一つの向上対策だというふうに思いますが、現在の状況、今後の、その段差解消の対策についてはどのように考えるのかをお尋ねをいたします。

選挙管理委員会事務局長（渡瀬貴久） 現在、市内で31か所の投票所が設置されておりますが、この内訳は、学校の体育館が8か所、公民館が16か所、その他官公庁や公共の施設等が7か所となっております。このうち、学校の体育館につきましては、国政選挙や県の選挙における交付金を活用いたしまして、これまで順次恒久的なスロープの整備を図っております。平成22年度は、池田小学校の体育館スロープ設置を計画しております。また、公民館につきましては、比較的段差の大きい道下公民館、垂門公民館、小牧公民館、新永吉公民館の4か所につきましては、投票日当日、臨時のスロープを設置して対応しているところであります。その他、十町西部地区の農村研修センター、開闢農村環境改善センターなど、投票所から要望のあった箇所につきましては、随時簡易なスロープを設置するなどの段差解消を図っております。今後につきましては、先ほども申し上げましたとおり、投票率の向上のためには、有権者が投票しやすい環境を作ることが重要な課題であると考えておりますので、公民館をはじめ、投票所となっているすべての施設を再度検証し、安全性を確保しながら段差解消等改善を図ることにより、投票率の向上に向けて努力していきたいと考えております。

9番議員（下川床泉） 是非、そのような対応ですね、臨時のスロープも作っていくわけでしょうけれども、そのスロープ自体がそのまま公民館活動等でも使えるようないいスロープになればなあというのを思っておりますので、またそのことも検討いただければありがたいなというふうに思います。

それでは、次の国民読書年の取組についてお尋ねをいたしたいと思っております。公立図書館で

の取組については、先ほど伺いました。それでは、図書購入費については充実されたのか、以前に比べて増えているのか、お尋ねをいたします。

教育部長（屋代和雄） 指宿市の図書購入費につきましては、この数年同額でございますが、全体で595万円というふうになっております。平成22年度におきましても、その予定でございます。蔵書冊数は、平成20年度末の数字で申し上げますと、指宿市立図書館の総数16万2,524冊で、人口1人当たりの冊数は3.64冊というふうになっており、全国平均の2.7冊を上回っている現状でございます。したがって、指宿市立図書館は全国並みの水準にあるというふうに考えているところでございます。今後におきましても、図書館につきましては、地域の特性を十分に把握をし、市民の生活に密着した、そして多様化する利用者一人一人の生涯学習を支援をする中核施設として、また、誰もが気軽に利用できる図書館として、その充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

9番議員（下川床泉） 図書購入費については、ここ数年間590万円であまり変わらないということではございました。私としてはですね、この国民読書年のこの年だけでも少しは増額をされてしかるべきではないのかなという思いがありますので、質問をしているところでございますが、なぜ増額をされないのか、このことについてどう考えるのか、お尋ねをしたいと思います。

教育部長（屋代和雄） 図書購入費の増額については、厳しい財政状況ではございますが、本市としては、昨年度と同額の予算計上をしているところでございます。図書は、それ以外に資料として新聞、雑誌等がございますが、それらを入れると、年間の資料代としては680万円程度になろうかというふうに考えているところでございます。人が生きる、暮らす、働くという人間の生活にとりましてさりげなく支援をしてくれるものが図書館ではないかというふうに考えているところでございます。今後も市民のリクエスト制度とか、近隣の市立図書館や県立図書館からの相互貸借等を行うことによりまして、市民の方が不便を感じないように、そして、満足していただけるように、いろいろな形、工夫をしながら、有効な図書の活用に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

9番議員（下川床泉） それでは、その小・中学校の図書室に対する図書購入費については、充実をされているのか、以前に比べて増えているのか、お尋ねをいたします。

教育部長（屋代和雄） 子供たちが最も身近に本と親しむ場所、これが学校図書室であろうというふうに考えております。学校図書室は、学校にとっても大変重要なものでございますし、その蔵書の充実は大切なものであろうというふうに考えているところでございます。小・中学校の学校図書室に整備をすべき蔵書基準につきましては、文部科学省の方で学校図書館図書標準を定めており、本市の小・中学校の蔵書冊数はこの標準を上回っているところでございます。具体的に申し上げますと、平成21年9月現在の、小学校12校の図書標準冊数は7万4,32

0冊でございますが、この蔵書冊数は8万8,216冊となっており、蔵書の達成率は119%となっているところでございます。また、中学校5校の、図書標準冊数は3万9,360冊であります、蔵書冊数は5万4,689冊となっており、この蔵書達成率は139%でございます。図書購入費についてでございますが、平成21年度は小学校12校で268万円、中学校5校で215万円を計上しているところであります。この額につきましては、国が図書購入費として算定をし、本市の方に交付をした地方交付税額それ以上となっているところでございます。この考えは、平成22年度においても、これまでと同様に、図書購入費の確保と、これには努めてまいりたいというふうに考えております。

9番議員（下川床泉） 標準蔵書冊数に比較をすると、現在の蔵書数とすればたくさんのものであるということも含め、また、手はいるのだけれども、図書購入費についてはあまり増えていないということでございます。私としてはですね、この国民読書年という、この年だからこそ、この時期に図書購入費が増えていただくことによって、研究用の資料等に図鑑を買ったりとか、今までである本がですね、大分古くなってきているという現状もあるわけでございますので、どんどんどんどん新しいものに買い替えてしかるべきだというふうに思っているところでございます。何よりも、国の方で定めた国民読書年でございますので、特別に国からの補助と言いますか、交付税としての増額が、これに関してですね、あったのかどうか。そういうことがあるのが当然だというふうに私は思っておりますが、そういうことはあったのか、どうかお尋ねをいたしたいと思えます。

教育部長（屋代和雄） 2010年の国民読書年にあわせて、特別に国から学校図書室や公立図書館等も、これを含めまして、図書購入の補助や地方交付税の増額は、現在聞いていないところでございます。国は「学校図書館図書整備5か年計画」に基づきまして、図書購入費を地方交付税として、平成19年度から平成23年度までの5年間に毎年度200億円、総額で1,000億円を措置する計画であり、現在の本市への財政措置につきましては、この計画によるものであるというふうに考えております。1999年のユネスコ総会で採択をされましたユネスコ学校図書館宣言のその前文に、学校図書館は児童・生徒が責任ある市民として生活ができるように、生涯学習の技能を育成をし、また、想像力を培うというふうにあるところであります。市の教育委員会といたしましても、次世代を担っていく子供たちが自ら情報を収集をし、自ら考え、自ら決定する力を付けていくことができるように支援をするために、学校図書室の充実に精一杯努めてまいりたいというふうに考えております。

9番議員（下川床泉） 先ほどから言ってございますけれども、国の施策として、国が決めた国民読書年の年なんです。国として財政的な援助が何もないということが信じられない気持ちでいっぱいでございます。国の方としても、もう少し配慮していただきたいなあというふうに思うところなんです、今、ソフト面、ハード面いろいろと関連があるわけですが、それでは、学校図書室のクーラー設置の件でございますが、何回も、これまでも何回もです

ね、以前から要望をしているところでもありますが、クーラーが設置をしてある学校では、夏休み中の利用が増えて、本に親しむ子供たちも増えておりますし、その子供たちは、そこで勉強をしたりしてですね、成績も上がっているというふうにも聞いております。学校図書室のクーラーの設置についての考え方はどの程度進展をしているのか、また、今後の計画についてはどのようになっているのかをお尋ねいたします。

教育部長（屋代和雄） 図書室のクーラー設置費用といたしまして1,000万前後がかかるのかなあというふうに考えておりますが、指宿市内の小・中学校の図書室のクーラー設置状況でございますが、現在、小学校では開聞小学校と川尻小学校の2校、中学校では開聞中学校と北指宿中学校の2校に設置をしているわけでございます。開聞地域のこの3校につきましては、合併前の旧開聞町の方で設置をされたというふうに聞いております。北指宿中学校、ここにつきましては、PTAの方々の設置という形で聞いているところでございます。この他の学校においては、扇風機で対応をしている状況であります。これまで学校の空調の、この整備につきましては、市としては、まず、普通教室の扇風機設置を、これを最優先ということで重点的に行ってきたわけでございます。図書室のクーラーは、議員と同じように、今後整備していかなければならないというふうに強く思っているところでございますが、児童・生徒の安全性確保のために、今議会におきましても、3校で1億3,000万程度の耐震補強工事をお願いをしましたが、この工事の方を優先をしながら、今後、クーラー設置についても検討していきたいというふうに考えているところであります。

9番議員（下川床泉） 12小学校、5中学校のうち、2小学校、2中学校がクーラーを設置してあるということですので、おおよそ1,000万円前後がかかるということでございます。1億3,000万円かかるわけですけれども、年次的にですね、設置をする方向性の計画を立てていくべきではないのかなというふうに思うところでございます。

次に、小学校や中学校では、授業の始まる前に、読書タイムや音読タイムを設けている学校があります。また、読書ボランティアをお願いをして、読み聞かせをしている学校もあります。このことにつきましては、川尻小学校が、先般、全国表彰を受けられました。このことがきっかけで、各小・中学校もですね、読書活動に力を入れているというふうに思いますが、学校ごとの主な読書活動についての取組はどのようになっているのか、分かっている範囲でお尋ねをいたしたいと思えます。

教育部長（屋代和雄） 各学校におきましても、この読書については大切なものであるということで一生懸命取り組んでいる状況でございます。読書につきましては、表現力や創造力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、人間形成の基盤となるものであるというふうに考えているところでございます。そのようなことから、各学校におきましては、学校経営方針に「読書活動の充実」を掲げ、その実践に取り組んでいるところであります。具体的に申し上げますと、校時表に週2回から4回、10分間、または15分間の読書タイムを位置づ

け、保護者が輪番で読み聞かせをしたり、子供同士で教科書の音読や暗唱等を行ったりするなど、本に親しむ活動を現在行っているところがございます。この朝読書以外の取組としては、読書月間や読書週間に「読書祭り」を実施をしたり、高校生や図書館の職員による読み聞かせ、保護者によるブックトーク、校内読書放送、選書会、緑陰読書等、様々な取組をしているところであります。このような取組の結果とは思いますが、小学校では一人当たりの平均年間読書冊数が約128冊で、中学校では約40冊というふうな状況でございます。また、読書冊数が200冊を超える学校や、文部科学大臣賞を受賞する学校も生まれて、各学校の読書量は、年々増加をしているというふうを考えております。読書活動は、言葉や感性を磨き、表現力や創造力を豊かにします。今後におきましても、各学校におきまして児童・生徒が様々な本と出会い、読書の楽しさを実感できるように、朝の読書活動や学校図書室を利用した学習に取組み、子供たちが本に興味や関心を持ち、本を読みたくなる環境整備に市として努めたいというふう考えているところでございます。

9 番議員（下川床泉） それでは、毎月23日の日が読書の日ということで制定をされております。一方、指宿の方では、毎月23日は家族団らんの日に設定をして、ノーテレビ、ノーゲームデーとして家族で団らんをしてほしいとお願いをしております。毎月23日を読書の日として読書に関心を持っていただき、各家庭の親の方々にもお願いをしたいところなんですけれども、なかなかこれが浸透していないという現状があります。この毎月23日の取組についてはどのような状況か、お尋ねをいたしたいと思っております。

教育部長（屋代和雄） 毎月23日の読書の日の取組ということでございます。本市の社会教育関係団体の方で、毎月23日を読書の日、家族団らんの日として、学校や家庭、地域に、読書活動を呼びかけているところがございます。社会教育関係団体が昨年2月に、市内全児童・生徒の約2割を抽出をし、実施をした家庭教育アンケート調査結果では、23日読書の日に親子読書に取り組む家庭が少なかったことが指摘をされているところがございます。教育委員会としては、残念な結果だというふうに認識をしているところでございますが、本年度におきましては、指宿市は「読書の街づくり」という形で取り組んでいるわけでございますので、この23日読書の日に各地区で防災無線や自治公民館の放送等を活用をし、親子読書、これに対する啓発を現在も行っておりますし、来年度もお願いをしたいというふうに考えているわけでございます。さらに、図書館の取組といたしまして、23日読書の日には、貸し出しプラス1冊運動を行い、読書活動をより一層充実させる取組を推進をしているところでございます。今後も学校、家庭、地域、社会教育関係団体等が相互に連携をし、市全体、市民全体で取組がされるように、その啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

9 番議員（下川床泉） 私市全体でこの毎月23日の読書の日、家族団らんの日に取り組むべきだというふうに思います。できたら毎月23日はノー残業デー、パチンコにも行かずにまっすぐ家に帰ってもらってですね、家族で団らんの一時を過ごしていただきたいなあ。そし

て読書に親しんでもらいたなあとという気持ちがございます。そしてまた、市全体で国民読書年の取組をすべきだというふうに思っておりますけれども、指宿市では読書推進会議を設置をいたしまして、読書の活動の取組を協議してきたと聞いております。この会議の経過とまとめはどうなっているのか。そして、今後の市全体でのその読書に対する取組の方策については、どのように考えているのかをお尋ねをいたします。

教育長（田中民也） 本市では、平成19年度から、学校、家庭、校区、図書館の四つの推進部会からなります読書活動推進会議を発足させ、平成21年度までの3年間にわたり、読書の街づくりに努め、次のような成果が出てきております。まず、学校おきましては、全国学力・学習状況調査の結果、本市の小・中学生は、県・全国と比較いたしまして、一日当たりの読書時間、図書館に通う回数などが上回ってきておまして、学力が向上してきました要因の一つとしてとらえているところでございます。また、読書感想画や人権作文コンテストにおきましては、最優秀賞を受賞する学校が出てきております。生徒指導面におきまして、いじめなどの問題行動も減少していることから、豊かな情操の形成が育まれつつあるととらえております。家庭におきまして、読書を通して、家族の触れ合いや団らんの場が増えるなど、読書に対する保護者の関心が高まりつつございます。地域におきまして、自治公民館や校区公民館主催による読書感想文、読書感想画の募集や、毎月23日の読書の日の放送、児童による朝読み・夕読み放送など、様々な取組がなされ、児童、生徒にとりまして、公民館が交流や読書の触れ合いの場になってきているところでございます。具体的には、国民読書年の今年、これまでの読書推進会議でまとめられました方針や具体策が着実に実践されますように、啓発等に努めてまいりたいと考えております。具体的には、児童、生徒から読書についての標語を募集し、読書推進のための幟旗を作成するなど、読書の街づくりの広報等に努めてまいります。また、平成22年度には、指宿、開聞の保健センターに乳幼児用絵本と本棚を整備し、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心触れ合う一時を作るブックスタートを開始することになっているところでございます。以上でございます。

9番議員（下川床泉） 読書の効果によって、様々な学力向上など生徒のいじめが減少したなど効果が出ているというふうに思っておりますので、是非、市全体での取組としてですね、今後も活動していただければなあとというふうに思います。

最後になりますけれども、市長にお尋ねをいたしたいと思っております。私は毎年のように国民年の取組み、国際年、世界年の取組ということで質問をさせていただいております。その年だけには、重点的に、その施策を予算配分として、施策を講じるべきだというふうに考えておりますけれども、市長の考えをお尋ねいたしたいと思っておりますし、併せて、この2010年国民読書年については国が決めた年ですので、当然、国として予算配分をしっかりと増額して、図書購入費やクーラーの設置など、やりやすい環境を作ることが大事だと思うので、是非、国の方にもですね、市長会を通じて要望していただきたいというふうに思いますし、市とし

ても、この年に重点的に予算を配分するという考え方で、6月補正辺りですね、図書購入費の増額について検討する考えはないのかも併せてですね、お尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長（豊留悦男） 国民年や国際年については、特定の事項に対する特に重点的な問題の解決に向けて、国会や国連において採択・決議されるもので、国内や世界各国の個人・団体に呼びかけるための期間であり、その種類も読書年の他に、スポーツ年や家族年、婦人年など多様なものがございます。本市として、そのような国際年、国民年にどのような関わりをもっていくのか、また、どのように取り組んでいくのかについて、いつまでに、何を、どのようにやるのか、そのための財源の裏付けはどうするのかを常に念頭に置きながら、国際年や国民年の趣旨を踏まえた事業の展開を検討する必要があるかと思えます。国が示した国際年の取組の具体的な例を元に、本市ですべき取組については、今後検討をし、予算措置が必要となれば、今後の補正予算等で措置することになるかと考えております。

9番議員（下川床泉） ありがとうございます。是非、そのような形での取組をしていただきますようお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますが、本年3月をもちまして定年、もしくは退職をされる方々に今までのご労苦に感謝を申し上げますと共に、これからも第二の人生を有意義に送っていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、住みよい市政を築く立場から、通告に基づき一般質問を行います。

今、定例会は市長においても、我々議員においても、選挙直後の定例議会でありますから、市長においては、政治的基本姿勢を示す場でもあり、我々議員にとっては、選挙で市民に何を訴えたかということとも関連をし、それを行政に提案をしたり、要求したりする場でもあります。そのようなことから、私は、今回4点にわたって通告をしていますが、担当課に具体的なことを伺うという角度ではなく、それぞれの事項について市長の基本的な考え方を問うという角度を中心にして質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてであります。豊留市長は選挙の時も、そして施政方針においても、変える、変わるという言葉キーワードにしています。アメリカのオバマ大統領の多用したチェンジや、民主党の大看板にした政権交代と通ずるものがあるのかどうかはとも

かく、田原迫施政に対して不満を持った市民にとっては、変える、変わるという言葉を通じて一票を投じた人も多かったのではないかと推察します。オバマ大統領は、その職に就く前は、核兵器の廃絶を強く唱えながら、職に就いたら、随分とトーンダウンをし、核そのものを部分的には認めたり、核抑止力の維持を確認するなど、平和を望む期待を裏切ってきています。民主党は民主党で、自公政権時代の政権運営からの脱却はなかなか進みません。豊留市長の、変える、変わるとはいったいどのようなことなのか、市民はそこを知りたいのだと思います。基本理念において前市長と相違があるとすれば、それは何なのか。また、相違があるとすれば、当然予算にも反映するでありましょうから、それはどこに表れているのか、まず伺います。

次に、メディポリス指宿への対応等についてであります。産・官・学の協力体制の下に、メディポリス指宿構想が推進され、その一員として必要な協力をしている。財源支援もその一環だというのが前市長の基本姿勢だったと思います。また、市長が財団の理事の職にあるのは、充て職であって、報酬は受け取っていないということでした。市民の声は、メディポリス指宿への財政支援には納得いかない。そのようなお金があるならば、もっと市民の暮らしを守るところに使ってほしいということです。財政支援は誘致条件など先方との約束に基づくものではなくて、市が独自に条例を作り支援しているもので、条例の廃止を含めて市の独自性に委ねられているものです。つまり、前市長が条例制定をした下で、豊留市長が条例廃止をしても、何ら責任を問われるとか、賠償請求をされるとかという性質のものではありません。むしろ市民には歓迎をされることになりまして、それは市の財政にとってもプラスになることを意味します。メディポリス指宿に関して3点伺います。まず、メディポリス指宿との関係について基本的にどのように考えているか。次に、財政支援をやめて、そのお金は市民の暮らしを守るところに使ってほしいという市民の声にどのようにこたえるつもりか。次に、財団の理事であることについてですが、充て職とはいえ、市長は理事であることは義務ではありません。理事への参画についてどのように考えているか。また、既に理事として就任しているのかどうかも含めて伺います。

次に、国保税についてであります。全国規模で見ましても、国保税、あるいは国保料が高くて払えない。そのことから保険証を取り上げられ、資格証明書ではますます病院にかかれなかったことが社会問題になっています。日本共産党は国会でもこの問題を取り上げて、鳩山首相の見解を質すと同時に、国庫負担を増やし、元に戻すよう迫ったところでもあります。鳩山首相は、所得300万円の人とその1割以上の保険料を払わなければならないというのは、やはりこれは率直に申し上げて相当高いなという実感はございますと答えました。国保の現状の最大の原因は、国庫負担を削減した国の責任ではありますが、地方の責任も免罪するわけにはいきません。国保税が高くて払えない、収納率が下がる、ますます払えない人が増える、また、国保税を上げるという悪循環の道を辿ってきたのが実際の姿であります。国庫負担を

増やすことを国に求めるのは、地方自治体共通の願いになってはいますが、その地方自治体においても、払える国保税にという努力も始まってきています。先日の新聞の報道によれば、霧島市は一般会計からの繰り入れをして、国保税を下げることを検討しているようです。他自治体では、市長選挙における選挙公約の一つとして、国保税の引き下げを掲げる候補者も出てきています。指宿市においては、平成21年度に7,000万円規模で国保税の値上げがされたわけですが、当時の予算審査において、担当課は何某かの一般会計からの繰り入れはできないかという立場で臨んだが、市長査定で実現しなかったといったことが明らかになっております。担当課がそれなりの努力をしても、市長の考え方がウェイトを占めるというか、すべてを決定づけると言ってもいいかもしれません。そこで豊留市長に伺います。国保税は市民が払える額にすべきではないか。つまり、国保税の引き下げを願う市民の声にこたえるべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

次に、子ども医療費の無料化についてであります。子供を育てる親にとって一番の心配は子供の病気です。これは厚生労働省のまとめた少子化に関する意識調査研究の中で、子供に関する不安を調査した中でも数字として出ております。親の金のあるなしで命を守ることに差があってはなりません。わが党は国会でも国として子供の医療費無料の制度を確立するよう強く要求してるところであります。今全国を見ても、県内を見ても、国に制度確立を求めながらも、それを待っているばかりでは親御さん、保護者の願いにこたえきれないということで、各市町村において独自に制度の充実が進んできています。鹿児島県内においても、さつま川内市では4月から中学校を卒業するまで無料になります。垂水市でも中学校を卒業するまでが補助の対象になっています。南九州市では9歳の誕生日までは自己負担なしの無料です。指宿市では県の制度そのものです。就学前までの補助で自己負担3千円もあります。県の制度に上乘せがないということは、県内で最低の制度だということでありまして。そこで伺います。指宿市が県内で最低レベルの制度だということと合わせ、制度の充実を進めてきている県内の動向をどのように認識しているか伺います。また、子供の医療費はせめて小学校を卒業するまでを無料にしてほしいという市民の声について、それにこたえる考えはないかどうか伺います。

次に、防災行政無線、地域防災無線の整備についてであります。災害はいつ起こるか分かりません。また、災いは忘れた頃にやってくるとも言います。いつやってくるか分からないけれども、それに備えておかなければならないのが防災対策であります。平常時は防災対策の効果は目に見えてはありません。しかし、防災対策がなされているかどうかは、いざという時に生と死を分けることにもなり、まさに命に関わる問題です。旧山川と旧開聞地域は、基本的には防災行政無線が整備されておりますが、旧指宿地域には設備がありません。市役所から公民館長さんに連絡が行き、それを地区の放送施設を使って放送するといったシステムになっています。現状として、それに相違ないかどうか、まず伺います。次に、地区の公民

館がない、あるいは公民館はあっても、放送設備がないなどの地区においては、住民への伝達手段が確保できないということになります。そのことについてはどのように考えるか伺います。そして3点目として、防災行政無線についての整備計画は今後どのようになっているのか、伺って第1回目といたします。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長（豊留悦男） 私の政治姿勢について、その基本理念についてでございますが、指宿市は合併後4年余りが経過し、歴史や文化、生活圏などが密接につながり、特に、農林水産業や観光、各地域の様々なイベントを通して、それぞれの特色を融和させ、より一体感を醸成しながら発展してきたと考えております。一方では、医療や子育て支援、農林水産業の振興など、合併による住民サービスが未だ十分に行き届いていないなどの不満が聞かれていることもございます。そこで私は、皆様に変わる勇気を持つというスローガンを掲げ、しがらみを断って、今、行動の時と訴え、市民が主役、市民参加、信頼、透明性、公平、公正を標榜し、行政改革を行うことを約束してまいりました。また、国内を取り巻く先行き不透明な経済状況により、地元企業や事業所等では、雇用不安や消費低迷による地場産業への影響が懸念されております。そのような中で、市民の声を広く聴き、すべての市民が納得できる、より質の高い行政サービスを推進していくためには、行政として相応の体力が必要であり、それに見合った確固たる財政基盤の構築が必要不可欠であると考えております。そのため、厳しい財政事情を踏まえた行財政改革の推進、信頼される市役所づくり、地域経済の活性化、医療・福祉・教育の充実、市民との協働の推進に取り組んでまいりたいと考えております。多様な生き方、働き方、学び方のできる地域には、多くの人が集まります。そして、そこには感動という世代を超えた地域連帯の美しさが生まれてまいります。地域でできることは地域で協働して取り組むことで、地域の絆が生まれ、感謝と思いやりのある明るいまちが生まれてまいります。自分たちの住む地域が、少しでも暮らしやすく、生活しやすい故郷になることを願っている人々、また、これから家庭を築き、将来に夢を持つとする若い人たち、あるいは長年この地に住み、故郷を愛してこられたご年配の方々、そして、指宿の再生と発展を望んでいる4万5千すべての人々の幸せのために、何より生活者重視の行政を推進してまいり所存でございます。

次に、予算編成についてでございます。予算編成における前市長との大きな相違点についてのお尋ねでございますが、今回の予算編成につきましては、市長就任から予算を提案するまで時間がない中で、予算の内容が第一次総合振興計画に基づく継続事業が殆どであり、基本的にマニフェストと方向性が一致していることから、行政の継続性、つまり、予算執行を

中断することによる市民生活への影響なども考慮し、本予算として予算編成を行ったところでございます。このようなことから、予算上の大きな相違点はないところでございますが、これからの4年間に於いて本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、行財政改革を推進しながら、地場産業や観光産業の強化、医療・福祉の充実、子供の教育環境の整備など、市民の生活を豊かにし、安らぎのある充実した住みよいまちづくりの実現を図ってまいります。今後、マニフェストに沿って事業の内容を改編、充実させながら、6月補正予算以降必要に応じて、予算へ反映させていきたいと考えているところでございます。

メディポリス指宿の対応等についてでございます。メディポリス指宿の対応等の基本的な考え方でございます。メディポリス指宿は、南九州から世界に向けて光を放つ医療を基本コンセプトとし、財団法人メディポリス医学研究財団が中心となり、鹿児島県、鹿児島県医師会、指宿市、鹿児島大学との協働による、産・学・官の協力体制で取り組んでいる重要なプロジェクトでございます。国の特殊法人等整理合理計画により廃止されました、旧グリーンピア指宿の施設を活用し、産・学・官の連携により、がん粒子線治療研究施設など高度最先端医療及び健康の拠点を目指すメディポリス指宿構想に基づいて事業を行うものに対して、奨励措置を行うことにより、高度先端医療の推進、旧グリーンピア指宿の有効活用、地元雇用の促進及び定住の促進を図り、もって本市経済の発展に資するとともに、市民福祉の向上を図ることができるものと認識しております。奨励条例を廃止する市民の声についてでございます。財団法人メディポリス医学研究財団は、先ほど申し上げましたように、産・学・官の連携の下、がん粒子線治療研究センターを中核とする高度先端医療施設など四つの柱からなるメディポリス指宿構想をまとめ、それを連携して推進していかうとするものでございます。国及び県においても、それぞれ24億円の財政支援が予定されております。鹿児島大学においては、粒子線がん治療研究に必要な、知的支援を行うことにしております。県医師会においては、県民が等しく、がん治療を受けられるような体制づくりとして、県内におけるがん治療ネットワークの構築等のための協力を行うことにしております。このような中、最も恩恵を受ける地元の本市にとっても、高度先端医療の推進、旧グリーンピア指宿の有効活用、地元雇用の促進、及び地域の活性化を資することが期待されるため、もし、活用されなかったら取り壊され、入ってこなかったであろう旧グリーンピア指宿の建物の固定資産税相当額をその財源として、10年間を限度に、奨励金として交付しようとするものでございます。高度先端医療センター施設である、がん粒子線治療研究センターが本市に整備されることにより、市民が地元で高度先端医療が受けられること、日常生活をしながら、1日1時間程度で治療ができ、入院にかかる負担がないこと等、指宿市民が一番恩恵を受けられることから、必要な条例を整備し、支援を行ってきているものと思っております。市長の理事への参画についてでございます。財団法人メディポリス医学研究財団は、がんを中心とする疾患の診断及び治療に関する基礎的研究並びに予防医学や心のケア等に関する研究事業等を行い、広く鹿

児島県民の医療向上や、安心して生活できる環境構築に寄与し、もって県民の健康増進に貢献することを目的としております。理事会は、財団の運営に関する重要な事項を議決する機関であります。理事会を構成する理事に市長が就任することにより、公共の福祉向上のための方向性などのチェック機能を果たすことができますし、指宿市としての考え方を反映させることができます。私は、指宿市民を代表し、産・学・官の連携により、メディポリス指宿構想の実現のため、努力してまいりたいと考えております。

国保税、子ども医療費の無料化等については、私のマニフェストに盛り込まれた内容でございますので、保健福祉部長に答弁をさせます。防災行政無線、地域防災無線の整備については、同じく総務部長に答弁をさせます。

健康福祉部長（田代秀敏） 国民健康保険税についてのご質問をいただきました。税額を市民の支払える額にすべき、それから、国保税の引き下げを願う市民の声についてというご質問でありました。併せてお答えさせていただきたいと存じます。国民健康保険制度は、病気やけがに備えて加入者が普段から保険税を負担し、いざという時の医療費補助に充て、皆の医療費の負担を軽くしようとする助け合いの精神から成り立っておりますので、国保税の納付につきましてご理解をいただいているところでございます。本市の国保運営におきましても、年々厳しい状況ではありますが、健康づくり事業等を実施しまして、医療費等の歳出を抑制し、また、国・県からの補助金等の歳入確保にも努めながら、できる限り国保税が大きくならないよう努力しているところでございます。このことから、平成22年度国保税につきましては、引き上げる予定でありましたけれども、不足額約2,900万ほどでございますけれども、基金から繰入れることにいたしまして、据え置くこととしたところでございます。一方、国保税を支払うことが困難な世帯につきましては、国保税が7割・5割・2割の軽減される制度や減免制度の他、分割納付制度等もありますので、ご相談をいただきますれば、国保加入者個々のケースに対しまして、細やかな対応をしてみたいと存じております。

それから、子ども医療費助成の在り方、県内の動向について確認してるのかということでもございました。子ども医療費助成の県内の動向に対する、本市の認識についてのご質問でございます。本市におきましては、子育て家庭の医療費の経済的負担の軽減を図り、乳幼児に対し、疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持を目的とし、小学校就学前までの乳幼児を対象に県の乳幼児医療費助成制度における補助を受けながら、事業を実施しているところでございます。県内の状況を見ますと、助成対象年齢については、中学校3年生までとしているところが、垂水市、南さつま市、薩摩川内市、小学校3年生までとしているところは出水市でございます。また、非課税世帯以外の無料化につきましては、就学前までが、薩摩川内市、霧島市、曾於市、出水市、小学校3年生までが奄美市、9歳までが南九州市となっているようであります。なお、伊佐市につきましては、入院時に限り、高校生まで枠を拡大しているようです。それらの自治体が独自の乳幼児医療費助成制度の拡充を行っていることは

認識しております。それから、小学校卒業までの無料にしてほしいという市民の声に対する答弁でございますけれども、県内18市における自己負担金の状況につきましては、無料、あるいは何らかの助成を実施、または計画している市が増えてきていることは十分認識しております。課税世帯にかかる自己負担金なし、つまり完全無料化を就学前まで実施した場合は、現在展開しております次世代育成支援対策事業費に加えまして、更に財源確保が必要になります。非常に厳しいものと考えているところでございます。県の制度を超える制度の拡充分については、市が負担することとなりますので、限られた財源の中で総合的に子育て支援策を実施していくべきであろうと考えております。乳幼児医療費助成制度のような社会保障につきましては、本来国が子育て支援や少子化対策という観点から、制度の充実を図るべきであろうと考えております。今後も県市長会や九州市長会等を通じまして、国や県に働きかけていきたいと存じております。

総務部長（秋元剛） 防災行政無線、それから地域防災無線の整備について3点ほどご質問をいただいておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。まず、各地区における現状についてでございますが、指宿市地域防災計画では、防災行政無線及び地区放送施設を根幹的な通信系統として位置付けております。防災行政無線は、災害時に、迅速かつ的確な情報を市民に伝える重要な通信手段として、大きな役割を担っているものと認識をしております。各地区における現状は、山川地域では、昭和57年度から運用を開始し、平成7年度に同報系の施設を、平成12年度に移動系の施設を更新しております。設備の内容は、同報系が親局1局、中継局が1局、屋外拡声子局が26局、戸別受信機819台、移動系が車載型13台、携帯型16台であります。開聞地域では、平成3年度から運用を開始しており、その設備の内容は、同報系が親局1局、屋外拡声子局21局、戸別受信機82台、移動系が車載型7台、車載帯が8台、携帯型11台であります。指宿地域では、平成18年1月1日の合併に伴い、新市の一体的な情報伝達手段として、平成18年度に山川・開聞の既存システムに接続し、指宿庁舎から発信できるよう合併操作卓の整備を行いました。これにより、指宿庁舎から山川・開聞地域への同時放送並びに指宿地域においては、各公民館長宅に設置をしてある戸別受信機による情報伝達ができる体制を整えたところであります。設備の内容は、同報系が屋外拡声子局2局、戸別受信機147台、移動系が携帯型18台であります。

次に、緊急時の連絡が地域住民に届かない可能性のあることについてのご質問でございますが、指宿地域においては、公民館長が戸別受信機で受信し、地区放送施設を通じて連絡することとなるため、防災にかかる放送例文のマニュアルを配布し、情報伝達の迅速化に努めているところであります。また、地区放送施設についても、屋外有線放送施設から、公民館長宅で放送することができる地域情報伝達無線システムに切り替えている地区も多くなってまいりましたので、以前に比べますと、情報伝達に要する時間は随分と改善をされてきているものと思っております。しかしながら、平成22年3月現在で、地区放送施設が整備されて

いない地区が14地区あります。これらの放送施設のない地区に対する災害時等の緊急連絡は、広報車や消防車両による広報の他、自主防災組織や消防団員を通じての連絡が主となります。また、避難勧告等で、緊急性が高く、住民への迅速な周知が必要な情報については、災害時における放送要請に関する協定に基づき、関係放送機関に対して、放送要請をしていくことになるかと思えます。今後の整備計画についてでございますが、総務省は、デジタル化に向けて周波数移行方針として、都道府県や市町村が使用している防災行政無線局の周波数の使用期限について、当初は平成28年5月31日までとするとしておりましたが、当面定めのないことへと方針が転換をされました。市といたしましては、現在のアナログ方式の防災行政無線の保守管理を続け、できる限り有効利用していきたいと考えております。しかしながら、開聞地域の防災行政無線施設は、導入後18年が経過し、機器の老朽化が進んでおり、交換部品の製造中止など修理・復旧等の保全面から、今後、施設の更新が必要となってまいります。また、指宿地域におけるデジタル防災行政無線施設整備にかかる事業費も約3億5,100万円と高額な試算額となっております。このようなことから、今後、年次的な整備計画の策定が必要ではないかと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 1回目の質問は午前中に済ましたわけですが、その時冒頭で今回の質問については、市長の基本的な考え方を問う角度を中心にするというふうに申し上げましたので、そういう立場で答弁をお願いしたいというふうに思います。それぞれのことについての経緯やですね、その他については、前市長も含めていろいろこの議会でも答弁をしておりますので、現市長、豊留市長が、特に前市長と違うのはどこかという角度を中心に伺っておりますので、端的に質問に対しては答えていただきたいと思えます。

そこでまず、変える、変わるということを看板にしてきた市長であります。その違いがなかなか見えてこないわけですし、今の答弁の中でも、市長のマニフェストに掲げたこととこれまで流れてきた考え方、予算等もそう変わりなかったもので、今回の予算については大きな相違ではないというふうに答えました。ただ、必要なことがあれば6月以降の補正に関わってくるのかなということは述べられましたが、変える、変わるという看板のわりにはですね、中身は殆ど変わらないのかなという感じを持ったんですが、まずそのことについて一言だけお願いします。

市長（豊留悦男） 先ほどご答弁申し上げましたように、私が今回のマニフェストで力点を置いたところと申しますのは、自分たちの住む地域が少しでも暮らしやすく、そして生活しやすい故郷になることを願って、様々な行政施策を講じたいというのが、私の大きなマニフェストの柱でございます。そのために、今後どのような施策をもって、一人一人の市民の暮らしを守っていくか、それに重点を置きたいというのが、私の変わる一つの視点でもございます。

1 1 番議員（前之園正和） そういう中であってもですね、国保会計については、前任者が21

年度に全体7,000万の国保税値上げをした時に、22年度も上げるということを前提にしてたわけですが、今回はその値上げがないと、据え置くということになっておりますので、その点は違うのかなというふうに思っているところであります。メディポリス指宿についてはですね、総じて、前任者の市長の考え方と奨励措置をすることについてもですね、基本的に変わらないというふうに受け取ったわけでありまして、メディポリス指宿への奨励措置というのは、市の独自判断によるものであります。いろいろ理由を述べられましたが、工場等設置奨励条例については、奨励措置を前提にして工場を誘致するなどの関係にありますから、一方的に奨励措置を中断することは、いわば約束違反ということになりますから、当然、先方から損害賠償なり求められる可能性があるわけです。しかしながら、メディポリス指宿への奨励措置は、誘致条件でも何でもなく、新日本化学が旧グリーンピア跡地を買って、メディポリス指宿ができてから、その後に指宿市が独自に奨励のための条例を作ったわけですから、この工場等設置条例の場合には、いわゆる条件になっているけれども、メディポリスへの奨励条例を廃止しても、約束違反にもならないし、ましては、損害賠償などを請求されるということはないと、そういう性質のものだというふうに思いますが、市長、いかがお考えでしょうか。

市長（豊留悦男）　メディポリス指宿については、これまでも前之園議員の方からいろいろと同じような質問が寄せられ、それを元に、今後どのような形で、市がこのメディポリス指宿との関わりを持つかというのは、極めて大事なことであろうかと思えます。先日、メディポリス指宿に指宿市民が何人くらい働いているのだろうか、そういう思いでお聞きしてみました。今では100人を超える市民が働いているそうでございます。やはり、このメディポリス指宿では、旧グリーンピア指宿が、そのまま廃屋として、あの地が利用されないとしたら、指宿としてどういうデメリットがあるのか、グリーンピア指宿跡地に、いわゆるメディポリス指宿ができたことによるメリットは何なのか、そこを秤にかけた時に、私どもは当然、メディポリス指宿の重要性を鑑み、そして指宿市民の健康を考えた時に、やはり、指宿市もそれなりの支援をする必要があるだろうと考えているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和）　奨励措置をする考えについて聞いたのではなくて、奨励措置を廃止しても、約束違反とか損害賠償とか求められるということはないだろうということを聞いておりますので、それについては反論はないものと思えます。それから、先ほどの答弁で、指宿市民が一番恩恵を受けるんだというふうにおっしゃいましたが、これは高度先端医療、医療費が300万かかると。そして全額自己負担と、保険がきかないということですので、指宿市民が恩恵を受けるというよりも、その治療費300万円に耐えられる人が恩恵を受けるということになるのではないのでしょうか。

市長（豊留悦男）　ご指摘のとおり、治療を受ける患者にとっては、医療費が高額でございますので、限定される可能性もございます。ただ、このメディポリス指宿の、この患者さん以

外に、指宿の活性化にとって、このメディポリス指宿があることで、治療以外の家族の方や、その他いろいろな雇用に役立つ、雇用を促進するそういう面で、指宿市の活性化には非常に大事であると、そういう意味で、今後役立つという、そういう答弁をさせていただいたところでございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） 以前、指宿市が誘致した企業にメンズモード指宿というのがあって、今はもうないわけですけども、これは工場設置奨励条例で誘致をしたんですが、あそこも大体100人の従業員がいたんですね、当時。あそこに対する奨励の金額というのは僅かだったんですね。そういう意味でも、このメディポリス指宿へはですね、その100人の従業員が仮にいても、非常に効率の悪いものだというふうに思うわけでありまして。それから、その財政的なことについても、前市長と全く考えは変わらないわけですが、旧グリーンピアの時に建っていた建物の固定資産税に相当するものが、10年間で3億6,000万だと。その他を含めれば7億9,000万あるので、それでも4億3,000万入ってくるんだと。なくなっていたらどうなっているんだということを言いますけれども、これは3億6,000万を奨励することによって、7億9,000万が保障されるのではなくて、7億9,000万というのは3億6,000万を奨励しなくても入ってくるわけですね。つまり、3億6,000万というのは完全な出費になるわけですよ。その差額4億3,000万を保障するものではないわけですよ。その点はどうですか。

市長（豊留悦男） 3億6,000万という、いわゆるメディポリス指宿医学研究財団への支援、これはなくても固定資産税は入ってくるのではないかと。もちろんそうでございます。しかし、このメディポリス指宿医学研究財団を誘致する、そして、この指宿で、この医療施設を、南九州のがん治療センターの拠点として、または日本の拠点として、このがんセンターを機能させ、広く指宿における健康、がん治療という、そういうことをPRするためにも、その当時必要な支援であるという判断からなされたものだろうと思います。そして、奨励条例、これを廃止する市民の声があるとすれば、その声はどういうものなのか。そして、その廃止を求める市民の人たちの声をじかに私自身も聞いて、今後、それらのことについて市民に説明する機会を持ちたいと考えております。

- 1 1 番議員（前之園正和） 市民の声は、是非、聞いていただきたいと思うんですが、この奨励条例の廃止を求めるその根底には、300万の誰もが受けられる治療ではないものに支援をするのではなくて、健康長寿を言うなら、例えば、がん検診を無料にするとかいうことをしても、現在の受診率で考えれば、400万あればできるという試算であります。目標としての受診率をクリアするためにも700万あればできるというわけですから、そういうところに使ってこそ市民の健康長寿に役立つのではないかとというのが背景にありますので、これは是非とも市民の声をですね、聞いて、それが市民の声であるならば、是非、廃止をしていただきたいというふうに思うわけでありまして。

それから、立地協定書が当然あるわけですが、その第1条に、相互協力として、甲、これ

は指宿市です、乙メディポリスですが、乙は指宿市に施設を設置することについて合意し、甲、つまり指宿市は、メディポリスの施設建設及び事業が円滑に行われるよう誠意をもって協力するものとするとなっております。この誠意をもって協力するとは、財政的支援が義務付けられたものであるのかどうか、その点はどうでしょうか。義務付けられているかどうかです。

市長（豊留悦男） 今ご指摘の財政的な支援が含まれた内容なのかということだろうと思いますが、その協定が結ばれた時に、その内容が具体的に1項目ずつ、こういう内容、具体的な内容が盛り込まれたかどうかということについては、今後、私も調査させ、理解したいと思っております。具体的にそれが支援を目的としたものとなっているのかどうかということについては、また機会を改めて議員には説明をしたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 前市長においては、奨励措置が誘致の条件ではなかったというふうに答弁も記憶しているところでありますので、一言言っておきたいと思えます。それから、財団の理事として市長が充て職で入ってるわけですが、これは義務でもなく、それにこたえるかどうかは、あくまで市の判断だというふうに思いますが、市の判断ということでもいいのかどうかですね、義務的なものなのか、その点だけ伺います。

市長（豊留悦男） 市長が理事として就任していることについての是非でございますけれども、私まだ1回も理事会にも出ておりません。理事としての役割については、ある程度認識をしております。先ほどお答えしましたように、メディポリス指宿が指宿にあるとするならば、理事の一人として、その運営に加わり、運営状況、その他市民の声を反映する一人として、市長が理事に就任することはいいのではないかと、そのように判断をしております。

1 1 番議員（前之園正和） これについても質問に対しての答弁ではなかったのかなと。私は、義務なのかどうかということを知りたいと思っておりますので、これは義務ではないというふうに思っています。それからですね、1回もまだ参加してないということでしたが、正式に市長交代後ですね、理事ということについて現時点でなっているのか、これから手続きということになるのか、そのことを伺うと同時にですね、前市長である田原迫要氏、市長時代には当然理事に入ってたわけですが、現時点でですね、財団の理事なり役員になっているのではないかと、これは噂の範囲内ではありますが、を聞くわけですが、なってるのか、予定であるのかを含めて、そのような話を聞いていないか。また、事実関係について把握をしていないかどうか伺います。

市長（豊留悦男） ご指摘の件については、私まだ事実関係を把握しておりません。したがって、ここでそのことについて明らかな答弁というものはできないところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 仮に事実であるならば、指宿市の税金、財政を使って10年間で3億6,000万という奨励措置の仕組みを作り、そのことで、言ってみれば、自らの就職先を確保したと言われても反論のしようがないのではないかと思うわけでありまして。指宿市の側か

から見れば、公金を私的に利用されたと言っても過言ではないわけです。事実であればそういう見方になるのではないかと思うんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

市長（豊留悦男） ご指摘のとおり、私も、もしそれが事実で、理事として就任しているということが事実であるとするならば、その経緯を把握し、そして、これまで財政的な支援をしてくれた裏付けとして理事として就任するようなことがあってはならないと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 全体の時間の関係がありますので、この件については、奨励措置を定めた条例を一刻も早く廃止するようということを求めて次に移りたいと思います。

それから、国保税についてですが、指宿市のシュミレーションでも、4人家族、所得300万円で国保税額は40万を超えるわけであります。国民年金の2人分を、4人家族ということは2人が大人ですから、国民年金の2人分をさらに足すと、国保と国民年金だけで300万の所得のうち4分の1、約75万円を持っていかれることとなります。これで普通だと思われるのでしょうか。市長はどのように認識されるか、相当高いという認識に立たれるのかどうか。また、相当高いという認識だけでいいのかどうか、その点はいかがでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 4人家族の300万所得、議員がおっしゃいましたように、43万4千円程度というふうに年税額を私どもの方は試算しております。この額が、その所得の中で高いかどうかという部分について、これらについては、当然、税率に基づきまして算定いたしておりますので、その平均的な数字という部分で、高いか低いかという部分については、私どもの判断としては、税額としては正しいものだというふうに理解しております。

1 1 番議員（前之園正和） 鳩山首相もですね、所得300万の人が、1割以上持っていかれるというのは、大変高いというふうに、常識的に思うという認識を示されてるわけですね。市長自身が、そのことについて、今言われました300万で40万を超えるということですが、そういったことをですね、高いと認識されるのか、されないのかということをお伺いしております。

市長（豊留悦男） 私は先ほど申し上げましたように、暮らしというものを、私のマニフェストの重点施策の一つとして掲げているということをお知らせしました。そういう意味で、今、指摘のございました国民保険、いわゆる、この税率、お金が高いのか低いのか、収入に対しての負担だろうと思いますけれども、これについては、先ほど部長の方からございましたように、指宿市だけではなくて、他の県内の市町の状況を鑑みながら、今後、引き下げということをお前提ではなくして、これが妥当なのかどうかについて検討をしてみたいと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 引き下げが前提ではないが、よく検討していくということであり、前提ではない代わりに、そこも排除しないという考えというふうに理解するんですが、それでよろしいですか。

市長（豊留悦男） 他の市町村との状況を把握しながらという、その含みには、引き下げを前

提とした市町村の実態の把握，それに基づく引き下げという形ではなくて，各市町どのような形で，この国保税に対して取り組んでいるのか，そして，それが指宿に当てはまるとしたら，今の財政状況からして，可能なかどうか等を判断し，検討したいと，そういう意味で申し上げたところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 引き下げるとした場合には，国に負担率を戻させると，これは根幹であることは間違いありません。しかし，これは国にお願いすることです。それを除けば，基金からの繰入れという力があればそれをする，それがなければ一般会計からの繰入れと，方法的にはそれしかないというふうに思うんですが，そのことはよろしいでしょうか。下げるとした場合ですね。

健康福祉部長（田代秀敏） 議員がご指摘のように，特別会計でございますので，特別会計内の留保財源としましては，基金しかございません。この中の基金が枯渇するという形になれば他の財源という部分については，その他の会計ということになりますけれども，この中で，他のところから，一般会計からの繰入れをこうするああするということにはなかなか議論はできないのではないかと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） するしないということはあるんですが，方法としてはそれしかないということをはっきりしていると思います。

それから次に，全体との時間の関係で，子ども医療費の無料化について進んでいきますが，市長は学校現場を長年経験してきたわけですが，親の貧しさから病気でも医者にかからない，あるいは重くなってからかかるといったことも見てきたのではないかとと思いますが，いかがでしょうか。親にお金があるなしで子供の医療に格差が持ち込まれてはいけないと思います。その点，市長はどのようにお考えでしょうか。

市長（豊留悦男） 親の経済状況により，子供に医療格差が生じるようなことがあってはいけないと考えております。私も学校現場にありましたけれども，そういう子どもに対しては，いろいろな扶助制度がございますので，そういうことを学校現場では働きかけ，行政と連携を取りながら，子供の医療格差をなくするための取組というのはやってきたつもりでございます。また，これまで赴任した学校においても，医療格差がみられるような子供の実態というのはなかったように記憶しております。

1 1 番議員（前之園正和） 就学援助，あるいは場合によっては生活保護とかいうことも考えられるんですが，そこまではないにしてもですね，かかるつもりで病気になるわけではないわけで，他の病気にかからなければ通常の生活なりやりくりについても，病気にかかったがためにですね，計算が狂うということはあるわけですので，それに対応するものとしてですね，子供の医療費の無料化というのは進んできているのではないかというふうに思うわけです。指宿市は1回目でも申し上げましたが，所得制限のあるなしを除けば，県の制度そのものです。ということは，県下最低の制度ということになります。県下で最低という現状をよしと

するのかですね、鹿児島県内でも中学校卒業まで、あるいは18歳までを無料にしたり、解消にしたりするなどの事態が出てきている。これは1回目の答弁の中でもあちこち述べられましたが、それだけ数多くあるということでもあります。教育現場を経験した市長であればこそ、子供の医療費、特に、せめて小学校卒業するまで子供の医療費無料にという声には耳を傾けていくべきではないかというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

市長（豊留悦男） 私のマニフェストにもございますように、財政基盤の確立ということ、私は一つには掲げました。願わくば、今、議員のご指摘のとおり、医療費、特に子供の医療費については、できるだけ無料化をしたいというのは誰しもの願いだろうと思います。しかし、要るを図り、出るを制するという、いわゆる予算を確保するために、そして、私どもの、この指宿の財政基盤を盤石なものにするためには、思いはあってもできないところもございます。ですから、この小学卒業までの医療費の無料化については、理想的には私もそういう方向が見い出せれば非常に有り難いのですけれども、予算の状況、財政の状況をよく精査し、それが可能なのかどうか判断した上で、これについてはいろいろと検討をする必要があるかと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 財政基盤確立ということは、当然必要なことです。しかしながら、財政基盤の確立をして財政ができたから何をしましょうかという性質ではないと思うんですね。政策的にここは切り詰められる、これはやらなきゃいけないということがまずあって、そのために必要なことをするために財政を確保するというのが本来の筋道ではないかと。そういう意味において、子供の医療費無料化というのをですね、必要な措置と思うかどうか、ここはまず第一に来るべきだろうと。必要だと思うんだったら、そのための財源確保を図っていくということであってですね、財源確保という確立という一般的なことが先にあってですね、それが無いと何もやるべきこともできないということではないというふうに思うわけでありまして。

それから、最後の防災行政無線の件ですが、先月の27日未明にチリで巨大地震がありました。太平洋側のほぼ全域に津波警報が出され、指宿市も警報区域の中にありました。海岸付近に近寄らないようにという広報がなされたのではないかと思います。簡単でいいんですが、広報したのかどうか、その内容が手段は問いません。市内全域に伝達されたと認識しているかどうか。その点だけ端的にお答えください。

総務部長（秋元剛） 2月の28日の津波警報、これに伴うものであろうかと思いますが、これにつきましては、行政防災無線、これによりまして5回ほど広報をいたしております。山川・開聞地域においては、十分ではないかもしれませんが、迅速に情報は伝達をされたというふうに思っております。ただ、指宿地域によって公民館長さん方の広報、これを通して情報伝達するわけでございますけれども、これにつきましては、一部連絡が、広報が届いていない地域があったのは事実でございます。私どもとしては、このことを放送した後に情報が届い

ているかどうかという確認をいたしました。そういった情報が伝達されていない地域等もございましたので、津波ということであれば海岸を巡回をすることが必要になりますので、消防団の方に出動をお願いをいたしまして、海岸線沿いを警戒と、それから、海岸に近付かないようにということを指導を行ったところでございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） 防災行政無線の必要性については、迅速かつ的確な伝達だというふうに冒頭に答弁があったわけですね。そういう中で、放送設備がない地区は14地区あると。そういう地区については、市の広報車や消防車両によって広報、あるいは自治防災組織や消防団員を使ってやると。答弁にもありましたとおり、一部届いてないところがあるという認識はすでに持っていらっしゃると思います。迅速かつ的確にということとは、もう一つ、全地域にということが漏れているわけですが、一部伝達がされなかった、重要な情報が伝達されなかったというわけです。伝達できるところにすればいいということではだめだと、全域にしなきゃだめだというふうに思うんですが、そのことについてできるところだけでいいのかどうか、端的にお答えください。

総務部長（秋元剛） 今回の津波警報、これら私ども経験をいたしまして、議員ご指摘のとおり、重要な情報というのは瞬時に市民の元に届ける必要があるであろうというふうに認識をいたしております。したがって、1回目の答弁で申し上げましたように、今後、費用のことも十分検討をしなければならないことではございますが、年次的な整備の計画を策定する必要があるというふうにしてるところでございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） 年次的な計画というふうに言いますが、これはもう前市長のときから含めてですね、防災無線の設置については急ぐべきだということは言ってるわけですね。今でも年次的にというだけで、具体的な数値は全くないということではですね、命に関わる問題として無責任ではないかというふうに思うわけです。放送施設がなければ、公民館長ルートでの緊急連絡のシステムは末端に届かないことははっきりしております。公民館に放送施設があっても、台風の時や道路が切断されれば、公民館まで行けない、放送ができない、これについては解消の方法があるということでした。何とか放送しても、雨戸を閉めておれば中には聞こえない。また、緊急時に市民は家の中にいるかといえ、そうとも限らない、外にいるかもしれない。どうしても戸別受信を含めた同報系無線が必要になるというふうに思います。緊急の連絡がすべての市民まで届くかどうか、まさに命の問題。ところが、一部にこの間のチリの問題でもですね、一部に届かなかったということを認識されているわけです。それでも年次的にとおっしゃいますが、待ってる間に何か起きたらどうするんでしょうか。そこで伺います。公民館長ルートがメインルートになってる現状では、公民館がないとか、公民館はあっても放送施設がない、設備があっても放送ができない、放送はできても雨戸など閉めておれば聞こえないということを含めれば、幾重にも緊急連絡が届かない要素があります。緊急連絡は命に関わる問題として、防災行政無線の整備を急ぐべきだと思います。費用

のこともありますがというふうに強調されるとですね、お金がどうでもいいということではありませんけれども、強調すべきことではないのではないかと。命が大事であるならばというのが頭に来るべきではないかというふうに思います。そこで年次的には計画をしてるだろうというふうに総務部長おっしゃいましたので、それが漠然とした計画なのか、何年ぐらいはという計画をお考えか、基本的なことですので、市長に最後に伺います。

市長（豊留悦男） 市民の命を守り、安全を確保することは何よりも増して行政の果たすべき大きな役割であろうかと思えます。したがって、今後、緊急時の連絡体制等については、細かく実態を把握し、その問題点を解決しながら、実態に基づいた対応をしてみたいと考えております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新村隆男議員。

20番議員（新村隆男） 皆さん、こんにちは。この場をお借りいたしまして、3月31日をもって退職されます職員の皆様方に、長い間市政発展にご尽力を賜り、改めてそのご苦労とご功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のために活躍していただきますようお願い申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

通告してありました山川・根占フェリーについて、また、新市発足後4年が経過しましたこの間の行政改革についてをお尋ねします。まずは山川・根占フェリーについて。官民協同による新しい体制で平成18年11月より定常運行を開始したところでしたが、残念ながら運行会社の都合により、平成22年2月28日で運行休止となりました。その間、それぞれの機関が航路存続のためにいろいろ会合を持ち、利用促進に取り組みられてこられたことと思います。本当に残念です。この航路についての必要性は皆認識されていると思っております。本年度の第1回定例県議会においても、代表質問がなされております。市長は、この航路についてのどのような認識を持っておられるか、市長の考えをお尋ねします。

以上で、私の第1回目の質問にさせていただきます。

市長（豊留悦男） 山川・根占フェリーの休止についてのご質問でございます。この航路は、長年、薩摩・大隅両半島の観光、産業、生活、文化を支えてきた海上交通の大きな柱であり、海の国道として大きな役割を果たしてきております。また、山川・根占航路は、薩摩・大隅両半島の南端地域を結ぶことだけでなく、本県の観光、産業、物流を担う社会基盤の一つであり、23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う両半島間の広域観光ルートの推進を図る観点からも、この航路は重要な航路であると考えているところでございます。私とい

たしましても、この航路存続に向けては、これまで様々な努力をしてきてまいりましたけれども、新聞報道にありますような結果でございます。今後とも、この航路の再開に向けては、全身全霊をもって取り組んでまいりたいと思っております。

20番議員（新村隆男） それではお尋ねします。平成18年11月から定時運行されて、本年2月までの、これまでの行政の取組諸々をこれから尋ねてまいります。それについて一言一言答弁を簡潔にお願いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 定常運行から本年2月までの行政の取組を質問いただきました。平成18年11月の定常運行時から行政の取組でございますが、航路維持のためにも健全な運営が不可欠との見解から、利用促進策に取り組んできたところでございます。平成19年2月に県を中心にして、山川・根占航路の安定的な維持・確保を目的とした山川・根占航路利用促進協議会が設置され、航路の認知度向上、航路利用者の利便性及び満足度の向上、地域一体となった推進体制の構築を基本にした、アクションプランが提言されております。同年10月には、地域公共交通に關与する市町村などへの支援措置が盛り込まれた地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、これにより、事業を実施する南鹿兒島湯ったり船旅きばれ交通ネットワーク協議会が設置され、山川・根占航路利用促進協議会で策定されたアクションプランを基に、国の事業である、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組んだところでございます。

20番議員（新村隆男） 今、利用促進協議会の発足のことが述べられました。次にですね、この山川・根占航路の利用促進協議会における当初の会議内容及び方針、実効性については、どういうことが語られましたのか、お尋ねします。

産業振興部長（井元清八郎） 山川・根占航路利用促進協議会についてのご質問でございますが、山川・根占航路の安定的な維持・確保を主な目的とし、両半島先端部を結ぶ航路の利用促進及び半島間の交流活性化等を図るため、平成19年2月6日に県を中心に設立され、本市も協議会委員として加入しております。この協議会は、現在まで3回開催されており、平成19年の第1回会議では、定常運行を始めてからの利用実績報告がなされております。また、広域観光ルートの設定や国土交通省の山川・根占航路における利用促進と、物流活性化に関する調査報告が九州運輸局鹿兒島支局長からあり、国の地域公共交通活性化・再生総合事業による利用促進策導入の協議がなされております。なお、航路の利用促進事業を行います南鹿兒島湯ったり船旅きばれ交通ネットワーク協議会の事業は、このプランを基に実施されたところでございます。

20番議員（新村隆男） 今、説明がありました、この協議がまず第1回目の協議だと思いますが、その後、休止するまでの間、促進協議会が何回開かれたのか。また、その内容はどのような内容だったのかをお聞きいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 第2回目の山川・根占利用促進協議会の会議は、平成19年4月23

日に開催されております。会議の内容は、利用実績報告及び国の事業導入に必要な利用促進プランの内容等が協議されています。また、第3回の会議は、平成20年2月6日に開催されており、内容は、利用実績報告及び九州運輸局鹿児島支局から、山川・根占航路における利用促進と物流活性化に関する調査結果の報告と、利用促進プランにかかる国の事業説明がなされたところでございます。

20番議員（新村隆男） 今聞いておりますと、利用実績報告とか、そういう協議会だけの報告に終わっているみたいですが、もう一度改めて、その内容を詳しくお聞きしたいんですが。ただ、この中で実績報告だけが合ったのか、それに対しての対応策云々ということはなかったのか、そこら辺をもう少し詳しく教えてください。

産業振興部長（井元清八郎） 平成18年11月から定常運行により、利用促進などの対策を図る協議会として、山川・根占航路利用促進協議会が19年2月に県の主導で設置されたところです。事務局は県にございます。この中で、今後の利用促進に資するためのプランとして、航路の認知度向上、利用者の利便性及び満足度の向上、地域一体となった推進体制の構築からなる三つの基本となる利用促進策が提言されています。この三つのプランを基に、国の利用促進策導入を図るため、船主でもある、指宿市と南大隅町を主体とする協議会の必要性が生じ、南鹿児島湯ったり船旅きばれ交通ネットワーク協議会を20年2月に設立したところがございます。設立された、この湯ったり船旅の協議会では、山川・根占航路運航協議会で提言された三つの促進プランの実施を図るための事前調査として、指宿市、南大隅町公共交通総合連携計画策定調査を20年度に行い、これを基に、三つの促進プランの推進策が図られております。計画策定調査の主なものは、両港発着のモニターツアーの実施、本市の観光宿泊者に対するアンケート調査及び本市の観光宿泊施設に対するヒアリング調査、観光モデルルートの方策などであり、これにより国の利用促進事業である、地域公共交通活性化・再生総合事業による利用促進策が決定されたところでございます。

20番議員（新村隆男） それではですね、今まで4年間でこういう諸々の協議がなされ、活躍されてきたと思いますが、平成18年度から運行を休止されるまでの間の利用実績をお尋ねします。

産業振興部長（井元清八郎） 定常運行が18年11月からでございますが、暫定運航の分も含めまして、ご答弁をさせていただきます。平成18年度の旅客数は6万6,151人、二輪車を含む車両が3万3,799台でございました。平成19年度が旅客6万8,635人、車両3万3,031台であり、前年度比で乗客が2,484人の増、車両が768台の減となっております。平成20年度は旅客6万3,121人、車両3万2,29台であり、前年度比旅客で5,514人の減、車両が2,802台の減となっております。21年度については、22年1月分までの実績が旅客4万9,293人、車両2万3,566台であり、前年同期比で旅客6,527人減、車両は2,726台の減となっております。以上でございます。

20番議員（新村隆男） 今、報告を聞いてますと、いろいろ利用促進協議会において協議な

され、その諸々をやってこられた割には、伸びてないのだが、そこら辺はどういう方向で伸びてないと思われてますか、そこら辺についての反省、いろいろ諸々のあれはなかったのか。その後、検討されなかったのか、お伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 旅客の減につきましては、最近の非常な急激な経済の落ち込み、併せて、一時期、相当ガソリン・燃油の高騰がございましたので、それらによりまして旅行、あるいは遠出の、そのマイカーを利用してのが少なくなったと。いろいろな条件がございすけれども、主な原因は、そういったところではないかと推察をいたしているところでございます。

20番議員（新村隆男） これまでの3年、4年近くの多くの時間を費やししながら、こういう結果で終わったということは、なかなか厳しいものだなあと考えています。この航路については、県議会でも縷々取り上げられ、いろいろ来ていますけど、私自身もずうっと見てきたんですが、今言われたこの実績を見ると、車両と乗客数を分かれて発表されましたが、延べ人員を見るとかなりの人間なんですよ。10万近くの間人が、このフェリーを利用してるんだという実績があるのだけど、いろいろ利用促進協議会におかれて、いろいろな検討をされたと言われるけど、ずっと見てみると、実績報告だけに終わったのではないかなと私は見てるところです。私は、過去4年間に、これについて、山川・根占については、2回の質問をさせてもらいました。その中に、いろいろ私の提言もしたと思ってます。それについての取組をまずお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 定常運行になりましてから、この利用促進協議会を中心にして、いろいろな形でプランを、三つを基にしながら振興を進めたつもりでございます。結果といたしましては、なかなか伸び悩んでいることも承知いたしておりますけれども、例えば、名所旧跡を巡るツアーを8回両半島で実施いたしておりますし、交流スポーツ大会、あるいはグラウンドゴルフ大会なんか開催をいたしております。両方の交流を進めるために、その他、待合所の改修、それから案内板の設置等々PRも含めて、直接的、間接的に精一杯の努力をまいったつもりでございます。

20番議員（新村隆男） 私は、前の一般質問の中で、過去2回の中で、道の駅“彩花菜館”にいい案内板が設置されていると。あれを家の中じゃなくて、駐車場の外に出してPRした方がいいんじゃないかという提言もしました。どうもそれも国との絡み合いでできない、今話し中だということも聞きました。だけど、ここに国もこうして利用活性化についてやってきとるのに関わらず、今でもまだあの彩花菜館の上の方に上がったままの状態なんです。だから、いろいろ話聞いてみると、“ぶーげんびりあ”の船長なんかにも聞いてみますと、やっぱりPRが足りないのかなという部分はいっぱいあります。南九さんはありとあらゆるところに看板を立てている。本市も観光協会に800万という補助金を出しています。まして、指宿市、南大隅はオーナーであります。船の持ち主であります。ただ船を貸すだけでいいのか。

オーナーとしての責任、そこら辺も考えるべきじゃないかなあと考えてます。私も、たまたま何か今までPRがあったはずなんだけど、たまたま昨日は、あるところに行ったら、こんな素晴らしいポスターがありました。これは恐らく指宿市が出したポスターじゃないと思います。18年の11月に定時運行をされる時のいいポスターなんですよ。九州本島最南端を結ぶ航路山川・根占50分間、薩摩富士を望む船上の快適な時間、錦江湾のかけ橋、安らぎの50分、こういう立派なポスターを作っているながら、ある数か所しか出されてない。しかも、これは指宿市が出したのじゃないんです。鹿児島交通さんも出したやつじゃないんです。その証拠に運行会社は鹿児島交通さん、船主はわざわざ指宿市、南大隅町と記入されているんです。恐らくこれだったら、私はどこに貼り付けても人が出入りする。本当は、利用促進協議会で、ホテルなりのロビーとか、人の集まるところに貼るべきじゃなかったのかなと私は思ってます。ただ実績報告云々があっただけで、動いてきたのかな、うわべだけの協議会じゃなかったのかなと、私はつくづく残念でなりません。せっかく我々も県からああいう資金を借りて、無利子の資金を借りて船まで購入した。オーナーという責任をちゃんと把握しながら活動するべきじゃなかったのかなと思っています。教育委員会なり、スポーツ少年団もそれなりの協力はしてくれています。私も知ってます。そういう取組を、私は、前の質問の時でも言ったと思います。大隅半島と薩摩半島の行事を一緒にしないようにして、どうにか話し合って、今日の南日本の記者の目のコラムじゃないんだけど、大隅も一つという方向で、大隅半島の人たちも、一致団結するような方向性が来ています。そこいらも行政が話して、皆がどうしたらいいのか、大隅に行ってみようか、大隅の人たちが、また指宿に、薩摩半島に来てみようかというような施策を取ってもらいたいなという、思っていますから、私はこうして言っているんです。あのフェリーで、指宿市の人口4万5,000のところを倍の9万5,000、約10万近くの人が入り込みに来てます。ただ船の航路の赤字だけで済まされていいものなのか。そこいらが非常に私は危惧されています。約10万人、9万5,000人の人が、この指宿に、山川を起点として立ち寄ってくれば、何某かの経済効果、目に見えないけどそういうのがあると思うんですよ。そういう方向性を考えたときには、もうちょっと、この利用促進協議会、そしてまた、本市、南大隅町、オーナーとしてはどんどんどんどん働きかけるべきじゃなかったのかなあと考えてます。それについて、もし部長なり市長のお考えがあったらお聞かせください。

産業振興部長（井元清八郎） ただ今ポスターを拝見いたしましたけれども、このポスターは運行周知を図るために、平成19年度に山川・根占利用促進協議会が作成して、主要な施設にこれを配布したところでございます。また、既航路の利用促進につきましては、地域間の交流活性化のため、これまでも県も市町村も岩崎さんもそうでしょうけれども、懸命に、この両半島の渡航の手段を含めまして努力をしてきたと、私どもは認識をいたしておりますけれども、それが足らなかったとするならば、それは反省すべきかとは思いますが、少な

くとも、手を抜いて云々ということはなかったと自負いたしているところでございます。

20番議員（新村隆男） それではですね、今ここで利用者の数も報告されました。今まではこういう報告というのは、この議会の場じゃなければ、各々議員の方々には届いてなかったと思います。これについて、これだけの数字が上がってくると、自ずと経常、売り上げもる分かってくるかなと思ってますが、そこら辺の把握はされているのか、行政としていいのかな、それとも、私はオーナーとして、自分の船がどれだけ稼いだのかというのを知る必要があるのではないかなと思ってますが、そこら辺はどう考えておられますか。

産業振興部長（井元清八郎） フェリーの売り上げの経理につきましては、協定の役割分担で、運行事業者の鹿児島交通に帰属する部分になっておりますが、先の新聞報道等でありましたとおり、年に約1億3,000万円程度と認識をいたしております。

20番議員（新村隆男） そうですね。私もこの数字をもらいまして、るるはじいてみると、平成18年、19年、20年、約1億3,000万、一番多い時で、数字の多少の誤差はあると思うんですけど、1億3,000万からの売り上げはあります。1億3,400万前後。20年度かな、これが油高騰云々バブル、あれがはじけて、バブルじゃない、リーマンショックでという時が一番落ち込んだのかなあと思っています。それでも1億3,000万は切っていないと思います。これはあくまでも私の試算ですので、正確な数字じゃないと思いますけど、それに皆様方のプラスマイナスのアルファを足してもらえればなあと思っています。こんだけの売り上げがあって、この1,300tの船を動かす経費がどのくらいなのかというの、市として、オーナーとしては把握をされていないのでしょうか、そこら辺をお尋ねします。

産業振興部長（井元清八郎） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、協定は役割分担でこの4者の協定が結ばれておりまして、新聞報道で、収入の部分というのは認識をいたしましたけれども、必要経費につきましては、私どもの方について、もちろん報告もございませんし、内容については掌握をいたしていないところでございます。

20番議員（新村隆男） そうすると、岩崎さんが赤字だからということで、行政サイドに、オーナーに、るる、後の追加を云々と言われてきても、テーブルに乗る材料がないわけですから、交渉に入るあれもないわけですよ。実は、私もいろいろ何かでか、こんだけの船を動かすのに、経費がどのくらいかかるんだろうかと、いろいろあちこち手配して、回ってきました。ある程度の数字はつかんだと思ってます。乗組員の人件費が大体どのくらい要するのか、油の燃費がどのくらい要するのかというの聞いてまいりました。大体、油の消費量でいくと、5万5,000リットル約、これに現在のA重油の単価をかければ燃費は出てくるわけですよ。今、燃油がどんだけしとるのか。燃油高騰時の、20年度の時がいくらだったのか。恐らくあの頃は120何円、120円を超えとったと思います。今現在、170円は行ってないと思います。それをかけたら1か月の経費は、運行の経費は出てくると思います。それと、乗組員の人件費、これが一番問題ではないのかなと私もつくづく思ってます。この“ぶーげんびり

あ”が運航するときに何が一番ネックになるのかなといったら、どこの業界でも一緒だと思います。人件費です。かなりの人件費もこの船は落としていると思います。そこら辺の把握は全然されてなかったのですか。あんだけの船を購入するんであれば、ある程度の試算はしてよかったのではないかなと思ってますが、どうですか。

産業振興部長（井元清八郎） 先ほどもお答えいたしましたけれども、経理に関しては、この4者のパートナーシップ協定の中で、その部分については、岩崎さんの方で担うということになっておりますので、そういったことについて、こちらの方から求めることもございまして、岩崎さん側からの、そういったことについての詳細な資料の提出もいただけないかと思っております。

20番議員（新村隆男） そういうのを求めもせずに、これからの交渉に臨むおつもりですか、そこら辺をお尋ねします。

総務部長（秋元剛） 山川・根占フェリーが休止と言いますか、止まってしましまして、今後、鹿児島交通さんとどのような協議を持っていくのか、これについては、テーブルに就いて、双方具体的なお話を詰めていかなければ、再開というのは難しいだろうと思います。そのような会議の中では、そのようなことも協議をされるものというふうに思っております。

20番議員（新村隆男） また、つい先だっの新聞では、契約をどうするのか云々で協議が再開された旨の新聞報道もあったと思います。休止になってから、私はちょっと尋ねただけで、3月の11日から運休を知らない方々が問い合わせが40何件、昨日の午前中までで40何件事務所に切符売り場に来てます。そういう状態です。それでまた、知らずに、わざわざあのフェリー乗り場まで来られた方も、車で来られた方も、この1週間で11件、やむなしにあそこからUターンされて行ったという方も上がってきてます。それと、このまま船をあそこにつないだまましていると、これはオーナーの負担にかかってきます。これがもし契約を解除して、つなぎっ放しにしておくと、あの船を次に動かす時はかなりの経費がかかると思います。そうなってくると、我々市民の税金を投入しなければなりません。そうなる前にどうすればいいのかという問題が上がってくると思います。また、さっき言われたとおり、18年から21年ぐらいまで、1年間に10万近くの人があの船を利用してここに入出入りするということを考えると、当市にとって、また、向こうの南大隅にとっても、莫大な経済効果はあると思います。目に見えない経済効果だと思います。目に見えないから皆さん必要じゃないよと、そんなお金を税金を突っ込んでもと、今現在、本市が補助金を観光協会に出しているのは800万、私は、あれは鹿児島交通さんに出している部分とは思ってません。なぜなら、あそこで指宿市民が働いて雇用が生まれてるんです。800万のうちのほとんどが、その人たちの人件費に賄われているのではないかなと思ってます。そういう雇用の場、諸々のところに波及してくると思います。そこら辺について、これから、あの根占フェリーについての再開は可能なのかどうなのか。先の市長の思い切った、変える、変わる勇気を持って、今の契約をど

うされていって、今言ったような、10万近くの人のお出入りを確保するのか、それとも止められるのか、そこら辺の判断をお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 私は先ほどの答弁の中で、全身全霊をかけて再開へ向けて努力をしたいという趣旨の答弁をいたしました。それは、私のフェリー再開へ向けての思いを伝えたかったからでございます。しかし、協定の枠組みを大切にしながら、今後、あのフェリーを再開するとなると、多くの越えなければならない高いハードルもあるのも事実でございます。運行再開へ向けて協議をしながら、そして、何が課題となっているのか、その課題を解決をするとしたら、どのような方法があるのかも検討しながら、私自らいろんな会合に参加し、この再開へ向けての努力を惜しまないつもりでございます。再度申し上げますけれども、山川・根占航路は大変大切な航路でございます。薩摩・大隅両半島の南端を結ぶことだけではありません。本県の、また本市の観光、産業、物流を担う社会基盤の一つ、つまり生活インフラの一つでもあるということでございます。そういうことに鑑み、今後、県及び南大隅町とも十分連携を図りながら、航路再開への取組を行いたいと考えております。

20番議員（新村隆男） できるだけ早い再開を希望いたします。

次に、行政改革についての質問に移りたいと思います。本市が発足後4年が経過し、改革は推進されてきました。これらの改革により、どのような声が市民から寄せられているか。また、市民に負担をかけすぎていないか、お尋ねします。

総務部長（秋元剛） 行政改革についてのお尋ねでございますが、本市では、厳しい財政状況を改善するため、平成19年3月に、有識者と市民で構成する行政改革推進委員会の答申を受け、指宿市行政改革大綱の策定を行ったところでございます。大綱に基づき策定した、行財政改革の具体的な実施計画である集中改革プランや、議会の「行財政改革問題調査特別委員会」からの報告書に基づき、これまで事務事業の見直しや指定管理者制度の導入などに取り組みでまいりました。さらには、職員削減を進める中、住民サービスの維持向上及び既存の行政課題にも適切に対応でき、かつ、地方分権の推進や権限移譲などにより発生する、新たな行政課題にも対応できる、簡素で効率的な組織機構の見直しなどを行いながら、積極的に行政改革を進めてきたところでございます。これらの行政改革を進める中で、どのような声が市民から寄せられているかとの質問であります。その一つに、支所の職員が削減されたことにより、市民サービスが低下したのではないかとの声が寄せられました。その対応として、本庁、支所間の業務の再確認や調整を実施し、さらには、支所の住民サービスの維持向上を図るため、平成21年4月より課、係の枠にとらわれずに、一人の職員が複数の窓口業務を積極的に補完し合う、総合窓口サービスチームを設置するなど、地域窓口サービスの充実を図り、市民サービスの低下につながらないように対応してきてるところであります。

20番議員（新村隆男） 先般、渡されました資料を見ますと、平成17年度、指宿庁舎で351名、山川庁舎で139名、開聞で109名の職員がおられました。平成18年度において409名、山

川庁舎で85、開聞で76、開聞、山川は職員が減って、指宿庁舎は58名増えてるんです。これがずっときて、平成22年度4月1日からのスタートの段階では、指宿庁舎が424、10名プラス、21年度が414、22年度が424、山川庁舎が51が33、開聞庁舎が45から35、地方合併で一番危惧された、中央が栄えて地方が寂れていく典型的な例、あれじゃないでしょうか。ここら辺についてどう考えておられますか。

総務部長（秋元剛） ただいま議員の方から、職員の配置の状況が、ご指摘がございました。確かに、山川庁舎、開聞庁舎においては、当初からするとかなりの少ない職員数の配置になっております。これと町の地域経済との関係であろうと思いますが、これは相関的な関係はあろうというふうには思いますけれども、まず、職員数を削減していくというのは、地方公共団体の経営体質を効率化していくと。そして、その効率化をしていく上で資金を生み出し、地域活性化を図っていくということでございますので、大きな観点からいきますと、職員を削減することと、地域経済の均衡ある発展を取り組むことは、次元が異なるものというふうにとらまえております。

20番議員（新村隆男） 次元が別個だと言われるんだったら、最初の合併の目標、均衡ある発展という方向性からいくと、かなりかけ離れとるんじゃないんですか。中央が栄えて地方が寂れて、何か部長の答弁はそういう方向で私は聞こえたんだけど、そうじゃなかったのかな。そこら辺もう1回。

総務部長（秋元剛） ちょっと言葉足らずでありますけれども、まず、新市建設計画の中での表記でございますが、現在の行政サービス水準を将来にわたって維持していくためには、簡素で効率的な行財政を確立する必要があると。そして、この新市建設計画、年度別の財政計画、この中では、職員人件費については、10年間で200名の職員を減員をしていくということでございます。この減員をしていくということにつきましては、基本的には、同じ機能を持つ自治体の統合することによって、よりスリムな行政体とすると。そのことが、結果として資金を生み出し、その資金をまちづくりの方に回せるのではないかとということであると、私どもは思っております。したがって、冒頭に帰りますが、冒頭の中で、山川庁舎、開聞庁舎の職員数が少なくなっている、これは行政改革大綱及び集中改革プランに基づいて、可能な限り本庁の方に業務を統合をし、そのことによって、スリムな行政体と申しますか、それを構築してきた結果であろうというふうに思っております。即ち、先ほど議員の方もございましたけれども、やはり、行政を運営するということについては、人件費が非常に大きなものであろうと思います。したがって、人件費の方をかなり抑制をしていく、その抑制した分を、施策としてのサービスに回していくという、こういう観点であるということでございます。

20番議員（新村隆男） 先の答弁で支所のサービス低下があるということで、21年度、総合窓口ですべての問題に対処できるように、対応するということだったんですが、これ

が私の耳に入ってきたのが、受付に行っても何もできないと、何しとるのかと。議員の連中は何をあれしとるのかって、そういうチェックをしてないのかというお叱りの言葉をさんざん受けるんですよ。だから私は、確かに、人員削減しなければならないというのは、思っています。そうであれば、結局、合併当初スタートした総合方式がだめであれば、そういう地方の庁舎を落とすようであれば、分庁方式とか何とかという双方向の検討はなされなかったのか、そういう話が地域審議会でも上がってこなかったのかどうかをお伺いします。地域審議会という立派な協議会の組織もできてます。そこら辺の人たちのそういう意見はなかったのかどうかをお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 新指宿市については、総合支所方式ということでスタートをしたというふうに思っておりますが、その後、行政改革大綱を作る時点で、今後、より効率的な行政体とするには、本庁方式なのか、あるいは、このまま総合支所方式を続けていくのか、あるいは分庁方式をとるのかという議論というのはしております。そうした中で、指宿市としての効率的な行政体を作るという観点から考えると、本庁方式を取らざるを得ない。総合支所方式、分庁方式、いろいろあるかと思いますが、より事務を執行する経費、これを削減していくというものについては、私どもとしては、この本庁方式が最もベターなものであろうというふうに考えておるわけです。

20番議員（新村隆男） 人数が減ったら減ったなりに、その庁舎に、窓口に来られた方への的確な答弁なり対応ができるようにと思うのであれば、私は、そこにはオールマイティのベテラン職員を置くべきかなと思っています。実は、昨年2月、私たちは認定農業者の会で、南九州市の認定農家と語る会をもちまして行きました。これはある一例ですが、農政課に私はもう25年農政課にいますと。たいがいのことは、誰れさんがどこ、誰れさんがどこ、何をしています。相談に来られても対応できます。そういう職員の配置をされてる部分も聞きました。その人も25年と言われたけど、途中で1回出て、また農政担当に帰ってきたという人でした。ああ、なるほどねって、こういうベテランは一人ぐらいはその課に、税務課なり何なり、いろんなエキスパートがいると思います。そういう人たちの人員配置等も考えてもらいたいということも一つ、昨年本市の人事の異動についても、私はちょっとおかしいんじゃないのかなと思う部分もありました。というのは、これはもう後で聞いた話なんですけど、せっかく研修に行くとるのに、その人を、その研修に行ったそれをうまくして、何ちゅうの、利用せずに、研修を途中でやめさせて、別の配置転換をしたと、そういうのも聞いてます。何のために研修にやったのか。これは一番分かると思いますが、今、指宿市が抱えてる、アリモドキ、イモゾウムシの退治についての研修じゃなかったのかなと思っています。そういう人たちを研修にやっとして、途中からと聞いたんだけど、事実であったのかどうか。そういう無駄なことをするよりも、ちゃんとしてまっとうに研修を受けさせて、今、こういう大事な問題を抱えてるそこら辺もだと思ふ。だから、行政改革云々や、人件費の云々

というよりも、そういうところで市民に、我々に負担をかけているんじゃないのかなと思うんですよ。だから、そういうところの人員配置等も考えて、いや、行政だけで突っ走って、市民に負担をかけて、結局、ああ、今日は分からんで、また来てくいやいなち、本庁に聞いちゃってなって、そういうような状態では、私は駄目だと思うんですよ。そうであれば、ほんなら山川は何、開聞は何って分庁方式にして、で今言うように、ある程度の人員をそこに確保したら、もう山川に行ってもその部分では駄目ですから、そんならもう直接指宿に行きましようとか、この問題に対しては、例えばの話、もうほんなら農政が山川だったら山川に行きましようとか、教育部門であれば、開聞にしました。ほんなら開聞に行きましようとか、そうしていけば、何も無駄足を踏まなくても済むんじゃないんですか。それに大がかりなコストがかかるようであれば、どんどんどん揉んで、どうなのか。地域審議会の方々なんかにも、そういう立派な機関を作ってるんですから、あの地域審議会というのは、10年間の時限立法だったと思ってます。もう4年過ぎました。あと6年あります。何か前回の委員会で話聞いたら、21年度は1回しか協議されてないということでした。もう語りつくしたのかどうなのか分かりませんが、そこら辺の議題も投げかけて、もうちょっと行革、ほいで、地域に目を向けたあれをしてもらいたいと思うんだけど、そこら辺について。

総務部長（秋元剛） 私が、財政と、この職員配置の部分も所管をしてるわけですが、今の財政状況を考えて時に、その歳入に見合う歳出予算というのを作っていく。そして、将来に備えた基金を作っていく。これは非常に大事なことだろうと思っております。したがって、行政体としては、私どもとしては、できるだけ行政にかかる経費というのは節減をして、そして、施策として打ち出す事業費、これを捻出をしていくというのが一番大切なことではないのかなと、そういうふうに考えて、これまでも行政改革大綱や集中改革プランというのは進めてきたというふうに思っているところであります。確かに、議員のご指摘のように、職員数が少なくなるわけですから、山川庁舎、開聞庁舎につきましては、合併前の状況を考えると問題が解決するということと比較をされた場合に、それは完結をしないということになるかと思えます。今の段階では、本庁の方にできるだけ事務を統合していく。そして、新市建設計画にもあったように、可能な限り職員を縮減をしていくというのは、非常に大きな課題であろうと思っております。議員の方から、支所の方で、窓口でのご意見というのが、議員の方には寄せられているというお話ですが、私どもが支所の方に確認をした段階では、支所の職員の皆さんについては、非常に一生懸命人数が少なくなっている分、窓口の対応でありますとか、業務の取組について、一緒になって取り組んでいただいております。私の方で確認をさせていただいた段階では、特に、トラブルというものはないというふうに聞いております。そして、平成21年4月から総合窓口サービスチームというのを設置をいたしておりますが、これらの中で、自分の仕事だけでなく、他の係の部分についても、お互いにそれをカバーし合うと。担当職員がいない分につい

ては、本庁職員と連絡を取り合いながら対応していく。場合によっては、支所だけでなく、指宿庁舎の場合でも、担当がない場合に対応できない場合がございます。これは一つの一定のルールに基づいて事務処理をしている分については、誰でも対応できる部分がございますが、個別に対応している部分というのについては、その職員でなければ分からないというところがございます。そういった時には、その後説明を申し上げて、後ほど個別にその市民の皆さんにご説明するということで事務の処理ができるのではないかと、そういうふうを考えているところがございます。是非、今後、行革でありますとか、あるいは、その集中改革プランを進めていく。これは即ち、健全な財政構造を築いていくということでございますので、これにつきましては、市民の皆さんにもご理解をいただきたいと、そのように思うところでございます。

行政改革推進室長（廣森敏幸） ただいまのご質問の中では、分庁方式、総合支所方式等についてのご質問もいただいたわけですが、今現在、平成の大合併が進み、それぞれ合併した市町村では、本庁方式、分庁方式、総合支所方式、この三つの方式をとっておりますけれども、合併のその後の流れでは、一応、本庁方式へ移行をするというような市町村が多数を占めてきているようでございます。また、今現在、我々の指宿市では、総合支所方式という形でとっておりますけれども、隣の南九州市におきましては、分庁方式を採用しております。この中で、南九州市の、例えば、職員の削減状況を見てみますと、南九州は、平成19年12月1日に合併しておりますので、今、3回の年度替えを迎えようとしております。その中で、職員数としましては、約7%ぐらいの職員数の削減になっております。それにひきかえ、指宿市では、5年間で約17.8%の減を行っております。これを年平均に引き直しますと、分庁方式をとっている南九州では、年平均2.3%、指宿市においては、年平均3.6%ということで、分庁方式をとっている南九州よりも約1.6倍ぐらいのスピードで職員の削減というものが進んでおります。仮に、これを今、指宿市が今年4月1日は107名の職員減になる予定でございますけれども、これを南九州並みの削減でいきますと、39名ほど職員がまだ削減できない状況であると。そうなりますと、概ね1人1人件費としまして800万円ほどの経費がかかりますので、この39名の800万円とした場合には、約3億1,000万円程度の一般財源が必要になってくると。そうすると、一般財源を人件費でそこまで使っていきますと、なかなか事務事業の推進というものが図れないというような形が出てくるかと思えます。それとあともう一つ、支所の総合窓口サービスチームでのことでもありますけれども、我々昨年度4月から、この総合窓口サービスチームを編成したわけがございますけれども、1人の職員が複数の業務を担うということで、その業務にまず精通しなきゃいけないということで、このサービスチーム内のすべての業務のマニュアルを作成しまして、両支所支所長を中心として勉強会を実施し、業務遂行能力の向上策を図っているところでもございます。以上です。

20番議員（新村隆男） 最終的には金額ですね。お金ですね。お金で市民に難儀をさせるちゆ

うことです。そういうことのようにです。そんでですね、22年度の4月1日から山川の文化ホールも2名体制になると思うんですが、この計画書を見ると。災害時の対応等はどうか考えておられるのですか。もしあすこで、ないことを祈るんだけど、催し物をしとって云々とやった時の、結局、そういう災害に対応するマニュアル等2名で対応できるのか。それとも山川庁舎の職員を急遽応援呼んでするのか、そこら辺の災害に対するあれはどうなってるのか。

教育部長（屋代和雄） 4月1日の人事異動等によって、山川の文化ホールの職員が1名減になるということのご質問になっていると思います。その場合は、我々教育委員会といたしましては、山川庁舎の山川の教育委員会、その部分を担ってる分は、現在、C O C C Oはしむれの方に社会教育課がございまして、その課長が、その責任者となって職員の配置をしていくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに考えます。

20番議員（新村隆男） 災害時のそういう窓口、結局、いろんな災害が起きた時に、まず、その庁舎の人たちが避難経路とかいろんな部分があると思うんですが、そういう対応についてです。

山川支所長（岩崎三千夫） 支所の方といたしましてはですね、地域振興課がおりますので、その職員がすぐに駆け付けるといった方法をとっていきたいというふうに考えております。

20番議員（新村隆男） それではですね、最後にですが、この山川庁舎、開聞庁舎について、最終的な位置づけ、どういう構想を持っておられるのか。端的に言うと、池田とか今和泉みたいな出張所扱いみたいなあれに最終的にはもっていかれるつもりなのか、そこら辺をお聞かせください。

総務部長（秋元剛） 山川庁舎と開聞庁舎の取扱いでございますが、議員も冒頭からご指摘がありますように、山川庁舎、開聞庁舎の職員については、かなり減員をしてきております。今後、この減員を更に減員をしていくのかどうか。あるいは減員をした場合に、どのような事務の支障が起るのかということ等もございまして、したがって、この件につきましては、第二次集中改革プラン、この中で、平成22年度において、組織機構再編計画というものを考えたいというふうに思っておりますので、今後、山川支所、開聞支所、指宿庁舎の方も含めてございまして、組織の有り様というのを再度検討してまいりたいというふうに思っております。

20番議員（新村隆男） 今のところは最終的な山川庁舎、開聞庁舎のプランはできてないということに理解してよろしいんですか。

総務部長（秋元剛） これまで、その山川庁舎、開聞庁舎につきましては、行政改革大綱でありますとか、集中改革プランに基づいて行政組織を考える中で削減をしてきたわけでございますけれども、最終的に、どういった形にしようというイメージというのはまだ私どもとしては持っていない状況でございます。したがって、平成22年度の組織機構再編計画を考える中で、今後の有り様というものを再度検討してみたいというふうに思っております。

20番議員（新村隆男） 10年で200名削減するというのは、ただ頭数だけを減らすちゅうだけのことじゃないのかなって思うんだけど。私は地域に帰って住民には説明できませんよ。どう説明したらいいのか。そこいら辺をはっきりとした目標を立てて、山川庁舎、開聞庁舎はこれこれのこんだけの機能は残しますよと。200人減らすけど、これだけの機能は持たして、地域住民には負担はかけませんよというぐらいのあれがないと、何のために200人、ただ単に、もう本庁式、指宿だけで山川庁舎、開聞庁舎は終わりだよと、なくなるんだよということしか言えないじゃないですか、僕たちは。そうじゃなくて、最初から合併した時に200名減らすんだと、10年で200名減らすんだというあれがあったんだから、その時に、開聞庁舎と山川庁舎はどういう位置づけで置きましょうねって、そこまでプランを組んでやってもらわないと、ここにきて、今私たちも見て、単純に言えば、開聞庁舎の職員は皆削った、辞めさせた、辞めてもらったという感じですよ。あとは山川庁舎の職員を辞めさせればそれで終わりだということです。そこら辺もう1回確認ですけど、どういう方向性でいくのかをお聞きして、私の質問を終わります。

総務部長（秋元剛） 確かに、新村議員さんのおっしゃるように、200名削減する、この削減する理由というのは、その効率的な行政を築いていくということでございますので、私どもとしてこの200名を削減するというのを捨てているわけではございません。ただ、この目標達成をする場合に、例えば、その山川庁舎、開聞庁舎というものの存在をなくするというものではございませんで、どの程度の人員を残して、どのような業務を今後していった方が、その地域の皆さんの要望にこたえられるのかどうか。また、本庁の方でも、今の人員を抱えておりますけれども、これ以上に削減をすることで、事務というのは進めることができないのか、これらを総合的に今度の22年度の組織機構再編の中で考えさしていただきたいというふうに申し上げてるところでございます。決して、新村議員さんのご心配しているように、山川庁舎、開聞庁舎をないがしろにするということではございません。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

16番議員（六反園弘） こんにちは。16番六反園です。

まず最初に、この3月末をもって退職される職員の皆さんに感謝を申し上げ、お疲れ様とこう申し上げたいと思います。本当にお世話になりました。市政の土台を支えていただきました。退職されましたら、第二の人生を元気で楽しんでいただきたいと思いますが、それと同時に、長年培われた市政への、その蓄積されたものをまた市政に返してご助言をいただければと思います。よろしく申し上げます。

昨年8月30日、長きに渡った自民党中心の政権から、民主党中心の、この鳩山政権が誕生いたしました。そして、既に6か月を経過しておりますが、鳩山政権はコンクリートから人へというスローガンを掲げて、国民目線での様々な改革が行われつつありますが、目下、政治と金、そして、沖縄の普天間基地移設問題、こういったところで揺れ動いております。政治と金では、国民に分かりやすい説明というのが足りないと思っております。また、普天間基地の移設問題では、沖縄の住民が長年苦しんできたそのことに起点を置いて、さらに、危険に対する住民の不安を解放するという、その立場に立って人を大切にする政治を徹底してほしいと、このように思っております。私は本日、命を大切にする政治を目指す社民党の立場から一般質問を通告に従ってやってまいりたいと思っております。

まず、市長の施政方針の中で、市長が重要課題として五つ大きく課題を掲げておりますが、この重要度の順位として、行財政改革、2番目の市役所改革、3番目に地域経済の活性化、そして、医療・福祉・教育の充実、最後の5番目に、市民との協働ということで掲げられておりますが、この1から5までのこの順序で、順位としてこういうふうにご考えておられるのか、その辺のお考えをお聞きいたします。

それから2番目に、行財政改革ですが、どのようなことに力点を置いて推進していく考えなのか、お尋ねします。

3番目に、市役所改革ということで、信頼される市役所づくりということをご唱えておられますが、今の市役所が信頼されていないのかどうか。現状をどうとらえてこのようになりたい方をしたのか、お聞きいたします。

それから4番目に、地域経済の活性化ということをごうたわれていますが、来年、九州新幹線が全線開業ということになるわけですけれども、観光客を積極的に呼び込もうということで、どのような具体策が考えられているのか、お聞きをいたします。

そして5番目に、医療・福祉・教育の充実ということをご言われております。市長は特に、この昨年の11月まで大龍小の校長ということで、それ以前は、指宿の学校教育課長もされたわけですので、その辺で、特に教育環境の充実ということでどのようなことを考えられているのか、お伺いします。

次に、最後に住民との協働ということをごうたわれていますが、ここで情報公開の重要性が、特に強調されているように見受けられます。そのことでは具体策としてどのようなことを考えられているのか、お伺いをして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 市政方針についてのご質問でございますが、私は市長に就任するに当たり、市政の重要課題として五つの課題を掲げました。どの課題においても、非常に重要な課題であると認識しており、特に優先順位があるわけではございません。少子高齢化の中で、生き生きと安心して暮らしていくための医療・福祉の充実、また、未来に夢を持ち、たくましく生きていく子供を育成する教育の充実は、とても重要な課題であります。本市の基幹産業で

あります農業、水産業、観光の振興など、地域経済の活性化も喫緊の課題でございます。これらの課題を解決するためには、行政として相応の体力が必要であり、それに見合った確固たる財政基盤を構築するための行財政改革が必要でございます。また、併せて、市役所を真に市民に役立つところにするための市役所改革を行い、風通しの良い職場環境づくりによる意識改革も重要です。そして、あらゆる行政課題を達成するためには、市民との協働を推進し、住民自治、即ち、住民による意思決定と、それに伴う住民の自己責任を基礎とする分権型地域社会を構築しなければなりません。これからは、これらの五つの課題をはじめとした様々な問題に真正面から立ち向かい、市政の責任者として、自ら先頭に立ち、職員とともに総力を上げて、豊かな資源が織りなす食と健康のまち実現に向けて全力を傾注してまいりたいと考えております。

次に、行政改革においてはどのようなことに力点を置いて推進していくのかについてでございます。本市にとって、行財政改革は喫緊の課題であり、財政構造の改革なくしては、第一次総合振興計画に掲げる具体的施策は推進できないものと考えております。そのために、平成22年1月に策定しました平成22年度から24年度までの3年間を期間とする、第二次集中改革プランに基づき、すべての市政分野に聖域を設けず、行財政改革に取り組まなければならないと考えております。第二次集中改革プランの中で、平成22年度において、特に重点的に取り組むことの一つとして、受益者負担の公平化、適正化の観点から、使用料等の設定根拠の基準を定めた使用料、手数料の見直し方針、これは仮称でございますけれども、を策定し、全庁的な使用料及び手数料の見直しや、指定ごみ袋の販売価格の見直しなども行う予定でございます。一方、歳出削減に向けた取組の一つとして、限られた財源と人材を、より有効に活用する手法として、施策別事業優先度評価の導入を図り、あらゆる事務事業の再編、整理、統合、廃止等を見直しを行い、市民が必要とする公共サービスを的確に提供できる予算編成に活用しなければならないと考えております。

次に、市役所改革では、信頼される市役所づくりについて、本市にとって、行財政改革は先ほど申し上げましたように、喫緊の課題であります。そのために、行政はもとより、すべての市民が発想を転換し、変える勇気、変わる勇気を持つことが大切であろうと思います。このような中で、市民の声を広く聞き、すべての市民が納得できる、より質の高い行政サービスを推進していくためには、職員の使命感、職責感を更に高めた上で、これらの人的資源を地域づくりに役立てる、即ち、市役所を市民に役立つ所とする必要があると考えております。したがって、今後、組織は人なりを基本に、様々な分野で職員のスキルアップを図る他、職員間で遠慮なく発言できる風通しの良い職場環境づくりを行うなど、より一層の職員の意識改革を図っていかねばならないと考えているところでございます。地域の経済の活性化では、九州新幹線鹿児島ルート全線開業という、交通アクセスの向上効果による主要都市等との時間距離が格段に短縮されたメリットを本市の観光振興に活かしていかなければ

ばなりません。そのため、北部九州や中国・関西・関東圏域の方に、天然砂むし温泉や薩摩富士とも称される開聞岳、薩摩半島最南端の景勝地長崎鼻など、多様な観光資源を有する観光地指宿の魅力を印象付け、身近に感じていただくことが重要なことだと考えております。このようなことから、全線開業前後に計画されております、県観光連盟等がJRグループと連携して行うキャンペーンはもとより、広告媒体を通じた効果的な宣伝強化を図り、指宿の知名度を高め、観光客誘致に努めてまいりたいと考えています。さらに、点在する景勝地や名所・旧跡等を結ぶ交通ネットワークの構築も、観光振興を図る上から重要な課題の一つであると思っておりますので、今後、関係機関等と運行体系や料金体系等について協議し、検討してまいりたいと思います。

医療・福祉・教育の充実では、特に教育環境の充実で考えていることは何かについてであります。平成22年度の学校施設整備においては、丹波小学校新築校舎の2学期からの供用開始を目指すとともに、旧校舎の解体やグラウンド整備、外構工事の年度内完成を目指しているところであります。また、北指宿中学校体育館の実施設業務を委託し、23年度の完成を予定しております。さらに、耐震診断結果を受けて、徳光小学校と利永小学校の校舎や、山川小学校体育館の耐震補強工事を実施するとともに、各学校の老朽化した施設の改善や維持改修を行い、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

住民との協働に関するご質問でございますが、市民との協働は、施策方針に掲げました財政の健全化、信頼される市役所づくり、地域経済の活性化、医療・福祉・教育の充実を達成するためにも、また、住民自治を進める上でも、その根幹となるものであり、必ず取り組まなければならない重要な施策でございます。この施策を進めるために、市民と行政が情報を共有する必要があり、その前段として、情報の公開が重要になります。本市ではこれまで、情報を公開する手法、あるいは市民と共通認識を持つ手法といたしまして、広報紙やホームページ、パブリックコメント制度、車座対話集会、市長に手紙を出す月間などに取り組んできております。これらを継続していくとともに、私は、新たにマニフェストの進捗状況や市の行政施策に対する外部評価を実施し、その結果をホームページで、市民の皆さんに直接お知らせしていきたいと考えております。これまで、マニフェストの進捗状況につきましては、青年会議所の皆さんが、市民の目で評価をし、検証する会を開いておられますが、例えば、市が設置している審議会や、委員会等を利用して、マニフェストを検証していただき、その結果を、市民対話集会などで市民の皆さんに報告するようなことも考えておりますし、世論調査などについても検討していきたいと考えております。

16番議員（六反園弘） まず、五つの重要課題を挙げられて、その順位があるのかということに対しては、順位はないというふうに理解をしたいと思います。そして、どの項目についても、同じように重要であるというとらえ方をされているというふうにとらえたいと思います。そこでまず、財政改革ですが、この財政改革のどこに力点が入っているのかということ

で、これはもう指宿の財政が喫緊の状態にあるというところをされているようだけれども、したがって、使用料とか手数料とかの見直しとか、そういった諸々のこれからの見直しや改革が出てくるんじゃないかと思えますけれども、それに併せて、当然、この市債を減らす、そして、市職員の、先ほども人員削減の問題がこう出てきて、そのしわ寄せが、特に山川や開聞の支庁に偏っているんじゃないかというような指摘もあったわけですが、そういった、この人員削減が計画より早められている一方では、それは良しとしながらも、それによって住民サービスが低下していないのかどうか、その辺でどうとらえているか、お伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 職員が削減されることによって、市民サービスの低下が考えられるのではないかとございますが、新市建設計画では、10年間で200名の職員を削減することを想定し、年度別財政計画表を作成しております。そのため、合併後に策定した行政改革大綱及び集中改革プランにおいて、定員適正化の目標値を定め、組織機構や事務事業の見直しなどを行い、人件費の抑制を図ってきているところです。具体的な職員削減数ではありませんが、合併時点と比較し、平成22年4月時点では107人の職員削減を見込んでいるところでございます。このように、職員数を削減する一方で、これまでの市民サービスを維持・向上させ、新たな行政課題に適切に対応するために、指定管理者制度の導入や日常的な業務遂行につきましても、本庁、支所、または課や係の枠を越えた対応を心がけ、複数課や複数係に共通する管理部門等の内部事務につきましても、できるだけ集約を図っているところであります。また、支所の住民サービスの維持・向上を図るため、平成21年4月より課、係の枠にとられず、1人の職員が複数の窓口業務を積極的に補完し合う、総合窓口サービスを設置するなど、地域窓口サービスの充実を図り、市民サービスの低下につながらないように対応しているところであります。

16番議員（六反園弘） 住民サービスの低下につながるということがないよう配慮しているということでしたが、職員の人員を削減することによって、今も出されましたけれども、1人でこれまでと違って複数の業務に関わるようなそういったことをやっている。その辺でかなり職員の勤務状態が過重になっていくということが考えられるわけですが、その辺の配慮はどのようにされているのか、お伺いします。

総務部長（秋元剛） 確かに、職員を削減をするということになりますと、1人当たりの事務量が増えていくということで、勤務が過重になるのではないかとございますが、その一方では、職員を、例えば、指宿庁舎に集め、業務をさせることで、そのサービスラインと言いますか、職員の業務の処理状況というのは早まるのではないかと、こういうふうにも思っておりますし、全くないとは申し上げませんが、そういった工夫をしておりますし、また、支所においては複数の業務を行うということで、勤務過重となることも見込まれるわけでございますが、そこら辺りにつきましては、支所長を中心として業務の勉強会を实

施をし、一人一人の業務遂行能力を向上するというので、そこら辺りについては解消をしているというふうに考えているところでございます。

16番議員（六反園弘） 仕事内容の改善を図ることによって負担を複数持たにしても、それほど負担がないように配慮しているということでしたが、新たに計画されている農政部のワンフロア化というのが出てきておりますが、これについても、山川支所、開聞支所の担当が減らされていくという、この山川・開聞の住民不安というのが出てきてるようですが、その辺で、特に、これらの山川・開聞の農民の方々への理解というのが取られているのかどうか、この辺でどうなんですか。

総務部長（秋元剛） 農政部のワンフロア化でございますが、これにつきましては、農業関係者の協議会、この中で、鹿児島県が組織再編をするとしたときに、それが実行された、あるいは実行しないようにするにはどうすればいいかということで、鹿児島県の方にはできるだけそういった部門を指宿に残すようにという要望をしながら、また、農業者関係団体のお集まりの中で、その影響がないようにするにはどうした方がいいかということで、ワンフロア化というのが提案をされたと思っております。したがって、この農政ワンフロア化につきましては、鹿児島県でありますとか、JAでありますとか、市の農政関係者が一堂に会して、農業者に対するサービスを向上させていくということでご理解を賜りたいわけですが、それを構築するに当たって、確かに、山川庁舎、開聞庁舎の職員並びに指宿庁舎の職員というものが各庁舎から集まっていくことになろうと思います。特に、山川庁舎、開聞庁舎、私も庁舎の方に行ってみることがございますが、職員数がなくて、地域の方々については、非常に寂しい思いをされるという、これは実感として感じておりますが、しかし、それ以上に行政体として効率的な事務の推進を図らなければならないということでございますし、この部分についても、地域の方々にはご理解を賜りたいと思っております。また、山川地域、開聞地域につきましては、今回、ワンフロア化を進めるところでありますけれども、それぞれ農政関係の職員を1名ずつ増員をいたしまして、簡単なことであれば、その支所で対応できるというような配慮もいたしているところであります。しかし、私どもとしては、できるだけ農政に関する業務につきましては、合庁に設置をしたいとしている事務所で処理をする、あるいは、そのように農業者の皆様方もご理解をいただければなあと願っている次第でございます。

16番議員（六反園弘） 今まで農政関係で農家の方々が相談に市役所に訪れた時に、それは農協に行って相談してくださいとか、それは県の方にとりかかるとか、あちこち振り回されるということが度々あったと思うんですが、そういうのを1か所で解決していかうということで、この合庁において、市の職員、それから農協職員、そして県の職員が待機をして、それに対処をしていくという、この合庁におけるワンフロア化というのは、非常に方向としては間違いはない、望ましいことだと。特に指宿の農家にとっては、非常に便利になったと一言で言える

と思うんですが、山川・開聞の農家の方々にとって、はたしてすぐにこれが賛成できるのかという時に、かなり理解を深めていかなくてはいけないと思うんですが、その辺で、この山川・開聞の方々、農家の方々にいろんな形で理解を深めるような啓発活動をやったのか、それとも、これからなのか、その辺はどうなんですか。

総務部長（秋元剛） 議員のご質問でございますが、その農業関係者には十分説明が行き届いているのかというご質問であろうというふうに思っておりますが、指宿市農業振興促進会議でございますけれども、これにつきましては、それぞれ認定農業者会でありますとか、あるいは土地改良区、JAでありますとか、農業委員会でありますとか、それから、県の組織でありますとか、それぞれ主だった方々も構成委員となっているようでございます。したがって、これらの方々を通して、それぞれの組織の農業者と言いますか、そこら辺りについてもお話し合いがされ、理解はされているというふうに思っております。

16番議員（六反園弘） もう1回、大事なことです確認をしますが、そのようないろんな農業団体の関係の方々を集まったところでこれが進められてきたということですが、その団体の方々を通じて、それぞれの、特に山川・開聞の農家の方々には理解が深まっているとらえてよろしいわけですね。

総務部長（秋元剛） その山川・開聞の農業者の方々も理解をしているのかということですが、私は、農業の組織、これにつきましては、この会議にも入っておりませんので、正確でないかもしれませんが、それぞれの農業者会でありますとか、土地改良区でありますとか、あるいは、その農業委員会でありますとかというような、それぞれの団体の方が入っておられるわけですが、これは指宿地区の農業者だけで構成をされている団体ではないというふうに思っております。したがって、この中には、それぞれの団体の中には、指宿市全域のその団体の状況にもよりますでしょうが、農業者も入っておられると。したがって、全員がそれを理解をしているのかということについては、私どももよく分からないところではありますけれども、ご理解をいただいているものというふうに思っております。私どもとしては、このワンフロア化というのを進めたいというふうには思っておりますが、これが実現するというのであれば、私どもとしては、積極的に説明をしてまいりたいというふうに思っております。

16番議員（六反園弘） 指宿地区の農家の方にとっては、それほど抵抗はないと思うんですが、山川・開聞の農家の方々にとっては、非常に大きな改革になっていくわけですが、それぞれの支庁のところでは、人数が目に見えて減らされていくということをこれまでも、そしてまた、ワンフロア化されることによって、なお、それが切実になってくるということで、今、総務部長の、あの頼りない答弁を聞いて、こんな大きな改革だったら、もっと地元に戻ったら、ちゃんとあなたたちから説明をしてくださいねということやっていなかったんじゃないかという気がしてならないわけですが、そこまで念を入れてやるべきじゃなかったのか。

そういうことでちょっと残念です。時間の都合で次に行きます。

市役所改革では、信頼される市役所、市民に役立つところということで、この重要課題の一つに挙げられているんですが、そういうことで、市民の要求に効率的に対応できるようにしたいということですが、先ほど新村議員の中でも、窓口に行ったところが、ちょっとすぐには答えられなかったというところがあったりしたとかというような事例も出てきているようでしたが、効率的に対応できるとなると、その辺のことが滞らないようなですね、人事異動というのが考慮されないといけないと思うんですが、その辺で、まず信頼される、市役所に行って相談すれば、本当に早い中で親切にそれがききぱきと処理されるという、それが信頼されることであり、市民に役立つところという印象を持っていくと思うんですが、その辺での配慮というのはどう考えられていますか。

総務部長（秋元剛） ただ今の議員のご質問は、その山川庁舎、開聞庁舎への職員の適正な配置ということでよろしいのでしょうか。当然、山川庁舎、開聞庁舎につきましては、職員数が今現在削減をしているわけでございますし、窓口においては複数の業務をこなしていただいているという事実も、私どもとしては承知をしているわけでございますので、それらの業務に適切な能力を持った職員の配置というのは、これまでも配慮してまいりましたし、今後につきましても、そういうことについて十分な配慮を行い、極力その地域の業務処理に支障がないようにしてまいりたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 先ほどの同僚議員の中でもちょっと出ましたが、あの課に行けば1人だけは生き字引のようなのがあって、即座に答えられるよというような、そこに10年も20年もいるというようなのが1人か2人はいると、そういった人事というのは今までなかったんじゃないかと思うんですが、この辺りについての適材適所というところでの配慮というのは今後考えられるのかどうか、その辺はどうでしょう。

総務部長（秋元剛） 職種によっては、それが専門職であったり、事務職であったりする場合がございますが、専門職であっても、議員がおっしゃるように、確かに、長期的に配置をしていくことにおいて業務が円滑をする場合もございますし、あるいは、長期に配置をすることによって、その業務が伸びないという場合もあるかと思っておりますので、そこ辺りは見極めをしながら、今、議員のお話のあった部分も含めながら、配置には努めてまいりたいというふうに考えております。

16番議員（六反園弘） 非常に難しい問題だろうと思います。指宿程度の市役所規模であれば、大抵の人がどの課に行ってもこなせるというところが、ひとつは理想であろうと思います。そういう中で、ある職員だけを10年も20年もそこに置くかという問題も、また職員間のいろんな感情を考えたら、難しいのかなというのがありますが、市民のサービスという点からも、何かその辺の柔軟な対応というのもあっていいのかなという気がします。そこで市長に伺いますが、風通しのよい職場、職員間で遠慮なく発言できるそういった職場、勤務条

件、それが狙いだということですが、そういう点では、特に、市の職員組合の方との交渉とか、職場、勤務条件に対する協議とか、そういった点で、市長はどういった対応を考えられているのか。もちろん誠意を持って応じていかれると思うんですが、それをひとつ市長にお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 信頼される市役所づくりや、質の高い職務遂行のためには、まず、職務に専念できる風通しがよい職場環境づくりが大切であろうかと思えます。そのためには、職員のような考えや意見を聞くことも必要であろうかと考えておりますので、職員団体との話し合いや協議につきましては、当然、お互い誠意を持って対応していかねばならないと考えております。

16番議員（六反園弘） 次に、地域経済の活性化というところでお伺いしますが、新幹線の開業が来年の春にもう迫ってきているわけですが、全線開業というこれまでにないそういった見方によっては、非常に、例えば、福岡と鹿児島との距離が極端に短くなってくるというようなこと等で、ストロー現象等も言われているわけですが、これに向けて市長の方としては、最大限、指宿の九州一の湖あり、そして秀麗な開聞岳、そして長崎鼻、それにもまして、温泉が豊富な、この指宿をもっともっと宣伝しなくてはいけないということで力説されていたようですが、早急に取り組むべきものとして、あと1年というところに迫ってきているわけですが、そういう点では、どういう取組を考えられているのか、お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 4年間の中で観光振興を図る重要施策といたしましては、まず、食と農、温泉と健康など、豊かな地域資源を活かした観光客の誘致、更には海と湖、山に抱かれた自然豊かなまちづくりを通じ、海外観光客の誘致や滞在・体験型観光事業の創造であります。これらの具現化のためには、現在、県や本市においても、アジア圏域、特に中国・韓国・台湾を誘客促進の重点地域ととらえ、観光連盟主体による促進事業や、いぶすき広域観光推進協議会によります誘客促進のための、海外キャンペーンも展開されておりますので、これらの事業との連携・強化により、海外観光客の更なる誘致に努めてまいりたいと考えております。また、外国語表記の観光パンフレットや観光案内板の充実、更にはアジア諸国からの訪問者へのホスピタリティーやコミュニケーション能力の取得など国際感覚を身に付けた人材育成にも関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。体験型観光につきましては、いぶすき広域観光推進協議会の中に、いぶすき大好き体験として、ソラマメ収穫やサツマイモ収穫、定置網漁、鰹節製造、ソバ打ち等々、現在、28種類の体験メニューが用意され、中学生や高校生の修学旅行を中心に増加傾向にございます。これらのメニューに、地元の安全・安心な食材を活かした食による健康づくりと、温泉と観光地の散策など、癒しやリラックスによるストレス解消を推進する、いわゆるIT湯治の体験プランもメニュー化できればと考えておりますので、今後、関係機関と連携してまいりたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 様々なことが計画されて、前向きに1年後を目指して取り組まれていくと思いますが、これが一過性の施策として終わらないように、その辺の配慮というのはどのような配慮をされていますか。

産業振興部長（井元清八郎） 本市には、健康・保養・体験をテーマとして観光の核となる温泉、自然環境、食、スポーツなどの資源が豊富であり、観光客のニーズに適した地域資源を有していると思っております。このような中、九州新幹線鹿児島ルート全線開業は、官民あげて観光振興に取り組む観光都市指宿の新たな挑戦のスタートと考えておりますので、国内外から一層の誘客促進を図るため、関係団体と連携して行っているキャンペーンや、広報宣伝活動を充実・推進してまいります。また、菜の花マラソン、菜の花マーチなど多彩なイベントは、観光客誘致に大きな効果を上げております。今後もそれぞれのイベントの内容等を充実させるとともに、温かいおもてなしの輪を広げ、更なる誘客促進に努めてまいりたいと考えております。更には、花と緑を活かした、南国指宿の魅力向上を図るため、フラワーパークかごしまと連携し、観光施設等に花の咲く時期の異なる花木植栽を行い、訪れた観光客に旅の楽しみと癒しを提供してまいりたいと考えております。こうした施策を推進するとともに、新幹線時代を迎え、恵まれた宝を最大限に活用した観光開発や集客力を高める戦略など、新たな視点で観光振興を図り、観光地として更なる発展を目指していくことは重要なことだと考えておりますので、観光関係団体や有識者等を交えたプロジェクトの設置について、今後、検討してまいりたいと考えております。

16番議員（六反園弘） 今、観光の面で出てきたわけですが、市長の施政方針の中で、農林水産業、水産加工業、商工業、小売業等の振興に本腰を入れと、こういうふうにあります、この辺ではかなり力説されているんですが、どのような具体策が考えられているのか、お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 通告をいただいておりますので、答弁を非常に苦慮いたしておりますけれども、先に発表いたしましたように、五つの施政方針を掲げております。これらを網羅する中で、具体的に、それらは今後、具現化を進めていくことになるかと思っております。

16番議員（六反園弘） これ以上いじめないことにしていますが。医療・福祉・教育の充実の方に入っていきます。丹波小の校舎改築、校舎建設、それから懸案でありました北指宿中の体育館の建設と、こういうものが次々出てくるわけですが、これ以外に、ハード面で計画されたものが、この次に出てくるのは何なのか、その辺でありましたら、お願いします。

教育長（田中民也） 先ほど答弁を市長がいたしましたけれども、丹波小学校の学校施設整備校舎建築事業、これが私どもとしましては念願のことで、9月の供用開始を考えているところでございますし、北指宿中につきましては、23年度着工というようなことでございます。その他、今、学校施設整備計画検討委員会を立ち上げまして、3月に答申をいただくことになっております。それに基づきまして、各学校で老朽化しております学校施設屋体校舎等も

ございます。また、備品等の完備も十分でない学校もあることも認識しております。このようなことを含めまして、今後は、小・中学校におきます学校施設整備について具体的なこと等を取り行っていききたいと、このように考えております。大きな計画につきましては、答申に基づきまして、その答申をいただきまして、私ども教育委員会で今後の計画につきまして総合的に対応を考えていききたいと、このように考えております。

16番議員（六反園弘） 今月中に行われるその答申に基づいて、効率のよい、そして、子供たちが安心して学習できるそのような教育環境をお願いしたいと思います。ハード面のところでしたが、ソフト面の方で教育の充実といった時に、私なんか学校に行っても思うのは、これも何回か質問もしてきましたが、先生方の多忙化というのがどうしても離れないわけです。昼休み行っても、子供たちと遊ぶ姿があまり見られない、それから夜も8時、9時、そういった極端な明かりが点いているところもまだまだ見受けられるといったようなところで、この辺の多忙化解消がされないと、先生方が安心して子供たちに、生身の子供に向き合えていないんじゃないかという気がしてならないんですが、その辺で今どういうことがされているのか、お伺いいたします。

教育長（田中民也） 議員ご指摘のように、児童・生徒と教職員が向き合うためには、身心共にリフレッシュし、そして安定した状態で子供の教育活動に当たることは当然かと思えます。議員ご指摘のように、多忙化の問題でございますけども、議員もご理解いただいているかと思いますが、小学校、中学校におきましては、新しい学習指導要領移行に伴います移行措置期間になりまして、授業時数が小・中学校とも増えてきております。この対応のために、大分時間を割いている実態もございますし、また、部活動等や、若手教職員におきましては、明日の教材のために時間が長くなっているという実態もございます。しかし、私ども、その実態をとらえている状況におきましては、市内小・中学校17校におきまして、14校はほとんど6時半から7時まで退庁が進んでいると。ただ、残りまして学校につきましては、吹奏楽部ができたために、その子供たちの指導にちょっと時間がかかっているとか、部活動してから後、明日の教材研究のために少し残っていると。しかし、それにしましても、数で言いますと、約310人の県費負担教職員おりますけれども、このうちの5人程度になってきたところでございます。しかし、議員おっしゃいますように、どうであれ、子供たちの前で心身共にリフレッシュした形で向き合うためには、1人であれ、その数が少ないというわけじゃなくて、全教職員が、この適正な勤務時間に対する認識を深めて、円滑な教育活動ができるようにすることは当然かと思えます。そのような意味で、具体的には、学校行事の精選とか、それから、夏季休業中に、例えば、宿泊学習とか集団宿泊学習のような時間をたくさん取りますようなものは、夏季休業中に移行できないのかというようなこと、また、パソコンを教職員各1台今度は設置するようにはいたしました。事務の効率化ということも一方では考えていく必要があるかと思っております。どうであれ、議員ご指摘のように、子供と向き合う時

間が不足するために、子供たちの生徒指導問題を含め、いじめの問題等も等々起きてくると、こういうふうに認識しておりますので、適正な勤務時間管理ができるように、学校長を指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

16番議員（六反園弘） 今、教育長の方から改善多忙化の解消へ向けてのいろんな取組がされつつあること、そして、今後とも、そういう方向で、子供たちをですね、生身の子供たちを大切にできる学校現場であってほしいと思っております。今の政権がコンクリートから人へと言われていますが、学校現場を見た時に、私は、パソコンから子供へということで、パソコンに向かっておれば、仕事をしているような、その子供たちを前にした教師であってはどうなのかというふうに思っております。その辺で、パソコンに向かうよりも子供に向かってほしいというふうに思っております。この医療、福祉、教育のところの一つだけですね、川畑小児科が3月をもって閉院と。今、産婦人科とか小児科の先生方の不足というので、この川畑先生の辞めるあれも、かなり無理がたたっているという、夜中も起きて対応せんといかんというような形もあって、ちょっともうこの辺で辞めようかなということのようですが、これが指宿の子供たちに影響はないのか。今、指宿の小児科医が何名おって、その辺でどうなのか、その辺をお伺いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 本市におきましては、小児科を標している医療機関は、今回の医院の閉院後は14医療機関となりました。国の医師・歯科医師・薬剤師調査における数値では、小児科を主たる診療科目としている医師数は5名から4名ということになります。小児人口1万人当たりの小児科医は、県平均の7.4人、指宿市は7.3人という、県とほぼ同じ状況でございます。影響はということでございますけれども、当医院は、乳幼児を養育してる保護者にとりましては、急な発熱等で夜間に頼ることも多い状況でありました。よって、これまでかかりつけ医として利用しておりました保護者には、新しい主治医宛の診療提供情報書を事前に交付して対応しているようでございます。なお、医院は3月末をもって閉院いたしますけれども、市の業務でございます乳幼児健診やポリオ、学校医の業務は継続して依頼できることになっております。以上でございます。

16番議員（六反園弘） 今の小児科医の閉院に伴っての配慮はされているというふうに理解したいと思います。

最後になりますが、住民との協働ということで、非常に情報公開を推進して、市民との共通の認識に立ってやっていく、それが地方分権であるという立場に立っておられるようですが、最後にですね、今後、着実に住民自治を進展していくということで、我々議会としても協力すべき点は多く出てくると思うんですが、市長として、住民の協力、住民との協働、これに向けて、これからもっともっと重要になってくると思いますので、改めての決意をお願いします。

市民生活部長（新村光司） 市民と共通の認識を持って住民本位の行政を推進するために、市民にどういった期待をするのかといったような質問でございますけれども、まず、市民自身が担うべき役割を自覚し、自治会・子供会活動などの地域活動や、NPO・ボランティアなどの市民団体活動に多くの市民が積極的に参画していただきたいと考えております。そのことにより、その市民力をまちづくりや行政推進に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、集落単位の自治会はじめ、地域を基盤とした多様な主体の連携・協力により、地域の特色を生かした活性化や課題解決に向けた地域主体の取組を期待しているところでもあります。具体的に申しますと、地域社会を構成する自治会、各種団体、機関、事業者など様々な組織が連携を図り、互いの特性を発揮しながら、地域住民が主体となって安全、安心で魅力と活力に満ちた地域づくりを推進していくためのプラットフォームを築いていただきたいと考えております。このことは、これからの住民自治、即ち、住民による自己決定と、それに伴う住民の自己責任を基礎とする分権型地域社会を構築するためには、極めて重要なことと考えております。それを担うことのできる自治力の確立に期待をしているところでもあります。

延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 大 保 三 郎

議 員 下柳田 賢 次

第1回指宿市議会定例会会議録

平成22年3月19日午前10時 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 20番議員 | 新村隆男  |
| 21番議員 | 森時徳   | 22番議員 | 松下喜久雄 |

---

## 1. 欠席議員

なし

---

## 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 教育長    | 田中民也  |
| 総務部長   | 秋元剛   | 市民生活部長 | 新村光司  |
| 健康福祉部長 | 田代秀敏  | 産業振興部長 | 井元清八郎 |
| 建設部長   | 吉永哲郎  | 教育部長   | 屋代和雄  |
| 山川支所長  | 岩崎三千夫 | 開聞支所長  | 吉井敏和  |

|                 |       |                  |       |
|-----------------|-------|------------------|-------|
| 総務課長            | 渡瀬 貴久 | 人事秘書課長           | 邊見 重英 |
| 企画課長            | 高野 重夫 | 行政改革推進室長         | 廣森 敏幸 |
| 財政課長            | 富永 信一 | 市民協働課長           | 上村 公德 |
| 長寿介護課長          | 迫田 福幸 | 農政課長             | 浜田 淳  |
| 商工水産課長          | 野口 義幸 | 観光課長             | 大岩本 稔 |
| 建設監理課長          | 石口 一行 | 土木課長             | 内園 正英 |
| 水道課長            | 大道 武雄 | 環境政策課<br>主幹兼管理係長 | 下吉 一宏 |
| 環境政策課<br>生活衛生係長 | 西 浩幸  |                  |       |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 増元 順一 | 次長兼議事係長 | 福山 一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田 薫  | 議事係主査   | 宮崎 勝広 |
| 議事係主査     | 濱上 和也 |         |       |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において新村隆男議員及び井元伸明議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、福永徳郎議員。

14番議員（福永徳郎） 皆さん、おはようございます。福永徳郎です。

まずはじめに、この3月、退職されます職員の皆様に、長年のご苦勞とご活躍に対し、心から深甚なる敬意と感謝を申し上げます。また、退職後も健康に十分に留意され、今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、去る2月7日の市長選挙において、第2代の市長として見事当選されました豊留市長、誠におめでとうございます。市長は先の施政方針演説の中で、市民の負託にこたえるための市政運営を考えると、その責任の重大さを痛感すると言っておりますが、選挙戦で掲げたマニフェストを実現すること、それこそが、市民の負託にこたえる一番の責任であると思います。市民の誰もが、安心・安全な暮らしができる、これを目指すこと、これは市長であろうと議員であろうと、同じ考えであると思います。その実現に向け、執行部と議会は、ときには車の両輪であり、また、ときには議論を戦わせ、緊張感を持った執行部と議会であってほしいと願うところであります。

それでは、最初にマニフェストの1番目、次に、政治姿勢の1番目を質問し、次から通告に基づき順次質問をいたします。

市長は選挙戦において色々なことをマニフェストに掲げておられますが、その中で、平成22年度以内に実現するという具体策について質問をいたします。

マニフェストの1番目、市役所職員の社会貢献促進についてであります。施政方針で述べているものですが、職員間で遠慮なく発言できる風通しの良い職場の環境づくりを行う。その為の意識改革を図ると言っております。市長は、教育行政の経験者でもありますし、その職場環境の大切さを痛感していると思っておりますが、そのような環境、職員の意識改革を早く実現できるよう望むものであります。職員の良い環境の執務、これは職員の能力の開発にも

つながっていくものと思います。しかし、公務員、とりわけ指宿市のような小さな自治体の職員は、職場のみでなく、その居住する地域活動にも積極的に係わる、そのような意識改革も必要であると思うところであります。

そこで市長は、公民館活動やボランティア・NPOの活動等、積極的参加等を促すと言われております。公民館活動でも、公民館自体の組織もありますし、また、地域によって防犯組合とか、婦人部、PTAの小・中学、また、郷土芸能保存会などがありますが、どのように考えておられるか伺います。

次に、市長の政治姿勢についてであります。

市長は施政方針の中で、市政の重要課題であると考えている基本的事項を大きく五つに区分し述べました。これらの課題に立ち向かうべく、市政・市民が発想を転換し、変える勇氣、変わる勇氣を持ち、市民協働で具体的事業を展開していく決意を述べました。不透明な経済情勢の中で、市民が納得できる、より質の高い行政サービスを期待するものであります。

そこで伺いますが、地域経済の活性化について伺います。

施政方針の三つ目の課題として、地域経済の活性化であると述べております。本市の基幹産業であります観光は、地域経済の活性化に欠かせないものであります。九州新幹線の鹿児島ルート全線開業を控え、今こそが基幹産業の一つの観光振興に絶好のチャンスであります。これを地域経済の活性化につなげていかなければなりません。そこで、地域活性化として、商工業・小売業の振興に本腰を入れる姿勢を示しておりますが、具体的にどのような考えなのか。私は、まず、市の備品・消耗品等の調達においては、市内業者を優先するべきであるとの考え方を持っております。その額等の許容範囲があってもいいのではないかと、一つの考え方として質問しているものであります。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 市役所職員の社会貢献促進等について、特に公民館活動やボランティア活動についてのお尋ねだろうと思います。市役所職員の社会貢献促進の中で、特に公民館活動等をどのように考えているのかのご質問でございますけれども、地域公民館で、公民館は地域で生活する人々が自らの責任において自主的に住みよいまちづくりを行うこと、いわゆる地域コミュニティにおける自治活動であると考えております。

近年の少子高齢社会は過疎化の進展、市民の価値観等の多様化により、この活動が弱体化していくことが懸念されておりますが、地域コミュニティこそが、今後のまちづくりの重要な基盤であり、地域づくりを進めるためには、市役所職員が自分の住んでいる地域での自治活動に積極的に参画することは、極めて重要であろうかと思っております。

なお、私の政治姿勢についての地域経済の活性化については、総務部長が答弁をいたします。

総務部長（秋元剛） 市長の政治姿勢についての中で地域経済の活性化、この中で、市の備品・消耗品等の調達は、市内業者を優先すべきではないかというようなご質問であったかと思

ますが、市の備品・消耗品等の調達についてのお尋ねでございますが、地方自治体が事務を処理するにあたりましては、最少の経費で最大の効果を上げることが地方自治法において求められておりますので、市内業者への配慮を優先することによって競争性が失われ、結果として、高価格での取引が行われ、市民の公共利益が阻害されることがあってはならないと基本的には考えております。しかし、その一方で、地域経済や地域産業の活性化を図るためには、地元企業を支援し優先していくことが、最も重要なことであると認識をしております。この双方のバランスを取りながら、市内で調達できるものは可能な限り市内の業者から調達するよう努めてきたところであります。

参考までに、平成20年度以降の入札契約の状況を申し上げますと、備品や消耗品等の競争入札案件は63件ございましたが、このうち、市内で調達が可能なパソコン、テレビ、学校理科備品等の購入29件は、市内業者に限定をして行っております。また、購入しようとする物品を取扱う市内業者が特に少なかったことから、市外業者も含めて行ったものが22件で、合計51件、全体の81%が市内業者を優先的に選定をして行った入札であります。今後につきましても、備品や消耗品の購入をはじめ、本市が行うすべての契約について、市民の公共利益を阻害しない範囲で、可能な限り市内業者の優先に努めてまいりたいと思っております。

14番議員（福永徳郎） 市役所職員の社会貢献促進の2回目以降の質問に入ります。職員の意識を計るのに、職員の自己申告書なるものがあると聞いております。これは、今まで異動時期において申告させているものであると理解し、また、聞いているところであります。社会貢献促進、また、業績評価等を導入し、職員の資質向上を目指すとうたっております。これまでの申告書に社会への貢献などの項目が設けてあるのかどうか。新たにそれらの項目を設けるなどして、一新するののかということをお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 私は、マニフェストに、市役所職員の社会貢献、地域活動参加促進というものを掲げました。これは、近隣で暮らす人を知り、生活課題を把握するためには、職員一人一人が自主的に地域活動に参加することが何よりも重要だと思っているからでございます。本市の職員は、指宿市を代表する「菜の花マラソン」や「菜の花マーチ」など、多くのイベントにおいて、多くの市民と一緒におもてなしの心による対応をしております。また、地域においては、地域防犯活動や青少年の健全育成の活動など、各年代に応じて様々な活動を積極的に行っているのも事実でございます。このように、職員が市民から信頼され期待されるためには、しっかりと自分の住む地域に根を下ろし、地域との関わりを持つことが大変重要ではないかと思っております。今後、更に市民との共生協働を推進する観点から、これらの取組を、新たに自己申告制度を導入することで奨励してまいりたいと考えているところでございます。

14番議員（福永徳郎） 次に、職員の自己申告書についてであります。

市長は、今も申し上げましたが、職員の自己申告書に趣を置いているように見受けられま

す。そこで伺いたしますが、仮に、私は、この仕事をしたいと希望した職員が複数いた場合、市長は、その要望をどのように確認するのかということでもあります。その時は、人事課長や人事係長が希望する職員を一堂に集めて話し合う場を設けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（秋元剛） これまでの自己申告制度につきましては、人事異動を主たる目的に活用をしてまいりました。異動希望先について申し上げますと、各庁舎間を問わず、第3異動希望先までを申告してもらい、申告内容を尊重しながら、職員配置に努めております。異動希望先の調整につきましては、効率的な業務遂行と適材適所を前提に、職員のこれまでの異動履歴や、現在の所属先の在籍年数などを考慮して行っていきたいと考えております。また、職員が多様な職務経験を積むことにより、幅広い視野や知識を身につけるとともに、職員の適正を見いだすため、特に、若手職員を対象にジョブローテーションを推進したいと考えているところでございます。

14番議員（福永徳郎） ただいまの自己申告書なのですが、その内容はどのような項目があるのか。また、それは管理職も一般職も同じ内容なのか、その辺についてお尋ねを申し上げます。項目をひとつよろしく伺いたいと思います。

総務部長（秋元剛） 自己申告書につきましては、全職員統一した様式を用いております。

なお、申告書の項目につきましては、人事異動希望の有無をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの趣旨に鑑み、職員本人の健康状態や配慮して欲しい家族の状況を記入する項目、仕事の量、人間関係を見る職場状況の項目等がございます。また、現在の自己の業務内容に対する能力や適正・成果といった自己分析の項目や、中・長期的な視点に立って、今後どのような分野で活躍していきたいかといった将来のビジョンを描く項目もあり、職員のキャリア開発をサポートする内容としております。

14番議員（福永徳郎） 次に、まちづくりは人づくり、人づくりは教育からとよく言われておりますが、正しく、意識改革によって奉仕の心を養うものと思います。今後、職員研修などにも、この件について重点を置いていかれるのか伺います。また、今でもほとんどの職員は、イベントやボランティア活動に、また、地区の活動に協力をいただいているわけですが、一部の方々だけだろうと思います。強制ではないと思いますが、このボランティアについての考え方を示していただきたいと思います。

市長（豊留悦男） 私は、今後のまちづくりのビジョンとして、やすらぎのある充実した暮らしを指宿で送ることができるように、生活重視の施策を行いますという、そういうことを申し上げてきました。先ほどまで、自己申告制度について、人事面の観点から総務部長がお答えいたしましたけれども、私の目指す自己申告というものは、正しく、職員が自主的に自発的に地域に貢献しようという、それを申告書で年度当初に報告をさせ、そして、自分の地域でどんな課題があるのか、独居、一人暮らしの高齢者が何に困っているのか、生活安全の面

で自ら住む地域がどういう問題、課題を持っているのか、そういうことを見つけるために、是非、この1年間で自分の地域を知るためにも、また、市役所職員としての信頼を得るためにも、この自己申告制度というのを、私は導入したいと、そういうことで、この自己申告制度を私のマニフェストに掲げました。例えば、隣に住む一人暮らしのお年寄りが、二日も、三日も前の弁当を食べている現実はないのか。電灯が切れても自分で変えられなくて、暗いところで生活している人はいないのか。そういう人たちに声をかけをすることによって、その地域の一人暮らしの高齢者の支援の輪を広げていきたいというのが一つにはございます。そして、様々なイベントの中でも、参加してもしなくても同じじゃないかという、そういうことではなくて、信頼される、そして、地域に住む市役所職員として、必ず私はこのイベントと、このイベントと、このイベントにはボランティアとして参加しますということを年度当初に申告をさせたいという思いがあるからでございます。特に私は、地域の奉仕活動、地域の福祉活動に、是非、市役所職員が率先して参加していただきたい、そう思っております。私は、学校現場の経験でも、この自己申告制度を職員に出させておりました。そのことで、自らの職責感が高まり、使命感が高まるとともに、地域の信頼を得ることで、学校教育が極めてスムーズに効率的に展開できたという、そういう経験もございます。そういう意味で、市役所職員は、まず、市役所の職員である前に、地域人として、地域の公民館で暮らす一人として、必ず地域と一緒にボランティア活動、福祉活動に参加してもらいたいという、そういう強い思いがあります。意識改革による奉仕の心を養うための職員研修も必要でございましょう。現在、市では、共生・協働のまちづくり指針の策定作業を行っておりますが、この共生・協働のまちづくりを図るためには、何よりも市役所職員の意識改革とやる気が必要だろうと思っております。そういう意味で、市民と行政が一体になった共生・協働のまちづくりを目指して、今後も、その指針策定にあたっては学識経験者等をアドバイザーとして委嘱しておりますので、今後、更に職員研修を充実させながら理解を深め、地域活動に目を向けた、そういうボランティアの心を養ってまいりたいと考えているところでございます。

14番議員（福永徳郎） 今、市長の答弁でありましたように、私も本当にそういう形でやっていただきたいと希望するものでありますけれども、先ほどお伺いしましたように、自己申告書、当然、人事異動ももう終わっているわけですね。そうしますと、年当初からというようなことであつたわけですが、年当初からとなつて、今からそういうものを取っていくことによって、どういったような具体的に、いつぐらいから、市長がそういう望むようなものになっていくのか、その辺を伺いたいと思います。

市長（豊留悦男） 年度当初から、この制度は導入したいと考えております。本年度は試行期間として、例えば、私は出身が宮集落でございますので、宮の私の一班の暮らすところには、一人暮らしの高齢者が5人おりますと。この中で買い物ができない人が3人いますと。2週間に1回は声をかけて、おばあちゃんどうですか、買物はできますか。できないのであれば、

私が加勢してあげましょうかというような、まず、身近なところからの声かけを奨励してまいりたい。そして、自分の地域で、私が宮の集落では、月2回づつは必ず声をかけようというのを自己申告の一つにしよう。そして、あの集落では側溝、非常に危険なところがあるとしたら、それをどうして安全な、いわゆる暮らしに安全な優しい道路にしていくかということ、自らも提言をしていく。そういうものを市長の座談会とか、校区ごとの座談会が現在されておりますけれども、そういうところでも、市の職員が参加して、堂々と地域に住む一人として提言をしていただくと。そのようなことで生活重視の政治をやっていきたい、施策を構築してまいりたいと思っております。ですから、そう難しい問題ではなくて、気軽に、私はこういうこと、こういうこと、こういうことを今年はボランティア活動としたいというのを文章にして上司に出す。そして、それを3月になったらそれができたのかできなかったのか。それが何が問題があったのか。自分がそういう奉仕活動をしたことにより、地域はどう変わったか。信頼されるような職員となるために、どのような活動ができたのかという評価をしたい。もちろんそれは自主的、自発的な活動ですので、給与や人事面に生かすまでにはいたらないかもしれませんが。しかし、これからは市役所職員の、いわゆる社会参画というのを評価の一つにしていく取組というのは必要になってくるだろうと思います。ですから、今年は試行的に4月から実施できるような取組をしたいと考えております。

14番議員（福永徳郎） いい評価が出ますようにご期待を申し上げます。

次に、市長のマニフェストについての2番目、説明責任の明確化と情報公開について伺います。

産業振興、市民サービス向上を目指し、市民主役の行政推進の基盤を確立するとあります。さらに、マニフェストの検証を市民レベルで実施し、外部評価を基に、市長対話集会で公表するとあります。前市長も市長と新指宿トークで報告会を開催していたと思います。豊留市長の考える説明責任の明確化・情報公開は、どのような方法でやろうと思っているのでしょうか。また、業績評価と連動した行政評価を実施し、市民参加により評価・審議する、次に市民の評価を受け、そして責任をとると言っておりますが、市長の思いを伺います。

市長（豊留悦男） 説明責任の明確化と情報公開についてでございます。マニフェストに掲げました説明責任の明確化と情報公開について、まずは何よりも必要なものは、情報の公開により、市民と行政が情報を共有すること、そして、共通の認識を持つことが必要であろうかと思っております。この情報公開をより広範に推し進めるとともに、市民と行政が担う役割と責任を、より良く理解していただくための努力、即ち、説明責任を果たすことで、自治の基本である住民本位の行政を構築していきたい、それが市民との共生・協働にも強くつながっていくと考えております。

まず、人を評価することは、裏を返せば自らが評価されることでございます。私の掲げましたマニフェストに沿って、地域住民からも市長自らの評価をしていただきたいと思います。それを校

区座談会等で素直に私の評価をいただきたいと考えております。そのことにより、より身近な市政が、市の行政が住民に理解されるものだと思っております。私は、その評価がいかなるものであろうとも、潔く受け入れ、次年度施策に生かしていく所存でございます。

14番議員（福永徳郎） 今の市長の答弁の中でありましたように、責任を取るという言葉の重みだろと思うんですよ。是非、いろんな市民の意見を吸い上げて、そして、市民の願いをですね、次の施策の中に、是非、取り入れていただけるようお願いをいたしておきたいと思えます。

次に、マニフェストの3番目、総合振興計画の具現化のための行程表の策定について伺います。

九州新幹線鹿児島ルート全線開業をひかえ、駅周辺のまちづくり計画を策定するとありますが、これも平成22年度以内としております。これらの計画策定にあたっては、予算を伴うものと理解いたしますが、今回の当初予算に反映されているのかどうか伺います。

市長（豊留悦男） JR指宿駅周辺におきましては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業を見据え、県の魅力ある観光地づくり事業等により、南国らしい雰囲気醸し出す景観整備や、ポケットパークの整備を行ってきております。今後は、全線開業に伴い、本市を訪れる観光客が増加することが見込まれますことから、玄関口となりますJR指宿駅周辺において、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、商店街情報や観光情報等を発信するスポットラジオ局の開設や、特産品や地元農産物等の販売を行うアンテナショップ、篤姫関連グッズや浜崎太平次関連資料等を展示する、ミニ資料館の設置が関係団体において計画されておるところでございます。さらには、JR指宿駅と観光スポットを結ぶ交通ネットワークの整備も必要であろうと思っておりますので、駅周辺を中心としたまちづくりの計画を進めてまいりたいと考えております。このようなことから、駅周辺のまちづくり計画具現化のため関係団体等とも協議しながら、必要な事業費については、今後の補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

14番議員（福永徳郎） 今、答弁の中では、関係団体といろいろとというような表現があったわけですが、実はですね、今回の当初予算でありますけれども、九州新幹線全線に伴う各種ソフト整備事業346万4千円、魅力ある指宿まちづくり協議会への負担金300万、九州新幹線全線開業プレキャンペーン負担金300万、合計しますと946万4千円になるわけですが、今回の当初予算の中で、新幹線関連の予算は、今申し上げました、この三つの事業について計上をされております。観光課の委員会説明の中で質疑をしたわけですが、この一番最初言いましたソフト事業整備、もしくは、このプレキャンペーン負担金、これら等についてはもう、全くそういったような市長が思われるようなことに回せられるような状況の説明はなかったわけで、強いて言えば一つだけ、まちづくり協議会への負担金、魅力ある指宿まちづくりへの負担金、これも負担金ですので、全て100%市長が言われるような形で推移していくも

のたろうとは思わないわけですが、特に、市長が22年度事業で実施しますという流れの中で、地域市町村と連携をした観光商品と地域交流事業を明確に打ち出しているわけですが、これらについての説明も全くなかったわけですが、これについても今後実行して、22年度実行しようと思えば、当然急いで6月議会、6月補正あたりに出てこないとおかしいと思うんですけども、これについての市長の見解をお尋ね申し上げます。

市長（豊留悦男） ご指摘の件については、私も十分認識しておりまして、これからどのような取組をしていこうかと考えているところでございます。九州新幹線鹿児島ルート全線開業は、主要都市等との時間距離が格段に短縮され、本市の観光にとって大きなインパクトがあるものと思っております。新幹線時代を開く観光振興の観点からは、九州を一つの観光地としてとらえた観光戦力も必要なことだと考えておりますので、国内はもとより、海外、特に、東アジア圏域からの誘客促進を図るため、観光振興に力を注ぐ九州地域市町村と連携した観光商品開発や、地域交流を推進していくことが重要であると思っております。そのために、県や県観光連盟、観光関係団体とも連携して取り組んでいくことが重要なことであると思っております。必要な事業につきましては当初予算に計上いたしましたけれども、更に必要と思われる事業費につきましては、先ほど申し上げましたように、今後の補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

14番議員（福永徳郎） 以上でマニフェストについての質問を終わらせてもらいたいと思いますが、是非ひとつ、マニフェストがすべて実行できますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、地域活性化の2回目以降の質問に入ります。

地域活性化という意味で例をあげて言いますと、工事関係の入札で地元業者とベンチャーを組み落札したものの、その下請けを市外業者に発注しているなどの話も耳にします。また、地元の業者へ下請けをさせる指導、また、資材等の調達においても、同様に地元優先の指導があつてしかるべきと思いますが、この件についていかがでしょう。

建設部長（吉永哲郎） 市の発注する下請け工事につきましては、地元の業者育成の観点から地元業者への発注を推進をしているところでございます。これらの工事に伴う下請けについては、工事を発注する際に、現場説明事項などにより、優先的に市内業者を選定していただくように明記しているところであります。また、契約時と工程会議においても、再度地元業者への下請け選定をお願いしておりますが、一部の大規模工事においては、価格面や工事の円滑な進捗を図るための機動力等などによって、市外業者を下請けとする場合もあるようでございます。今後も地域の経済の活性化育成のために、地元業者が優先的に下請けとなるように参入できることをお願いしてまいりたいと思っております。

14番議員（福永徳郎） 教育部局へ質問をいたしますが、先ほど質問しました工事関係の問題や備品、消耗品の調達の件もですが、他市におきましては、保護者より実費を徴収し購入

する学用品等についても、地元購入を徹底している地域もあります。このことも併せて教育長の答弁を求めます。

教育部長（屋代和雄） 教育委員会としては、学校が必要とする備品や消耗品等を調達する場合におきましては、財政課からの通知に基づきまして、学校長へ市内業者を優先するように指導しているところでございます。各学校におきましても、これらのことについては市内業者優先という形で利用をしております。今後とも、教育委員会では、校長会、教頭会、事務職員の研修会等で、このことについて強く指導をしまいたいというふうに考えております。また、工事関係におきましても、市内業者への優先的な下請け発注についてもお願い等を行っているわけではございますが、今後とも更にこのことにつきましても要望をしまいたいというふうに考えております。

14番議員（福永徳郎） この件で、市長に答弁をお願いしますが、市の見積りの取り方であり、また、昨年の納入価格を明記して、見積りを取ることに、どう感じておられますでしょうか。

市長（豊留悦男） ただいまのご質問についてでございますけれども、私まだ就任して1か月でございます。そういう具体的なところをまだつかんでおりません。詳しくその辺を精査し、そして、その事実をつかんで、明確な答弁をさせていただきたいと思っております。

14番議員（福永徳郎） 時間が最後に残りましたら、この件についての続きをさせてもらいたいと思っております。

次に、市長は中心市街地の機能や、利便性の向上を言っております。とりわけ中心と言えるところに人が集まり、賑わうことは素晴らしいこととあります。市長の考える中心市街地とは、どこを指しているのでしょうか。また、地域活性化と中心市街地の利便性、駅周辺街づくり計画ということに関して、市長の考えを伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 中心市街地の捉え方は様々あるかと思いますが、一般的には商業が集積していることのみならず、多くの人々が住み、行政や金融機関など市民生活に必要な機能が充実し、これに伴う交通網が整備され、広域から人が集まるなど総合的に発展している地域だといわれます。本市には、指宿駅前や山川の町区、開聞の十町地区をはじめ、商店街と住居が複合的に調和し発展した地域がいくつかありますが、本市の基幹産業のひとつである観光産業を含め、総合的に捉えているのは、交通や金融機関、病院などが複合的に存在し、いくつかの商店街が連続して存在する指宿駅前商店街周辺から、大牟礼地域の商店街、摺ヶ浜地域の商店街までの区域ではないかと思っております。

14番議員（福永徳郎） 答弁漏れがあるんですけども、時間の関係がありますので次に入りたいと思っております。

次の市長の政治姿勢の2番目に入ります。事務事業をゼロベースで見直す行財政改革について伺います。

4年間で事務・事業をゼロベースで見直し、改革を強力に推進するとありますが、健全な財政運営を推進するためには、市民協働で取捨選択しながら、国の事業仕分け作業と同じように進めていかなければならないとっております。具体的にどの事業がとなると、簡単にいかないと思いますが、どのような事業が対象仕分けとなるのか伺います。

総務部長（秋元剛） 事務事業の見直しは、政策を推進するための財源を確保するという意味においても、現在のように、厳しい財政状況の中では非常に大切な手段であると考えております。また、行政が行っているすべての事務事業は、総合振興計画に掲げている施策目標を達成するための手段であり、その時々、社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応していかなくてはなりません。したがって、事務事業の見直しにつきましては、本年1月に策定をした第二次集中改革プランに基づき、公益性、必要性、有効性の三つの基本的な観点から、施策別事業優先度評価の手法を導入していきたいと考えております。

具体的には、総合振興計画の施策目標を達成する手段として、これまで実施してきた事業の成果はどうであったのか。また、これからも優先度の高い事業であるかなどの観点から、施策単位で相対評価を行い、より有効的な事業へ予算や人材を集中していきたいと考えております。したがって、今の時点でどの事業をどのように仕分けをするというものは持っておりません。

14番議員（福永徳郎） 次に、国民宿舎の建設について伺います。

昨年的一般質問の中で、住民の反応はどんなものであったかという質問で、前市長は、開聞地域、特に川尻地区の皆さんにおかれましては、これまで結婚式や宴会、あるいは帰省された時の宿泊等で利用されており、非常に愛着を持った施設であることは十分認識しております。宿泊施設の建設を熱望されているものを肌で感じておりますし、指宿市全体の観光の振興から考えましても、開聞岳登山の拠点施設として重要であると認識しておりますと答弁をいたしております。市長は、この国民宿舎建設についてはどういう見解をお持ちか伺います。

市長（豊留悦男） ご指摘のとおり国民宿舎かいもん荘は、開聞岳登山客の利用もあり、また、開聞地域の住民にとって交流拠点施設として親しまれてきた施設であり、指宿市の観光振興に寄与した施設であります。このことから、整備に向けて、民間のノウハウを活用した手法で、平成20年11月及び12月に参画業者による既存建物解体の条件を付して、土地の無償貸付の公募を実施しましたが、参画業者は現れませんでした。そこで、参画業者の負担を軽減するため、地域活性化・生活対策臨時交付金を使い、既存建物を解体・更地にし、先月2月に市内業者を対象に土地の無償貸付での公募を行ったところでございます。しかしながら、参画業者は現れず、現在、市外業者を対象に今月24日まで公募を受付けているところでございます。

観光振興、開聞地域の交流拠点施設としての重要性に鑑み、今後、民間活力による建設・

運営がなされるよう今後も検討してまいりたいと思っております。

14番議員（福永徳郎） 国民休暇村の建替えについて、関連がありますので質問を続けさせていただきたいと思います。

来春オープン予定の休暇村の建設についてであります。指宿温泉旅館事業協同組合、指宿観光受入代表者会議等の団体が、同新築に反対し白紙撤回の要望を国に提出しております。その理由を数項目述べておりますが、その一つに、民間施設として十分な内容を備えた宿泊施設が整備されていなかった50年前、国民の健康増進、福利厚生を目的として設立されたものであります。民間施設が充実してきた現状では、その役割は終わっていると理解している。民業の圧迫であると結んで反対しているところであります。昨日の新聞の一面に、県、なのはな館、譲渡検討の記事が大きく報道されておりました。この国民宿舎、国民休暇村、なのはな館、いずれも指宿の観光にとっては大事な問題であろうと思います。積極的な市長の取組が求められると思いますがいかがでしょうか。

市長（豊留悦男） 休暇村は、昭和36年度から旧厚生省により整備が始まり、国立公園及び国立公園の集団施設地区内に設置された総合的休養施設でございます。休暇村整備につきましては、自然公園法の公園計画に基づき集団施設地区内に整備されることが法制化されておりますことから、国立公園区域外にありますかいもん荘の跡地に建設してもというような考え方もありましようけれども、自然公園法上、難しいものと思われま。また、先日の新聞にございましたように、なのはな館の問題、それから、最近宿泊客が減少している旅館・ホテル経営の現実に鑑みたときに、この国民休暇村の来春のリニューアル、これに対してはいろいろな問題があるのも事実でございます。したがって、まだ正式には私どものところに計画として、または、その実施内容が具体的に協議されておりませんので、今後、この協議の場を通じて、どのような形で休暇村が建設され、オープンするのを含めて、旅館関係者、観光関係者との協議の場を持たなければならないと考えております。

14番議員（福永徳郎） 国民休暇村の土地も指宿の土地ですよね。それから、なのはな館の土地も指宿の土地、開闢宿舎の土地も指宿の土地ということで、非常に基幹産業の観光としても大事な問題でありますので、是非、市長もですね、一肌、二肌脱いで、一生懸命この問題についての解決に向けて、ひとつ取り組んでいただきたいということを要望して、このことについては終わりたいと思います。

次に、土木行政について質問します。

施政方針の中で、土木行政も機動的に整備を進めていくとありますが、その中で、市長は、生活道路の整備や交通網の構築を図り、住みやすい魅力あふれるまちづくり、安心・安全なまちづくりに努めていくとのことでした。建設部長に伺いますが、市道、里道で公民館長等を通じ改善についての要望が何路線あるのか伺います。

建設部長（吉永哲郎） 道路整備の要望につきましては、関係者の同意書を添付の上、各地区

の代表者から要望書を提出しているところがございます。各地区からの要望箇所の数といたしまして、合併以降、平成22年2月末の現在で、109件の要望書が提出され、整備済が42件となっております。

14番議員（福永徳郎） 次に、国・県の補助対象とならない地域の生活道路整備であります。財政課の予算配分の中で整備ということもありますが、非常に遅れていると言わざるをえません。単独予算とはいえ、早急に整備していく必要があると思いますが、これら生活道路予算、新設・整備・維持・補修等含めた予算の在り方について、新市長はどういうふうにとらえていらっしゃるでしょうか。

市長（豊留悦男） 地域の生活道路整備につきましては、安心・安全な生活ということからも重要な事業と認識し、これまで地域から上げられた数多くの改善要望の中から、合併特例債や過疎債等の有利な起債制度を活用しながら、年次的な整備を行っているところであります。しかし、本市の厳しい財政状況から、本年1月に策定した第二次集中改革プランに基づき、今後市が取り組むべき事業について、緊急度、優先度、重点度等を勘案しながら、市全体としてどの事業にどれだけの予算配分ができるか等の施策別に、事務事業を見直すこととしており、また、起債残高の抑制を図るため、償還元金の範囲内での起債発行に努めているところでございます。このような状況下であります。予算編成におきましては、議員のご意見も含め総合的に検討してまいりたいと思っております。

14番議員（福永徳郎） 先ほどの改善要望の件数と総合振興計画と合わせますと、約200件を超えていると思いますが、22年度予算では19路線の予算計上がされております。うち、新たな路線が10か所、残りは前年度からの継続分であると理解をいたしております。後年度も、この22年度予算と同じような推移で計上されるとした場合、要望のある路線の改修等はいつになるのか、単純に考えると15年以上はかかることとなります。積極的な予算を付けるべきだと思いますが、市長の生活重視を重点にうたっております。財政の関係もありますので、総務部長の方の答弁を求めます。

総務部長（秋元剛） 先ほど市長の方から答弁がございましたように、地域の生活道路の整備、これにつきましては、地域での安心・安全な暮らしを確保する上で非常に重要なことであろうと思っております。これまで本市の財政状況につきましては、るるご説明をしているわけですが、そういった厳しい中でも極力予算の配分というものをしてきたつもりでございます。今後につきましても、先ほど市長が申し上げましたように、総体予算の中で、本日議員からご指摘のあった件も含め、総合的に検討してまいりたい、そのように考えております。

14番議員（福永徳郎） 次に、指宿港海岸防災整備事業について伺います。

観光の起爆剤として注目されております指宿港周辺の海岸防災整備事業については、指宿市として海没民地の問題等もほぼ解決し、これから国・県への働きかけが重要になってまい

ります。観光的な視点からしてもさることながら、海岸に居住する住民にとっては重要な問題であります。護岸、海岸道路改修等においても、観光的視点と併せ、住民の生命・財産を守るという視点でも、重視しなければならない問題であります。市長は、事業化に向けて努力してまいりますとのことでしたが、決意のほどを市長、よろしく願い申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） 指宿港海岸は、県の管理区域であります。公共事業を取り巻く現状は非常に厳しいものがあります。国・県においても新規事業の採択は難しい現状であります。しかしながら、防災事業としての海岸保全施設の整備は、指宿市にとっては急務であり、これまで以上に国・県に対しまして、必要性を訴えながらいかなければならないと思っております。指宿港海岸保全施設整備は、高い防災機能と白砂青松の景観に配慮した面的整備を目指しているところでございます。この事業の実現により、市民の大切な生命や財産を守るとともに、世界に誇れる砂むし温泉を有する海岸線は、訪れた人々の交流の拠点となり、交流と観光との連動による滞在型、体験型観光事業の創造を期待されるところでございます。今後も地域の思いを形にし、訪れた人々が住んでみたいと思える、安全で、魅力がある海浜空間の整備の実現に向けて、市民と一体となって取り組んでまいります。

14番議員（福永徳郎） 次に、潟口雨水ポンプ場建設、浸水対策の推進について伺います。

雨水整備計画については、文化的で快適な居住環境の確保に努めるとしております。潟口雨水ポンプ場の完成予定は26年度と聞いております。引き続き弥次ヶ湯地域の対策も進んでいくものと思っておりますが、当該地域の方々にとってみますと20年来の悲願の問題であります。これらの雨水対策は重要であり、一日も早い完成を望むものであります。現在の計画での予算が約40～50億程度と聞いておりますが、1年でも早いポンプ場完成について伺います。

建設部長（吉永哲郎） 潟口地区、弥次ヶ湯地区の浸水対策といたしましては、これまでも潟口の雨水ポンプ場の能力アップ、仮設ポンプ及び遊水池の設置を行ってまいりました。浸水被害の軽減を図るために遊水池等も一部掘ったところでございます。近年の異常気象による集中豪雨及び台風による大雨に対しましては、既存の施設では対応できなくなっているのが現状でございます。したがって、本地区の雨水整備計画といたしましては、雨水調整池を組み合わせた雨水ポンプ場の新設、並びに潟口ポンプ場の改築を含めた浸水解析を平成21年度に実施しているところでございます。この浸水解析の結果を基に、本地区の最適な浸水対策施設を決定いたしまして、平成22年度に公共下水道事業に係る都市計画決定変更及び事業計画変更認可の手続き等を行った後、当該地区の浸水対策事業に着手してまいりたいと思っております。

先ほど福永議員の方から26、7年度というような完成を言われましたけれども、22年度におきまして事業計画の認可をいただくと、その段階で総事業費等も勘案しながら、最終年度が決まってくるということでございます。何といたしましても、市の方では、ポンプ場の建設を含めて早期の完成を目指して努力してまいりたいと思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

4番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。新芽が芽吹き、春の訪れを感じるころとなりました。この3月末日をもって退職されます職員の皆さん、長い間ご活躍され、ご尽力され、市民の福祉の向上に寄与されました。特に、この4年余りは、合併したことにより様々なご苦労があったことと察しております。今後のご多幸をご祈念いたします。

それでは、通告にしたがい順次申し上げます。

1. 施政方針について。農業、漁業についてのうち、農業について先に申し上げます。ちょうど今、オクラの植え付け時期です。いつもより雨がが多いようですけれども、市政方針の中に生産性の高い経営展開や、ブランド産品を中心とした多彩な農産物を安定的に共有できる一大産地づくりを目指してまいりますとありますけれども、指宿市の農業を今後どのように進めていくのか伺います。

次は、漁業について申し上げます。施政方針で述べている漁業の振興について、具体的にどのように進めていかれるのかお聞きします。

次に、観光について。九州新幹線鹿児島ルート全線開業まであと1年となりました。博多まで約1時間20分、大阪から鹿児島中央まで直通で約4時間、びっくりです。楽しみです。人、物、金が大きく動く全線開業、このチャンスを捉えて勝ち抜いていかなければなりません。どこもあの手この手です。あるデータによりますと、全線開業したとき、大阪在住の方にごここに行ってみたいですかと聞いてみたところ、1位は桜島、2位が由布院、3位が鹿児島市、4位指宿、5位種子・屋久・奄美とありました。4か所が終点の鹿児島なんです。指宿は第4位、嬉しいです。ありがたいです。頼もしくも思えました。喜んでばかりはられません。PR活動が更に必要です。施政方針の中にも、全線開業を機に観光客の誘致を積極的に推進しなければならないとか、県や県観光連盟、関係団体と連携し、推進してまいりますとあります。九州新幹線全線開業を見据え、国内、海外を問わず、PR、宣伝活動に力を注ぎ、指宿の知名度を上げますとありますが、具体的にはどういうことをして、どういうことなのか伺います。

次に、2、畠久保地区などの水事情についてです。平成22年、今年1月5日、ちょうど消防出初式の日でした。この日に発生した畠久保地区の建物火災の時の状況はどうだったのか。聞くところによりますと、消火用水が不足していたような話も聞いておりますが、今後、火災が発生した場合の対応はどうするのですか。万が一の時の水の確保は十分なのか伺いまして、1回目といたします。

市長（豊留悦男） 施政方針についての質問でございますが、農業におきましては、本市は温暖な気候と恵まれた豊かな資源を活かし、ブランド産品であるソラマメ、実えんどうをはじめ、オクラ、カボチャなど、かごしま農林水産物認証を取得している品目もございまして、高品質で安心・安全な農産物の生産がなされているところでございます。南薩の食料基地として、指宿の農産物は全国的に高い評価を受けているものと思っております。これを更に継続していくため、生産者や関連機関と連携を図りながら、多様化する消費者ニーズに対応できる産地づくりに努め、地産地消はもとより、ひいては、地産全消を目指してまいりたいと思います。

畜産におきましても、飼料価格の高騰などにより、厳しい現状にありますが、畜産農家の生産性の向上による経営安定と、課題でありますふん尿処理対策及び環境保全を推進してまいります。

耕地関連事業におきましても、今後も、各種事業を展開しながら、農業生産基盤と生活環境の整備を推進してまいりたいと思います。

観光についてでございますが、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業は、九州への関心が一段と高まる中、豊かな自然景観や歴史遺産、豊富な温泉等の魅力ある観光資源を国の内外を問わず、広く情報発信できるまたとない機会であると思っております。そのため、平成22年度において、英語・中国語・韓国語字幕を含めた観光PRのためのDVDの制作を計画しているところであります。観光PRDVDの活用方法につきましては、主要都市等のキャンペーン、あるいは国内外の旅行記者及び旅行エージェント招へい事業等の中で活用してまいりたいと思っております。

また、農林業体験や水産業体験など、本市を訪れて始めて体験できる体験型観光商品の充実、さらには、砂むし会館“砂楽”やヘルシーランドなど、既存の観光施設はもちろんのことでありますが、時遊館COCOはしむれや岩崎美術館、薩摩伝承館等の歴史・文化施設なども活かした誘客促進を関係団体と連携して取組たいと考えております。

こうした施策に加えて、アジア圏域、特に中国、韓国、台湾からの観光客誘致も重要なことだととらえております。幸いにも、本市には中国から鰹節や山川漬、鰻の加工業等の技術を学ぶために、多くの実習生が来ておられます。昨年、中国からの一部実習生を対象に、帰国後、本市の魅力ある観光資源をPRしていただくことを目的とした観光講座的な研修会を開催したところ、大変好評でありました。母国に帰ってから本市を広く宣伝してもらえよう、今後は、定期的な講座の開催に向けて、関係機関等と協議していくことも重要なことだと考えております。

なお、漁業の振興につきましては産業振興部長に、畠久保地区の水事業につきましては総務部長がお答えいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 漁業の振興につきましては、市内の三つの漁協が県栽培漁業協

会や種苗センター，県水産技術開発センターと連携し，豊かな海づくりパイロット事業やつくり育て管理する漁業等によるマダイ，ヒラメの放流，イカ柴・タコツボ投入に取り組んでまいります。また，藻場，干潟については，面積の減少や機能低下，水辺の環境悪化などが全国的に懸念されております。このため，魚の産卵場を造成するために行政，漁協，地域住民，漁業者が一体となった活動組織を結成し，幼稚魚等の水産資源を守るため，藻場，干潟等保全活動支援推進事業に取り組んでまいります。

総務部長（秋元剛） 畠久保地区等の水事情についてで，平成22年1月の5日に発生をした建物火災等の状況についてのお尋ねであったらと思いますが，平成22年1月5日に発生をいたしました火災現場は，最寄りの防火水槽がある畠久保公民館から1.8キロ離れた場所であったことから，水槽付きポンプ自動車に積載しているタンクの水を活用する方法で消火をいたしました。この地区の水事情は，湧水が中心であることから，市といたしましても，防火水槽を設置した場合の消火用水の確保が課題となっており，大変苦慮しているところであります。先日の火災があってから，地区住民の方々はもちろんのこと，地元分団長等からも防火水槽設置の要望がありましたので，湧水の状況等，現地調査を行い，引き続き防火水槽設置に向けて検討をしております。現在の消火用水利の状況からして，火災を発生させないことが重要でありますので，地域住民による一層の防火意識の高揚を図るとともに，事業者の方にも，自らの防火対策に努めていただくよう協力をお願いしていきたいと考えているところであります。

4 番議員（高橋三樹） 農業についてですけれども，先ほどの答弁で，生産者や関係団体と連携しながら，かかわりながら産地づくりに努めますとありました。マニフェストで，全国より情報を収集したり，県・国などの各所研究機関と連携し，市独自の支援策，新しいシステム構築していくとありますが，飼料高騰などで経営の厳しい畜産については，どのように取り組むのか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 畜産につきましては，現在の畜産経営を圧迫している飼料高騰等を考え，自給飼料の向上を図ろうと取り組んでおります。まず，飼料稲についてであります。平成20年度から，県や国の独立行政法人九州・沖縄農業研究センターの協力を得ながら，収量の品種試験や，直播栽培と苗植栽培での，コスト，労力，収量等の比較試験を農家と一緒に取り組んできました。この間，植付けや収穫時の機械等の実演会を行い，農家や関係機関を集めて研修会も実施いたしました。平成22年度は，9戸の農家で飼料稲を約5ha栽培する計画を立てております。そして，これらの関係機関と連携し，飼料稲と甘しょつるを混合したサイレージを作ることを目標に，現在検討中でございます。また，甘しょつるについてですが，昨年畜産農家と耕種農家でサツマイモ茎葉組合を設立し，県が開発中の茎葉回収機を借用し，約4haの甘しょつるを回収いたしました。現在，5戸の畜産農家で飼料として給与していますが，非常に嗜好性もいいうございまして。この機械は，今年から

販売が可能になるということですので、この組合で機械導入し、甘しょつるを回収し活用していこうと、現在、県と連携しながら計画をいたしているところでございます。本地域は、甘しょ栽培の多い地域ですので、これまで捨てていた未利用資源の活用等について、今後も更に国・県等と連携をし、取り組んでまいりたいと思っています。

4 番議員（高橋三樹） 今後も、是非、支援してほしいと存じます。

次、漁業についてですけれども、先ほどありましたけれども、藻場、干潟等保全活動支援推進事業とは、どのような事業なのか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 藻場、干潟等保全活動支援推進事業でございますけれども、この事業は、全国的に藻場、干潟の減少や機能低下、環境悪化などが叫ばれており、これらから水産資源を守るための事業でございます。藻場・干潟は産卵場の提供等、水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益的機能を持つ大切な資源でございます。こうした藻場・干潟の機能は、これまで漁業者が漁業活動のかたわらに実施する保全活動によって維持されてきましたが、海洋環境の変化や漁業者の減少、高齢化等により必要な保全活動が確保できなくなっており、藻場・干潟の機能低下や減少が進行している状況でございます。このため、今回実施する藻場・干潟等保全活動支援推進事業は、漁業者や地域住民が一体となり、藻場・干潟の機能の維持・回復を図る事業でございます。具体的な内容は、地域藻場保全会による活動計画づくりやモニタリング調査、藻場・干潟の保全活動を行うものでございます。

4 番議員（高橋三樹） 確かに、以前はワカメやヒジキ、あるいは石にカキがいっぱいはいっていましたけれども、最近、石にもそういったことはあまり付いておりませんで、生活排水だけなのか何なのか、原因は分かりませんが、こういった支援事業を推進してやっていただきたいと存じております。

地域藻場保全会活動組織の構成メンバーなどはどのようになっているのか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 藻場・干潟等の水産資源を守るための活動組織として、指宿と山川地区の二つの地区に藻場保全会が結成されております。指宿地区藻場保全会の構成メンバーは、漁協職員及び漁業者、鹿児島水産高校生で構成され、指宿漁協が事務局となっております。また、山川地区藻場保全会の構成メンバーは、漁協職員及び漁業者で構成され、山川町漁協青年部が事務局となっております。事業実施にあたっては、地域住民、PTA、子供会等に海岸清掃や藻場の設置等に参加を呼びかけ、事業を実施していく予定でございます。

4 番議員（高橋三樹） 今の事業の具体的な内容は、どういうものなのか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 事業の具体的な内容でございますけれども、食害生物駆除、母藻の設置、海藻の種苗投入、浮遊堆積物の除去等でございます。食害生物であるウニの駆除は、ウニの食圧が海藻の生産力を上回るようになると、藻場は磯焼けの状態になります。藻場の維持や回復を妨げているウニ、主にガンガゼですけれども、を駆除し、藻場生態系を保

全する活動でございます。母藻の設置ですが、磯焼けが進行した海域に、人為的に成熟した母藻を設置し、母藻から発生した種を周囲に拡散させ、藻場を再生させる活動でございます。海藻の種苗投入ですが、海藻の生産力が衰えた藻場において、その機能維持・回復を図るため、海藻の種苗を投入し、藻場を再生保全する活動です。浮遊・堆積物の除去につきましては、浮遊物と堆積物が藻場を被うと、藻場の生態系にダメージを与えることから、これが藻場周辺にもたらされた浮遊・堆積物を除去し、藻場を育む環境を保全する活動でございます。これらの事業に、地区藻場保全会が県水産技術開発センター、鹿児島水産高校等の協力の下に事業を進めてまいります。

4 番議員（高橋三樹） 是非、海の環境保全に引き続き努力をしてほしいと存じます。

次は、観光についてですけれども、先ほどの答弁でPR用のDVDを制作とか、あるいは文化施設を有効活用したいという答弁がありました。話を聞きますと、鹿児島中央駅から指宿駅まで直通の快速が走るみたいな話も聞いておりますけれども、特に答弁求めませんけれども、どおと来たときに、一遍に来たときに、そのお客さんをどうするのか。例えば、散策してもらおうのか、温泉に入ってもらおうのか。昨日も同僚議員がありましたけれども、27か所の体験型を体験してもらおうのか、あるいはバスを設けて、各コースを設けて回ってもらおうとか、いろんなことがありますけれども、時間がありますので、そういうことも引き続き検討していただきたいと存じます。

篤姫関連ですけれども、篤姫ゆかりの地、今和泉を訪れる観光客が今でも多く見られます。今和泉駅をボランティアの詰め所として利用し、現在もガイド案内を行っております。これまでの計画であれば、今年、今月3月末で終了する計画ですけれども、今後どのようになるのか、続けてほしいと願っているものですが、この点はどうか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 篤姫観光ガイドにつきましては、本年3月末日をもって、篤姫ゆかりの地、今和泉地区の案内を終える計画でございました。しかしながら、篤姫は大河ドラマ史上、高い視聴率を誇る歴史ドラマとなり、国内での本放送が終了後には、台湾や韓国でも放映され、幕末の動乱期の一人の女性の生き方に感動を受けた方が、海外にも多くおられるのではないかと考えているところでございます。こうした中、大河ドラマ篤姫は、この4月より毎週金曜日の午後2時から、NHKBSハイビジョンでの再放送が行われますことから、多くの篤姫ファンが今後も篤姫ゆかりの地を訪れることが予想されるところでございます。また、今和泉地区を訪れる観光客はもちろんのこと、旅行商品の企画販売を行う旅行代理店関係機関等からも、ガイド案内の存続を要望する声もございますので、4月以降においても今和泉駅舎内を案内ガイドの詰め所とし、案内が継続できるよう、篤姫観光ガイド会の窓口となる、魅力ある指宿まちづくり協議会と協議を行い、進めてまいりたいと考えております。

4 番議員（高橋三樹） 4月以降も、是非、継続して実現してほしいと存じます。

新幹線全線開業を控えて、癒しの空間整備を図る観点から、主要駅や観光施設に花や花木などの植栽を行っていく考えはないか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 花と緑にあふれるまちづくりの推進につきましては、まちづくり公社やふるさと雇用再生特別基金事業を活用したグリーンプロジェクトにより、公園やJR主要駅周辺、観光施設並びに主要観光道路への花木植栽を行い、花と緑による癒しの空間整備に努めているところでございます。また、唐船峡や鰻温泉の情報発信を高めるため、モニメントの設置にあわせてポケットパークの整備も計画しておりますので、イペーやアジサイなどの花木植栽を行っていきたいと考えているところでございます。さらに、九州新幹線鹿児島ルート全線開業にあわせて、第28回全国都市緑化かごしまフェアが平成23年3月18日から5月22日までの日程で開催されます。このフェアの中で、本市の池田湖畔の花畑やJR日本最南端の西大山駅、道の駅いぶすき“彩花菜館”，いぶすき山川港特産市場“活お海道”などが協賛会場、あるいは回遊拠点となっていることから、花壇整備や花木植栽を計画しているところでございます。これらの事業の推進により、更に充実した花と緑にあふれるまちづくりが進んでいくものと思っているところでございます。

4番議員（高橋三樹） 是非、進めてほしいです。

次は、健全化判断比率について申し上げます。これは当市が悪い方向に向かっているのか、良い方向に向かっているのかを見る指標です。財政運営がどうかの判断材料となる四つの財政指標が公表されています。平成20年の分です。そのうち、収入に占める借金返済の割合を示す実質公債費比率では、早期健全化基準である25%以上を超える自治体は県内ではありませんでしたが、15.5%という数字をどのようにとらえ、平成19年度と比較してどうか。また、平成21年度は概ねどのくらい分かる範囲でどうでしょうか伺います。

総務部長（秋元剛） 健全化判断比率は、自治体財政の状況をチェックする指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標があり、この指標が一つでも一定基準を超えますと、早期健全化団体となり、事業を進める上で各種の制約を受けることとなります。平成20年度決算による四つの指標数値は、いずれも財政健全化の黄色信号である早期健全化基準を大きく下回っており、現在のところ、特に問題はないところであります。平成20年度決算による実質公債費比率は、早期健全化基準である25%を大きく下回る15.5%で、平成19年度の15.8%と比較すると0.3ポイント改善をしてくれているところであります。この主な要因は、比率の分母を構成する標準財政規模が普通交付税の増額措置により増額となる一方で、分子を構成する公債費充当一般財源と広域市町村圏組合の公債費充当負担金が減少したこと等によるものであります。しかしながら、18%以上になりますと財政規律を確保する上で、地方債が同意制から許可制に移行し、公債費負担適正化計画の策定が求められることとなりますので、今後も財政の健全化に努める必要があると考えているところであります。

また、平成21年度の実質公債費比率の見込みであります。分子となる公債費は、下水道事業に係る公債費への繰出金を含めましても、13億8,000万円程度となり、分母となる市税や普通交付税、臨時財政対策債等の合計は、105億2,000万円程度となることから、平成21年度の単年度の実質公債費比率は13.1%程度となることが予測しているところでございます。したがって、実質公債費比率は3か年平均値でありますので、平成20年度の15.5%より下回るものと見込んでいます。

4 番議員（高橋三樹） 21年度は下回るという答弁でした。

公営企業を含めて、将来負担すべき負債額の割合を示す将来負担比率では、早期健全化基準である350%以上を超える自治体はありませんでした。平成20年度で130.4%、これは低い方が良いのですけれども、平成19年度より14.8ポイント下がっています。何が原因で急に下がったのか。学校の校舎の改築など上がる要員もありますが、今後の見通しと対策はどのように考えているのか伺います。

総務部長（秋元剛） 将来負担比率は、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業や一部事務組合の起債への負担見込額、職員の退職手当支給見込額等、一般会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であります。平成20年度決算による将来負担比率は、早期健全化基準の350%を大きく下回る130.4%で、平成19年度の145.2%と比較をいたしますと14.8ポイント改善をしているところであります。この主な要因につきましては、借入金額の抑制等による地方債残高の減少や、現在の職員がすべて退職したと想定した場合の退職手当総支給見込額が職員数の減少によって減額となったこと等によるものであります。

今後の将来負担比率の見通しと対策であります。厳しい財政状況下にあっても、今後、丹波小学校校舎改築や北指宿中学校体育館建設等の学校施設整備事業や、指宿港海岸保全事業、管理型最終処分場建設事業等、重要な事業が計画されており、また、少子高齢化の進展や九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けた取組など、地域課題に対しても適切に対応していく必要があるところであります。このため、できる限り将来負担比率に対する影響を少なくするため、償還額を下回る借入額に抑制することや、広域事業については「ふるさと振興基金」を活用し、また、交付金事業や交付税措置の高い合併特例債、過疎債等の有効活用を図るなど、計画的な事業の実施に努めていく必要があると考えております。また、合併に伴う住民の一体感の醸成並びに個性ある地域の活性化及び均衡ある発展に資する事業の財源として活用する「合併まちづくり基金」も、平成22年度当初予算で、更に5億円の積立金を計上し、総額17億円に増額するなど、将来の財政運営にも備えているところであります。

4 番議員（高橋三樹） 分かりました。

集中改革プランの職員の定員や給与の適正化、指定管理者制度の導入の実績はどうか。また、平成18年度から平成21年度までの4年間でしたけども、どうだったんでしょうか伺いま

す。

総務部長（秋元剛） 第一次集中改革プランでは、平成22年度当初の職員数は515名を目標に、職員削減に取り組んでまいりましたが、目標を23名上回る492名となる見込みであります。職員給与の適正化では、国家公務員の給与制度に準拠し、平均で4.8%削減された新給与制度の導入を図り、さらに、職員の理解と協力のもとに、給料の3%削減、管理職手当の20%削減など、計画以上の取組を行ったほか、特別職につきましても、市長20%、副市長・教育長15%の削減を行ったところであります。これらの取組をとおり、平成22年度当初予算の人員費は、国の制度改正により、共済費等が増加したものの、第一次集中改革プランの総額目標である44億5,000万円に対し、43億9,300万円となり、目標額に対し5,700万円を上回る削減ができております。また、指定管理者制度の導入につきましては、ヘルシーランドや山川砂むし保養施設、指宿・山川図書館など、現在12の公の施設に指定管理者制度を導入し、サービスの向上や管理経費の縮減などに努めているところであります。このように、第一次集中改革プランに基づき、様々な行財政改革に積極的に取り組んだ結果、一定の成果を上げることができたというふうに思っているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 成果を上げることができたという答弁でした。

経常収支比率、これは100%を超えているということは、経常経費が経常収入よりも上回っているということになって、不足分を臨時収入など、何らかの形で補わなければなりませんけれども、平成20年度は98.9%で、前年度より4.3ポイント改善されました。改善された要因は、地方再生対策費の創設によるものなのか。また、ほかにも要因があるのかどうか、このご説明をお願いします。

総務部長（秋元剛） 経常収支比率は、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率であります。平成20年度の経常収支比率は98.9%で、平成19年度の103.2%と比較いたしますと4.3ポイント改善をしているところであります。一つ目の要因といたしましては、市税や普通交付税、臨時財政対策債等の分母となる歳入において、普通交付税の個別算定経費として、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分する地方再生対策費が創設されたこと等から、約1億6,000万円の増額となったことによるものであります。二つ目の要因といたしましては、分子となる人員費や公債費、物件費、補助費等の歳出において、第一次集中改革プランに基づいた取組等により、職員数の削減や償還元金の範囲内による起債発行額の抑制、内部管理費的な経費の徹底した削減、第三者の外部評価による補助金・負担金の見直し等により、約3億5,000万円の削減を図ったことによるものであります。

4 番議員（高橋三樹） 平成21年度の経常収支比率の見通しはどうでしょうか。まだ終わってませんが、分かる範囲でお願いします。

総務部長（秋元剛） 平成21年度の経常収支比率の見通しについてであります。分母となる歳入が、極めて厳しい財政運営を強いられている地方財政の一般財源の不足額に対処するた

め、実質的な交付税である臨時財政対策債を含めた地方交付税総額で増額となり、歳入総額が前年度と比較して、1億7,000万円程度の増額が見込まれております。また、分子となる歳出が、少子高齢化に伴う扶助費等が増額となる一方、集中改革プランに基づき人件費や公債費、物件費の徹底した縮減に努め、歳出総額が前年度と比較して、1億2,000万円程度の削減が見込まれることから、更に改善をされるのではないかと考えているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 健全化判断比率や経常収支比率も改善し、第一次集中改革プランの成果も上げられますが、今後の課題があるとすればどういうことでしょうか伺います。

総務部長（秋元剛） 今後の課題であります。平成20年度決算に基づく健全化判断比率や経常収支比率の財政指標は、前年度より改善をしているものの、県内や全国の自治体と比較しますと高い比率にあり、依然として厳しい財政状況は続いているところであります。現在も、人件費や公債費等の歳出経費の徹底した削減に取り組んでいるところであります。景気後退等に伴う市税等の収入の伸び悩みや、今後、市町村合併に伴う合併補助金や県市町村特例交付金及び合併特例債等の財政支援措置が終了をいたします。また、普通交付税の合併算定替えによる交付額は平成27年度で終了し、平成28年度からは、本来の一本算定による交付税額になるように、約10億円が5か年かけて段階的に減額調整されることから、更に厳しい財政状況が続くことが予測をされております。このように厳しい財政状況から一刻も早く抜け出し、健全な財政運営を維持するため、その年度の歳入で歳出を賄う均衡財政を目指し、市税収納率の向上等による自主財源の確保や、経常的経費の縮減を図る等、更なる行財政改革に努めていくことが喫緊の課題となっているところであります。このような状況を踏まえ、継続した更なる行財政改革に取り組む必要があったことから、平成22年度から平成24年度までの3年間を実施機関とした、第二次集中改革プランを平成22年1月に策定をいたしました。これに基づいて、財政健全化の推進、職員の定員管理、組織機構の見直しなど、更なる行財政改革の主要課題について、積極的に取り組んでいかなければならないのではないかと考えているところであります。

4 番議員（高橋三樹） 今、第二次集中改革プランに基づき、更に行財政改革に積極的に取り組んでいかなければならないと考えているとのことでしたけれども、第二次集中改革プランでは、具体的にどのような取組を考えているのか伺います。

総務部長（秋元剛） 平成22年度から平成24年度を期間とする第二次集中改革プランでは、地方交付税の縮減や全国的な景気の後退により、税収の伸びも期待できないことから、平成24年度の歳入は176億8,000万円を見込んでおります。一方、平成24年度の歳出では、少子高齢化対策や医療費の伸びに伴う扶助費の増加などにより、189億8,000万円を見込んでいます。この結果といたしまして、平成24年度の歳入見込額と歳出見込額の差額は13億円となることから、第二次集中改革プランに基づき、行財政改革を進めていくこととしております。

第二次集中改革プランでは、歳入確保に向けた取組内容として、前年度を上回る市税収納率の確保に向け、市税等徴収対策委員会の関係部課を中心に徴収に取り組むほか、受益者負担の公平化・適正化の観点から、公の施設の使用料や指定ごみ袋の販売価格、ごみ処理費用の見直しなどに取り組む予定であります。また、歳出削減に向けた取組内容につきましては、更なる事務事業や組織機構の見直しなどによる職員数の削減を行うほか、より有効な事業への予算と人材の集中を図る施策別事業優先度評価の導入、市民との協働による公共施設等の管理運営の推進などに積極的に取り組むこととしております。

4 番議員（高橋三樹） いろいろ聞いてみますと、良い方向に向かっているようです。ただ、臨時交付金、これはいつまでも来るわけではありませんので、引き続き行財政改革を進めてほしいと存じます。

次に、畠久保地区などの水事情について、先ほど答弁がありました。防火用水設置に向けて、是非、実現してほしいと存じます。

次に、先ほどの1回目の方は防火の関係、今回は飲む水の関係です。

現在、畠久保地区においては、金鉱山の隧道からの湧水を取水して、タンクに溜めて、それを利用しています。冬場に枯渇する場合がありますが、何か方策はないか伺います。

水道課長（大道武雄） お答えさせていただきます。

畠久保地区の平成22年2月末の人口は、21世帯で41名でございます。平成19年12月から翌年1月に水不足が発生しておりますが、その時は市所有の給水タンクを貸し出し、地区の皆さんで運搬をした経緯がございます。市の水道から給水いたしますと、池田から3.6 km、小牧から4.7 kmと布設延長が長く、また、高低差があるため中継ポンプ場も必要となることから、事業費的に1億円以上の建設費が必要となります。下流域に株式会社九州新城がございしますが、当時、旧喜入町からの給水を拒否され、自己水源の井戸を利用しているようでございます。建設コスト面から考えますと、これはあくまでも案でございますけれども、金鉱山近くを流れております田貫川の支流沿いに井戸をさく井し取水する方法が考えられます。なお、建設費は5,500万円程度が必要と考えられております。過去の経緯から申し上げますと、湧水が起こる頻度もさほど多くはないようですし、また、現時点では水量的に足りていることから、今後かかる自体が発生した場合は、市の給水タンクで補給するなどの対応策を講じていくとともに、地区の方々とも十分協議してまいりたいというふうに考えております。

4 番議員（高橋三樹） 今年は雨の多い年で心配いりませんでしたけども、今の答弁で、井戸を掘っても5,500万ほどかかると。あるいは、小牧のその方が、皆さんと同じ上水道を飲みたいと言っておりましたけれども、21世紀は水の時代と言われております。何らかの法改正で、交付金などで、こういったたくさんかかる、多くのお金がかかることが何らかの形で実現することを夢見て質問を終わらせていただきます。今後とも引き続きご努力のほどお願い申し

上げます。どうもありがとうございました。終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前田猛議員。

17番議員（前田猛） こんにちは。一般質問をいたします。

先に通告しましたとおり、1. 農業振興について、2. 観光事業振興策についてを質問します。

まず、農業振興策についてですけれども、指宿農業の現状と課題並びにその対策についてであります。農業を取り巻く環境につきましては、急速な不況と個人消費の低迷、デフレの影響をもろに受け、農産物価格の安値基調が続いております。加えて、天候不順による生育不良や気象災害による被害からの出荷量の減等もあり、なお一層厳しさを増してきております。生産の現状では、今年も2月に入り、気温も高く、雨も多く、出荷最盛期を迎えたソラマメなど、豆類に病害虫が発生しており、収量減が予測され、さらに、定植時期のオクラ、カボチャなどの日照不足による生育不良も懸念される状況であります。施政方針の中では、農林水産業の振興など、合併による住民サービスがまだ行き届いていないなどの不満の聲が聞かれていることも否めない事実であろうかと思うところでありますと述べられておりますが、このこと等を含め、指宿農業の現状と課題について、どのように認識・把握され、その対策を考えているのか見解を示していただきたいものであります。

二つ目に、農業関係機関の業務のワンフロア化についてであります。厳しい財政状況や第一次総合振興計画の実現に向けた取組等を踏まえ、第二次集中改革プランを進める中で、組織機構の見直し、方針案の説明がなされました。それは農業関係機関の業務のワンフロア化で、関係職員を指宿合同庁舎内に集約し、農家の利便性を向上させるというものでした。農家にとってこのことはあまり知られていないと思われるので、十分説明し納得してから組織体制であるべきと考えます。農家への説明会の開催予定はないのかを問いたいと思います。

三つ目、トップセールスについてであります。今日、輸入野菜の攻勢が強まる中、また、国内における産地間競争が激しくなっている中、それに打ち勝つ農業の経営基盤の構築を図る必要があります。1年を通じた生産、出荷ができて、安心・安全であり、定時定量、定質な販売体制があることなど、他産地より有利な面があるということ、県外市場にPRしていくことが、指宿野菜の維持・拡大につながることとなります。是非、市長が先頭に立って、指宿野菜の売り込みに力を注いでいただきたいと思いますので、トップセールスへの考え方を示していただきたいと思います。

四つ目、農業マイスター制度と後継者育成対策についてです。引き続き事業展開がなされるようですが、前年度と比べて今年度の人的体制や経費等はどのような状況なのか。また、今日まで後継者育成等にどのような効果があったのかを説明をお願いします。

五つ目が、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶についてです。イモゾウムシ等防止条例を制定し、防除対策のチラシなどを配布し、説明会を開催しながら、根絶に向けた取組が懸命に進められております。その取組状況や説明会の状況について述べてください。サツマイモ生産農家にとりましては、一刻も早い根絶宣言を望んでいると思われしますので、その点も含めて話してもらえればと思っております。よろしくお願いします。

次に、大きな2で、観光事業振興策についてです。

1番目の長崎鼻公園海岸線の整備について質問します。長崎鼻公園整備については、平成18年6月議会で一般質問し、その内容は、公園入口部分に未舗装の箇所があって、観光客に非常に不便をかけることになるので、整備するよということでした。今、その公園内の遊歩道の工事が行われております。長崎鼻商店の方々も非常に歓迎されているようです。観光シーズンに入り、観光客増につながることを期待したいところであります。遊歩道のほかに何か行為等があるのか、その概要の説明をお願いします。

長崎鼻海岸線の整備についても、昨年6月議会で一般質問したのですが、その答弁の中で、現状を把握した上で砂を投入し、そして、その砂の動きを監視しながらモニタリング調査を行い、養浜を含め、この区域の根本的対策を図っていくということになるだろうということでありました。今年2月、海岸を保護する工事が行われたようですが、調査状況等と併せて説明をお願いします。

それから2番目の、九州新幹線全線開業に向けての具体策についてでございます。県の段階の2008年の観光は、NHK大河ドラマ篤姫の影響で活気を呈し、県外観光客が11年ぶりに800万を超えたそうです。しかし、昨年はその反動で大きく落ち込み、県の観光動向調査では観光客、宿泊観光客で前年比90%弱にとどまっているようです。また、JR九州のまとめによると、九州新幹線の6年目の利用者数は1日平均8,633人で、前年より7.5%減少し、開業1年目の8,846人も下回り、6年で最少となったということが記事に出ております。これは不景気による移動の減少などが響いたということのようですが、指宿市においても観光客の動向は同様な傾向であろうかと思われま。1年後は九州新幹線鹿児島ルートが全線開業になります。これを機に再び観光の活性化を図りたいものであります。そこで、エコグリーンツーリズム、体験型観光商品の開発や、食と健康を融合した新たな誘客を図るとありますが、どのような内容のものかを説明願いたいと思いま。

そのほか、観光客誘地のための具体策をお示ししていただきたいと思いま。

これで、第1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 指宿の農業の現状と課題並びにその対策等についてお答え申し上げます。

近年、農業において異常気象による自然災害が頻繁に発生しております。本市では、19年2月の霜害、21年2月のひょうの被害などにより、ソラマメの豆類が多大な被害を受けており、被災農家にとっては厳しい経営を迫られております。このような中、被災農家への支援策といたしまして、市では、JA災害緊急資金の貸付を受けた農家の方に、利子補助を行っているところでございます。さらに、JAいぶすきは、市と連携しながら、通常、市場に出荷できないソラマメを、鹿児島市のダイエー、イオン、Aコープなどで直接販売を実施しております。また、市の職員や市民のボランティアの協力をいただき、むき実を、市内の学校給食に利用するなど、農家の支援に努めてきております。病虫害等の対策につきましては、土づくりによるソラマメのシミ症対策をはじめ、病気の発生しにくい作型の体系づくりを推進してまいります。また、現在、導入が図られている農業・農村活性化推進施策整備事業による防霜ファンの設置による霜害対策など、あらゆる面からの対策に努めてまいりたいと思っております。今後も、予期せぬ災害が懸念されますが、農家の経営意欲を減退させることのないよう、関係機関との連携強化を図りながら、支援に努めてまいりたいと思っております。

次に、トップセールスについてのお尋ねでございますが、豊かな資源に恵まれた指宿の核となる産業は、何と云っても農業と漁業を中心とした一次産業でございます。その発展こそが指宿市の活性化につながると思っております。豊かな資源が織り成す食と健康のまちを標榜する本市には、かごしまの農林水産物認証を取得したパッションフルーツ、マンゴー、不知火、サツマイモ、スイカ、レタス、オクラ、ソラマメ、実えんどうなど、多くの魅力ある品目が栽培されております。このうち、実えんどう、ソラマメについては、かごしまブランドにも指定され、有楽町のかごしま遊楽館や量販店での販売促進フェアなどのイベントを通じて、県内外の各地で多くの消費者にPR、紹介されているところです。トップセールスにつきましては、このような魅力ある品目のPRを生産者及びJA関係者と連携して実施していかなければならないと思っております。このため、当初予算に販売促進対策費として、消費地までの旅費を計上させていただきました。時期的には、秋冬野菜が本格的な出荷を迎えるころに、JA関係者に同行させていただき、生産者の代弁者として、安心して安全な指宿産の野菜等のPRに率先して努め、消費地の動向を直接肌で感じ取ってまいりたいと思っております。そして、地産全消の取組を推進してまいりたいと思っております。また、先日は就任早々、JAいぶすき観葉植物部会の観葉見本市が開催され、全国からお越しの市場関係者の方々と懇談する機会を与您いただきました。市場関係者の方々へは、生産者と一緒になって、生産現場の様子や取組等をお伝えするとともに、泉熱利用の指宿地域の優位性等についてご理解を賜ったところでございます。トップセールスにつきましては、県外市場へのPRのほか、このような地元で開催される市場関係者を招いた会議など、例えば、JAいぶすき野菜部会等へも出席させていただき、指宿産の農産物のPRに努めていきたいと思っております。

2番目の農業関係機関の業務のワンフロア化については総務部長に、農業マイスター制度

等については産業振興部長，イモゾウムシ，アリモドキゾウムシの根絶についても同じく産業振興部長に，長崎鼻公園の海岸整備については建設部長に，九州新幹線の全線開業に向けた具体策については産業振興部長に答弁をさせます。

総務部長（秋元剛） 農業関係機関の業務のワンフロア化について，農業関係者への説明会をするべきではないかというようなご質問だと思いますが，農業振興を図ることなどを目的に，農政に関連する市の農政部門や県の農業改良普及部門及びＪＡいぶすきの営農指導部門を，県指宿合同庁舎に集約するとなると，農業関係者への周知の徹底が必要と考えております。具体的な周知方法といたしましては，3庁舎を含む市の施設に農政ワンフロア化の告知ポスターを掲示するほか，広報いぶすきや市ホームページなどにおいても，農政ワンフロア化の主旨や取り組む業務内容，事務所移転などについて，広報を行う必要があると考えております。また，農政関係職員はもとより，農業委員会委員，県農林普及課職員，ＪＡいぶすき職員などが出席する，農業関係者などのあらゆる会議などの場においても，周知徹底を図る必要があると考えております。また，そのほか，県指宿合同庁舎玄関前に，農政ワンフロア化の事務所を表示する看板を設置することで，事務所の位置が分かりやすくなるものと考えているところでございます。

産業振興部長（井元清八郎） 平成19年度からスタートした農業マイスター制度でございますけれども，平成21年度から2代目マイスターに引き継がれております。これまでの経験，知識，技術を生かし，農家や新規就農者等へ農業技術や経営指導を行っているところです。農業マイスターは品目分野ごとに15名の方々に委嘱し，農家の方々や新規就農者の方々が指導を受けやすくするため，場所・時間は特定せず，自由に活動していただくこととしています。22年度当初予算につきましては，前年度と同額の15名分の謝金等63万円を計上させていただきました。なお，2代目マイスターの任期は平成23年3月までとなっています。本年度の相談内容では，施肥，土づくり，ソラマメ栽培相談，土壌消毒の方法，新規就農指導，カボチャや観葉，オクラ，果樹等の栽培相談等々，多種，多方面にわたって指導がなされています。農業後継者への具体的な助言事例として，オクラ栽培については，灰色カビ病やオクライチョウ病の防除方法とか，かん水のやり方，病害虫の防除方法とか，イボ果の防止，切戻しのやり方などについて，適切な指導を行っております。また，カボチャ栽培については，ベト病と疑われるほ場へ何回も出かけて確認をしたり，完熟の判断を聞かれたりと，長期間にわたっての助言，指導を行い，農業後継者にとっては大きな存在となっております。畜産の例では，経営の見通しや農業情勢，規模拡大，農業の将来，お嫁さんの相談など，日本の農業の将来にかかわる多岐にわたる相談なども受けているようでございます。ほかにも農業経験のない家庭菜園家からの相談や産業まつりでの相談等，農業者のみならず，退職等でＵターンされ，故郷指宿で農業を始めようとされている方々にも心強いアドバイザーとなっているところでございます。

次に、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシについてお尋ねでございます。アリモドキゾウムシは、平成18年8月に弥次ヶ湯地区で発生が確認され、また、イモゾウムシについては、平成20年11月に五郎ヶ岡地区で発生が確認されました。これらの特殊病害虫の早期根絶を図るため、農林水産省は、平成21年8月20日から発生地点周辺の927haを緊急防除区域に指定し、サツマイモ等の移動を禁止しています。また、市では移動禁止だけでは、根絶は困難との判断から、指宿市イモゾウムシ等防除条例を制定し、本年2月1日から防除区域内において、サツマイモやアサガオ等の栽培を禁止し、イモゾウムシ等の餌の除去に努めているところです。一方、県においては、病害虫防除所を中心に餌となるノアサガオ等の寄主植物の除去や切開調査を実施しており、アリモドキゾウムシについては、昨年7月以降、発生は確認されていません。イモゾウムシについては、昨年12月に幼虫が7頭、発生地点中心部で確認されたところです。現在、発生地点中心部での防除作業を実施しており、また、条例制定により今年からサツマイモの作付けやアサガオ等の栽培が禁止されましたので、その防除効果は高まっていくものと思っています。

続きまして、説明会でございますが、防除区域内でサツマイモ、アサガオ等の栽培禁止を盛り込んだ条例を制定するにあたっては、市民への周知を図るため、1月中に市内12会場で住民説明会を実施いたしました。条例制定の経緯やイモゾウムシ等の生態、防除方法等について説明をさせていただきました。

次に、根絶時期等についてでございますが、イモゾウムシ等がサツマイモの一大産地である山川・開聞地域へ蔓延すると、農家にとって経済的に大打撃となる恐れがございます。また、サツマイモを原料とする焼酎メーカー、でん粉工場、加工品業者等へ多大な経済的影響も懸念されるところでございます。屋久島においては、平成9年にイモゾウムシが確認され、根絶に6年半を費やしております。イモゾウムシは、アリモドキゾウムシのように誘引するフェロモントラップが開発されていないこともあり、目視による地道な切開作業を行い、発見することが第一であります。このことから、市では、国が指定したサツマイモ等の移動規制のみで、本土で初めて確認がされたイモゾウムシを根絶することは不十分と考え、根絶にはサツマイモ等の栽培規制が必要であり、ここで根絶できなければ、県内各地へと蔓延し、更なる被害の拡大を招くことが懸念されることから、イモゾウムシ等防除条例を制定したところでございます。現在、市では、一日も早い根絶に向けて、市民の皆さんに防除範囲の周知やサツマイモ等の栽培の禁止、捨てイモ等の処分方法等の周知を図っており、一層の協力とご理解をお願いしているところでございます。また、県におきましては、イモゾウムシ防除作業班を編成し、餌となるノアサガオ等の除去や切開作業、捨てイモの探索等に取り組んでいるところでございます。さらに、門司植物防疫所では、防除区域内に販売店のある苗物店や、サツマイモ苗を取り扱う業者等へ巡回し、サツマイモ苗の販売はできない旨の指導を行っております。このように関係機関が連携して防除活動を実施し、市民と一体となって防

除推進にあたるのが早期根絶につながると考えておりますので、屋久島より早い期間での根絶を目指して、努力してまいりたいと思います。

次に、長崎鼻の件でございますけれども、長崎鼻公園内の整備工事でございますが、現在施工中の工事につきましては、県の魅力ある観光地づくり事業などにより、遊歩道のインターロッキングやカラー舗装などの整備と展望広場の整備、防護柵の設置、ベンチの設置、伐採工など、さらに、灯台から岬に下りる階段の傾斜が急なことから、傾斜の緩やかな階段の設置工などとなっております。

次に、九州新幹線全線開業に向けてお尋ねをいただきました。体験型の観光商品の開発についていただいております。指宿市、南九州市、南大隅町の2市1町で組織しております「いぶすき広域観光推進協議会」の中に、「指宿大好き体験」という体験メニューを作り上げ、平成18年度から受入れをしているところでございます。因みに、平成21年度の受入実績は、現在まで、中学校や高校の修学旅行を中心とした21団体、1,025人となっております。現在の体験メニューは、農業体験や漁業・水産業体験、工芸体験、味覚体験、自然体験などで、28種類ございます。これらのメニューに関しましては、もちろん現在も一般の観光客も利用していただいておりますけれども、今後も事業の拡大を図るため、メニューとメニューをミックスした食体験や癒し体験などのモニターツアーを実施し、好評を博したところでございます。今後も、更に魅力のあるメニューの開発に努め、誘客につなげてまいりたいと思うところでございます。

次に、食と健康を融合した新たな誘客についてでございますが、指宿は農産物も1年中豊富に取れますし、目の前の海でとれた新鮮な魚なども手に入ります。そのような地場の食材を生かした先ほどの体験メニューなどにより、消費者や観光客が、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な活動、食の成り立ちを肌で感じ、食への理解も深めることができ、また、安全・安心で、生活習慣病、いわゆるメタボリックなどを解消するに望ましい食を得ることもできます。さらに、市内のホテルや旅館などでも、安全・安心な地元の食材を利用することで、観光客に対しまして、食による健康づくりをアピールするとともに、湯治や観光地の散策などを推進することによりまして、「癒し」や「リラックス」によるストレス解消を図り、それをデータ化する、いわゆるIT湯治の体験プランもメニュー化していければと考えているところです。観光客誘致のための他の具体策につきましては、関係団体と連携して実施しております国内外でのキャンペーンや広報宣伝活動をなお一層推進し、国内外からの観光客の更なる誘致に努めたいと考えております。また、外国語表記の観光パンフレットや観光案内板を充実させるとともに、海外からの観光客に対応すべく、国際感覚を身に付けた人材育成にも、関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。さらに、菜の花マラソンや菜の花マーチなどの多彩なイベントは、観光客誘致に大きな効果を挙げておりますので、今後もそれぞれのイベントの内容等を充実させるとともに、温かいおもてなしの輪を広

げ、更なる誘客を図ってまいりたいと思っているところでございます。併せまして、フラワーパークかごしま等とも連携し、観光施設や路傍に、花の咲く時季の異なる花木などを植栽し、南国指宿のイメージアップを図るとともに、訪れた観光客に旅の楽しみと癒しの提供をいたしたいと考えているところでございます。

建設部長（吉永哲郎） 長崎鼻海岸整備の進捗についてのご質問でございますが、県事業におきまして、平成21年度には、海岸線に散見された金網の除去や腐食の激しい箇所の護岸改修、根固工の施工がなされております。また、潮流による砂の動きを調査するため、山川漁港の浚渫土砂が投入され、突堤が2か所設置されたところでございます。昨年9月の県議会の一般質問においても、長崎鼻海岸は、本県の貴重な観光資源であることから、土砂投入の効果を見ながら、海岸線の変化状況の把握に努めているとともに、専門家のご助言をいただきながら、試行的な対応を実施するなど、今後とも、より効果的な海岸保全対策を検討をしてみたい、というような回答がなされたところでございます。したがって、県議会の答弁にもありますように、現在、県においては、砂の動きを監視しながら、モニタリング調査等を行っているところであり、今後、景観に配慮した海岸保全施設の根本的な対策が検討されていくものと考えているところでございます。市といたしましても、対策が早急に図られるよう、県と連携し、努力をしてみたいと考えております。また、調査の状況につきましては、現在調査中でございますので、報告がなされていないところでございます。

17番議員（前田猛） 1回目の答弁ありましたけれども、指宿農業の現状と課題についてはですね、予期せぬ気象災害等があるということで、関係機関と連携を深めながら、その農家の支援を図りたいという答弁でございました。

それではですね、そういう農業振興策について、随時また、2回目の質問に入りたいと思います。マイナー作物のですね、農薬登録拡大の要請活動についてはですね、市当局も協力をいただいているところでございますが、依然として農薬登録が少ない状況であります。防除に苦慮しているようです。再三にわたることはありますけれども、技連会等でもですね、十分検討をされ、マイナー作物の農薬登録拡大に向けて、県や関係機関等への強力な要請をお願いをしたいと思っているところですが、その見解についてお願いしたいです。

産業振興部長（井元清八郎） 平成15年に農薬取締法が改正施行され、農薬の使用基準の順守、適用作物以外への農薬使用禁止の義務化、罰則規定などが強化されました。これに伴い、全国生産量が3万t以下のいわゆるマイナー作物については、使用できる農薬が大幅に制限されたことから、国は生産安定に著しい支障をきたすことのないように、平成15年から3年間、申請者のみが使用できるマイナー作物経過措置承認農薬を認め、鹿児島県においては、134の農薬が承認されました。この間に、国・県・農薬メーカーは連携して農薬の試験データを収集し、優先的に経過措置終了後も使える農薬の登録拡大を進めてきたところでございます。本市の主要作物であるオクラやソラマメ、実えんどう、スナップえんどう等の豆類は、マイ

ナー作物に該当しますが、経過措置終了後も使える農薬として、ソラマメで6剤中3剤、オクラで3剤中2剤、実えんどうで5剤中4剤が登録されました。しかしながら、依然として登録農薬が十分に確保されているとはいえ、作物の安定生産を図る上で支障を来している状況にあると思っております。このことから、市では、県への施策提言として、これまでも本市主要作物である豆類、オクラ等の農薬登録拡大の要請を行っており、今後も継続して要請することとしています。また、経過措置承認農薬であった農薬以外にも、産地として必要な農薬もありますので、ＪＡいぶすきや県地域振興局等の関係機関と連携して、引き続き登録拡大に向けた要望を続けてまいりたいと思います。

17番議員（前田猛） それからですね、昨年、秋冬野菜の植え付け時期において、非常に高温、干ばつという状況でありました。病害虫が多発しました。個人ごとの防除作業ではなかなか効果が低い状況です。農薬費も無駄になることが多いわけでございまして、作業効率も悪いわけです。農家全員が参加したフェロモントラップを活用した防除作業ができないのかという声が上がっているところでございしますが、このことに対する考え方をお願いしたいと思えます。

産業振興部長（井元清八郎） フェロモントラップを利用した防除作業についてでございますが、野菜、果樹、花き、タバコなど、幅広い種類の作物に被害をもたらす害虫であるハスモンヨトウについて、市及び関係機関では、フェロモントラップを設置して、防除対策を実施しているところでございます。毎年5月から10月にかけて、市、ＪＡいぶすき、南薩地域振興局農林水産部指宿支所で連携して、池田地区、下吹越地区、浜児ケ水地区、岡児ケ水地区、上原地区、脇地区の市内6か所にフェロモントラップを設置し、成虫の捕獲数の調査を実施しています。捕獲された成虫の数から害虫の発生ピーク時期を予察し、効果的な時期に防除が行われるように、防災無線や広報車等を利用して、農家へ一斉防除の呼びかけを行っているところでございます。また、防除広報資料を作成し、ＪＡいぶすき本所や支所の窓口に提示して注意を促しています。フェロモントラップ調査につきましては、今後も継続して実施し、適期の防除推進に努めてまいりたいと思えます。

17番議員（前田猛） 次に、鹿児島県の農林水産物認証の取得推進につきましてですけれども、個人、団体、それぞれ積極的にこのことについては取り組んでいるところがございます。指宿野菜のイメージアップを図るためには、消費者の要望にこたえるためにも、安心・安全であるということをPRしていくことが最も重要であります。是非、このことも引き続き支援体制に取り組むことをお願いしたいところです。よろしく申し上げます。このことについての考え方をお願いします。

産業振興部長（井元清八郎） かがしまの農林水産物認証制度は、農林水産物の安心・安全を考えて、鹿児島県が策定した基準に沿って、生産者が取組を行う農薬の生産履歴記帳や、農薬管理等の生産工程管理を審査・認証する制度で、平成16年度から導入されたものです。認

証制度に取り組む農業者が増えることは、消費者が望む安全で品質の良い農産物の生産が行われることを意味します。この制度は、消費者の食への安心・安全への関心が高まる中で、消費者の信頼を確保し、産地として生き残っていくには大切な取組であり、これからも、ＪＡいぶすきや南薩地域振興局農林水産部指宿支所と連携して、推進していかねばならないものと思っております。現在、市内で個人を含め、９グループの683戸が認証を取得しており、品目別では、パッションフルーツ、マンゴー、不知火、スイカ、レタス、ソラマメ、オクラ、サツマイモ、実えんどうの9品目となっています。また、これまでＪＡグループで取り組んできた、かごしまエコ農産物認証制度は、平成22年度から、かごしまの農林水産物認証制度に統合されることとなります。ＪＡいぶすき管内では、カボチャ、サツマイモ、ニンジン等の3品目、5グループの79戸の生産者が、このかごしまエコ農産物認証を取得していますので、関係機関と連携して、かごしまの農林水産物認証制度への移行手続きを促進してまいりたいと思っております。

17番議員（前田猛） 続きまして、農業関係者の業務のワンフロア化についてに入ります。

市とですね、ＪＡの営農指導員体制はどのような編成となるのか。農家技術指導等に十分な対応ができるのかということです。このことについての答弁をお願いします。

産業振興部長（井元清八郎） 農家に対する営農指導につきましては、農業関係機関で構成する指宿市農林技術協会を中心に、農家巡回指導、栽培技術講習会など、各専門部会活動の取組の中で、農家の経営安定、所得向上に努めているところでございます。22年4月から、南薩地域振興局農林水産部指宿支所の旧農林事務所が加世田の南薩地域振興局に集約されますが、農業改良普及業務につきましては、駐在機関として残るようでございます。営農指導にあたり、関係機関一体となった指導体制が重要であり、農業改良普及員やＪＡの営農指導員など専門的な指導は必要不可欠でございます。今後は、市、県、農業委員会、いぶすき農協のワンフロア化により、農家への総合的な窓口として、多様なニーズへの対応、新たな農業施策に対処するため、情報の共有、事務迅速処理化で安定した営農等の支援強化に努めてまいりたいと思っております。

17番議員（前田猛） 今の説明ですと、ＪＡの営農指導員体制については分かったわけですが、今年、南薩地域振興局農林水産部指宿支所はですね、集約されるわけでございます。そういうことだろうと思いますが、県の組織体制はどのようになるのか分かっておればお願いしたいと思えます。

産業振興部長（井元清八郎） 県の組織体制につきましては、名称が南薩地域振興局農政普及課指宿市駐在となり、普及職員につきましては、現行程度の職員数が確保される見込みと聞いているところでございます。旧農林事務所が加世田の南薩地域振興局に集約されることから、今後の指宿市の農業振興促進を検討した指宿市農業振興促進会議では、市長に会議の結果をとりまとめた指宿市における今後の農業振興に関する提言書を手渡しするとともに、指

宿市長と指宿農協組合長の連名で県知事に対しまして、今後も引き続き支所と同じような活動ができるような組織を維持していただくように、鹿児島県の出先機関再編に関する要望書を平成21年11月に提出いたしました。本市は県下でも有数の農業地帯であり、4月からの県の普及職員が、現在の体制とほぼ同程度が確保される見込みということで、安心をいたしているところでもございます。ワンフロア化されますと、情報の共有化がされ、連携や行事の調整等もしやすくなるなど、営農指導体制、担い手育成、水田政策、技連会活動、また、南薩地域振興局指宿支所には、イモゾウムシの県の病害虫防除職員や、25名の防除作業員も駐在していますので、県と一緒にメリットを最大限生かせる指導体制で農家への支援強化に努めてまいりたいと思っているところでございます。

17番議員（前田猛） 農業者の利便性の向上、きめ細かな営農指導等に努めるということになっていますが、山川・開聞地区の農業者にとりましてはですね、現在より事務所がかなり遠くなるわけでございます。農業関係者の会議や補助事業など、迅速な対応ができるのか疑問がありますが、この点について、山川・開聞の農業者は遠くなるということやらですね、補助事業など迅速な対応ができるのか、その2点についての考え方をお願いしたいと思います。

総務部長（秋元剛） 農政ワンフロア化に関しましては、平成21年10月に、認定農業者会など農業団体の代表者などで構成する指宿市農業振興促進会議から、将来にわたり、担い手の育成確保や農業者の多様なニーズ、新たな農業政策に対処するためには、関係機関が一体となるワンフロア化、若しくはワンビルディング化が望ましいとの提言を受け、取り組んだところであります。また、期待される効果として、相談の一元化が図られることや、市や県、JAなどの協力体制が整うことなどにより、農業者の多様なニーズにこたえることができると、併せて提言を受けたところでもあります。市では、市・県及びJAとの農政ワンフロア化に当たり、指宿庁舎、山川庁舎及び開聞庁舎の農政関係部署を集約し、指宿地域にある県指宿合同庁舎において実施する計画であります。その中で、特に事務所が遠くなる山川・開聞支所には、農政関係部署が集約されることによる混乱を避けるため、地域振興課に職員をそれぞれ増員をして配置をし、農政に関する簡易な地域窓口業務の対応を行いたいと考えております。また、説明会や講習会などは、可能な限り各地域に出向き開催することで、農業関係者の利便性を確保するほか、事案によっては、県や市、JAの関係職員と一緒に、各地域に積極的に出向く体制を取る方針であるため、これまで以上に多岐にわたって、きめ細かな営農指導体制が図られるものと思っております。

17番議員（前田猛） 次ですね、当初予算で計上しているワンフロア化関連の予算で、光熱水費や合庁使用料については、県との協議中であると、暫定的に予算計上をしてあるということでありましたが、新年度もあと2週間もない時期となっておりますが、現時点ではっきりとした結論は出ていないのかということですが、どうですか。

総務部長（秋元剛） 農政ワンフロア化に関する予算の中で協議を進めておりました県指宿合同庁舎の光熱水費や使用料につきましては、3月16日に県南薩地域振興局総務企画課から連絡をいただいております。その内容でございますが、市の県指宿合同庁舎の使用料については、県と共働で農政振興を図るという観点から全額免除とする。ＪＡいぶすきの庁舎使用料についても、県・市と共働で農政振興を図るという観点から全額免除の予定で調整中である。市及びＪＡいぶすきの上下水道、ガス等については、通常人数割で積算するが、県と共働で農政振興を図るという視点に鑑み、知事の特認事項として全額免除とする。電気使用料については、市が子メーターを設置し、実費を負担する。公用車駐車場については、庁舎使用料と同じく全額免除とする。職員駐車場についても無料の取扱いとするというような内容でございます。このように電気料以外は全額免除の回答があった背景には、県としても、指宿市の農業振興を図る上で、市、ＪＡ、県が1か所に集まり、農家の利便性の向上や三者の目的目標の共有化、質の高い行政サービスの実施を行う県内でも初めての体制づくりに向けて積極的にバックアップしていくことが背景にあったものと思っております。

17番議員（前田猛） それからですね、ＪＡとの協議、打ち合わせ等についてはどのような進め方をされたのか。その状況についてをお願いしたいと思います。

それと、現状のＪＡの考え方ですね、このワンフロア化に対するＪＡの考え方はどうであったのか。分かっておればお願いしたいと思います。

総務部長（秋元剛） 農政ワンフロア化の実施におけるＪＡいぶすきとの協議でございますが、昨年10月13日、当時の田原迫市長とＪＡいぶすきの小原組合長によるトップ会談を実施をいたしております。その会談の中で小原組合長は、ＪＡいぶすきとしても農政ワンフロア化はいいことであるので、実現に向け努力したいとお言葉をいただいております。そのことによって大きくワンフロア化へ動き出したところでございます。また、去る3月9日には、農政ワンフロア化の実施に向け、ＪＡいぶすき組合長と再度協議を行わせていただきました。その際にも、ＪＡいぶすきとしては、市と一緒に、是非、農政ワンフロア化を進めたい。ＪＡいぶすきの理事会については適切な対応をしたい。力強い回答をいただいたところであります。さらに、ＪＡいぶすきの理事会においても、正式な議題としては取り上げられてはおりませんが、農政ワンフロア化についてはこれまで説明をしており、理事の方々からも積極的に推進するべきであるという意見も出されたとお伺いしております。そのほか、市とＪＡいぶすきとの事務レベルでは、これまで5回の協議を行っており、その中で、農政ワンフロア化予算として、ＪＡいぶすきは50万円の予算を計上する予定であるということを確認をいたしております。

17番議員（前田猛） それでは、ここで市長に答弁いただきたいと思いますが、この農業関係者の業務のワンフロア化につきまして、どのような考え方を持っておられるのか、見解をお願いしたいと思います。

市長（豊留悦男） 市としましては、農業者の利便性を向上させ、農業振興を図るという観点からワンフロア化は大変必要なことであると考えております。幸い、県におきましては、県内における食の供給基地としての指宿市を支援するため、平成22年度の県の組織改編では、大幅に減少すると見られていた農業改良普及指導員の職員を、当初の予定よりも多く残していただいたほか、農政ワンフロア化にかかる県指宿合同庁舎の使用料や維持管理費に関しても、電気代を除き減免するという大きな財政的支援をいただきました。また、先ほど総務部長の答弁にもありましたように、ＪＡいぶすきにおきましては、当初から市とともに一体となった農業振興を図りたいとのことで、ご理解とご協力をいただいております。このようなことから、市の基幹産業である農業振興を県及びＪＡいぶすきとともに図るため、農政ワンフロア化は極めて意義あるものだと思っております。

17番議員（前田猛） ワンフロア化につきましては終わります。

次に、農業マイスター制度と後継者育成対策でございますが、指宿農業が今後発展していくためにはですね、後継者、新規就農者が確実に成長していくことが必要になりますし、重要課題でもあるかと思っております。是非ですね、一層の取組の強化をお願いしたいと思っております。後継者、あるいは新規就農者についての見解をどのように今後進めていかれるのかということです。よろしく申し上げます。

産業振興部長（井元清八郎） 指宿市においては、毎年約20名が新規就農をしていますが、農業振興のためには若い後継者への指導と併せて新規就農者の定着化も図る必要があると思っております。そのためには、農業マイスターや農業指導士と連携した、より実践的な農業技術の習得支援など、きめ細かな対応が必要だと思っております。また、農業後継者の営農ビジョンを明確にするために、認定農業者制度の啓発に努めるとともに、発展段階に応じた技術支援を行っていく必要もあろうかと思っております。後継者への指導・強化につきましては、農業マイスターのほか、南薩地域振興局の専門指導員やＪＡいぶすきの営農指導員やサップ等も活用して、担い手協議会を中心に総合的な支援体制を構築してまいりたいと思っております。

また、今後、農業関係機関の連携・強化が進めば、きめ細やかな対応が一段と可能となりますので、若者が将来に希望を持てる農業振興のために、関係機関との連携を強めてまいりたいと思っております。

17番議員（前田猛） 担い手育成については、強力的に進めていただきたいと思っております。

次に、本年度の後継者なり、新規就農者は何名ほどになる予定であるのか。その励ます会はどのような形で行われるのかということです。できれば、個別に市長が訪問されて激励の言葉をかけていただければ、大きな支えになるだろうと思っております。そういうことでですね、若者が元気が出る農業ができるような形を取っていただきたいと思っておりますが、その辺のところはどのような考えですか。

産業振興部長（井元清八郎） 市内に住所を有して、新たに専業として就農し、かつ就農時に40歳以下の農業後継者に対して、産業まつりにおいて、就農奨励金を交付しています。本年度は、女性一人を含む22名の後継者に交付をいたしたところでございます。新規就農者については、関係機関が連携して、毎年、ニューファーマーの集いを開催しており、支援内容の説明や指導農業士会の活動状況、女性農業経営士の活動等を紹介し、農業経営に関する様々なアドバイスももらっています。具体的には、担い手育成総合支援協議会の中で、パソコン簿記講座を開催したり、南薩地域振興局農林水産部指宿支所が中心となって、オクラやソラマメ、菊類、肉用牛等の技術研修を実施して、発展段階に応じた技術の習得支援を行っているところです。また、定着に向けた支援充実のために、市、県、農業指導士、女性農業経営士等が連携して、戸別巡回支援を行っておりますので、今後、更に支援体制の充実を図ってまいりたいと思います。

さて、3月は旅立ちの時であります。山川高校では、本年度、指宿市在住の卒業生で県立農業大学校へ進学する生徒が2名おります。若い青年が農業を目指して頑張ってくれることは大変喜ばしいことで、2月には営農の門出を励ます会が開催され、激励をいたしているところでございます。今後も農業を目指す若者が多数就農し、農業振興が図れますように、新規就農者等を市長が戸別訪問をしたいと申しておりますし、激励すると同時に支援できる部分から、積極的に施策を推進していくことになろうかと思っております。

17番議員（前田猛） 農業振興策につきましては終わります。

観光事業振興策についてですが、今回の整備によりですね、公園内の観光客にとって安全なものになり、素晴らしい観光地となるものと考えます。長崎鼻の長崎鼻公園のことですけれども。ただですね、龍宮神社周辺を見ると、まだ雑草が幾分かあるようであります。景観上支障があるんじゃないかなといつも考えているところでございますが、その辺の清掃ですね、整備ですか、その辺のところをどのように考えておられるかお願いしたいと思います。

産業振興部長（井元清八郎） 龍宮神社周辺の整備でございますけれども、南側の法面につきましては、今回の整備事業により、防草パネル化していただきました。また、境内の樹木等につきましても、ある程度剪定などをしていただいたところです。まだ、特に東の海岸側は雑木等が伸びたままあるようですが、社殿を台風や塩害による被害から防ぐため、若干は残したこともあるようです。と言いますのは、社殿や鳥居は家屋とは認められず、災害保険が適用されないとのことから、景観だけを重視して闇雲に伐採するわけにもいかなかったようでございます。敷地内の花木につきましては、剪定をして、少しスペースができたようですので、神社の所有者であります岡児ヶ水区とも連携しながら、風に強い樹木、例えば、ハイビスカスのような南国的なものをもう少し植樹できたら良いのではと考えているところでございます。一方、鳥居の近辺や法面の肩部分には、近くの民間企業が、県が推進しております緑化フェアを活用して、花壇を整備するとも聞いているところでございます。

17番議員（前田猛） 次はですね、海岸整備についてでございますけれども、試験調査の状況については分かりましたけれども、できれば早急な整備をしないと、今年は非常に高波も多いようです。そういうことで、連続的なそういう状況が続くとですね、蛇籠というんですかな、蛇籠設置の背後地の区有地とか民有地が崩壊する状況が起こるんじゃないかと思っ

建設部長（吉永哲郎） 長崎鼻海岸の背後地の崩壊につきましては、平成21年度におきましては、部分的に改修を進めているところでございますが、この現状につきましては、市といたしまして、大変危惧をしているところでございます。現在、県におきまして、海岸線の変化状況の把握に努めているところでございますが、調査に時間がかかるとおられますので、今後も、昨年同様、崩壊部分の施設護岸の改修や、根固め工事等による背後地の崩壊が進行しないように、県に要望していきたいと思っております。

17番議員（前田猛） それではですね、そのようなことで、県との話し合いを進めながらですね、早目の整備をお願いをしたいところでございます。

続きまして、九州新幹線に向けての具体策の2回目に入りますが、これからの観光振興は、新聞等の調査状況等を見ますと、ますます食への関心が高まっていくものと言われております。先ほどの答弁の中でもありましたけれども、自分たちの地域資源を最大限に見直し、活かしていくことが重要だと考えられます。このようなことでですね、農林水産業との情報交換や連携が一層必要となってくると思います。山川特産市場“活お海道”においては、来年の鹿児島ルート全線開業に向けて、この調査状況等を認識しながらですね、地域消費者、あるいは観光客との交流の場づくりを最優先して取り組んでいくべきだと思っておりますが、どのような考えでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 活お海道につきましては、地場産品の販売による地域産業の振興や、山川港を拠点とする地元商店街・地域の活性化と同時に、生産者と消費者・観光客の距離が縮まることによる、地産地消の推進という目的もあります。したがって、活お海道は、建設の切っ掛けとなりました朝市のように、生産者が消費者・観光客と対面で向き合い、地産地消を推進する中で、交流も図っているところでございます。また、旅行エージェントや地元の観光施設等とも連携して、ツアーによる集客にも努め、交流を図っているところでもあります。さらに、今後、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、活お海道内に生産や流通に長けた人材を配置し、生産者への指導とともに、消費者・観光客へ安全・安心な地元の農水産物を含めた地域資源の積極的なPRと、相互の交流を図っていく考えでございます。

17番議員（前田猛） 道路の整備についてちょっとお伺いしたいと思いますが、観光客及び観光バス、マイカーなどの交通の利便性を図るため、道路の整備はできないものかとい

うことでございます。その場所は、西大山駅に行く途中の国道226号線と市道との交差点でございます。その交差点は鋭角でありまして、市道が急な坂であったり、左右確認もできにくいところであります。川尻方面からの車道もありましてですね、道路がふくそうしているということで、初めての方々にとっては、非常に不便を感じるんじゃないかと、いつもその道路を通るたびに考えているところでございます。全線開業も間もなくですけれども、それに向けたですね、考え方をもちまして、交差点の整備を道路拡張の予定はないものかお尋ねします。

建設部長（吉永哲郎） 国道226号線から西大山駅の進入路につきましては、ご質問のとおり、国道より取付箇所が鋭角ということの、また、四差路の交差点でございます。道路の取付けにつきましては、道路の構造令に基づきまして、直角交差、または、それに近い角度で交差するのが基本となっております。箇所によっては、用地等の制約により直角交差がなされている箇所も見受けられるところでございます。ご質問の箇所につきましては、昨今の西大山駅への観光客の増加に伴い、マイカーや大型バス等の進入も多く、抜本的な対策をする必要性を感じているところでございますが、整備になりますと、まず、用地買収に伴う地権者の同意が必要でございます。この箇所につきましては、幸いにも、交差点部が広い箇所がありますので、車両等がスムーズに走行できますように、白線等の道路の標識による誘導を設け、改善を図ってまいりたいと思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時08分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 2月7日投開票の市長選挙におきまして、見事、豊留市長が当選されました。そして、2月12日、豊留市政のスタートが切られたわけでありまして。近年稀に見る4名の方が立候補された激戦を、見ごとに勝ち抜かれ当選されましたことに対しましては、衷心より敬意を表したいと思っております。これから4年間の市政運営、くれぐれもよろしく願いを申しあげます。私も同時に行われました市議選では、議員マニフェストとして、市民目線、市民の声を第一に、生活者主権のふるさとづくり、これを基本理念とし、目指すべき都市ビジョンとして、まず第一に、生き生き健康都市づくり、2番目に、豊富な食材と観光資源を活かした国際観光都市づくり、3番目に、癒しとおもてなしの人情都市づくり、4番目に、豊かな感性と自立の精神で国際社会に対応できる子供たちの教育推進都市づくりを掲げ、四つの重要施策として、市政運営の心臓部分であります行財政基盤の確立、この心臓部に良好な血液を送り込むべく、産業基盤の確立、そして、人間の頭脳の部分にあたる、人材基盤の確立、そして、市内に充満している閉塞感を払拭する栄養剤としての、夢と希望への挑戦、

この四つを提示し、市民の皆様に対し、今後4年間の議員としての活動目標を明確にし、目標達成に向けできる限り努力することをお約束したところであります。この考えに基づき、通告してある4点について順次質問をしたいと思います。

22年度当初予算と市長マニフェストについてであります。3月4日の議案質疑の中でも、この件につきましては触れたところでありますが、選挙後のタイトなスケジュールの中では、新市長として、選挙中に訴えておりました、変える気迫、変える勇気のキャッチフレーズのもと、示されたマニフェストを盛り込んだ22年度の予算を、市長自ら作ることにつきましては、時間的に無理があるのではとっておりましたが、本格予算として上程されたとのことでありました。今年になって近隣の自治体でも改選がなされ、新たに市長が誕生しているところがありますが、軒並み骨格予算として上程されております。本格予算として上程されたことにつきましては敬意を表するところでありますが、問題はその中身であります。3月4日の私の質疑に対する答弁として、職員から示された予算案を見てみたら、市長ご自身の政治理念に合致していた。また、第一次総合振興計画にも基づいていた。あるいは骨格予算だと執行が遅れ、市民生活に迷惑がかかるなどの答弁でありました。今回上程されている予算につきましては、前市政のもとで予算の編成がなされ、前体制の政策上の考えや思いで作られたものと思いますし、私の所属する委員会においても、政策上の変更や転換があったのかとの質疑に対しては、なかったとの答弁でありました。選挙中、これまでの指宿市政に対して、力強く訴えていた、変える気迫、変わる勇気、施政方針の中では変える勇気、変わる勇気となっておりますが、このことにつきましては、支援をした市民の皆様には大きな期待があったと思います。変えると言っていた豊留市長の一番注目する最初の予算が、前・田原迫市政の政策の中で編成された予算であるにもかかわらず、見てみたら政治理念に全く合致していた。あるいは第一次総合振興計画に沿ったものだった。この総合振興計画も前市政のもとで作られたものであります。正に施政方針そのものであります。これらのことを考えたときに、選挙中と当選されてからの市長の考えや言葉に矛盾が生じるのではないかと疑問を抱かずにはいられないわけであります。当選後のスケジュールに無理があったのなら、当初予算については骨格予算とし、市長の思いについての予算は6月議会に肉付けしてもよかったですと思います。あくまでもマニフェストを含むご自身で作った予算ということによろしいのかお伺いいたします。

それから、マニフェストについてであります。予算との関係から見ると、すぐに行う重要施策として、市役所職員の地域活動参加促進ということで、地域担当制度を創出する事業が掲げてあります。2010年度内に行う事業としても同様のことが書いてあります。当初予算には予算化されていないわけでありますが、この事業、どのようなものでどうやっていくのかお伺いいたします。

そして、22年度当初予算の中で、市長の目玉となる予算はどの部分なのかお伺いいたしま

す。

次に、観光振興についてであります。本市にとって最も重要で、農業とともに基幹産業として指宿経済をリードしてきた観光業が、これまで本市の経済発展、市政発展に大きく貢献してきたことについては疑う余地のないものと思っております。また、全国の観光地ランキング等でも常に上位にランクされており、観光地としての知名度は抜群に高いわけでありませぬ。このように、本市の観光業の重要性を考えたときに、政策的にも観光振興をないがしろにするわけにはまいりませぬ。事実、本市の市内総生産を見ましても、21年度刊行の統計いぶすきの中で、総生産額約1,200億のうち、第一次産業、農業、林業、水産業であります、9.6%であり、過去を見ても1割前後であります。そして、第二次産業、製造業、建設業でございますが、11.0%、1割強でございます。これらに比べ、第三次産業、観光業などサービス業を含む卸・小売業、金融、保険、不動産などを含まれますが、全体の83.7%という結果が出ております。個別に見ましてもサービス業が28.8%、約3割であります。このような事実からも観光振興の重要性を強く感じるところであります。これから私たちのふるさと指宿が、何で食べていくのか、対外的に何で稼いでいくのか、しっかり見極める必要があると思ひます。このような中で、新しく豊留市政がスタートしたわけですが、まず初めての今定例会において、本市の観光振興の重要性をどのように捉えているのか、市長のお考えをお伺ひいたします。

そして、観光政策を実現する上で、目玉となる事業をどのようなものをお考へているのかお伺ひいたします。

次に、インバウンド訪日観光についてであります。現在、国においては観光立国をキャッチフレーズに訪日外国人旅行者の大幅増を目指して、様々な施策を展開しております。平成18年度観光立国推進法の制定に始まり、翌年の基本計画の閣議決定、そして、基本的な推進体制として観光庁の設置など、2003年度に500万程度であった日本を訪れる外国人旅行者を2010年度、つまり、来年度を目標に1,000万人に増やす戦略的キャンペーン、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開中でありませぬ。県におかれましても、この国の動きに連動して、観光立県としての様々な施策を展開中でありませぬ。このような中、全国の観光地を有する自治体において、このインバウンド訪日観光を積極的に推進する自治体も増えてきております。私も今回の選挙において、議員マニフェストの中で東アジアを主要なターゲットに誘客展開を図ることを掲げたところでもありませぬ。世界に誇れる国際観光都市を目指す本市、このインバウンド訪日観光に対する考へと対策についてお伺ひいたします。

そして、これらの観光振興の重要性に鑑み、昨年9月議会でも提案させていただきましたが、本市における観光立市条例の制定が必要だと思ひますが、お考へをお伺ひいたします。

次に、休暇村指宿建替へについてであります。現在、休暇村指宿では別館を解体し、その敷地にRC5階建てを本館として新築し、今の本館を解体し、その敷地は指宿市へ返還する

計画が進行中と伺っております。このような中、この新築工事に対し、市内の宿泊業者との間で、お互いの理解が得られない状況があるようであります。この件につきましては、市長もご存じかと思いますが、競合する地元宿泊業者の建替えに反対する意見や考えについて、市長としてどのように考えているのか。

また、土地の貸借や知林ヶ島を含むあの一帯の開発に関して、環境省との関係がある本市として、この問題に対し、どのように取り組むのか。やはり、指宿として間に入って話し合いの場を設けるべきと思うわけですがいかがお考えかお伺いいたします。

次に、山川・根占フェリーについてであります。この問題の経緯につきましては、当局より説明を受けておりますし、議会において、これまで関連の議案も提出され、審議の上、議決されておりますので説明は不要であります。問題は、鹿児島県、指宿市、南大隅町、いわさきコーポレーションの4者で締結した協定、並びに船舶貸借契約の中身、あるいは協定契約の持つ意味であります。まず、この航路は、協定に基づき10年間運行するということが大前提だったと認識しておりますが、その上で、いわさきコーポレーション所有の船を3億6,000万で指宿市と南大隅町で買い上げた。また、山川・根占の両埠頭の権利を、産業道路沿いの県所有の土地と交換をした。このような事実があるわけですが、今回のいわさきコーポレーションの運航休止、あるいは協定からの離脱という一連の動向は、協定違反に当たらないのかどうか。市としてこの問題に対して、今後どう対処していくのか。つまり、損害賠償請求などあり得るのかどうかをお伺いして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 市長に就任して1か月が経ちました。改めて自らのマニフェストを顧みる時に、議員のご質問に対し自らのこれからの市政の在り方をいろいろ考えさせることでもございました。私は、骨格予算的な手法もとれたとは思っております。3月4日の本会議の議案質疑の中でも答弁させていただきましたけれども、平成22年度当初予算については、平成21年、つまり昨年11月6日以降、一連の予算編成作業が進められ、平成22年2月15日に予算の概要とその取扱いについて担当から説明を受けたところでございます。その当初予算の内容については、第一次総合振興計画に基づく継続事業がほとんどであったこと、基本的には、私のマニフェストと方向性が一致していること等から、予算執行を中断することによる市民生活への影響等を考慮し、通常予算として計上した方が、行政の継続性と効率性が図られると判断したことから、骨格予算ではなく本予算として決定し、今議会に提案をさせていただいたところでございます。

なお、マニフェストとの関連についてでございます。私のマニフェストは、市民との協働のもと策定された第一次総合振興計画を実現するために作成したものでございます。平成22年度当初予算は、第一次総合振興計画に基づく継続事業がほとんどでございます。そのことから、今議会に提案いたしました、平成22年度当初予算は、基本的に、私が目指すマニフェストが組み込まれていると判断したところでございます。平成22年度当初予算に組み込まれ

ております事業については、マニフェストと基本的な方向性は変わりませんが、今後、予算を執行していく中で、事業実施の手法を見直すなど、マニフェストに沿った事業内容となるよう指示したところでございます。

なお、地域担当者制についてお尋ねがございましたけれども、午前中の一般質問の中でもございましたように、この担当者制ということにつきましては、私が指宿市の将来のビジョンとして、地域連帯による共存、相互扶助の情景は、おらが地域集落の誇りであります。私は、このマニフェストのビジョンに盛られておりますような、このことを重視するために、この地域担当制、いわゆる、地域における職員の奉仕活動を、このマニフェストに入れたものでございます。あれもやるこれもやるという、いわば世間受けするような選挙公約的な事業を、私は、このマニフェストの中からは排除いたしました。市民の生活を豊かにする、やすらぎのある充実した暮らしを指宿で送るといふ、いわば生活者重視の施策を組み入れたわけでございます。

続きまして、新市長として最も目玉となる予算はどの部分かということについてでございます。平成22年度当初予算の中で、施政方針に掲げた最重要課題の項目に基づき、特徴的なものを挙げてみますと、1番目に掲げる行財政改革として、当初予算編成において、その年度の歳入で歳出を賄う均衡財政を目指すため、地方債を償還元金の範囲内に抑制して、地方債発行残高の着実な削減を図り、財源不足を調整する財政調整基金からの繰入金をゼロとし、将来の財政負担に備えた合併まちづくり基金の増額造成にも努めたことが挙げられます。2番目には、市役所改革、すなわち、信頼される市役所づくりとして、最少の経費で最大の効果を上げるため職員の資質向上を目指した人事評価制度や、行財政改革を進める上で必要な施策別事務事業評価制度の導入に向けた取組などが挙げられます。3番目に掲げる地域経済の活性化として、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けた観光PR用DVD作成費やプレキャンペーン事業負担金の計上、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業臨時特別基金事業を活用した地元雇用創出への配慮、農業振興促進のための人・情報等の集約化を図った農政部門のワンフロア化の推進等が挙げられると思います。4番目に掲げる医療・福祉・教育の充実として、介護福祉施設の充実を図った介護基盤緊急整備事業や、安心・安全な地域色豊かな学校施設整備に努めた丹波小学校の校舎改築事業や、北指宿中学校体育館建設事業が挙げることができます。5番目に、市民との協働の推進として、パートナーシップ推進市民会議による指針策定や、徹底した情報公開を図るため、議場での議論を市民に見ていただくための議会中継システムの導入等が挙げられるところでございます。

次に、本市の観光の重要性をどのように考えているかということでございます。観光は、農林水産業、商工業、飲食業、宿泊業、土産品等にまたがる、裾野の広い総合産業であり、その振興が地域の雇用や経済の活性化にとって欠かせないものがあり、本市の基幹産業の一つと称されるものだと思っております。このような中、本市は世界的にも珍しい天然砂むし

温泉の名湯を誇り、美しい海岸線や自然景観、豊富な歴史・文化遺産を活かしながら、官民協働による魅力ある観光地づくりに努め、国内外でも有数の観光地として発展をしているところでございます。今後も、県や県観光連盟、観光関係団体と連携した、広域観光の推進により継続した観光キャンペーンの実施や、広報宣伝を通じ、指宿の知名度を高め、誘客促進を図っていかねばならないと考えております。更には、新幹線時代を迎え、恵まれた宝を最大限に活用した観光開発や、集客力を高める戦略など、新たな視点で観光振興を図り、観光地としての更なる発展を目指していくことは極めて重要なことだと考えておりますので、観光関係団体や有識者を交えたプロジェクトの設置について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、市長としての観光振興の目玉となる事業についてでございます。世界的な金融不況による国内経済の低迷等により、観光の需要低下が危惧されているところでありますが、このような中でも、観光の起爆剤と期待されておりますのが、来春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業でございます。全線開業対策としましては、これまで国・県の補助事業を活用し、JR指宿駅前景観整備事業や唐船峡、長崎鼻等の観光スポットの整備等により、観光客を迎える準備は整いつつあると思っております。今後は、平成22年度の早い時期までに、JRをはじめ、関係機関と協議しながら、主要都市に向けて、広告媒体を活用したPRを充実、強化していかねばならないと考えております。また、点在する景勝地や名所等を結ぶ交通手段の少なさを解消し、観光客の利便性の向上と回遊性を高めるために、市の玄関口となりますJR指宿駅と観光スポットを結ぶ交通ネットワークの整備が急がれるところでありますので、駅周辺を中心とした街づくりの計画も進めてまいりたいと考えております。更には、食と農、温泉と健康等、豊かな地域資源を活かしたまちづくりにも、意を注ぎ、国内外からの観光客の誘致を図ってまいります。こうした施策を観光振興の目玉と位置づけ、魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、観光立市条例についてでございます。世界的に社会のグローバル化が進む中で、国においては観光が地域における消費の増加や、新たな雇用の創出など、幅広い経済効果があると同時に、成長するアジアの活力を我が国に取り入れていくという観点から、観光立国推進法を制定し、観光立国に総合的に取り組んできております。また、本県においても観光産業は、農林水産業や製造業、運輸業などの基幹産業に多大な影響を及ぼす総合産業であり、県民が一体となって観光立県の実現を図っていこうとすることから、観光立県かごしま県民条例の制定が議員提案され、昨年4月1日から施行されております。本市でも観光は重要な基幹産業の一つであります。1年後の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を控えた今、旅行形態の変化やニーズの多様化などを考慮しながら、新しい観光戦略、観光の魅力づくりに向け、観光関係者・事業者をはじめ、市民と連携しながら、観光をまちづくりのリーディング産業として発展させていくことは重要なことだと考えております。このようなことから、条例制

定につきましては、他市の観光立市条例の内容等の検証を行い、本市の観光振興に大きく寄与するものであれば、前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、観光振興についてのインバウンド法律刊行については産業振興部長から、市内宿泊業者とのトラブル、いわゆる、休暇村建替え関係については、同じく産業振興部長から、山川フェリー等についても、同じく部長の方から答弁をいただきます。

産業振興部長（井元清八郎） 国では、訪日外国人旅行者の増加を重要課題と捉え、2003年にはビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部を設置し、日本旅行の広報や国内での外国人旅行者向けのインフラ整備等を行ってきております。その結果、キャンペーン開始の2003年には521万人であった訪日客が2007年度までの4年間で314万人増加し、そのうち9割が観光客によるもので、観光客の割合は6割から7割に増加しております。また、特に韓国や台湾、中国をはじめとしたアジア市場からの増加が8割を占めています。県や本市においても、これらの東アジア圏を促進重点地域と考えており、県観光連盟が主体となった誘致促進事業や2市1町で構成するいぶすき広域観光推進協議会による海外キャンペーンなどを行っております。また、今後は、各関係団体と連携を図りながら、外国語表記の観光パンフレットや観光案内板の充実、外国語対応の観光案内人や通訳案内士の育成等に努めていきたいと考えております。さらには、本市には中国から鰹節や山川漬の製造や鰻加工業等に多くの実習生が来ておりますが、昨年この方々の一部を対象に、母国に帰ってから本市をPRしていただけるよう研修を行い、好評をいただきました。今後も、本市また広域にわたる魅力ある観光資源に触れていただく研修等を行ってまいりたいと考えております。

次に、休暇村の関係でございますけれども、国民休暇村は、国立公園及び国定公園の集団施設地区に設置された総合的休養施設であり、厚生省により昭和36年から全国的に整備が進められ、自然公園の利用拠点として多くの皆様に自然との触れ合いを提供してきていると思っております。休暇村指宿につきましては、地元の強い要望に基づき、昭和40年3月、財団法人休暇村協会により開設され、同協会によりこれまで運営されてきている施設でございます。建設後40年以上経過する中、耐震改修やバリアフリー等への対応も急がれることから、九州新幹線鹿児島ルート全線開業後の来年4月にオープンしようと、本年4月から建設並びに移転計画に着手する計画のようでございます。冒頭で申し上げましたとおり、同施設は地元の強い要望により建設され、建設後45年が経過しようとする中、自然公園の利用拠点施設として広く親しまれ、健全な経営がなされるなど、本市の観光振興にとって必要な施設であり、既に市民権を得ているものと思っております。しかしながら、本市においても世界的な金融不況による国内の経済の先行き不透明感や新型インフルエンザの流行、さらには、篤姫ブームの反動などにより、宿泊を伴う観光客が低迷し、観光産業は厳しい状況にあると思っております。このようなことから、総合的に判断しなければならないと考えておりますので、地元関係者への計画に対する説明会の機会を捉えて、意見を拝聴してみたいと思っ

ております。

次に、山川・根占フェリーで、どのような協定を結んだのかということでございますけれども、4者間でのパートナーシップ協定についてのご質問でございますが、平成18年9月19日締結した協定での役割分担は、県が山川漁港・根占港の土地及び港湾施設等の所有です。指宿市及び南大隅町は船舶の所有及び賃貸、両港における港湾施設等の管理、車両誘導・網取りなどの接岸作業補助、乗船券販売、航路売上金の一時保管、乗降客に対する案内、観光案内所の設置及び運営となっています。いわさきコーポレーション株式会社及び鹿児島交通株式会社については、船舶の運航及び管理、なお、管理の中には、ドック及びメンテナンスにより発生し計上する費用負担及びこれらの業務に係る危機管理も含まれています。さらに、許認可等の行政対応及び収入増のための営業活動となっています。また、船舶の売買及び賃貸については、指宿市及び南大隅町が航路事業に使用する船舶を確保するため、いわさきコーポレーション株式会社が所有する“ぶーげんびりあ”を3億6,000万円で購入し、鹿児島交通株式会社に賃貸するものとなっているところでございます。なお、県は、指宿市及び南大隅町が船舶を購入するにあたり、無利子資金の融資などの支援を行うなどの協定となっております。

次に、船舶の賃貸借の契約でございますけれども、鹿児島交通株式会社との船舶賃貸借契約につきましては、平成18年10月31日に借主、鹿児島交通株式会社、貸主、指宿市及び南大隅町、売主、いわさきコーポレーション株式会社の4者間で締結されております。内容につきましては、使用貸借期間が平成18年11月1日から平成28年10月31日までの10年間であり、賃貸借料は、両市町へ月額300万円の賃借料を、平成19年度から毎年、年度末に一括払いで支払うこととなっています。これは年額にしますと3,600万円であり、10年間で3億6,000万ということでございます。

次に、協定の違反についてお尋ねでございました。“ぶーげんびりあ”は鹿児島交通の都合により、3月1日から運航休止となっており、現在は、山川漁港に係留しているところでございます。この運航休止に関しましては、利用者の方々にはご不便をかけているところでありますが、現時点では、現在の運航業者と契約中でありますので、今後も県、南大隅町と連携を図りながら、まずは協議を続けてまいりたいと考えているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 答弁が思った以上に長かったんですが、簡潔で結構でございますので、これからはよろしく願いいたします。

まず、市長の骨格予算的な手法も取れたという件についてでございますが、当初予算、マニフェストについてお伺いいたします。市長の選挙戦中の一貫したキャッチフレーズは、変える、変わる、これは選挙中は、変える気迫、変わる勇気というようなことでおっしゃっていたわけでございます。変えるとか変わるというような選挙公約は、非常に、有権者に対しては耳触りがいいといいますが、期待をしてしまうわけです。ところが当選をして、市長に

なってふたを開けてみたら、つまり、22年度の当初予算として上げたわけですが、それを見てみたら、何も変える必要がなかった。あるいは変えられなかったということになりませんか。この変える、変わるという、これは何を意味して、変える、変わるということでおっしゃっていたのか、まずこれをお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 私の、先ほど申し上げましたように、私の指宿の将来のビジョンとして、多様な能力を存分に発揮できる社会に変える、変わることで人権感覚の豊かな安らぎのある指宿市が生まれるという、いわゆる、私は最初、この変える、変わるというのは、自らの考え、私を含めて、有権者を含めて、いろんな考え方が変わる時期であろうと、そういう変わることで、指宿市が新たな安らぎに満ちた豊かな地域社会が生まれるであろうという前提で、一つは、変わる、変えるというキャッチフレーズにいたしました。あと一つは、市役所が変わるという、信頼される市役所として変わることで、私たちのふるさと指宿がますます魅力的なものになるであろうと、その意味で、市役所を変えなければならない。悪いから変えるという意味ではありません。より豊かな、そして、親しみの持てる、市民に役立つところとして、よりいいところとして市役所を変えていこうという一つの思いもございます。あと一つは、議員ご指摘のように事業内容でございます。実は、総合振興計画の策定におきましては、私も、その8か月前までは指宿市にいました。この総合振興計画を策定する段階、いわゆる話し合い、そして、どういう方向性を指宿が目指すかという、その流れについても、私も、一応熟知していたつもりでございます。そういう意味で、継続事業が多いということは事実でございますけれども、同じ事業であっても、私のマニフェストを盛った事業に内容を見直していただきたいという指示をいたしました。それは、私のマニフェストというのは生活重視という、生活第一という観点で、いろいろな事業に味付けを加えていただきたいと、そのように申したところでございます。そういう意味から、まだ私のマニフェストからしますと、変える、変わる事業になっていないのかもしれないかもしれません。今後、それを変えるために予算が必要となれば、今後の補正予算等で対応していかなければならない、そう思っております。

19番議員（下柳田賢次） 変える、変わるという言葉をつかえすとね、普通は政策転換、あるいは政策の変更、今までの市政の方針の変更、これはこのように期待してしまうわけですよ、どうしても。ところが今の市長の答弁、あるいは昨日からの答弁を聞いておきますと、そういうことではないというふうに感じるわけですが、私どももご存知のように、前・田原迫市政については真剣に議論の上、そのほとんどに同調してきていますし、ほとんどの議案を容認してきたところでございます。これら私どもの政治判断を否定することにもなりかねない、この変える、変わるということはですね。こういう意味も含めてお伺いしているわけございまして、政策上のそういう意味では、特に、変える、変わるということではないと。部分について、例えば市役所、あるいは市民の考え方を、変える、変わるという

ことは、昨日の答弁からそのように聞いておるわけですが、それでよろしいんですか。

市長（豊留悦男） これまで指宿市政が目指したところというのは、私どもの市民憲章に盛り込まれている方向であろうかと思えます。素晴らしい市民憲章の下で、様々な事業が展開されてまいりました。ただこの中で、いろいろなしがらみを抱えてはできない事業がございます。私は職員にも、そして、議員の皆様にも、私は就任の演説の中で申し上げました。しがらみを絶って、それこそ、今から新しい指宿市づくりのために変わらなければならないのだと、そういう話も申し上げました。もちろん、変える、変わるためには、大きな方向転換も必要でございます。しかし、これまでの方向性を大切にしながらも、やはり、今後、この市民憲章に基づく指宿市をつくるために、その内容を検討することで、改変することで変わることもできるだろうと思っております。そういう意味で、私は、今回の当初予算に、私のマニフェストが生かされていないのではないか、そういうご指摘もあるのも事実でございますけれども、私なりに今後、この予算に盛り込まれた事業につきましては、必ず、私のマニフェストが生かされるように、今後、この事業内容は検討させたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） そういうことですからね、骨格予算でも良かったんじゃないかと、議案質疑でも申しているわけでございます。しがらみを絶ってということではございましたが、このしがらみがこれまでであったという、裏返せばそういう話になると思うんですけど、何についてのどういうしがらみがあったということですか。これを絶ちたい、これが変える、変わるの今の答弁になっておりましたが、このしがらみというのはどういった意味ですか。

市長（豊留悦男） これまで市政の中では、これまでの流れをあまりに重視するあまり、なかなか新しい事業が組めない。また、いろんな中で話し合いができない場があったのは事実でございます。例えば、この山川・根占航路にいたしましても、なかなか解決ができません。それは、私たちの中に先入観、いわゆる、しがらみがあったのではないかと。私は、率直にそう思っております。いわさきコーポレーションは、鹿児島交通はという、このはが示す方向性であります。その後続く言葉は、どうせ岩崎の言うことだからとか、鹿児島交通、いわさきコーポレーションがいつも、その後は申し上げませんけれども、ご想像ください。そういう先入観、しがらみがあってはどうしてもこの航路の再開はできません。すべての先入観やこれまでのしがらみを取って、新の気持ちでいろんな交渉にあたらないと、解決の方策は見出せないとは私は考えております。国民休暇村の建替え問題にしても、これまで多々、この議会で話題になりましたメディポリスの件につきましても、大きく、そしてたびたび、この一般質問に出てくる問題については、多少なりともしがらみや、これまでの課題を引きずったままの大きな問題があったのだろうと、私は思っております。私は、新米市長でございます。初航路でございます。そのためには、これまでのいろいろなものを新にして、それを私はしがらみと、しがらみを断って解決を図らなければ、新たな指宿の旅立ちはできない。そういう意味で、私はしがらみと申したところでございます。

19番議員（下柳田賢次） ちょっと重要な答弁をいただいたと思っておりますが、これまでのいわさきコーポレーション、あるいはメディポリスに対するその政策的なものについては、反対というふうに捉えましたが、これでよろしいですか。

市長（豊留悦男） 私が申したのは、これまでの経緯を申したわけでございます。それが市長、私自身がそのことについては反対だとか、この航路に対して岩崎のどうこうといいますか、その考え方に批判的だということは決してございません。やはりそれについては、たびたび議会の答弁の中でもこれまでであったかと思えますけれども、その経緯は大切にしなければなりません。しかし、いろんな問題で、たびたびこの一般質問等で出されるということは、そこに疑義を持たれているとすれば、それは早急に解明しなきゃならないし、疑義を払拭しなきゃならない。そうすることで、私は、このいろんな問題も解決できるだろうと、そう思っているから申し上げました。

19番議員（下柳田賢次） それではですね、具体的に今、いわさきコーポレーションと本市の付き合い、あるいはメディポリスに対する本市のこれまでとってきたそういう方針ですね、これについては、今、答弁ありました。

あと、もう一つですね、このマニフェストにあります、学校施設整備、先ほど丹波小整備事業等の具体的な事業名も挙がりましたが、これについてのですね、当初、体育館、プールまでを含むPFI事業ということで、これは計画された経緯がございます。その時に市長は、当時、学校教育課長ということで、この計画にも参画しておりましたし、積極的に、この案を提案したと、私は思っておりますが、このPFI事業については、丹波小のPFI事業については賛成だったのかどうかですね、そこらをお伺いいたしますでしょうか。

市長（豊留悦男） 当初、私が予想した、いわゆる、一般質問と少し方向が違って来たような気がいたしますけれども、私がそういう答弁を先ほど申し上げましたので、しがらみという意味でそれが出たのだらうと思います。しかし、PFIによるこれからの公共事業の在り方というのは大切にされなければなりません。このPFI手法によって、いろんな市町村で、自治体で、実際、公共施設ができておるのも事実でございます。教育施設も鹿児島市の鴨池プールの改築とか、いろんなところでやっております。私は、そのPFI事業の手法というのは大切であるということを前提に、今後の学校の在り方についてどうあるべきか。私は、議員とともにこの建設委員でございましたので、私なりの持論を展開をいたしました。これから学校は変わらなきゃいけないんだと。これまでの学校とはいけないのだと。私は造語として、学校を合わさる校と言ったはずでございます。学ぶ学校から地域とともにあって、学校がいろいろ工夫をしながら、地域とともにある学校というのが、これからの学校建設の一つの方向性であらうと。そのためにPFI事業で盛られた学校建設の方向性は、私は正しかったと思っております。

19番議員（下柳田賢次） それでは次にまいりまして、マニフェストのですね、職員の地域

活動への参加促進、それと、地域の担当制というマニフェストの部分にあるわけですが、これについて、先ほど来の市長の答弁によりますと、職員を地域のいろんな活動に参加をしてもらって、その参加している活動の中で、地域のいろんな課題を把握して、それを市政に反映していただきたいということでございます。地域内に職員が住んでいる地域もありますが、ない地域もあるわけですよ。ない地域へのその職員というのはどうなりますか。職員のその地域担当制という意味ではどうなりますか。

市長（豊留悦男） 実は、この職員のいわゆる自己申告、地域活動、ボランティア活動への参加促進ということにつきまして、数人の本市の職員に伺ってみました。この制度についてはどう思うのか。今後この制度が成果を上げるとすれば、今後の行政施策にどのようにして行くのかという観点で質問したところでございます。ご指摘のように、市役所の職員が住んでない地域があるのも事実でございます。そういうところは近隣に住む市役所職員が、民生委員とか、公民館長さんとか、子供会の会長さん等に連絡を取り合いながら、その地域には市役所職員はいませんけれども、何か課題がありませんかと、私がお手伝いすることはございませんかという、そういう情報連携を図りながら、この地域課題の解決に自ら自主的に、自発的に立ち上がってほしいという話をしたところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 地域担当制ということでございますので、地域には、その地域地域によってですね、多数いる地域とない地域というのは、これは当然、そういった意味では不公平が生じることとなります。その中でですね、当然、この22年度の当初予算に職員の、これに関する予算化というのはいないわけでございますので、当然ボランティアということになります。協力しない職員についてはどのように考えているんですか、市長。

市長（豊留悦男） これは積極的に協力してもらおうように、私の方から、または上司の方から説得をしていきたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 当然、これは職務じゃございませんので、強制力はないわけですよ。これに関して、従わない職員に対して、お願いはするということでございますが、従わない職員というのも当然出てくると思いますし、全地域考えた場合に、今の職員の割り当てからいってもですね、かなり窮屈になるんじゃないかなと思うんですよ。というのが、もちろん職員の場合ですと、月曜から金曜日まで働いているわけでございます。地域の活動、いろんな行事というのはですね、大体土日に集中しておりますよ。あるいは夜ですよ。そういった中で、この職員が常にその活動に、常にとは言いませんが、極力ということでもよろしいです。今、市長のおっしゃるような角度で参加しなきゃいけないということになりますと、これは職員組合とかですね、その辺の了解等は必要ございませんか。

市長（豊留悦男） これは一般社会人、会社にお勤めの方も地域活動、ボランティア活動には参加をさせていただいております。それと同じように、私どもの市役所の職員も、それぞれ地域社会に住む一員として活動をしていただきたいと思います、私は考えているところでございます。

先日ある市の職員組合が地域担当者制度をして、地域に信頼される職場、職員となろうという記事がございました。それはとりもなおさず、自分の地域を自らの手でどうしていくのかという、今後、高齢が進む社会の中で、地域の中で、その地域を、私たち市役所の職員が何とかしようという、強い思いがあったからであろうと思います。そういう意味で、私はあくまでもこれは、自主的、自発的に、しかも地域課題を発掘し、見つけ、それを行政課題と高めて、そしてそれを解決する糸口を自ら探るといふ、これはいわば公務員として、公僕として、これから求められる資質であろうと私は思っているから、この自己申告制なるものを創設したわけでございます。

19番議員（下柳田賢次） これはですね、実現すると非常に地域にとってはありがたい、いいことだと思っていますし、正に、このことについてはですね、変える、変わるということではですね、本当に、そういうふうにならなければ地域は喜ぶと思います。ぜひ頑張っていたきたいと思いますが、次に、観光振興について入ります。

観光振興の重要性は十分認識されておりますし、先ほど立市条例については前向きに検討するというような答弁もいただきました。インバウンドの訪日観光についてですね、思った以上に真剣に考えているということが理解ができました。二次交通の問題でございますが、新幹線が鹿児島まで来て、そのお客様が指宿の駅に降りた後の二次交通、これを具体的にお願いするような、そういう具体策は考えておられますか。

産業振興部長（井元清八郎） 新幹線全線開業対策といたしましては、その件につきましては、早急に関係機関とまとめないと、来年の3月までの観光パンフを含めまして宣伝ができないということがございますので、なるべく早い時期に関係機関と連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） その関係機関というのは具体的に考えているところがあるんでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 具体的に申し上げますと、観光協会、旅館業組合等々、関係機関の中には一番重要視されるのがそこら辺だろうと思っております。

19番議員（下柳田賢次） それとですね、同じこの観光振興を考える上で、先ほども若干出たわけでございますが、本市の観光振興を考えた場合に、非常にデメリットになり得る新聞報道が昨日ありました。なのはな館の問題でございます。これについての今後に対する対応等も含めてですね、実質的な今の県と市との関係、それと、この情報はいつごろ知り得たのか。今後の対応をどうするのか。これを簡潔で結構です。簡潔で難しければ結構でございます。答弁をお願いします。

総務部長（秋元剛） 申しわけございません。鹿児島県の方で行財政特別委員会、これになのはな館の取扱い等を含めて、県内の行政改革の中で休止等をする施設、これについてお諮りをしたということで、その結果を私どもの方に連絡をいただいたのが一昨日だったと思いま

す。その中身というのが、行財政特別委員会の中では、特段、意見・質疑というのもなく、県としては、今後、関係市町村等とも協議をしてみたいということで、マスコミの方にも報道をされたということで、私のところに電話がございました。それでも、私もとても非常に驚きまして、県の方に、まずは、その行財政特別委員会ですか、この方に提出をされた資料というものを市の方にも送付してほしいと、まずはそこからだということで、昨日、午前中だったと思いますけれども、送っていただいたところでございます。

19番議員（下柳田賢次） この問題についても、本当にですね、突然のことでございますので、市民も驚いていると思います。しっかり、今後の対応をですね、お願いをしておきたいと思います。時間がございませんが、まず、観光振興についてはですね、また今後いろいろと議論させていただきたいと思います。

休暇村建替えについて、先ほどいろいろな意見を拝聴していきたいということでございましたが、市長、これはその会合に指宿市としても取り組んでいくと、その話し合いといいますが、非常に両者間でですね、非常に難しい問題に直面しているという中で、指宿市としてもですね、先ほども申しましたが、いろんな環境省との関係もあるわけでございますし、地元の宿泊業者の事情等も勘案しながら、この問題を積極的にといいますか、その話し合いに、市として取り組むべきというふうに思いますが、それでよろしいですか。

市長（豊留悦男） この休暇村の建替えにつきましては、指宿市の、いわゆる民間の業者としては、同じ宿泊施設であれば、同じ土俵で戦えるような条件を付けるべきだと。環境省、いわゆる国民休暇村というその団体は、ある程度民間とは違う、いわば優遇された段階での宿泊施設の建設ではないか。そうした場合には、同じ土俵と言ったのは、私が申し上げましたのは、民間と同じような立場であれば、ある程度、ある程度といいますが、今後調整する必要があるかと思っておりますけれども、一応は理解できると。しかし、優遇した段階で、いわば天下り先としての休暇村協会でしょうか、言葉ははっきり覚えておりませんが、そういう団体が造るとなれば、やはり、そこに初めから温度差と申しますか、経営の、それがあのではないかということをお聞きいたしました。今後、その休暇村建替えについては、地元で説明をするということもあとお聞きしております。そういう時には、冷静にしかもの確な判断ができるためには、私もその場に同席させていただいて、実情をお聞きする必要があるだろうと。その段階で私の考えは申し上げたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 分かりました。休暇村協会を、今の市長のお考えですと、ある意味、公的施設というような捉え方をしているんだなというふうに認識しました。時間がございません。最後の山川・根占フェリーの問題についてですが、仮にですね、協定に違反しているという状況があった場合には、先ほど言いましたように、そうなりますとね、市民に大変なご迷惑をかけますし、これは税金等でこの船の購入等もなされているわけですから、例えば、県の無利子のそういう資金を使ったにしてもですよ、そういう意味で、市民の血税で

なっていることには間違いのないわけでございますので、仮に、協定違反ということになれば、それについての損害賠償を請求するというようなこと、これは当然だと思んですけど、市民に対しましてですね。これはこれでよろしいんですかね。

産業振興部長（井元清八郎） この航路は薩摩・大隅半島、両半島の観光、産業、生活、文化を支えてきた海上交通の大きな海の国道としての役割でございました。ただいま休止中でございます。現時点では、現在の運航業者と契約中でもありますし、今後も県及び南大隅町と連携を図りながら、まずは協議を続けていくことが大事だろうと思っております。

19番議員（下柳田賢次） ちょっとですね、はっきりした答弁になってない、そういうふう  
に指摘をしておきますが、それではですね、20年度は船のリース料というのは支払われてない。それを11年間ということで1年先送りにしたというのがございました。21年度の船のリース料というのは支払われたんですか。

産業振興部長（井元清八郎） 現時点では支払われておりません。請求はいたしております。

19番議員（下柳田賢次） その期限はいつですか。

産業振興部長（井元清八郎） 3月31日でございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時19分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

13番議員（前原六則） 本日の最後の質問者になるかと思いますが、よろしくお願ひします。

市長におきましては、四つ巴の厳しい選挙戦を終え、準備に時間の少ない3月議会に、市長として臨むにあたり、大変ご苦労なことであろうかと思ひます。特に、長期間続いた前市長の流れを変えるのは、あせらずにじっくり市民とともに初心を貫き、今後の指宿市の舵取りに全力投球を傾注して下さるよう祈っております。

さて、例年と比べ、今年の今の天気は雨の降る日の周期と、寒暖の差が激しく農作業が遅れているようです。また、本市の農業所得で稼ぎどころのオクラの作付けや育成への影響が懸念されております。では、通告してありました質問に入ります。

1件目の新日本科学施設の活用についてですが、この施設はグリーンピア指宿として、昭和60年に開業以来、指宿市内外の来場者に心身の健康増進施設としてのその役割を果たしてきたことをご承知のとおりです。グリーンピア施設建設にあたって、当時、地元の国会議員、県議会議員、市議会議員、市長、森林組合、地元各団体が力を併せて、強烈な誘致運動で実現したことを思い出します。そして、平成12年の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律により、厚生年金事業団の施設整理をすることとなったわけですが、撤退にあたっては、まず、施設の所在の県等への施設譲渡について調整を行うこととしたが、それが見込

めず、民間購入者を公募したところ、平成14年に行われた第1回目は、地元観光業者を含め、数者の応募者がいたけれども、提示価格等の不調で、その後、指宿市において、譲渡引き受けを検討したが、利活用計画がかなわず受けることができなかったと聞いているところです。そして、処分検討委員会で譲渡先をいろいろ探しながら、平成16年4月中旬に第2回目の公募を行い、6月下旬に処分検討委員会が開催され、処分検討委員会のメンバーとして前市長も入っていたと記憶しているところですが、このことについてもお聞きいたします。1回目の最高価格よりはるかに低い価格で新日本科学が購入したわけです。そのようなわけですので、公募に関して、処分検討委員会の要望条件には、市民の利活用条件も入っていたことだろうと思いますし、旧建物固定資産税相当額の補助をしていることを念頭に、芝生の広場やテニスコートなど、市民が気軽にできるように、利用協定締結はできないものかお尋ねいたします。

2件目といたしまして、尾下地区の水道水の供給安定確保についてお尋ねいたしますが、まず、尾下地区の地形の把握をどのようにしているかお尋ねいたします。

次に、過去3回、水道供給についての質問がなされていますが、水道水の安定確保対策への取組経過はどのような内容で進んでいるかお尋ねいたします。

そして、高齢化の進んでいる小集落への行政施策についてですが、高齢化の進んだ小集落へのインフラ整備への指針を立てているのかお尋ねいたします。

3件目として、魚見港、休暇村関係の海岸景観についてですが、このことについて、私が質問するのは3回目だと思います。今回は最後にしたいという思いがあります。宮ヶ浜海岸整備の進み具合を、私的に訪れた就任直後の県のトップは、今和泉から摺ヶ浜間の景観は、観光コースの道路として素晴らしいルートである。整備したいものだと言っていました。ご承知のとおり、さっそく、大河ドラマ篤姫に併せ、今和泉地区から吹越の県道までの間は、名実ともに篤姫ロードとして整備されました。しかし、魚見港周辺の藪は相変わらず、昨年より大きく売り出し中のロマン溢れる知林ヶ島を遮り、景観を台無しにしています。先月、県庁に出向いた折り、この話をしたところ、県としては、市と協議しながら対応していきたいとのことであったが、このことについての動きに、本市はどのように進めていくのかお尋ねいたします。

また、以前質問した、池田湖畔の藪につきましては、緊急雇用対策事業で伐採整備等をしていただき、松林と湖のコントラストが美しくなりましたが、このように、県との連携取組による観光地としての整備を積極的に進めるべきだと思いますが、どのように考えているかお尋ねして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） メディポリス指宿についてのご質問でございました。市民が気軽に利用できるようなそういう施設であったら、本当にいい施設であろうと私も考えております。メディポリス指宿は議員ご説明のように、旧グリーンピア指宿において財団法人メディポリス医学

研究財団が事業主体となり、先端医療、予防医学、心のケア、創薬研究の4分野を柱として整備が進められており、がんを早期発見し、粒子線を使ったがん治療と研究のほか、温泉等による健康維持やがん患者の心のケア等を行うことを目的としております。既に、宿泊施設“天珠の館”などの施設が整備され、統合医療を目指す附属医院が開設されております。このほか、アスレチックジムや体育館、テニスコートなどの整備が完了しております。これらはすべて有料ではありますが、広く一般の方が利用できるようには十分になっているかどうか、今後検証する必要があるかと思っております。これまで、がん粒子線治療研究センターが建設中であったため、安全性や管理の面から一部、開放させていない施設もありましたけれども、今後、センターの完成に伴い、ほとんどの施設が開放されるものと思われまます。今月27日、28日の両日は、4月3日のがん粒子線治療研究センター落成式に先立ち、桜祭りとして、施設のプレ見学会と講演会が開催されます。フリーマーケットをはじめ、物産展やキャラクターショーなどのイベントが盛りだくさんのようであります。また、遊歩道の散策や足湯も開放され、花見が楽しめるということです。このように、積極的に市民への開放を行っております。今後も、この広大な敷地及び施設が、幅広く市民の皆様に利用していただけるよう、連携を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、今和泉から摺ヶ浜の景観についてお答えいたします。県においては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業による、観光振興の波及効果を、県内全域に及ぼすため、魅力ある観光地づくり事業の中で、錦江湾岸沿いを観光客や地域住民が海洋性豊かな自然景観に親しみ、憩える景観形成を図るため、トレッキングロードの整備を推進しております。議員ご質問の場所は、鹿児島のシンボル桜島や環境省のかおり風景百選に認定された知林ヶ島、さらには、対岸の大隅半島の潮の香りを感じながら、眺望できる地理的条件や自然資源が整っているものと考えております。このようなことから、全線開業を見据えて、観光客の回遊性を高め、本市の魅力ある観光資源に触れる機会の拡大を図るため、指宿しおかぜ街道景観整備事業として、魚見港・休暇村周辺での遊歩道やポケットパークの整備を県に対し要望しているところであり、早期に実現できるよう県と協議をしてみたいと思っております。

なお、尾下地区の水道水等については水道課長が、そして、集落への行政施策については市民生活部長が、魚見漁港等については産業振興部長がお答えいたします。

水道課長（大道武雄） 尾下地区の地形把握についてのお尋ねでございますが、ご存じのとおり尾下地区は、現在建設中の広域農道から池田湖側につきましては、切り立った崖状となっております。先般、地区の高台に位置する旧尾下牧場近くの養鶏場を見させていただきましたが、この養鶏場は近くの湧水をポンプアップして水の確保を図っております。また、旧尾下牧場は井戸を掘って利用しておりましたが、井戸が枯渇することもあり、養鶏場が利用しているタンクから水をもらっていた経緯もあります。井戸を掘るにしても場所の確保もありますし、地質自体が岩盤のため、現在使用している養鶏場の湧水にも影響を及ぼすことも考

えられます。仮に、この高台に井戸を掘削して給水するとした場合、送水ポンプは不要となりますが、配水管を布設する際、地形的に直通というわけにはいかず、現在の道なりに布設せざるを得ない状況にあり、結果的に布設延長も長くなります。さらに、今後において井戸の枯渇がないとは言い切れない部分もございます。このようなことから、安定した水量を確保するためには、池田湖からの取水が適切と考えられるところでございます。

次に、安全確保対策への取組経過についてですが、水道事業では、これまで給水区域に編入するとした場合の給水方法や事業費など、次のとおり検討してまいりました。まず第1案ですが、これは新永吉配水池から送水する方法で、新永吉配水池、標高297mへの送水管を利用し、地区の高台に新設する配水池まで自然流下で送水し、配水管を布設した後、既存の給水管に連結するもので、事業費は1億2,000万円程度が見込まれます。次に第2案ですが、これは鎌ヶ迫配水池から送水するもので、鎌ヶ迫配水池から加圧ポンプで集落の丘陵地に新設する配水池まで送水し、新設配水池からは自然流下で給水する方法でございます。配水管はV Pの50から75mmを布設し、既存の給水管に連結するもので、事業費は1億円程度が見込まれます。なお、鎌ヶ迫配水池から新設配水池までは既存の内屋敷水源の既設導水管を送水管に転用いたしますが、ポンプ圧送により自動制御運転のため、新設配水池まで操作ケーブルを布設し、また、動力使用のため維持管理費が高騰し、機器の保守管理も必要となります。次に第3案ですが、池田湖畔に深井戸を掘削し、水中ポンプで地区の高台に新設する配水池まで導水管でポンプアップし、塩素滅菌した後、当該配水池から自然流下で給水する方法でございます。配水管を布設した後、既存の給水管に連結するもので、事業費は5,400万円程度が見込まれます。次に第4案ですが、これは池田湖から直接取水する方法でございます。池田湖の湖水をポンプアップし、新設する急速ろ過機でろ過及び塩素滅菌した浄水を新設配水池に貯留し、送水ポンプで各家庭に給水する方法で、配水管を布設した後、既存の給水管に連結するもので、事業費は5,000万円程度が見込まれます。以上、4案について検討してまいりましたが、安定した水量の確保や事業費などを考慮した場合、池田湖からの直接取水が最適の方法と思われております。幸い、現状では豊富な水量があり、濁度的にも基準以下と良好な状況であることから、今後の状況判断も必要と思われるところであります。今後、水量が不足する事態が発生するようであれば、給水車を利用して地区の受水槽への補給作業も行っておりますが、水道事業の長期的な計画の中で、改善策を検討するとともに、地域の方々とも十分協議してまいりたいと考えております。

市民生活部長（新村光司） 尾下地区の水道水供給安定確保について、小集落への行政施策についてのお尋ねでございますが、地区での簡易水道施設整備に対し、これまで3件を補助した経緯がございます。指宿市水道施設補助金交付規則第3条に従いまして、平成7年度に小牧水道組合へ、平成8年度に新永吉地区へ、平成11年度に小牧水道組合へ、それぞれ各事業費の3分の1以内の補助を行っております。これまでの補助の経緯や今般の厳しい財政状況を考

慮しますと、尾下地区だけを補助制度以外に財政的支援を行うのは難しいところだと思っております。

産業振興部長（井元清八郎） 総合振興計画の基本計画に掲げております、観光地の整備につきましては、県と連携しながら事業の推進に努めてきているところでございます。したがって、今後も、魅力ある観光地づくり事業につきましても、観光施設の情報発信機能を強化するため、県と十分に連携し、その整備に努めてまいりたいと考えております。

13番議員（前原六則） お聞きしますと、現在の水源を利用することが、今の水道会計としてはコストのかからないというように聞こえたんですが、このままこういう形でいくつもりなのかどうか。

それと、私は尾下地区の地形を考えると、12月議会で尾下牧場の利活用について議員の質問がございました。花の植栽とか、畜産産業の採草地等の質問がなされたというふうに記憶しています。また、広域農道ができることで、高地の方、尾下地区の上の方ですね、上の方では、今後激しく環境が変わってくることが予想されます。このことは、尾下地区の水源地区が、飲料水として、滅菌装置でも解決できないような水質の問題、供給量の問題に影響を与えることになりはしないか、心配しているところです。将来のこれらについて、全管注意義務者としての立場から、どのようにお考えなのか伺いたします。

水道課長（大道武雄） 水道事業といたしましては、今後どのような整備が行われていくのか、現時点では分かりませんが、そのことによって、水道の水質の悪化や供給量に影響があらはならないものと思っております。今後、水質管理の徹底とともに、かかる自体が発生した場合の対応などについて、十分検討していくべきものと考えております。

13番議員（前原六則） 先ほど言いましたように、後で解決できない水質の問題等が出てから経費をかけるよりも、水道会計上からも、コストの節減ができる方法で整備できることが、今ベストだと思いますが、どのようにお考えか。

水道課長（大道武雄） 水道事業は限られた財源での事業運営を行っております。このことから、経費の節減はもとより、先々を見越した慎重な事業運営をしなければならないと思うところでございます。尾下地区の現況は、豊富な水量があるなど、即座に不自由を伴うような状況までにはないと思われることから、今後、その状況を見極めていく必要もあると思われる。今後、地域の皆さんとの意見交換の場を設定させていただきまして、よりよい改善策を検討してまいりたいというふうに考えております。なお、その間において水量的に不足するような事態が発生するようであれば、行政担当課とも連携しながら、必要な施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

13番議員（前原六則） 地域の方々と早急に話し合いをもつていただき、早急な対策を取っていただきたいと思っております。というのが、今の上水道のですね、早く上水道の整備をしないと、ご承知のとおり、尾下地区、戸数が41戸、42戸か43戸、このあたりだと思っております、

人口もですね、高齢化した人口で、今後のですね、水管理設備に対しての労力というのが、なかなか維持管理ができなくなるような状況が発生してくると思われま。市長が生活重視、また、安心と安らぎのある集落づくりということを標榜しているわけでございます。こういう高齢化に向けた地域にあってはですね、補助を3分の1という、そういう考え方じゃなくて、弾力的にやっていけるような施策を打ってほしい。また、限界集落における国の今後の対策、これについても、市としても、執行部の皆さん方においては、しっかりとその情報把握、対策の情報把握、これをすべきじゃないかと思うんですが、そのあたりの限界集落に対しての国の対策というものは、今どのようになっているかお伺いいたします。

市民生活部長（新村光司） 限界集落に対するお尋ねでございますので、私の方で関連的に答弁させていただきます。

65歳以上の高齢者が50%を超える、いわゆる限界集落と言われている集落につきましては、本市における3月1日現在の状況を申し上げますと、185集落のうち、12集落が該当しております。内訳は、指宿地域と山川地域がそれぞれ6集落ずつで、開聞地域には該当する集落はございません。このような集落は土地管理などの共同作業や、冠婚葬祭をはじめとする相互扶助など、集落の機能維持が困難になる恐れがあるところでもございます。国や県の具体的な支援策なのですけれども、これにつきましては、まだ具体的には示されておりませんので、国や県の動向を見極めながら、新たな考え方でもって今後検討してまいりたいと、そのように思っております。

13番議員（前原六則） 尾下地区の上水道の問題に関しましては、今後、地域の方々と十分に話し合いを持ち、早急な解決策を打ち出していきたいと思っております。

新日本科学の施設活用についてご質問いたします。

財産に対しての交渉は無理があるのか。この協定についての取組についてはどのように考えるかお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 立地協定についてのご質問であったと思うんですが、立地協定につきましては、旧グリーンピア指宿においてメディポリス指宿構想に基づき、がん粒子線治療研究センター等の施設を設置することについて、県の立ち会いのもと、平成20年8月6日、本市とメディポリス医学研究財団の間で結ばれたものであります。協定では、がん粒子線治療研究センター等の建設について、相互協力、公害防止、労働力の確保と地元雇用の推進、労働条件、福利厚生への配慮などについて定められております。メディポリス指宿構想は、事業主体である財団を中心に、鹿児島県、県医師会、鹿児島大学、民間企業及び指宿市の産・学・官の協力体制で取り組んでいるプロジェクトでもあります。また、施設につきましても、有効活用する観点から、広く開放することが求められておりますので、施設の開放を含め、新たに協定をとということにはいかがなものかというふうに考えております。

13番議員（前原六則） 1企業であるがゆえに、しっかりと協定などを結んでおかないと、

状況です、変わることが予想されます。昨日来、根占・山川航路にいたしましても、協定を結んでおいても、状況でいろいろ問題が起こるわけでございます。そのようなことを考えてですね、協定など、人の財産を利用させてもらうわけですので、それぐらいは結んでおく必要があるんじゃないかという立場で、これから先質問をさせていただきます。

あの用地確保には、森林組合の並々ならぬ努力で地権者説得に回り、地元の方々が買収に応じた結果、340haものの広大な敷地が集積されたわけでございます。この広大な敷地を1企業が取得するということは、皆さんできると思いますか。私はできないと思います。ですから、当時の用地買収に応じた地権者の方々の思いを、少しでも受け継ぐためにも、また何度も言いますが、指宿市も旧建物の固定資産税相当額を補助しているわけです。メディポリス財団設立・運用についても、産・学・官で一緒に十分協力しているではありませんか。先ほど、この処分委員会に前市長はメンバーとして入っていたのかという質問に対して答えはもらってないんですが、それも含めてお聞きしますが、これまで施設利用についての交渉はあったのかどうかお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 保養基地資産処分検討委員会のことであろうと思いますが、これにつきましては、保養基地資産の譲渡を進めるにあたって、公正性及び透明性を確保するため、年金資産運用基金に保養基地資産処分検討委員会を置くということで設置をされたものでありますけれども、これらの委員の中には、専門の学識経験者でありますとか、あるいは不動産の専門家でありますとか、そのほかに地区の委員として、鹿児島県の出納長と本市の田原迫市長が委員になっているものでございます。

それから、施設を開放することについての協議があったかなかったかということであったかと思うんですが、メディポリス医学研究財産の理事には、本市の市長も理事になっておりますので、それらの部分については、その会合の中で意見を申し述べさせていたのではないかと、記録はございませんが、そういうことだろうと思っております。メディポリス医学研究財団といたしましても、指宿市の中で愛される施設と申しますか、そういった施設にならなければならないわけでございますので、そういった観点も含めて、市長の方からも、理事会の中でお話しをされていたのではないかと推測するところでございます。

13番議員（前原六則） 実はですね、平成16年の3月の、ある議員の質問書の答弁書の中で、このように市長は、前市長は答えております。仮に、株式会社が購入いたしても、今後、鹿児島大学とか、あるいは指宿市と一緒に、議員もご指摘のとおり、非常に広い面積であり、企業側が必要な部分、あるいは市が市民のため、健康増進その他に役立てることのできるゾーン、そういうものについては、株式会社が購入していただいても相談し、市民に活用できるようなゾーンというの設定はできるかと思えますし、計画上そのような形で進んでいるということをしっかりと述べられております。そのことをですね、再度確認しておかないと、入口においてですね、非常にチェックが厳しいと、私がちょっと用事で来客が向こ

うのホテルに泊まるということで、入る時にですね、ナンバーを控え、また出る時は、先ほど一緒に来た人は乗っていないというぐらいですね、すごいチェックが厳しいと。このようなチェック体制の中で、個人的にいろんな大会があるときはまた別な方法でしょうけれども、気軽に施設を利用、市民が利用しようと、個人的にトレーニングに行こうとか、そのような場合に、非常に厳しいチェックがかかるということに対して、このような答弁もあるような中で、いかがなものかと考えている次第でございます。ですので、これからこのことについて、ちょっと交渉といいますか、そういう文書を交わすぐらいやっていた方がよろしいんじゃないかと。今後、メディポリス側としても、いろいろサルの繁殖場とか、そのほか一般の市民が目につれさせたくないようなですね、施設も広大な敷地でございます。いろいろなことが生じたときに、特に、医療関係の会社でもありますのでね、そのところははっきりと文書化しておいた方がよろしいかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

総務部長（秋元剛） グリーンピア後地につきましては、株式会社新日本科学が取得をしたわけですが、この新日本科学が取得をしたその施設、用地、これら全体を称してメディポリス指宿というようでございますが、これを今後どのように活用していくのかということで、メディポリス指宿構想というものが打ち出されたというふうに思っておりますが、このメディポリス指宿構想に基づいて、このメディポリス指宿に関する施設でありますとか、そういったものは、基本的には保健でありますとか、医療でありますとかいうように、社会に役立っているというようなことであつたのではなからうかというふうに思っております。ただ、今議員ご指摘のように、もう少し市民の皆さんがあそこの施設というのを利用できないかというようなご意見だろうと思いますが、それらにつきましては、豊留市長も理事に就任をされることですので、協定をとということでもなく、そういったことができないかどうかという意見というのは、お互いに共有する場があるのではないかと、このように思っております。

13番議員（前原六則） そのようにして、この利用についてはですね、今後、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

では、別な角度からお聞きいたしますが、グリーンピア指宿、旧グリーンピア指宿ですね、これが新日本科学に売却し、また、具体的に、メディポリスの粒子線治療研究棟などができてきたわけですが、下から見ればですね、最近、非常に緑が少なくなったと。しいの木や広葉樹の広葉樹林がですね、切り倒されて、庭園や露天風呂などの転用、開発状況がなされておりますが、整備した面積等とか、分かっていますでしょうか。

総務部長（秋元剛） 急なご質問でございますので、ちょっと手元の方の資料の整理がつかないところでございますが、私どもで今把握しているところでございますけれども、確かに、議員がおっしゃるように、メディポリス指宿を見たとき、ちょうどホテルの周辺と申しますか、ちょっと木が欠けているところが目につくわけでございますけれども、これにつきましては

ては、新日本科学の方で紅葉でありますとか、果樹でありますとか、これを植栽をしたいということで、雑木でありますとか、杉を伐採をすることとしております。これにつきましては、森林法の関係で、指宿市の方に届け出が必要でありますので、指宿市の方に届け出をいただいて、その中で、その伐採をするというのが紅葉の森を造っているということでございますので、これについては支障がないのではないかとということで、意見は申し上げていないところでございます。それから、露天風呂でございますが、露天風呂については、面積については把握しておりませんが、本館の南側に5棟、小型の貸切露天風呂が造られているというふうに聞いております。この露天風呂を造るにつきましては、地形をそのまま活かして、視界を遮る部分と申しますか、そこだけを少し伐採をいたしまして、木そのものはできるだけ残して、自然に配慮したものとして整備をされていると、このように伺っております。

13番議員（前原六則） 現在、グリーンピアの用水ですね、水道水、これらは新たに整備したわけなんですけれども、この上水道の利用状況はどのようになっていますか。

水道課長（大道武雄） 新永吉水源地の関係だろうと思えますけれども、ここに資料を持っているのは21年の2月から8月までは、新日本科学は使用をしてございません。それから、21年の10月と12月に地熱開発の冷却水に使ったということで、これはコンサルタント会社の方に請求をしてございます。それと、22年の2月に199t使用しております。

13番議員（前原六則） 新日本科学としてあの施設を、ホテル関係を含めてですね、もう供用といいますか、稼働させているわけなんですけれども、そのように使用がないということは、考え方によっちゃ、水道用のボーリングをですね、自前で掘っているというような考え方でよろしいんでしょうか。というのが、永吉の浄水タンクですね、多額をかけて水道整備、やったかと思うんですが。

水道課長（大道武雄） 先ほど申し上げましたとおり、結局、平成22年の2月に若干ですが、199t使っておりますので、今後、それが給水が必要なのかどうかですね、そこら辺については、また確認したいと思っております。ただ、この新永吉の場合については、中継ポンプ場からですね、新永吉地区に31世帯ございますけれども、ここにも給水しておりますので、簡単に切るというわけにはいきません。

13番議員（前原六則） 次に、鰻地区の地熱のボーリングについてですね、反対運動があったわけなんですけど、NEDOの補助で進めている蒸気発電用井戸は活用に入ったのでしょうか。ちょっとお聞きします。

総務部長（秋元剛） 議員がご質問されているのは、池田湖東部地熱地域の地熱開発のことであろうというふうに思いますが、これにつきましては、メディポリス指宿、これが粒子線がんセンターを設置をするわけでございますけれども、この電力、すなわちコストを極力下げるとということで、地熱を開発して1,500kwの電力を得たいとして、その生産井と申しますか、ボーリングをしているわけでございますが、これについては正確ではございませんけれ

ども、地域の方からも異論があったような記憶がありますが、これにつきましては、池田湖東部地域地熱開発調査検討委員会、これを設置をいたしまして、関係者の皆さん、それから、鰻地区につきましては、鰻地区の区長さん、鰻地区の役員の方々もこの委員会として含める中で、手法でありますとか、

(発言する者あり)

総務部長(秋元剛) 申しわけございませんでした。活用に入っているかということですが、これにつきましては、まだ活用には入っておりませんで、今後1年以内に事業化の可否とか、形態等を考えていきたいと、このようになっているようでございます。

13番議員(前原六則) それから、試薬の試験用のおサルの繁殖施設ですね、これが現在どのような規模になっているのかどうか。また、この規模について当初申し合わせがどれぐらいの規模というような、規模についての申し合わせができてきているのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

総務部長(秋元剛) 新日本科学が行っている霊長類の関連施設のことであろうと思いますが、この規模につきましては、企業の経営戦略上、私どもの方にも公表はされていないところであります。施設につきましては、ゲートの所の左の方だと思っておりますが、議員の皆様方も、その施設については見に行かれたのではないかと、このように思っております。

13番議員(前原六則) いろいろ敷地内で発生する汚水処理等ですね、これなどの処置はどのようにやっているのでしょうか。把握しているのでしょうか。

総務部長(秋元剛) この霊長類の飼育にあたっての、そのふん尿でありますとか、汚水等の処理の問題でありますけれども、これにつきましては、排水処理システム、これが設けられておりまして、企業として適正に処理をされているようであります。この排水処理システムの内容でございますが、名称としましては、接触ばっき方式浄化槽、最大処理能力として1日230tの処理能力があると伺っております。

13番議員(前原六則) いろいろ聞いてみますと、何か、新日本科学の何というんか、ベースですね、物事が進んでいるような気がしてならないんですが、最初、処分に当たってのですね、処分委員会とか、それから、これを新日本科学が落札するまでの間ですね、平成14年の第1回目の入札が不調に終わった、それから以降、短期間の間にですね、どうも新日本科学が進出して来るようなベースが、いろんな答弁書とか、時系列的に並べてみればですね、私としては見れるような気がするんです。最初の新日本科学誘致についてのですね、誘致にあたっては非常に落札しやすいといいますが、取りやすい形の状況が最初はあって、その後の活用というのが、最初の趣旨にあったような形で進んでいるのかなと思うようなところがあるわけです。今後、こういうことを考えるときにあたって、文書等を交わして、今後あるべき姿にするべきじゃないかなというふうに考えるところです。1企業ですから、相手はですね、1企業ですから。産・学・官で誘致したと、そこあたりの趣旨を十分に考えながら、

開発にあたっては、かん養林であります、そういう広葉樹林をですね、今後切り開くことなく、利用するのが初期の目的じゃないかなというようなことを思っておりますので、そのあたりを再度お聞きいたします。

市長（豊留悦男） メディポリス医学研究財団の企業としての特殊性はございますけれども、あの立地の場所が閉鎖された空間であってはいけないと思っております。地域に信頼され、地域に根付く企業こそ、これから私たちの指宿にある施設として、私たちが誇れる場所であろうかと思えます。メディポリス指宿についても、メセナ活動、つまり、企業の社会貢献活動をしたいという一つの方針もございます。私がもしそのメディポリス財団の理事として就任し、いろんな会議に参加できる機会があるとすれば、議員が今ご指摘くださいましたこのことは、責任を持って、市民を代表する議会の意見として、私は意見を申し述べたいと思えます。そういう意味で、メディポリス指宿医学研究財団の今後の在り方については、私どもも、私を含めて一緒にこの財団をどうしていくのか、そういうことについて、私も勉強させていただきたいと思えます。

13番議員（前原六則） ありがとうございます。最後に、この3月で退職されます職員の皆様、長年、市政発展に携わり、本当にご苦労さまでございました。深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、健康に十分留意され、今後とも地元でその経験を活かされることをお祈りいたします。

#### 延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は23日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新 村 隆 男

議 員 井 元 伸 明

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成22年3月23日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第30号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第31号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第32号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第33号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第34号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第35号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第9 指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	教育長	田中民也
総務部長	秋元剛	市民生活部長	新村光司
健康福祉部長	田代秀敏	産業振興部長	井元清八郎
建設部長	吉永哲郎	教育部長	屋代和雄
山川支所長	岩崎三千夫	開闢支所長	吉井敏和
総務課長	渡瀬貴久	人事秘書課長	邊見重英
企画課長	高野重夫	地域福祉課長	久保憲一郎
財政課長	富永信一	市民協働課長	上村公德
長寿介護課長	迫田福幸	健康増進課長	中村幸男
農政課長	浜田淳	商工水産課長	野口義幸
観光課長	大岩本稔	建設監理課長	石口一行
社会教育課長	大浦誠	水道課長	大道武雄
唐船峡副支配人	下吉耕一	環境政策課生活衛生係長	西浩孝

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元順一	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	宮崎勝広
議事係主査	濱上和也		

開 議

午前10時07分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

19日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、大保三郎議員。

18番議員（大保三郎） おはようございます。18番大保三郎です。

この3月31日をもって退職されます職員の皆様には、長い間、指宿市発展のためにご尽力いただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。今後とも市政発展のため、それぞれの地域の発展のため、その豊かな経験を活かし、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは通告してありました五つの事項について、順次質問させていただきます。

まず、職員給与についてですが、昨年9月15日の同僚議員の質問に対し、平成21年4月までに対象となる職員の格差是正を完了したとの答弁でございました。一方で、給与制度に不満があれば、職員団体に寄せていただき、どのように調整していくかということになるのかという答弁をされています。職員が個々に担当課に、あるいは職員団体に調整の申し立てを行えば協議すると解釈してよろしいのでしょうか。また、現給保障を受けている5級職23名、6級職員37名、計60名の地域別人員数、指宿・山川・開聞別を示してほしいと思います。

本年1月15日付け読売新聞において、実際の役職よりも高い給料を支払うわたり、不適切昇給が行われているとの報道がありました。この指宿市においても、対象人員が今年の4月現在、116人いると指摘されております。116人の地域別人員数を示してほしいと思います。

次に、定住促進策について伺います。現在の定住促進条例においては、従来の指宿市民が適用されず、若者が市外に流出する可能性があります。市内在住の40歳以下、あるいは義務教育就学者を有するものに対しても支援をする必要があるかと思いますが、見解を伺います。

また、若者の定住促進策として、保育料の値下げも検討する必要があるかと思いますが、県内各自治体が医療費免除など、子育て支援としていろいろな政策を実施していく中で、指

宿市は3年かけ、保育料の値上げをいたしました。多くの市民の期待にこたえる豊留市長の変わる勇気、変えるという力強い言葉に賛同した多くの市民の期待にこたえる第一の政策として、是非、保育料値下げを実行してほしいと思うところでございますが、市長の見解を伺います。

次に、20年度、21年度の市長の県外出張の回数と宿泊日数、同行した職員の旅費手当等を含む総額はどのようになっているのでしょうか。

最後に、唐船峡そうめん流しについて伺います。夏場は盛況であろうと思いますが、冬場は経営上問題があると思います。どうでしょう、冬場を閉鎖する考えはないかを伺い、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 定住促進制度に関しましては、転入者に限らず、市内在住の若者の新築又は空家住宅購入に助成できないかということでありますけれども、指宿市定住促進条例は、市外に居住していた者が本市の助成対象地域に転入し、住宅を新築又は購入することによって、定住を促進し、もって人口の増加を図るとともに、豊かで活力に満ちたふるさとづくりに寄与することを目的としております。補助金及び助成金制度に対する市の基本的な考え方は、公益性、必要性、有効性があるもので、個人資産の形成や事業経費への補助でないものとしております。そのような中で、本条例は旧山川町の定住促進制度を引き継ぎ、合併と同時に新指宿市において制度化したものでございます。本市の定住人口の増加を図り、地域の活性化に資するための制度で、公益性等があることから、Iターン者を対象に特例的に個人資産への助成を定めたものでございます。なお、この定住促進条例につきましては、制度の効果を検証するために、平成21年4月1日から平成24年3月31日までを適用期間として考えているところでございます。

保育料の値下げについてでございます。保育料につきましては、規則で定め、扶養義務者の負担能力に応じて七つの階層区分と、3歳未満児及び3歳以上児の場合の2区分により設定しているところでございます。保育料につきましては、国から基準額が示されておりますが、指宿市においては、保護者の負担軽減を図るため、国の基準額を下回る独自の保育料を設定しております。また、急激な増額ではなく、平成20年度から平成22年度までの3か年で段階的に保育料の見直しを行っているところでございます。保育料については、平成20年度改定時に、負担水準を合併前の旧1市2町の平均額まで見直すことを基本として設定しております。また、低所得者、母子家庭、障害者世帯についても、保育料を据え置き配慮したところでございます。受益者負担の適正化という観点からも、保育料についても一定の負担が必要と判断しているところでございます。

なお、職員給与につきましては総務部長に、市長の出張等につきましても、同じく総務部長に、唐船峡そうめん流しについては開聞支所長に答弁をさせます。

総務部長（秋元剛） 格差是正についてのご質問でございましたが、職員の給与制度について、

担当課に又は職員団体に申し立てを行えば協議すると解釈して良いのかというような内容であったと思っております。まず、合併に伴うところの格差是正、これにつきましては議員ご案内のとおり、平成21年4月で格差を是正をしたというふうに考えております。職員の給与、勤務時間その他の勤務労働条件につきましては、地方公務員法の規定により、職員団体から適法な交渉の申し入れがあった場合には、地方公共団体の当局はこれに応ずべきとなっております。したがって、職員の給与制度の勤務労働条件につきましては、これまでも、職員団体と協議を行ってきておりますし、また、職員個々がそれぞれ疑問に思うところがあるとすれば、その内容照会等については、個人情報として取扱い、人事秘書課で対応できるものと考えております。

それから、現給保障を受けている5級職員、6級職員の地域別人員を示してほしいということでしたが、現給保障を受けている5級職員23名、6級職員37名、計60名の地域別につきましては、指宿地域が43名、山川地域が9名、開聞地域が8名となっております。

わたりによる不適切昇給を受けた116名の地域別人員を示してほしいというふうなご質問であったと思うんですが、先般、新聞報道にありました「わたり」につきましては、この地域別人員は、指宿地域の職員が74名で、当該地域職員数の58.3%、山川地域の職員が27名で、当該地域職員数の57.4%、開聞地域の職員が15名で、当該地域職員数の50%となっております。

なお、この「わたり」の内容について少し補足をさせていただきたいと思いますが、公務員の給料につきましては、その職務の内容と責任の度合いに応じて、給料表の級が定められており、国は10級制、本市は7級制となっております。今回、新聞報道等で指摘をされている事項につきましては、例えば、国家公務員の係長が4級の給料であるのに対し、本市の係長は5級であるといったようなことであります。しかし、国家公務員の標準的な官職を定める政令では、従前は主査であったものが係長という官職に改正されていることや、本市の係長の場合には、その下に主査と主事・技師等という複数の職があるのに対し、国の係長の場合には、その下に係員という職しか置いてなかったというような実態がございます。したがって、これまで、多くの自治体もそうであったように、本市も国の係長の職務内容については、主査に相当する職であると考えておりました。また、国家公務員の昇任状況について少し補足をいたしますと、国家公務員におきましては、入省後は概ね5年目で係長に、概ね8年後に課長補佐に昇任しているようではありますが、本市の場合の昇任については、入職後、概ね12年で主査に、そしてポストの数等により、概ね20年で係長に昇任しているといったような実態がございます。このように、国と本市の職制に違いがあることに加え、国の場合は10級制の中に各職務を割り当てているのに対し、本市の場合は7級の各職務を割り当て、さらに、実質6級までの運用を行い、総人件費の抑制を行っているという実態もございます。こういった国との認識等の違いから、これまで指摘されてこなかった事項が今回指摘された

ことについて、遺憾に思うと同時に大変困惑をしているところでございます。

それから、20年度、21年度の市長の県外出張の回数と宿泊日数、同行職員の旅費等を含む総経費についてのお尋ねでございました。市長の出張は市長が市を代表して行うものであり、主なものといたしましては、近畿指宿会をはじめ、県外の郷土会総会や全国及び九州市長会への出席、そして、姉妹都市を訪問しての相互交流や関係機関への要望活動が挙げられます。人事秘書課が所管する予算で支出いたしました、これら市長の県外出張は、平成20年度が、16回、31泊、そして、同行職員を含めた総経費が276万8,577円であります。同様に、平成21年度が2月末現在で、9回、10泊、同行職員を含めた総経費が91万4,850円となっております。20年度支出額が21年度に比較をいたしまして、3倍を超える支出となっておりますが、その主な要因につきましては、平成20年度に、姉妹都市ロックハンプトン市との姉妹都市再盟約公式訪問や、千歳市市制50周年訪問があり、また、他課で所管する事業で人事秘書課の予算から支出したものといたしましては、かつお漁船誘致トップセールスが2回、子ども映画祭打ち合せ等の出張があったことによるものでございます。一方、担当課が旅費を支出をし、市長が県外に出張したものは、期成会での国道226号中央要望、篤姫関係などがあり、平成20年度が8回、8泊、同行職員を含めた総経費が44万9,290円、同様に、平成21年度が2月末現在で5回、8泊、同行職員を含めた総経費が67万9,770円となっております。

開聞支所長（吉井敏和） 市営そうめん流しの冬場の閉鎖についてのご質問をいただきました。

県では、鹿児島島の魅力を全国に紹介するため、鹿児島よかところ百選を四季の旅、浪漫の旅、海道の旅、躍動の旅、食彩の旅の5分野に分けて取りまとめたPR用の本を昨年3月に発刊しており、唐船峡そうめん流しは、食彩の旅で紹介された百選の中で、薩摩が生んだ食の拠点、ザ・エンターテインメントとして、また、回転式そうめん流し発祥の地として紹介をされておるところでございます。しかしながら、ピーク時は年間30万人を超える来客数で賑わいましたけれども、平成16年度以降、20万人を割り込むまでに落ち込んでおり、特にそうめん流しは夏場の風物詩というイメージから、冬場の来客数が落ち込む状況にございます。このような中で、民間事業者が冬場休業している期間中、少ないとはいえ月に5,000人から9,000人前後の入込みがございます。しかも、この時期のお客様の多くが、インターネットや情報誌、マスコミなどからの情報で訪れる県外、外国からの観光客でございまして、短期間でも休業することは、指宿観光の魅力の一つが失われることにつながると考えているところでございます。営業面から考えますと、入込み客の増加対策は非常に重要なことから、冬場対策としてマス釜めしや豚丼などのメニューを新たに開発し、一方で、九州新幹線鹿児島ルート of 全線開業にあわせて、福岡や関西方面の観光客や修学旅行の誘致を図るため、平成22年度から鹿児島県大阪観光連絡協議会へ加入し、旅行代理店などにPR活動をより一層強めながら誘客促進を図り、健全経営に努めながら市営そうめん流しを、年間を通じて営業していくことは、指宿観光にとって重要なことであると考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） わたariを受けた職員で、山川でですね、27人という、今発表があったわけですが、これは合併後ですか、合併前ですか。

総務部長（秋元剛） 合併後の状況というふうにお考えいただいて結構だと思います。

18番議員（大保三郎） そのわたariがですよ、格差是正のために行われたと理解してよろしいでしょうか。

総務部長（秋元剛） 通常、わたariと申しますのは、職務の分類、これを超えて一定の在級年数を満たした後に、上位の級に昇格をさせるというのが一般的にいうわたariであるというふうに思っているわけですが、今回の場合のわたariにつきましては、冒頭申し上げましたように、国の方は10級制を用いております。国は、この10級制の中で、例えば、10級が課長、8級が室長、7級が室長ということで、それぞれの級に1級から10級まで職務を配分をし、それに基づいて給与を運用することとしております。今回、その一方で、指宿市につきましては、基本的には、職務は部長、課長、主幹、係長、主査、主事、主事補、技師補ということで、職務を分類をいたしておりますので、7級までの給与を導入をいたしておりますが、この7級までの間に、ただいま申し上げました職務というものを配分をしております。したがって、こうした配分をする中で、例えば、国の方では3級については係長として、ところが、指宿市においては、主事、技師が3級に充てられている。これは国の職務を超える給与ではないかと、こういったことで、わたariであるという指摘を受けているわけですが、合併後の給与につきましては、国家公務員に基づきまして、私どもとしては適正な給与となるように努力をまいったところでありまして、これまで、この件につきましては、全く指摘を受けていなかったわけですが、今回、国との比較でわたariだと言われていることにつきまして、私どもとしては困惑をしている状況でございます。

18番議員（大保三郎） 私の質問には全然答えていないような気もするわけですが、私は、山川の職員のわたariは合併後に給与格差を是正するために使ったのであれば、あるいは、ある程度理解を示していいんじゃないかな。こう思っているところですが、その辺をお答えください。

総務部長（秋元剛） わたariと給与格差是正と一緒にお話しをされましたので、私の方もちょっと答弁の方が適切でなかったかもしれませんが、格差是正につきましては、条例でありますとか、規則に基づいて、この職務分類表、職務を定めた給与表でございますので、この中で在級2年と申しますか、それに沿って給与の調整をいたしておりますので、それに基づいてわたariが生じているということではございません。

18番議員（大保三郎） 給与格差をする時点で、わたariを使わずに給与格差の是正がどのような手法でできるのかなと、私は不思議に思うところですが、ちょっと難しい問題になるかと思いましたが、合併前、指宿はわたariだったと思うんですが、そのわたariにより高給となってですね、合併によって現給保障を受けているわけですよ。そうすると今度は、

その現給保障を受けている職員がいる一方で、どんなに働いてもどんなに長くおっても、その職員の給料、その上限にいる職員の給料に追いつかない職員もいるんですよ。市長、どんなに働いても、あの職員には若い人たちは追いつかない。こういう現状を市長はどのように思われますか。

市長（豊留悦男） 特に給与、人事関係については、透明性があり、公平・公正な見方で、給与等については検討を加えなければならないと考えております。もしご指摘のような、問題となるような事実があるとすれば、今後、いろいろと検討しなければならないと思っております。今後、この給与体系等については、私にも十分勉強させていただきたいと思っております。

18番議員（大保三郎） 市長が今後検討するという事になればですね、非常に一步踏み込んだ形というふうに理解したいと思っておりますが、職員の給与はですよ、市の定める職務表、いわゆる号級表ですよ。この中に全職員が入っていると思うんですよ。入っているのであれば、50歳までは4級まで上がります。55歳から2級しか上がりませんという段階で、その人に追いつかないということはあるわけですよ。現給保障でそこで止まっている、高止まりで止まっても、7級職を使っていないんですけども、その現給保障を受けている方はみんな7級職のところにあると、こう考えてよろしいでしょうか。

総務部長（秋元剛） まず、この市町村合併に伴うところの格差是正の方法、これについてはきちっと理解をする必要があろうと思うんですが、格差是正の方法につきましては、合併前に合併協議の事務局で草案をいたしまして、それが3首長の中で検討がされ承認をされました。そして、それぞれその案を持って指宿市職員労働組合、あるいは山川町職員労働組合、開聞町職員労働組合、こことそれぞれ協議をいたしまして、これでいいという内容のもとに法定合併協議会に報告をし、承認をされた内容であります。したがって、私どもとしては、この方法に基づいてこれまで調整をしてきたところでございます。そうして給与の運用をする中で、現給保障、合併後の給与の統合を図るときにも、これは合併協定書だったですかね、その中でも定めておりますが、現給を保障するという形の中で調整をするというふうになっているところでございます。その後、新市になってから新給与制度、これを導入をいたしております。4%程度給与を引き上げたものがありましたけれども、この中でも現給を保障しながら調整をしていくということでございます。したがって、今現給を保障を受けている職員につきましては、3級から6級まで、7級は運用しておりませんので、3級から6級までに存在をしております、指宿市職員で111名、山川職員で81名、開聞職員で43名、235名がただいま現給保障を受けているところでございます。加えて申し上げれば、給与の調整というものは、低い給与水準を導入する場合には、現給保障を実施をしながら、若い職員が新たな給与を進んでいる。そして経年的に経過することによって、一つの制度ができ上がる過程の現象であるというふうに私どもは捉えております。

18番議員（大保三郎） 私は、その現給保障を受けている方々は、職務給、号級表の中に当

てはまっていますかという質問をしたんです。

総務部長（秋元剛） 職務給の中で当てはまっているかということになりますと、それは職務給の中で調整をいたしております。

18番議員（大保三郎） 当てはまっているかということで、調整じゃなくて、その6級の中に全員入っていますかということです。そうであれば、あの人の給料には追いつかないということはありえないわけですよ。ちゃんと長年勤めておけば。どうでしょうか。

総務部長（秋元剛） 6級の場合でありますと、現給保障を受けているのは最高号級を超える職員でありますので、それは給与が昇給が停止をしているわけでございます。同じ級の中で追いつくか、追いつかないかという問題もありますが、それにつきましては任用の問題が絡んできますので、一概に追いつくということにならないのではないかとこのように思っております。

18番議員（大保三郎） どうも答弁はかみ合っていないような気がするんです。6級の中に入っていないということが今あったわけですが、その職務級に入っているかどうかというそれだけです、私が聞いているのは。

総務部長（秋元剛） 先ほど来申し上げておりますが、給与条例でありますとか、規則に基づいて職務表の範囲と申しますか、職務表に基づいております。したがって、端的に言えば入っていると、そういうことでございます。

18番議員（大保三郎） 端的に入っておけば、6級の最高峰のところには誰でもいけるんだと、今の職員であれば、そういうことじゃないんですか。

総務部長（秋元剛） 最高号級までいけるかということでございますが、例えば、新給与制度を導入をしたときに、最高号級が以前が50万であったと、導入したときには40万になっていると、そうしますと、現給保障ということでございますので、既に到達をしている50万の方は50万のままで据え置くと。新たに後から追いかけてくる職員につきましては、新給与というのは最高号級が40万であれば40万、そういう形になると思います。

18番議員（大保三郎） 今、50万というのが出たんです。条例で定める職務級にはですね、6級で50万というのはないと思うんですが、その辺のところ、入ってないと、はっきりと答えていただければ、次の質問がやりやすんですけど。

総務部長（秋元剛） 先ほど50万、40万と申し上げたのは、分かりやすいかなと思って申し上げましたので、それぞれの給与の最高号級というのは別に定めてあるわけでございます。先ほどから、議員の方からご質問があるわけですが、私どもは、職務級については適正に運用をいたしておりますので、範囲に入っていると、そういうことあります。ちょっと私の理解の方が、議員が考えていらっしゃるのと理解不足な点があるかもしれませんが、職務級についてはきちりと運用をしていると、そのように考えております。

18番議員（大保三郎） あまり話、先に進みませんけれども、先ほど合併協定書、合併前の

ことも言われました。旧自治体間の標準職務表と昇格基準ですね、これを検証し、新市ですよ、標準職務表と昇格基準を作成、運用する前にですね、このような給与格差というのは是正しておけば、こう何年も引きずる問題じゃなかったんじゃないかと思うんです。今の答弁を聞いていても、山川・開聞地域に関してはですね、合併後でもありますけれども、執行部側においては吸収合併というような感覚を持っているんじゃないでしょうか。最近の、ちょっと違いますけど、山川・開聞の支所の取扱い、農政ワンフロアにしてもですね、進め方を見ても、議会にも予算化するまで何ら説明もなし。給与格差に対してもですよ、合併前の各自自治体の責任といているように思えるんですが、市長、私の言葉はちょっと激しいでしょうか。その辺をどうとらえていますか。

総務部長（秋元剛） 今、議員の方から、今の段階ではそういうお話しをするのもどうかという時世であります、合併する時点で、旧指宿市の者としては、吸収合併という概念を持っていたのではないかというようなことだと思うんですが、決して、私どもはそういう概念というのは持っておりません。あくまでも、1市2町の対等合併ということで事務を進めてまいりましたし、給与につきましても、合併事務局の事務局内において、異なる給与についてはどうがよからうかという議論をし、合併協議会の中でも、指宿市の給与というのは高いという批判を受けたところであります。他市の合併の状況をここでお話しすることでもないかとは思いますが、そのままの状況で統合しているところもありますが、私どもとしては、指宿市の職員については給与を抑制し、そして、山川・開聞地域の職員の皆さんの給与は引き上げていこうということで、そういう話し合いになったところであります。加えて申し上げますと、そういうことですね。

18番議員（大保三郎） 先ほど部長からですね、合併協議会で協定書に基づいてやっているんだと、こういう話もあったわけですが、市長にお伺いしたいと思います、合併協議会では総合支所方式ということで協定書を交わしてやっているんですが、今の山川・開聞、市長は市長に就任されてから訪問されたことはおありでしょうか。

市長（豊留悦男） 私は就任以来、職員の勤務状況、そして、いろいろな職務の実態を把握するために、本庁舎はもとより、山川・開聞庁舎においても数回その状況を把握しております。そして、いろいろな職務上の問題、職務推進上の問題があるとすれば、どのように解決をすべきかということについても、今、私なりに勉強をさせていただいているところでございます。

18番議員（大保三郎） 行かれていますということであればですね、山川支所の2階、がら空きですよ。総合支所方式というのは何だったのか、こう思うところでございます。合併協議会の拘束力といいますか、いつまでこれは尊重すべきもの、もう今形は崩れていると思うんですよ、合併協議会の協定書なんちゅうのは。その辺をどのようにとらえているでしょうか。

総務部長（秋元剛） 合併協議会の協定というのは、お互いに合併をすることによって、非常に厳しい財政状況の中で、市民のニーズに耐えうる組織をつくっていかうというのが合併協議の本旨であろうというふうに思っております。組織につきましても、総合支所方式ということでスタートをいたしておりますけれども、基本的には、新市建設計画の中でも財政計画を立てておりますけれども、現行のサービス水準を維持するためには、今後、効率的な行政を進めていかなければならないということで、200名の職員を減じたもので計画をいたしているわけでございます。したがって、現在の合併協議会の方針に基づいて、現在の組織というものも運営をしているというふうに理解をいたしております。

18番議員（大保三郎） 部長が合併協議会を出したもんだから、こういう話にちょっとそれましたけれども、私どもは支所を見たときにですね、合併協議会の意向というのは全く生かされていない、本当に吸収合併そのものだと、こう思わざるを得ないような状況じゃないかと思っております。

ところで市長、合併協議会で私は昨年でしたかね、質問したことがあります、技能職の格差の是正はしないんだと、こういうことで、前・田原迫市長に一蹴されたわけですけども、この山川地域の技能職はですね、55、6だと思わんですが、今、指宿市の35、6歳の職員よりも数段給料も安いんです。勤務年数も20年ぐらい差があるわけですよ。20年以上勤めて、20歳以上年下の人よりはるかに給料が安い。そして同じ職場で働いている、同じ仕事をしている。このことに対して、市長の考えを伺いたしたいと思います、どのような心境で働いているのかなと思うところですが。

市長（豊留悦男） ただいまご指摘のような事実があるとすれば、私も、その給与体系、給与がどのような経緯を経て、どのような職歴を経て、どのような実績を経て、そのようになっているかを検討しなければならないと思います。特に、給与等について不平不満があるとすれば、その不平不満の在りどころ、根拠を明らかにすべきだろうと思います。ですから、今後いろんな関係団体との話し合いの場があるとすれば、私も、誠意を持ってその場に臨みたいと考えております。

18番議員（大保三郎） 教育長にお伺いしますが、指宿市出身、山川出身、開聞出身おられます。教育部署においても技能職が多いわけですけども、開聞の唐船峡が技能職があるわけですが、技能職の給料というものをですね、それぞれ把握しておられるでしょうか。そしてまた、その年齢、勤務年数、給料等に把握しておられれば、それらに対する教育長の見解というものを伺いたしたいと思います。

教育長（田中民也） 学校給食センターの職員、併せまして学校主事など、旧3市町の職員間の給料月額に違いがあることは認識しております。併せまして、この方々が大変かねてからご苦労いただいていると、このように思っているところでございます。

18番議員（大保三郎） 市長は今また、給料関係が隔たっていれば検討したいという、あり

がたいお言葉をいただきましたけど、市長、労働者の基本だと思うんですよ。同一価値労働をしたらですよ、均等待遇、同一賃金、こういうことを検討して、今後、技能職においても、教育長もその差は認めております。今後検討するということをお約束していただけるでしょうか。

市長（豊留悦男） 先ほど申し上げましたように、どのような経緯でその給与に対する差額が生じているのか。これまでの経緯を慎重に検討しなければならないと考えております。先ほど私も申し上げましたように、職員の給与については、今後、様々な観点から検討を加えていかなければならないと考えております。特に、この職員の給与等については、人事評価や自己申告等を通した、適切な、そして公平・透明な給与体系を確立する必要があるかと考えております。今後、市の職員の給与体系、給与等については、様々な関係者のご意見、それから、ご指導をいただきながら、今後、どのような体系で給与を見直すかということについても検討をする必要があるかと思っているところでございます。

18番議員（大保三郎） よろしく申し上げます。

それでは保育料について伺います。保育料の値上げは、まず20年、21年、22年度とかけて近隣自治体、あるいは類似団体とですね、同程度としたということですが、先ほどもありましたけれども、激変緩和策だということで3年かけてやったんだよというような思いやりみたいですね、言葉も出ましたけれども、値上げされた方はですね、毎年毎年首を絞められているようなもんですよ。毎年2,500円ずつ上がっていく。また、特に、20年度に入園された父兄は3年間、またかまたかという思いだったと思います。22年度に入園される方はもう決まっておりますから、それは納得して入られたと思うんですが、この保育料、そのこと自体、負担できる範囲内と言われましたけれども、これは昨年の納税による査定であってですね、昨年はできたけれども、収入も良かったけれども、今年は失業もしたし、仕事も減ったということがあろうかと思うんですよ。昨今ですね、経済状況の悪化、失業者増、そしてまた、農家は19年度は霜の害、21年度にひょうの被害、今年もあの雪の後の2、3日後の霜ですね、実えんどう、スナップえんどう、もう収穫できなくなっております。このようにですね、一時的な災害、突発的事故ですか、一時的収入の大幅減少というのはある程度考慮すべきじゃないか。こういうことからしたときに、22年度の保育料値上げというのは見送るべきじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 議員が今ご質問の中にありましたように、昨今の経済的な状況というのは、あまり喜ばしい状況ではないという部分については理解いたしております。それから、22年度の保育料の部分についてですけれども、20年から22年、3か年かけて保育料を旧3市町の合併前の平均のところまでもっていきこうということで、ご説明申し上げて今現在にきております。市の保育料につきましては、国の保育料の基準がございましてけれども、その減額した保育料を設定しているところでございます。その基準額を下回る部分につきま

しては、市が応分の負担をしているという状況でございます。22年度以降につきましては、国においては、児童手当に代わる子ども手当制度の創設、または父子世帯への児童扶養手当の拡充など、子育て世代への経済的支援が行われようとしております。私ども22年度までの保育料の改正につきましては、今年度が最終年度ということもございまして、計画どおり実施したいというふうに考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） 昨年はですよ、保育園に入っていたんだけど、待機児童じゃない、どの保育園にも入れない、家庭でみると。昨年入っていた園児でですね、今後入らないというのが把握できてなければいいんですが、できていればお教えいただきたいと思います。

健康福祉部長（田代秀敏） 卒園ということではなくてという意味合いでしょうか。要するに、昨年度、保育園に入所していて、その方が今年度は入らないという状況の話でしょうか。議員がお尋ねの部分につきましては、ちょっとそういうような調べものというはしてございません。全体的に、私どもが乳幼児という部分でおさえているのが、市内に2,429名程度。その中で、保育所または幼稚園、認可外の保育所、さつき園、児童館、こういうところで1,546名の子供が入ってございます。そして、残りの883名という子供が家庭の中で、保護者のもとで育てているという状況かと思っております。

18番議員（大保三郎） この883名が保育園に入っていない、家庭で見ている。いろんな家庭の事情があろうかと思えますけれども、その家庭保育をしている現状というのは、保育料の負担、こういうものがあるんじゃないかと思うんですが、このように、これは困難というか、入れないというか、家庭で見れるからということもあろうかと思えますが、こういう経済的な問題、これを調査したことはないんですか。

健康福祉部長（田代秀敏） 市内の乳幼児を抱えていらっしゃる世帯についての給与の把握という部分についてはしておりません。

18番議員（大保三郎） 市長の県外出張の件ですけれども、21年度は200万を超えているわけですが、昨年は90万。市長、この市長の出張というものについてのこの金額というのは、どのようにとらえていますか。

市長（豊留悦男） 1年間を通じまして、市長として県外出張で何を求めているのか。その県外出張の目的、趣旨というものを十分理解しておいた段階でないと、その金額等については、私が今、適当であるかどうかということとは言えないところでございます。その県外出張という、その出張に見合うような旅費といいますが、経費といいますが、その経費が市政の運営、市政に生かされるようなものであれば、私は当然だろうと思っておりますけれども、具体的に、今後、その出張の状況、または、その出張の必要性等を考えながら、それが妥当なものであるのかどうかということについても、私なりに検討を加える必要があろうかと考えております。

18番議員（大保三郎） 今まさに求めるような答弁だったわけですが、関東、関西、中京、

いろいろな郷土会があります。それぞれで高齢化が進んでいるんですよね。市が積極的に働きかけ、若年層の参加も促していただき、もちろん市長、なぜこういうことを聞くかといいますと、せっかく行くのであれば、友好都市、姉妹都市、在住のですね、郷土出身者、この方々の把握をし、できれば懇談会もしてですね、ふるさと納税の呼びかけ、それらに結びつけて、言葉は悪いですが、対費用効果という怒られるかもしれませんが、せっかく行くのであれば、そういうことを呼びかけてほしいなと、そういう動きもしてほしいなあ、同行職員と一緒にですね、懇談会をして、一晩はやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

総務部長（秋元剛） ふるさと納税制度の取組でございますけれども、これまでふるさと納税につきましては、市長等が近畿指宿会でありますとか、関西かいもん会でありますとか、出会をするときに募集パンフレット等を配布をして、是非、指宿市のために寄附をお願いしたいということで、これまで20年度実績でも県外では6回、県内では2回、それから、21年度につきましても、指宿会等を中心に、県外6回、県内2回を市長等をお願いをしている状況でございます。

18番議員（大保三郎） 唐船峡に入ります。唐船峡の冬期、なぜ冬場に営業するのか。冬場に営業するメリットというのは先ほども支所長の方からはありましたけれども、ただのサービスじゃないかと思われるふしもあるわけですが、冬期営業のメリットをお教えいただきたいと思います。

開聞支所長（吉井敏和） そうめん流しの冬場の営業のメリットというご質問でございます。唐船峡そうめん流しは、旧開聞町が地域の活性化の一環として、地元雇用の場、地元物資の購買消費の場、そして、地域住民や観光客の交流の場として、昭和37年に開設以来、地域はもとより、県内・県外から多くの観光客等においでいただき、ご承知のとおり、昨年7月は平成に入ってから500万人という来場者を迎えております。近年、消費者の食に対するニーズの多様化やファーストフード店など、様々な外食産業の進出、さらに、低価格による食メニューの提供など、来客数の減少に影響を与えるような様々な要因も発生してきておるようでございます。しかし、そうめん流しは、災害による施設被害や工事等で休業してきたこと以外、昭和37年の開業から年末年始を含め、年中無休で営業してきたことが、一つのセールスポイントであろうと思っております。そのことが、冬場落ち込むといっても、月数千人のお客様においでいただいているというふうを考えております。今後も、南薩地域の食や観光の重要拠点施設として、営業実績を上げる工夫を更に重ねながら、誘客促進に努めていきたいと考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） 過去3年間の11月から2月、この4か月間の売上はですね、19年度が年間の11%、人件費が年間の26.5%、20年度の売上が年間の10.9%、人件費が23.1%、21年度の売上は8%です。先ほど支所長が言われた、マス釜めしを導入したと、売上は8%です、

わずか、4か月間で。人件費は23.4%。売上がこれほど落ち込んでいるのになぜ人件費は減らないのでしょうか。

開聞支所長（吉井敏和） 今、議員のご指摘にございましたけれども、冬の間お客様が最も少ない時期、仮に、11月から2月という形での資料を提供したと思います。過去3か年の売上額から賃金や原材料費を差し引いても、各年度プラスとなっているという状況でございます。そしてまた、パート等の雇用形態についても、年間パート、6か月パート、一般パートと、来客数に応じて雇用している状況で、冬場については、過去の来客数等を参考にシフト制により出勤日数を調整しながら対応していると。先ほども述べましたけれども、一つの地域商品の購買、消費の場、そしてまた一つは、地域の雇用の場でもあるというふうに考えているところでございます。また、原材料のほとんどを地元業者の方から購入していることもございまして、短期間であっても、休業することで市内の納入業者に与える影響、さらに、施設の清掃や機械、器具の維持管理も必要なことから、冬場の営業実績を上げる工夫をすることで、何とか、年間を通じた形での営業実績をプラスにできるだけ持っていくように、努力をしたいというふうに考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） 先ほど私が述べた人件費の中には、市の職員の、あるいは現業職の職員の給与というのは入ってないんです。それだけでもまだ6,000万近くのあれが年間ではあるわけですから、このサービスでいいのかということを考えていただきたいと思います。通年営業しているですね、季節的な食事処、私は、そうめん流しは夏のものだと思っておりますが、年間を通じて、市民に、また観光客に受け入れられるのか。釜めしをやっても売上はわずか8%まで落ち込んでいるじゃないですかと言いたいわけですが、先ほど、それぞれ年間、冬場の4か月間の売上が示していると思いますが、10月末をもって閉鎖することにより、観光客による、また市民による駆け込み需要というのも望めるのではないかと。そしてまた、3月桜の開花を前に開業することにより、市民に季節を知らしめることにもなります。新鮮味が出てきて、旅行エージェント等の春の目玉商品として、売り出しにも一役かうんじゃないかと思うんですが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

開聞支所長（吉井敏和） 先ほども申しましたけれども、一応、10月末をもって閉鎖をして、11月以降休んだらというお考えのようでございますけれども、20年度で申しますと、この時期に2万1,800名というお客さんが見えられているのも事実でございます。そうめん流しに限らず、指宿観光という全体の目から見たときに、そのそうめん流しがあることによって、指宿観光にも与える影響という部分考えたときに、一応、冬場でもお客さんが少なくとも営業する価値があるというふうに認識しているところでございます。

18番議員（大保三郎） 定住促進策について伺いますが、財政的に非常に厳しい現状です。金銭面でですね、支援するということは非常に難しいと、そう思いますが、遊休市有地の場合は看板が売り地で立っているわけですが、なかなか思うように売れないようでございます。

これらの土地を有効に使うためには、市内在住の若者が家を造りたいという場合はですね、その土地そのものを安くで貸して、そして、30年、40年住んだときには、また価格の問題もありましようけれども、交渉するなり譲渡するなりという方法もですね、私は定住促進のー環じゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

総務部長（秋元剛） 市有財産、これにつきましては、なかなか売却をしたいということで、いろいろ手続きをしているところですけども、なかなか今の経済情勢を反映してか、なかなか売れないという状況でございます。市内の若い方々に安くでこれを貸し付けていいのではないかとこともございますが、これにつきましては、条例、または議会の議決による場合でなければ適正な対価なくして貸し付けてはならないとされておりますので、安く貸し付けることも定住策ではございますが、市民の皆さんの間での均衡、これら等も考えますと、私どもとしては当面、市有財産については売却をする中で処分をしまいたいと、このように考えているところでございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開く、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 3番浜田藤幸でございます。皆さんおはようございます。今回、市議選の方で当選しまして、初めてこの壇上に上がらせていただきます。大変光栄に思っております。ひとえに感謝の一言でございます。ありがとうございます。まず最初に、3月末日をもって定年退職される職員の皆様、長年の間、公務に従事され、本当にお疲れ様でございました。今後も健康に留意され、第二の人生を謳歌されることを望みます。そして、行政の経験を活かし、指宿市の発展にその経験を活かし、助言をしてくださることをお願い申し上げます。また、先般行われました市長選に見事当選されました豊留市長に対し、心から敬意を表します。そして、執行機関として指宿市の発展に寄与され、指宿市が豊かになることを期待いたします。そして、第1回定例議会におきまして、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして3点の項目につき順次一般質問をいたします。よろしくお願い申し上げます。

まず1点目、指宿市の観光客誘致の具体策と受入体制の充実、すなわち整備についてお伺いいたします。

現在、旅行形態が団体型から個人型に変化しております。団塊の世代の大量退職、1年度の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を控えております。そして、九州・山口の近代化産業遺産群の世界遺産暫定リスト入り、日本政府が行っている2003年度からのビジット・ジャパン・キャンペーン、そしてまた、6月に新たに就航しております台北宮崎定期便、皆さんもご存じだと思うんですが、マリポート鹿児島港に入港して来ます観光船、国際観光船など、

観光客を誘致するキーワードといえますが、揃っております。いかに指宿市の魅力をアピールするかによって、指宿市の観光客の数が決まるといっても過言ではないと考えております。そこで、当該指宿市の観光客誘致に対する具体策と受入体制の整備について、まず1点目、お尋ねいたします。

2点目は、肝炎対策基本法の成立を受け、指宿市の支援策についてお伺いいたします。今現在、日本国内には肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が350万人以上存在すると推定され、肝炎が国内最大の感染症になっております。適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾病に進行する恐れがあることから、日本国民の生命及び健康にとって重大な問題となっております。昨年11月30日に肝炎対策基本法が成立し、この法律に基づく肝炎対策基本方針により、患者支援等、治療体制など、肝炎対策を総合的かつ計画的に推進することとされておりますが、この法律は、救済の理念だけを示したものであり、医療体制の整備や医療費助成など、基本法を具体的に実行する仕組みが整っておりません。多くの課題があるとされております。そしてまた、病院や地域によって治療成績に大きな格差があるなど、問題が指摘されております。この医療水準の均てん化は喫緊の課題とされているところです。国も肝炎対策の推進の予算案を今現在審議中でございます。カルテのない、投与の事実が証明できない薬害被害者、注射針の使い回し、また、輸血による感染患者など、今現在はインターフェロン助成以外は、何ら救済のない多数の肝炎患者がいらっしゃいます。そこでお尋ねいたします。指宿市も肝炎対策の推進の予算執行を契機に、行政の立場として支援をする考えはないのかお伺いをいたします。

次、3点目は、総務省所管の過疎地域集落再編整備事業があります。4種類ありますけれども、その一つの定住促進空き家活用事業の活用についてお伺いをいたします。現在、指宿市も鹿児島県の中では過疎地域に指定されております。皆さんもご存じのように、今、人口減少、そして少子高齢化、一層の進行が進むのは目に見えております。また、地区によっては如実に出ております。放置された空き家を市が取得回収し、または一定期間借り受けて、安く貸し出す方法でございます。空き家によっては景観上、または防犯、防災上の問題解決につながり、U・Iターンの受け皿としても活用できる事業でございます。この整備事業を活用する考えはないかお尋ねをいたします。

以上、3点を1回目の質問といたします。答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

市長（豊留悦男） 本市からの観光資源を最大限に活かし、誘客促進を図るための施策につきましては、例年、1月から2月にかけて、東京・大阪などの主要都市において、観光協会と連携し、菜の花キャンペーンを行い、本市の魅力をPRしているところでございます。更には、広域観光の推進を図る観点から、南九州市及び南大隅町で構成された、いぶすき広域観光推進協議会や、鹿児島市、霧島市及び南九州市で構成する、鹿児島県4地区観光連絡協議会なども、関東、関西、中国、福岡などの主要都市で、観光キャンペーンを実施し、広域的誘客

に取り組んでおります。また、いぶすき広域観光推進協議会においては、訪日外国人旅行者の誘客を図るため、県、県観光連盟及び県内関係団体等と連携し、昨年11月に香港、今年の1月に台湾へ赴き、現地旅行エージェント等への観光セールスを実施しております。このようなことから、今後も国内外からの誘客促進のためのキャンペーンや、観光セールスを県及び各関係団体と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと思っております。

なお、ご質問のございました受入体制の充実等につきましては産業振興部長に、肝炎対策の具体的な支援策については保健福祉部長に、定住促進空き家事業等につきましては総務部長に答弁をいたさせます。

産業振興部長（井元清八郎） 観光客へのホスピタリティー向上の施策として、外国人観光客にも対応した広域観光案内看板を唐船峡そうめん流しや観音崎に設置するとともに、観光案内のホームページにおいても、中国語、英語、韓国語で表記できるよう観光協会と協議してまいります。また、外国人観光客に対して、国際的に対応できる人材不足を補い、育成するため、外国人への基礎的知識の習得、ホスピタリティー醸成、コミュニケーション能力の習得など、国際感覚を身に付けた人材育成の研修や講座等を、県や観光協会並びにホテル・旅館業等の観光関係団体と連携し、充実・強化してまいります。こうした施策に加え、大河ドラマ篤姫で人気となった篤姫観光ボランティアガイドや、元気な山川まちづくりの会などとも連携し、本市の魅力ある観光資源を巡るルート造成や情報発信を行ってまいります。更には、本市内の観光スポットを巡る交通手段については、関係団体とも連携を図り、観光客の利便性を考慮したホスピタリティー溢れる運行体系等を構築してまいりたいと考えております。

健康福祉部長（田代秀敏） 肝炎治療等の市の支援策の考えはないかということでございました。肝炎対策につきましては、平成20年度から各都道府県等が実施主体となり、肝炎治療特別促進事業により、インターフェロン医療費助成事業や、無料肝炎ウイルス検査を実施しております。指宿市においては広報紙による正しい知識の普及や、窓口での事業の周知、申請書の交付申請に必要な住民票や市民税課税証明の無料交付を行い、県との連携を図っているところでございます。また、市においても健康増進法に基づき、肝炎検査を実施しており、毎年900名余りの市民が検査を行っている状況です。今年1月に施行されました肝炎対策基本法を踏まえ、国においては早期発見、早期治療の一層の促進を図るため、インターフェロン医療費助成事業の自己負担額の引き下げや、B型肝炎に対する製剤治療助成の追加、一人1回の助成を2回に拡充するなど、対策の強化を図ることとしております。今後、市におきましては、肝炎対策基本法に基づいて、国の定める指針及び基本的事項を踏まえ、各市町村は協力していくことになろうかというふうに認識しているところでございます。

総務部長（秋元剛） 定住促進空き家活用事業の取組についてのお尋ねでございましたが、定住促進空き家活用事業は、過疎地における定住を促進し、過疎地域の活性化を図ることを目

的に、平成19年度から実施をされている国庫補助事業であります。事業概要は、集落に点在する空き家を有効活用し、地域における定住を促進するための空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う、過疎地域集落再編整備事業のメニューの一つであります。補助率は、2分の1となっているようでございます。県内での実施状況は、平成20年度に奄美市、本年度は伊仙町が取り組んでいるようであります。本事業の実施にあたっては、まず空き家の存在を把握するため、地元自治会や建築会社等に調査の協力依頼をし、対象物件の存在、所有者、管理者等を把握し、所有者への10年以上の賃貸借等の意向確認を行う必要があります。次に、空き家物件の損傷、電気、上下水道、電話等の現況調査を実施し、相続関係を把握し、事業実施申請となるようであります。本市におきましては、市営住宅の整備・改善等を年次的に計画し、良好な居住環境の創生を図っていくことにしております。また、指宿市土地開発公社では宅地分譲を、いぶすき菜の花団地で実施中であり、家屋等の建築についても市内建設業者を指定業者としているところであります。このようなことから、定住促進空き家活用事業の実施につきましましては、市営住宅や民間賃貸借住宅等の状況を勘案しながら、総合的に判断してまいりたいと考えているところであります。

3 番議員（浜田藤幸） 2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、観光客誘致に対してでございますが、今現在、指宿市に滞在された外国人の宿泊者数を教えてください。

産業振興部長（井元清八郎） 平成18年度から申し上げます。1万7,567名、平成19年度が1万9,050名、平成20年度が2万1,133名となっております。

3 番議員（浜田藤幸） 先ほどの答弁の中に、多言語化すると、市のホームページをですね、答弁が出たんですが、今現在、何か国になっておりますでしょうか。

総務部長（秋元剛） 申しわけございません。正確な答弁をいたしたいと思っておりますので、後ほどお答えさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

3 番議員（浜田藤幸） 先ほどの答弁の中では、多言語化するという答弁をいただき、大変うれしく思ったところでした。ただ、現在、指宿市のホームページでは英語、韓国語、当然日本語です。簡体語は入っておりません。これは北京語、広東語のことです。確認をお願い申し上げます。

それとですね、マリポート、今、国際観光船が入っております。年間、今年度、何隻入港予定かご存じでしたら答弁をお願いします。

産業振興部長（井元清八郎） 入港の実績につきましましては、正確な数字は今後ののは私どもの方では把握しておりませんが、約年間30隻前後だと認識をいたしております。

3 番議員（浜田藤幸） そのとおりでございます。今年度はですね、44隻外国船籍が入っている予定でございます。これは延べ人数にしますと約2万5,000から2万8,000名ぐらいいは鹿児島に入ってきて来られます。これは外国船籍で、しかも約半数はですね、上海経由です。当然、こ

ちらの指宿市の方へもオプションツアーとして来られる方もたくさんいらっしゃると思います。その中で、指宿市のホームページが簡体語、当然、北京語、広東語ですけども、市長も北京の方に3年間いらっしゃいましたから、中国の事情もよくご存じだと思いますけれども、是非ですね、この簡体語を指宿市のホームページにも導入をお願いしたいと思います、その考えにつきましてどう思われますか。市長、よろしくお願いします。

総務部長（秋元剛） 先ほどご質問のあった市のホームページでの表記でございますが、議員ご案内のとおり、日本語、英語、韓国語の3か国語で表記をいたしております。この英語、韓国語につきましては、韓国からのお客様等の動向等も見極めながらこういう三つの表記をしているわけですが、議員の方からただいまご提案がありましたのは中国語であったかと思うんですが、これにつきましては、ホームページの容量でありますとか、これらも含めながら検討をさせていただきたいと思います。

3番議員（浜田藤幸） 検討ではなくですね、是非、導入してほしいと思います。実際、台湾または中国系からの観光客は必ず増えてくると調査も出ております。それで、中国語だけ、簡体語の方ですけども、入らないというのはちょっと不公平じゃないですか。私はそう思います。是非、導入を前向きに検討していただきたいと思います。

それとですね、市が観光用のDVDを作っております。このDVDに関する予算の金額と、その活用法についてお尋ねをいたします。このDVDをどこに何枚配るのか。その行動計画をお尋ね申し上げます。

産業振興部長（井元清八郎） 予算につきましては266万でございます、製作枚数は30枚で、この枚数をもちましてキャンペーン時、あるいは放送施設等々、あらゆる機会、このDVDを利用してまいりたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 今ちょっと枚数を聞いて驚いたんですけども、30枚でよろしいですね。普通民間でこういったDVDを作る際に、260万かけて30枚しかできないと。例えば、企業、会社のPRをするときに、こういうふうな予算の組み立て、これはちょっと私の常識の中にはあり得ません。30万使って300枚作ったというのなら分かります。それでその活用法についてなんです、この30枚をどこに配るご予定でございますか。答弁をお願いします。

産業振興部長（井元清八郎） これはそのまま差し上げるということではなくて、それを使って各キャンペーン等を、何回も繰り返し使うということでございます。

3番議員（浜田藤幸） 今はですね、このDVD、これはコピーすれば100円でもできる時代でございます。このDVDを何枚配ったか、何枚、何人の方に見ていただいたかによって成果が出てくると思います。そういうふうな活用の仕方をしていただきたいと、心からお願い申し上げます。

それと、平成17年度まで、旧指宿市が海外キャンペーンとして予算計上をしていたと思いますが、その期間と予算金額をお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 海外キャンペーン，旧指宿市でございますけれども，平成15年度が106万円，16年度が101万円，17年度が106万円となっております。

3番議員（浜田藤幸） 今現在，平成18年度から，この予算は計上されていないと聞いております。今後これを復活させるお考えはないのかお尋ねします。今，国の方も国策として外国人をたくさん呼び込もうと，国を上げて活動しているところで，平成18年度から逆行している施策を取っております。この海外キャンペーン，今後増えてくるであろう，東アジアからの観光客に対してですね，そういったキャンペーン活動を，予算計上をするお考えはないのかお尋ね申し上げます。

産業振興部長（井元清八郎） 18年度は106万円計上させていただいております。ただし，19年度が篤姫対策，それから，九州新幹線全線開業対策のために，国内観光客の誘客を優先するというので，19年度は計上いたしておりません。20年度はいぶすき広域観光推進協議会で，2名，31万5,965円，21年度が台湾で41万1,170円，香港が37万7,350円予算計上をいたしているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 是非ですね，この予算計上を増やしていただきたいと思います。その理由は後で述べさせていただきます。

これは要望になると思うんですが，新幹線が全線開通いたします。指宿駅には総合案内所を作ると，この間の同僚議員からの質問に対して答弁がありました。指宿市に総合案内所を作る。これは当然だと思います。これをですね，中央駅に案内所を，指宿市独自の案内所を作るお考えはもっていらっしゃいませんか。お尋ねします。

産業振興部長（井元清八郎） 市といたしましては，関係団体，観光協会と連携を取りながら進めておりますことから，市独自としての観光案内所を設置する考えは，現時点では持ち合わせてないところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 今後はですね，そういう面も視野に入れて，考えていただきたいと思います。これは要望でよろしいです。

今から質問するのは市長にお尋ねしたいんですが，市長も中国の方に3年間いらっしゃったと。その北京での人脈，その辺のことは私もお話ししたことはありませんので分かりません。中国に非常にお詳しいと思います。今，中国の方が皆さんもご存じかと思うんですが，GDPが世界第2位になりました。富裕層がですね，今たくさん生まれております。今，中国の方は，行かれた方もご存じかなと思うんですが，温泉がほとんどありません。中国は日本みたいに国民皆保険ではありません。民間の保険が一部入っているだけです。その点から，例えば，入院するとたくさんの費用がかかります。入院としても，通常の病気であれば10万前後入院費用がかかると思います。お金がなければ保証金制度をとってますんで，まず治療も受けられません。そういうようなお国事情があります。そういう中で，中国国民も予防の観点から，非常にその対策として漢方を使う，これは当然，東洋医学の観点からですが。指

宿市は温泉があります。この温泉はですね、国会議員の超党派で作っております勉強会の中でも出ておりますが、対予防医学的な効果がですね、約最低40兆見込まれております。それで、温泉地のあるところでは統計的にも病気の数が少ないと、そういうふうな結果も出ております。そういう観点から、今、中国の富裕層をターゲットにして、そういうふうな指宿市のですね、本当に豊かな資源があります。こういうものを力強く強力にPRして、今から中国の時代でございます。そういうような富裕層をターゲットにして、指宿市を豊かにしていかなければならないと、私は個人的には強く思っております。それで、市長にお尋ねします。この東アジア、当然、中国だけではなく、今現在、一番多いのは韓国からの観光客です。あと台湾。その辺の基幹産業である指宿の観光。総合的に判断しまして、市長はどのように、この指宿市を豊かに、または発展させていくのか。具体的な活動の指針を、今回、私は一般質問で知りたかったのが本音でございます。市長のそういったお考え、市長も思いがあって指宿の市長に立たれたと思います。そういう意味で、市長の個人的な見解、そういうものも含めてご答弁お願いできませんでしょうか。よろしく申し上げます。

市長（豊留悦男） 先日、私、唐船峡に食事にまいりました。その会場に中国人の方々が数名いらっしゃいました。ちょうど中国は旧正月でございまして、学校や会社が休みということで、指宿の旅を楽しみたいというような話でございました。その中で奇しくも議員のおっしゃったことが話題になりました。寒い中国では、冬場はゴルフもできないし、旅行も満足にできない、そういう状態があると。となれば上海からわずか1時間半程度で来れる九州は、これから私たちにとって大変魅力のある場所になると、そういう話をいたしました。先日、大型観光客船で中国人が1,200名程度だったでしょうか、天文館あたりで買い物をしたという記事もございました。いろいろな観光エージェントとか団体が、中国人を対象にしたいろいろな魅力ある商品売り出してあります。そういう意味で、私も、今後、指宿の観光を基幹産業、大きな一つの柱として考えるならば、東南アジア、中国に開かれた指宿の地理的な利便性を活かした、そういう観光商品、旅行商品を民間と連携をしながら、エージェントと一緒にしながら、売れる企画を作っていかなければならないと考えているところでございます。

なお、中国のそういう観光客につきましては、鹿児島県も力を入れながら、九州新幹線全線ルート開業に伴う中国旅行者を、いかにして鹿児島に呼び込むかという、そういう戦略を練っているようでございますので、私も、そういう実情を把握しながら、中国に限らず台湾、それから、いろいろな東南アジア諸国の観光客を指宿に誘客できるような、そういう方策を今考えなければ遅れてしまうだろうと考えているところでございます。

ただいま質問にありましてとおり、私も、中国で暮らしておりましたけれども、現在の中国は大変発展し、そして、中国に住む中国の人たちというのは海外に目がいております。そういうところで、是非、指宿というものを中国においても売れないか、指宿の地を売れないかと、観光という観点からも、食や、それからいろいろな健康という面でも売れないかと

いうものについては、今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 市長も北京の方にいらっしゃったということで、よく分かっていらっしゃると思います。

それで、今からお話することは要望になると思うんですが、私は個人的には、行政はPRというのは下手だと思っております、民間と違いまして。実際ですね、広告、PR、アピール、こういうふうな観点に重点を置いたときにですね、今、現地の方に、現地セールスといいますが、そういうふうな予算を組む、実際派遣してPRする。そういうふうなお考えはないでしょうか、お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 海外派遣についてでございますけれども、現在、鹿児島県が中国の方の香港及び上海に事務所を設置し、それぞれ県職員を1名派遣しております。韓国のソウルにつきましては、財団法人自治国際協会が1名を派遣しております。また、同協会へ県職員を1名出向させております。いずれも観光業専門ではございませんけれども、公務全般で派遣となっております。ただいまご質問いただきました指宿市独自の派遣につきましては、非常に厳しいものがあるかと認識をいたしております。

3番議員（浜田藤幸） 現在の予算的には大変厳しいんだと思います。これがですね、卵が先か鶏が先かじゃないんですけど、先にPRしなければアピールする方向に、やっぱり予算も先行投資じゃありませんけれども、使わないと来てくれないわけです。やはり出すべきものは出して、それで観光客が増えればですね、それだけ税収も歳入が増えるわけですから、そういうような考え方も持っていただきたいと思います。これは私の考え方でございます。今、鹿児島県の方も上海の方に事務所を出しているんですが、予算計上で2,100万円ほどローカルの人員を使ってやっております。指宿市が独自にやろうと思えば、現実では、この2,100万というお金は無理だと思いますが、ただ、現地のセールスぐらいであればですね、そんな10万、15万、それぐらいあれば3日、4日、上海に泊まって帰って来れる金額だと思います。2名ほど派遣しても、PRして、指宿市の魅力をですねPRして、そういった活動も、今後は必要なのではないかと、私は思っています。これはもう要望にしておきます。

あと1点要望があるんですが、これは県・国に対してなんです、分かっていたら結構です。今、中国からの旅行者のビザ代、幾らかご存じでしょうか。

議長（松下喜久雄） 浜田議員、質問の中で重要な部分になるわけですか。ちょっとまだ答弁ができてない。

産業振興部長（井元清八郎） 中国からこちらへのビザの発行の金額につきましては、当方は把握いたしておりません。申しわけございません。

3番議員（浜田藤幸） これはですね、非常に重要なことです。今、中国から渡航して来る旅行者はですね、中国円で200元出しております。大体、今の相場にすると約日本円では2,600円、安いかと思いますが、中国は貨幣価値が違います。約10倍として約日本人の感覚であれ

ば2万6千円ぐらい払って渡航しているわけです。この辺もですね、中国政府のこれは国事情もあるかもしれませんが、今後、こういうのは国に対して、県に対してもですね、ビザ代を取らないような動きをすることも一つの手だと私は思っております。これは要望にしておきます。

次ですね、質問でありました肝炎対策基本法についてなんですが、今現在ですね、鹿児島県、または指宿市、推定でよろしいんですが、肝炎ウイルスに感染、または肝炎に罹患した患者数を推定でよろしいですけども、数字が分かればよろしく願います。

(傍聴席が騒つく)

議長(松下喜久雄) 答弁の前に、傍聴されている皆さん方にご注意申し上げます。私語はげんに慎まれていただきたいと思っております。お話があればどうぞ外に出てお話しをなさってください。静粛に願います。

健康福祉部長(田代秀敏) 県内または市内の肝炎患者数という、数字的な部分のお尋ねだけだだろうと思っておりますけれども、現在、私どもが肝炎検査等を市の事業として、平成14年度以降実施しております。また、平成20年からは健康増進法に基づく事業として肝炎対策に取り組んでおりますけれども、その受診者の件数というのは把握しておりますが、例えば、市内の患者数、県内の患者数につきましては、私どもも保健所等の方にお尋ねを申し上げましたけれども、保健所としても把握はできていないという状況でございました。

3番議員(浜田藤幸) これは推定になるんですが、鹿児島県の場合2万数千人という数字も出ておりました。これは人口割すると指宿市が何名いらっしゃるか。潜在的に感染していても分からない。また、本人が認識していないケースもあろうかと思っております。いらっしゃるの、これは確実なんですね。そこで今現在、この検査の費用ですね、この金額。あと、検査の広報の仕方といいますか、現状を教えてくださいませんか。

健康福祉部長(田代秀敏) 検査の費用につきましては、手元に資料がございませんので、後もってお答えをさせていただきたいと存じております。

それから、広報の仕方ということでございましたけれども、その時期になりましたら広報紙を中心にして呼びかけをしています。それから、今現在、健康推進員という制度を各地域にお願いしてございますので、その人たちを通じましても広く受診等の呼びかけを行っております。以上でございます。

3番議員(浜田藤幸) 簡易検査の場合は費用がかからなかったんじゃないでしょうか。お尋ねします。

健康福祉部長(田代秀敏) 県の方の検査として無料で行っております。

3番議員(浜田藤幸) それとですね、今、指宿市内にある医院、病院、クリニック等を含めまして肝臓の専門医というのは何名いらっしゃるか把握されておりますでしょうか。

健康福祉部長(田代秀敏) 市内の肝疾患のかかりつけの医療機関でございますけれども、こ

れは16医療機関でございます。

3番議員（浜田藤幸） はい、ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、市町村が協力していくという答弁がございました。この協力という意味は、県の施策に対して協力するだけなのか。それ以外の指宿市の独自のですね、ことは何もしないのか、その辺をご確認したいと思います。答弁をお願いします。

健康福祉部長（田代秀敏） まだ国の方から基本的なそういう方針、また指針というのは定められておりませんが、その中に、例えば、市町村の責務という部分がございましたら、それに応じて対応していくことになるかと思えます。議員がお尋ねのように、全国では都道府県を中心にして事業が実施されております。それについて各市町村の方で上乘せの助成をしたりという部分については、政令都市、または中核市、そういうところではやっているようでございますけれども、議員の方もご存じかと思えますけれども、山梨県、岩手県の方では市・町、1市1町ぐらいですかね、私どものインターネットの中で把握した中では、それぐらいの情報しかございませんけれども、2分の1の助成をするというような形の内容であったかと思えますが、具体的に、私ども指宿市におきまして支援をしていくかという部分については、今後の検討の課題であろうと思えますが、具体的に、今この場で答弁につきましては、明確な回答はできていないところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 市長の方にお尋ねいたします。市長はですね、この施政方針等の演説の中で、市民福祉について、市民相互が支え合う地域福祉を推進する観点から、市民一人一人の思いを大切に、その人らしい生活が送れるまちづくりと提唱をいらっしゃいます。今、肝炎患者はですね、350万人いると推定されているんですが、今、大学病院関係でカルテが残っている方だけ、1万ちょっとぐらいの方が国からの補償を受けられております。金額的には5,000万円前後じゃなかったかと思えます。カルテのない方ですね、証明の効かない方に関しましては、ゼロ円でございます。今現在、インターフェロンの助成金は、現在行われているわけなんです、その中で、今回、予算の方も約230億円ほど上がっていると思えます。その中でですね、国の失政ではないと思えますけれども、運悪くというか、運悪くという表現もちょっとおかしいのかな。注射をさした次の方が感染していつているわけです。感染した方に対してましてね、すごく私、個人的には理不尽だと思っております。国がそういうような350万人に対して、最終的に支援をしなければならぬと私は考えております。ただ、財政的にですね、これは本当、現実不可能な数字でございます。そういう意味で、市としてできることがないかということをお私提言しているところでございます。先般もですね、取材に応じた中で、市が何ができるかを私が提案して答弁を待っておりました。その答えが協力していくと。結局、市として何も答えられなかったという結果でございます。私はお願いしておりました。ソフト面で支援ができないか、サービス面でですね。いろんな方法があると思えます。実際ですね、インターフェロン治療をされている方、発熱します。ひど

い方は寝込みます。そういう中で仕事に行かないといけません。そうなったときに、企業の方も時給であればその時給分は給料が減るわけです。休めば、結局、給料が減るわけです。そういう中で、生活をしなければいけません。かなり厳しい、本当、人情的に見れば、本当、大変だと思っております。その中でですね、最終的にこれはもう生活支援までしなければ国はだめだと私は思っておりますが、ただ、市の行政の立場としてできること。これはですね、ソフト面であればできると判断しております。例えば、企業に対する、社長に対するご理解ですね、治療に行くわけですから、病院の方へ。仕事が忙しいと、そこを理解してもらって治療に専念できる。そういうような企業に対する公告といいますか、ご理解といいますか、そういうような活動をですね、そういうものであればできるんじゃないかなと思うんですけども、市長、その辺、その考え方につきまして、どう思われますか。

市長（豊留悦男） 議員のご指摘のように、私のマニフェストの中に地域ぐるみの、または地域の相互医療体制を確立するというような面も掲げてございます。特に、この肝炎対策につきましては、過去において輸血などによる肝炎に感染し、今でも身体的、精神的、経済的に大変ご苦労されている患者さんが、全国的に大勢いることは十分承知しているところでございます。市といたしましても、早期発見のための肝炎検査を継続し実施するとともに、国や県の肝炎対策と連携を図りながら、肝炎対策事業の施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） これに関する質問は最後にさせていただきます、要望で終わらせませぬ。肝炎の患者さんがですね、社会生活が両立できるようにですね、診療体制の整備、企業等の柔軟な対応ですね、そういうことをしてくれるように願ってやまないところでございます。ですから、行政の立場としてですね、そういうことを是非、指宿市の行動指針としてやっていただきたいなと思っております。これは要望にしておきます。

次の質問に移らせていただきます。公営住宅に関する質問でございますが、今現在、公営住宅に入居を希望される年間の申込者数を教えていただけませんかでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 市営住宅の応募、入居の待機者の状況でございますが、現在、市内には47団地、180棟787戸の市営住宅がございます。平成21年度中に入居の申込者は142名で、今日までの待機者は、指宿地域の団地におきましては250名、山川地域では42名、開聞地域では23名、合計の315名がおられます。半数以上の167名が最近建てられました弥次ヶ湯、新田ふれあい団地の待機者で、なかなか退居をされる方がいない、両団地に入居の申込みが集中をしているような状況でございます。団地全体の入居の状況を見てもですね、平成21年度に入居された方は33名で、このうち21年度中に入居の申込みは17名でございました。

3番議員（浜田藤幸） それとですね、この事業の過疎債の充当率と交付税措置、これは2分の1以外についてお伺いします。

総務部長（秋元剛） 定住促進空き家活用事業でございますが、これにつきましては、私ども

の方の調査では、財源のスキームとして、国庫補助金が50%、そして残り37.5%が過疎債、そして12.5%が一般財源ということでございますが、過疎債を活用した場合には交付税措置というのは70%であるというふうに理解しております。

3番議員（浜田藤幸） 私が県に行って調べた数字とはちょっと違うんですが、後でまた確認のほどをお願いします。過疎債の充当率は75%で聞いております。交付税措置は70%で聞いております。

総務部長（秋元剛） 私が申し上げましたのは、過疎債の交付税措置を申し上げたものでございまして、過疎債の充当率は、議員ご指摘のように75%でございます。そしてその75%のうちの70%が交付税措置をされる、このように理解しております。

3番議員（浜田藤幸） この事業をですね、これは総務省所管の事業なんですけど、あと国土交通省所管の、この空き家事業もあります。これは再生事業でございます。これも同じく2分の1の事業になっております。答弁にもあったように、大変有利な事業でございます。先ほど答弁の中で、総合的に判断すると、そういうような答弁でした。今、基幹産業の観光、もう一つ建築業界ですね、公共投資が減りまして、大変ですね、苦勞、難儀、事業の閉鎖、本当、元気がありません。指宿市は建築業界が元気がなければ、全体が元気がないと思います。そういうような観点から、建築業界に潤ってもらおう。そういうような一つの事業ではなからうかと思えます。その点、市長の方に、この考え方についてお尋ねいたします。

建設部長（吉永哲郎） 建築業界の仕事がないというような質問でございますが、21年度にかけましては、丹波小学校、それと高野原の住宅ということで、地元を含めた指名、また受注をしていただいております。市の発注の状況でございますが、建築、土木も含めてでございますけれども、地元の業者を優先という観点から、下請工事につきましても90%以上の地元の業者を使って建築、もしくは土木の方をしているような状況でございます。昨今、政権が変わりまして、土木行政、建築行政の予算といいましょうか、大分少なくなっているのが現状でございますが、市といたしましては、なるべく地元業者の育成という観点から、地元の方を推進してまいりたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 私、個人的には、この事業はですね、建築業界を潤わせる一つ的手段となるのではないかと判断しているところでございます。

もう1点、ちょっと質問させていただくんですが、この公営住宅の方に申請して、実際入居できるまでですね、一番最長で何年かかっている方がいらっしゃるのか、その辺、分かっていたらお答えの方よろしくお願ひいたします。

建設部長（吉永哲郎） 最長の入居者の何年ぐらいいるかという質問でございますが、手持ち資料として実際のところ持っておりません。現実的に、新田ふれあい団地、弥次ヶ湯団地等につきましても、建築当時といいますが、ふれあい団地が17年ごろですので、17年ごろから多いところの新田ふれあい団地等は待機者がいるということでございます。

3番議員（浜田藤幸） 答弁がちょっとずれましたけれども、もう時間がないので私がお答えします。最長です、1年ほど待っている方もいらっしゃると思います。これはですね、公営住宅が非常にそれだけ需要があるという証拠だと思います。公営住宅の箱物を造るのであれば、相当な税金の投入の金額、高いです。整備上であってもですね。実際、この事業というのは350万まで出るはずですよ。すみません、時間がきました。終わらせていただきます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時18分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

15番議員（新川床金春） こんにちは。15番新川床。

まず最初に、3月末をもって退職される皆様方に、長い間、指宿市政発展のためにご尽力いただきましたことに関し、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。今後は健康に十分気をつけていただき、その豊富な知識と経験を活かし、指宿市政発展のためにご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

市長は22年度の施政方針と予算の大綱の中で、指宿は待ったなしの行財政改革が必要であると考えていると。そのためには、行政はもとより、すべての市民が発想を転換し、変える勇氣、変わる勇氣をもって取り組むのが必要だということでした。指宿市民は、豊留新市長のスローガンである、変える氣迫、変わる勇氣こそ、これまでの市政の流れを絶ち、市民が主役で住みやすい指宿をつくってくださるだろうと信じて、1万88人の方が清き1票を投じております。4年間市民の声が活かされた市政運用をしていただきたいものだとご期待しております。よろしくお願い致します。それでは通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

1番目の山川・根占フェリー問題について、今回の一般質問で既に同僚議員が2名、この問題について質問していますので、重なるところは角度を変えて質問させていただきます。山川・根占フェリーの利用状況について、委託先である指宿市観光協会から、山川・根占航路の乗船状況の報告は受けているが、売上についても報告を受けているのかお伺いいたします。

利用促進対策について、この航路は一回廃止されています。官民協働のパートナーシップにより、山川・根占航路の安定的運航の確保を図る協定を、平成18年9月19日に締結し、定常運航を再開しています。協定の中で、航路維持のための当事者の努力義務として、指宿市及び南大隅町は、地域振興の観点から、同航路の利用拡大のための施策を積極的に行うものとなっていますが、船主となったときから、利用促進のためのアンケートなど、調査したのか総務部長にお伺いいたします。

3番目は、協定の見直しということを挙げておりましたけれども、いろいろ同僚議員の質

問の中で、協定違反について話が出ましたので、そちらに変えて質問します。10年契約の協定を2年間で協定の見直しの要請があり、協定の見直しができなかったということから、山川・根占航路が休止していることこそが協定違反ではないのか、市長にお伺いいたします。

ごみ問題についてお伺いします。指宿市清掃センターと穎娃ごみ処理施設の焼却炉の現状について、指宿市の清掃センターの焼却炉は12年が経過しているが、ダイオキシン問題で旧炉を平成14年11月30日に休止してから1炉で稼働しています。能力、1日30t、8時間炉となっておりますが、これを12時間稼働しているの、酷使により劣化が激しく、故障が多いので、担当者はいつ壊れるのか心配で気が休まらないと伺っております。また、穎娃ごみ処理施設は32年を経過しているの、老朽化が激しく、こちらも担当者がいつ壊れるのか心配していると伺ったことがあります。どちらも出向いていろいろ聞いた結果でございます。焼却炉の耐用年数は何年ほどなのか部長にお伺いいたします。

広域組合の清掃センター建設について、平成15年、指宿清掃センターの新炉が故障したとき、大変な思いを私たちはしました。特別委員会を設けている議論し、提言もしております。そのときに、広域で早期に建替えるべきだということを執行部は受け止めていると思いますけれども、その後、広域組合との連携をして、清掃センターを建設するような行動を起こしたのかどうか。これまで何回も訴えてきましたが、その都度、指宿広域組合と協議をするとの答弁をいただいております。答弁をしたのに、私は1回も開催されてないと思いますが、協議をしたことがあるのかお伺いいたします。

資源ごみの収集運搬保管業務についてですが、指宿市は、市民が自宅で分別した資源ごみを、平成15年から6年間一切計量せず、委託業者に計量まで丸投げをして良いのかと、これまで何回も訴えてきました。その時の答弁が、業者を信頼しているからいいんだという答弁でした。22年度から、その委託業者が変わります。市民が毎日減量化のために資源ごみの分別をしておりますが、その努力が報われるためにも、22年度から資源ごみの計量をする考えはないのかお伺いいたします。

老人福祉についてお伺いします。介護予防政策の生きがいつくりについて、ふれあいデイサービス事業、食の自立支援事業、砂むし温泉入浴事業等の介護予防に取り組んでいるが、1万1,632名の元気な高齢者のうち、どれだけの方が利用しているのかお伺いいたします。

市内循環バスについてお伺いします。市内循環バスは交通弱者のために大変役立っております。年金生活者が市内循環バスを使って病院や買い物に行った時に、帰りの循環バスの時間に間に合わず、仕方なくJRやタクシーを乗りついで帰ることがあって、そのときの費用が千円以上かかると。年金生活だから生活に大変困っているということを、私は何件も伺っております。そのときに、市内循環バスの増便はできないものかと、どげんかせっくれと、切実な話を私は受けとめておりますが、担当課にはそのような要望は来てないのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わりますが、答弁は簡潔にお願いいたします。

市長（豊留悦男） ただいまご質問をいただいた中から、私の方からはごみ問題について答弁をさせていただきます。

清掃センターは築約12年が経過しておりますけれども、平成20年度にバグフィルターの整備や平成21年度にガス冷却室整備を行うなど、年次的に必要な整備を行って延命化を図っているところでございます。現在1炉のため、通常で午後10時まで、ごみ量が多いときは午後12時まで操業しているのが実情でございます。一方、潁娃ごみ処理施設も年次的に大規模な修繕を含めて設備の整備を行っておりますが、築後約31年が経過し、建替えについて検討する時期にきております。議員ご指摘のとおり、平成15年に清掃センターの炉が壊れた時の特別委員会で、焼却炉の建設をするよう提言をいただいております。広域でのごみ処理施設建設につきましては、十分に認識をしているところでございます。しかしながら、現在、南九州市のごみ処理が合併前の枠組みで行われていることや、指宿広域市町村圏組合で管理型最終処分場の建設に向けて取り組み中のため、南九州市との広域によるごみ焼却施設建設については、今後協議がなされていくものと考えております。

なお、山川・根占フェリー関係につきましては産業振興部長が、協定の見直し、協定違反等については総務部長が、ごみ処理問題については市民生活部長が、高齢者福祉については健康福祉部長に答弁をさせます。

産業振興部長（井元清八郎） フェリーの売上金額についてでございますけれども、フェリーの売上の経理につきましては、協定の役割分担で運航事業者の鹿児島交通に帰属する部分になっておりますが、先の新聞報道にありますとおり、年に約1億3,000万円ほどと認識をいたしております。

次に、アンケートについてでございますけれども、アンケートを平成19年度国土交通省九州運輸局が、山川・根占航路における利用促進と物流活性化に関する調査として行い、山川・根占航路利用促進協議会の折り報告がなされております。

次に、循環バスの増便について要望は来っていないかということでございますけれども、市内循環バス“イッシーバス”の路線や便数などは、利用する人が利用しやすくなるように変更を重ねながら現在の運行体系になっております。市内循環バスの利用状況は、年々増加の傾向にあり、平成21年3月から平成22年2月までの1年間の利用者数は、2万8,553人でした。路線ごとの詳細につきましては、小牧・岩本・宮ヶ浜線のバス1便当たりの利用者が約16人、池田・東方線が約10人、尾下・鰻・成川線が約6人、開聞・徳光・成川線が約14人となっており、4路線平均のバス1便当たりの利用者は、約11人となっております。このような状況において、実際に、便数を増やして欲しいといった要望も年に1、2回程度は聞き及んでいるところでございます。しかしながら、バスの運行には多額の財政負担を伴います。折角バスを運行させても、利用者が少ないと赤字運行になってしまい、継続して運行するこ

とは困難になります。地域に根付いた便利なバスを継続して運行させるためには、利便性の追求とともに費用対効果の高い運行体系を構築することが大切であると考えております。また、本市におきましては、JR指宿枕崎線をはじめ、指宿地域と山川・開聞地域を結ぶ路線バスなどの交通手段もあります。地域を支える公共交通機関でございますので、存続のためにも、是非、こちらもご活用いただきたいと考えているところでございます。

総務部長（秋元剛） 協定違反の関係について、市長から指示がございましたので私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。ぶーげんびりあは鹿児島交通の都合により、3月1日から運航休止となっており、現在は、山川漁港に係留をしているところであります。この運航休止に関しましては、利用者の方々にはご不便をおかけしているところでありますが、現時点では、現在の運航事業者と契約中でございますので、今後、県及び南大隅町と連携を図りながら、まずは協議を続けてまいりたいと考えております。

市民生活部長（新村光司） 指宿清掃センターと穎娃ごみ処理施設の焼却炉の現状についてのお尋ねでございます。指宿広域市町村圏組合穎娃ごみ処理施設が約31年、指宿市清掃センターが約12年経過しているところですが、いずれも機械化バッチ燃焼式ストーカ炉と呼ばれる燃焼設備で、両施設とも、これまでに延命化のため必要な補修を行っているところでございます。指宿清掃センターでは、平成21年度にガス冷却室の全面的な補修を2回に分けて行うなど、火格子の交換や耐火煉瓦の一部打ち替え等を行って、炉の延命化に努めてきたところでございます。焼却炉の通常の耐用年数につきましては、本格的全面改良をする周期が通常15年程度と聞いております。一方、穎娃ごみ処理施設につきましては、構成市の財政的な負担等を考慮しながら、また、部分的な補修を繰り返しながら、あと10年程度は使用可能と伺っているところでございます。今後も、両施設ともに必要な補修を行いながら延命化に努めてまいりたいと思っております。

次に、資源ごみ収集運搬保管委託業務についてのお尋ねでございますが、計量につきましては、平成22年度の仕様書におきまして、市の指示により計量を行う場合があると規定し、契約する業者は計量に協力することを仕様書で定めたところであります。したがって、清掃センターのトラックスケールを業務に支障のないよう非定期的に使用するなど、平成22年度からは必要経費が伴わない新たな形での計量を検討したいと考えているところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 高齢者の生きがいづくりの中で、ふれあいデイサービス事業についてでございますけれども、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に、公民館等への通所による各種サービスを提供し、自立した社会参加を促進することを目的に、比較的元気な概ね65歳以上の高齢者を対象として実施しております。合併を機に山川・開聞地域にも範囲を拡大いたしまして、利用者増に取り組みしており、日常の動作訓練から趣味活動等で、介護予防につながるような生き生き健

康講座、砂むしふれあい講座、史跡探訪講座など13の各種講座を毎月1回、年間で約430回、市内の地区公民館や老人福祉センター等の41会場で開催しているところでございます。平成20年度の実績、21年度の見込みでございますけれども、平成20年度は、1回でも利用されたことのある実利用者数が1,375名、延べ利用者数は8,891名、平成21年度の実利用者数が1,400名、延べ利用者数が9,000名程度の見込みとなるようでございます。

15番議員（新川床金春） それでは2回目の質問に入ります。山川・根占フェリー問題ですが、市長は同僚議員に対する答弁で、指宿市民や市議会が、いわさきコーポレーションに対してしがらみを持っていると話されました。市民や市議会の中に、もしかしたらという先入観をいただいた方はいるかもしれません。多くの市民や議会が運航事業者のいわさきグループに対してしがらみを持っていたら、安定的な運航の確保にかかる協定を締結してまで、この航路を再開したでしょうか。この航路は、両半島間の安定的な人と物流の交流機能を確保するために、必要であると多くの市民の声が上がり、指宿市、南大隅町の両議会が十分議論した結果、定常運航を再開した経緯があります。このような経緯を踏まえたのに、この航路が市議会のしがらみがあったということは、大変残念でなりません。私たちは、市民の声を十分活かした施策をしたつもりでおりますが、市長、市民や市議会がしがらみを持ってこの問題に取り組んだのか、金曜日の答弁ではしがらみがあると言いました。私はないと思いますが、市長の思いをもう一回教えてください。

市長（豊留悦男） もちろん、この航路の再開、つまり、平成18年度においてはそういうしがらみがあっては航路の再開はできたはずはございません。その後、いろいろなこの航路の安定的な運航のために、どうしたらいいのか。それは行政の立場であり、経営者の立場であり、県やその他、いろんな関係者の立場で、大変航路運航が難しくなっていますと、それぞれ課題というものが生じてまいります。その課題解決のためには、初心に帰って、つまり、再開の時の初心に帰って、この航路については新たな協議をしなければならぬと思うと、そういう意味で、いろいろな問題ありましようけれども、その問題にしがらみを持って、いわゆる、その後の航路運営、それから経営上の問題、それでしがらみがあっては、この航路の解決はできないという意味でしがらみと申したわけでございます。議会のいろいろの中で、しがらみがあって、この航路の再開がなされたとか、そういう意味で言った趣旨で私は答弁はしておりませんので、是非、議員もご承知置きいただきたいと思っております。

15番議員（新川床金春） 市長はですね、市民に変わる勇気を持つとうというスローガンを挙げ、しがらみを断って今行動のときと訴えてきましたということで、3月号の広報紙に記載しております。私はこれを見ながらですね、そうあってほしいなということで、ずっと支援していかないといけないのかなと思っている者の一人ですけれども、たまたま金曜日の答弁を聞いてですね、議会はそういう思いは持っていない、市民も持っていないということですね、分かっていたかと思ひまして、私は今言っているところですけど、市長は大変

厳しい四つ巴の選挙を戦って、多くの市民から支持をいただいています。私の周りにもですね、豊留新市長のスローガンに感銘して、やっぱりこの人がよかるねということで動いた方がたくさんおります。今回の市長選で多くの市民や企業が支持をいたしておりますが、市長にはしがらみは一切ないということにとらえていいのか、ないですね。お伺いいたします。

市長（豊留悦男） もちろん私は、あのマニフェストの中で、しがらみを断って、今行動のときと訴えてまいりました。その基本になるのは透明性であり、公平性であり、責任感であり、いろんな問題を今市政に求められる大変大切なものを私ほうたつたつもりでございます。そういう意味で私、市長に就任して1か月少しなりますけれども、もちろん、自らそのしがらみを捨ててということキャッチフレーズにした以上は、私はそういうしがらみを持って、いろいろなことの解決にあたらうとは思っておりません。正しく、私は透明性というものを大切にしたい市政に心がけたいと思っているところでございます。

15番議員（新川床金春） 教育者である市長に私が言うのもなんですけど、書物を見てみましたら、しがらみとはまつわりついて離れないもの、または関係を絶ち難いもの。あと、生涯束縛とありました。市長のこのしがらみは、指宿にあるから絶つということを言ったと思いますが、どのようなしがらみがあり、どれから取り組んでいくのかをお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 私は個々の事案について、このようなしがらみがあるからこうしたいということについては、私はそういうとらえ方をしておりません。いろいろな市政を預かる中で、いろんな事業を成す中で、これまでの流れに沿ってやるというのは大切なことでありますけれども、それがこれまでの慣例とか、それから、いろんな関係において、いろんな事業をしますと、当然、各いろんな団体や機関との関係があるかと思えます。そういうものが事業を推進していく中で、いろいろと障害になってはいけないと。大切にしながらも、事業推進において、障害になるようなものを、私はしがらみと言ったわけでございます。ですから、例えば、山川・根占フェリーの中で、再開に向けてどんなしがらみがあるのかとか、こういうしがらみがあるのでこうやりたいとか、具体的なそういうしがらみの内容を一つ一つ私がこれから検証して、皆様に申し上げるといってもないのかもしれないかもしれませんが、基本に帰って、この再開の時の初心に帰ると、私、先ほど申し上げましたけれども、そういう意味でのしがらみという、その後、恐らくいろんなしがらみが出てきたのかもしれない。そういうものを絶って、新たな航路の再開というものについて検討してまいりたいという意味で、私はしがらみという言葉を使わせていただいたところでございます。

15番議員（新川床金春） 分かりました。それではもう一回確認です。最後のところで、この問題の回答が大事になりますので、しがらみはないということによろしいですね。

市長（豊留悦男） 私は自ら課した責任として、しがらみを捨てたいという、その言葉は大切にして、この事業の推進には取り組んでまいりたい。課題の解決へ向けてしがらみを絶つという、その言葉の重さは自分に課した言葉でございますので、大切にしてまいりたいと考え

ております。

15番議員（新川床金春） それでは次の協定違反について、もし、司法判断で協定違反となれば、いわさきコーポレーションに損害賠償請求をするのか、市長の答弁をお願いいたします。

総務部長（秋元剛） 山川・根占フェリーの問題につきましてではありますが、これにつきましては、4者で協定書を結んで今運航をしまいたところでありまして、それが3月の1日から停止になっていると。今これにつきましては、今後、議員ご指摘のように損害賠償の問題とか、そういったことも想定されるわけでありまして、まず、一番大事なものは、当事者が話し合いのテーブルに着き、今後、この問題についてどういうふうで解消していくかという協議を続けていくことが肝要であろうと、そのように思っております。

15番議員（新川床金春） 相手はですね、ドック代、保険代、見れということを行っているんですよ。財政状況が待ったなしの指宿がですよ、それを補っていけるのかということを考えてときに、もうそこに回答は出ているんじゃないかなと思います。新市長が施政方針で書いているわけですよ、待ったなしの財政と、財政状況でこれを改革しないといけないという中でですね、ドック代が3,000万、保険代とで4,000万、1市1町で2,000万ずつか、幾らになるか分かりませんが、そんなお金を出す余裕があるのかと私は思います。この航路は市民の血税を使って、市民の声にこたえようとしてやっている航路でございます。3,000万以上の損失を市民に与えるのかどうなのか。それでもこの航路を、この業者にお願いしていく考えなのか、市長答弁をお願いします。

市長（豊留悦男） ご指摘のような、いわゆるドック代、保険料等を含めて、今、議員のご指摘のような金額が必要になるかと思っております。しかし、この航路を再開するために、協定違反だから今後どのような方向で持っていこうとか、そういう考えを持つ前に、再開するためにどういう問題をクリアしなければならないのか、そこを今、私としては探っているところでございます。もちろん、この航路が再開する見込みがないとすれば、できないとすれば、その後の処置については協定の枠組みの中で、どのような法的な手段を講じるべきかについても、もちろん検討をしております。ですから、今後、協定違反とか、協定の見直しとかいう、そういうことも非常に大切になってまいりますけれども、まず、山川地域の、地区の活性化のために、または、この航路を利用している人たちの立場に立ったときに、どのような方向がいいのか。そして、もし再開ができるとしたら、どのような形でやっていけるのか等について、今協議をし、関係者といろいろ連絡を取り合っているところでございます。ですから、この協定違反になった場合にはどうするかということについては、専門的な立場でいろいろ助言をいただきながら、その後の協定違反に対する本市の取組といたしますか、それについては、今後いろいろと関係者と相談しながらやっていかなければならないと考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） ありがとうございます。市長、私は市長が変える気迫、変える勇氣という文言と、変える勇氣、変わる勇氣と2種類あるんですけど、やっぱり、変える気迫の方がいいのかなと。実際、私どもの市内全戸にですね、その公約としたチラシが入っていたと思います。ですから、変える気迫というのが入っていましたので、力強くやっていただきたいと思います。市長がですね、4者間で協議していくということですけど、もう手出ししないとだめだよと止められたわけですよ。だから、3,000万出しますよということを、県、指宿市、南大隅町が提案しても、それじゃだめだと言われているわけですから、ここはですね、変える気迫で、変わる勇氣で頑張っていたきたいと思います。どうでしょうか。

市長（豊留悦男） 大変勇気づけられると申しますか、今後、このフェリーについて、私に変える勇氣を持ってという意味でございましょう。頑張ってもらいたいというそういう受け取り方をいたしましたけれども、根本的にこの航路をどうしたいのかと、指宿市民は、そして指宿市はという、そこを常に考えながらやっていかなければならないと考えております。一番楽なことは、言葉をちょっと崩して申し上げましたけれども、難しかったらもうやめようではないかと、この航路は、そんだけの財政的負担が必要であればもういらぬというのが一番楽な方法かもしれません。しかし、それでは今後、指宿の観光の振興とか、地域活性化のためには、そういうわけにはいかないのではないかと、私は考えているわけでございます。ですから、私にできることがあったら、つまり、各関係者とのトップ交渉で、私がそれなりに思いが伝えられる場があったら、私としては喜んで参加をし、指宿の考えを堂々と述べたいと。そして、私が先ほどしがらみという言葉を用いたけれども、いろいろ問題があったとしたら、それをしがらみという言葉で今ここで言わせていただければ、それを絶って、本当に純粋な気持ちで話し合いのテーブルに着こうではないか。そういうお願いを各関係者に、私はこれまでしてきたところでございます。

15番議員（新川床金春） 私はですね、この航路をいらぬと言っているわけではなくて、この航路が必要だということで、合併した新市の一番の問題として議論し、僅差でこれが可決された現状があります。同僚議員といろいろ議論しました。市民の声は必要だということでやっておりますので、私は、この航路は必要、この航路ができたことによって、特産市場“活お海道”もでき、今賑わっていますけど、3月1日からお客さんが減っております。ですから早くどげんかせっくれという思いで言っているところですので、これをやめるという気持ちだけにはならないで、これをどうにかせんないかんという思いでですね、取り組んでいただきたいと思います。

次に、ごみ問題に入ります。清掃センターの耐久年度は聞きました。2月にここで行われた広域議会の場でですね、私は、副管理者である南九州市長に指宿広域組合で清掃センターの建設の話し合いはありましたかと、公式の場で聞きました。指宿市からそのような話は一切ないし、指宿の清掃センターのことも、穎娃ごみ処理センターがそんなに大変なことも知

らないということですので、明日、広域組合は私の提案で現地を、別な件もありましたけど、清掃センターを確認に行くことになりました。市長、あの日から今日まで結構な時間がありますが、指宿の清掃センターを見に行くと、現状を把握しているのかをお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 私は就任早々、特に、このごみ問題については、喫緊の課題であると認識をしていたことから、すべてのごみ処理場、それから、いろいろな広域組合が管理する事業について、またその場所について視察をしてみいました。特に、その担当者から詳しくごみ処理の現状、清掃センターの建設にかかわる諸問題等について説明を受けてまいりました。担当課とも協議を行い、今後、このセンター建設、ごみ処理問題等についていろいろと報告を受け、今後どのような方向で、この清掃センター建設等について協議していくのか。また、南九州市の市長さんにも、私は就任のあいさつにお伺いしたときに、この問題については議会終了後、早々に一緒に協議の場を持ちたいということも話しているところでございます。

15番議員（新川床金春） そういう協議の場を早く持っていただきたいと思います。

清掃センターの建設についてはですね、以前の答弁では、広域組合で100t炉以上の炉じゃないと建設は国からの補助金は出ないということ聞いていたんですが、この答弁に間違いはないのかお伺いいたします。

市民生活部長（新村光司） 以前の議会の中で100t炉以上でなければ、広域では造れないといったような答弁のことをちょっと、いろいろと調査してみましたところ、議員ご指摘のとおり、平成18年12月議会で、標準的に環境省で人口10万人、100t規模を目指すよう示されている旨答弁してありますが、中身につきましては、この規模では非常に広域的な処理体制になるため、また、指宿市単独で100t規模であるとか、24時間対応の施設というものは、人口規模とか、可燃ごみの総量から見ても、極めて過剰であり、維持管理コストが膨れ上がることから、環境省のいう人口10万人規模の広域化を視野に入れた施設整備が理想であるとしております。さらにこれにつきまして、他の市町村との非常に微妙な関係でもありますので、広域化ということを前提にしながら、一方では、市の単独建設も視野に入れておかなければならないと答弁がなされているところであります。また、焼却炉設置の場合における交付金の対象要件としまして、循環型社会形成推進を目指して、廃棄物からの資源リサイクルを目的にしたものであることや、エネルギーの回収を目的にした施設等を設置するような場合には、人口5万人、面積で400平方キロメートルが示されている旨答弁しております。現在、本市は半島振興法等の地域指定を受けているため、人口5万人、面積で400平方キロメートルの要件から外されて、単独でも建設できるようになっているところでございますが、本市単独の建設ではなくて、あくまでも広域化による施設建設を目指しているところでございます。

15番議員（新川床金春） 単独ではなくて広域でということでお聞きして安心しました。指宿はですね、清掃センターに関してですね、以前、有限会社イワサキという会社が、それこそしがらみのあることだったと思いますけど、指宿に在住の方の口添えで炉の実証実験をと

ということで来ましてもめていますが、今のような状況になっているのかをお伺いいたします。

市民生活部長（新村光司） 有限会社イワサキの水酸素ガスバーナー方式によるごみ処理についての問題につきましては、これまでも全員協議会を開いていただき、議員の皆様にご説明してきてきたところでございます。概略を申し上げますと、平成16年度に愛知県の有限会社イワサキが、新しい理論に基づく水酸素ガスバーナー方式によるごみ焼却灰、下水道汚泥処理実証実験の提案をしてきた件でございます。提案の内容としまして、清掃センター内の土地を借りて、市の負担なしで設備を設置し、実証実験を行うというものでございました。市にはこれまで焼却灰、下水道汚泥処理場がなく、県外排出に頼っている状況でもございました。このことからイワサキからの提案を受ける形となったわけでございます。しかしながら、市の基本的な考え方と基本合意書や協定書の内容に違いが散見されたことに伴い、相手は実用的な規模の整備で、実験の結果次第では本格稼働を目指しており、市はあくまでも実証実験であって、結果が良くても本格稼働は確約できないとの主張で物別れに終わったところでもございました。その後、有限会社イワサキと代理人弁護士が実証実験を行わせるよう裁判所に調停を申し立て、市は顧問弁護士を立てて反論し、平成20年8月の6回目で調停が不成立に終わったところでもございまして、ここまでは議員の皆様にご説明したところでもございました。その後、平成21年11月になりまして、装置一式を2tトラック2台に積載し、清掃センター内で燃焼実験をさせてほしいと、弁護士との連名で申し出文書がきておりました。その対策としまして、市は顧問弁護士に相談し、基本合意書の内容は無効、または失効しており、基本合意書の内容を履行する義務はないと顧問弁護士3名の連名です、12月の21日に回答したところでもございます。今後におきましても、基本合意書の内容は無効、または失効していることから、市としまして、基本合意書の内容を履行する義務はないと考えているところでもございますが、それ以降は今のところ、イワサキからの何らそういった関連的なですね、申し出事項もないところでもございます。

15番議員（新川床金春） この問題を聞いてからですね、質問しないといけないものがありましたので、このようなことが起きますので、焼却炉建設は広域で取り組んでいただきたいと思います。指宿の問題、喫緊の問題ですので、指宿市、南九州市、南さつま、枕崎市まで入れた広域圏での清掃センター計画を、市長が変える気迫、変わる勇気があれば、旗を振ってでも、やれるんじゃないかと思えますけど、市長、そのような活動をする、早期に活動をする考えはないのかをお伺いいたします。

市長（豊留悦男） ごみ焼却施設の建設について、建設コストや維持管理費等を考えた場合、広域で取り組むことが理想的であると考えております。しかしながら、各市の財政状況、現在の施設の状況や、それぞれの枠組みの中で調整しがたい部分もありますので、現在の指宿広域市町村圏組合の枠組みでございます南九州市との幹事会で、建設の方向性を検討する必

要があるかと考えております。

15番議員（新川床金春） 確認をちょっとさせていただきたいと思いますが、指宿市で単独で、今の話ですれば単独はないということなんですけど、単独ですという計画があるやに私は聞いていますが、あるのかないのかお伺いします。

市民生活部長（新村光司） そのような単独での話につきましては、私は聞いておりません。

15番議員（新川床金春） 市長がしがらみがないということでしたし、今ないということでしたので、これはもうオープンにしようかなと思いますけど、2月20日にですね、私の元にこういう計画があるから、新川床君も沖縄まで研修に行こうかいということがありました。それは誰とは言えませんが、実際、そのような問題も起きていますので、私は市長にしがらみはないようにしてほしいと。市民はしがらみのない市長に1票を投じたわけですから、私が持っているこの問題は、市長が市長をしている間はですね、できないということではないですか。

市長（豊留悦男） 今、議員のお手元にございますその文書について、私、十分承知しておりませんので、内容等については分かりません。しかし、ただいま議員がご指摘のように、私は、先ほど申し上げましたように、いろんな事業においても、特にこのごみ問題、そしてこのいろいろな建設関係につきましても、ごみ問題に関するいろんな施設の建設に関しましても、私は個別的に、また個人的にそのような要望があったとしても、それにとらわれるつもりは毛頭ございませんので、改めてしがらみのなさという意味で、議員が申し上げましたので、そういう考えはないということ、ここで申し上げたいと思います。

15番議員（新川床金春） 私がしがらみという問題ととらえたのはですね、金曜日の同僚議員に対する質問もありましたけど、この部分がありましたので、ちょっと強くしましたけど、本当に指宿市民は変わってほしいと、変えてほしいという思いがありますので、ここの部分はですね、十分理解していただきたいと思います。

次に、高齢者問題について伺います。温泉入浴事業の利用回数をですね、21年度から、これまでフリーで利用できたものを48回に変更したが、経費削減は幾らあり、事業効果はどうだったのかお伺いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 入浴事業につきましては、昨年の6月以前の方法と変えてございます。以前の利用方法は、登録カードを提示し、入浴料の一部を温泉施設の受付で支払えば、無制限に入浴ができたということから、利用の状況の把握が困難でございました。一方、外部評価機関であります行政評価委員会からも、限られた経営資源を効率的・効果的に活用するため、事業の改善のご意見を受けたところでございます。砂むし温泉入浴事業と同形態の利用券を窓口に提出する方法で現在は利用をいただいているところでございます。利用券の枚数につきましては、高齢者の健康づくりという観点から、週に1回程度の助成が適当と判断いたしまして、48枚とさせていただいているところでございます。利用券方式での当

事業の実績でございますけれども、昨年6月から今年の1月までと、対前年度の同月比で比較した場合、平成20年度が述べて3万8,159回の763万1千円、それから、平成21年度が2万2,413回の448万2千円となっており、差し引き1万5,746回減の314万9千円経費的には減になっているという状況でございます。

15番議員（新川床金春） 最初聞いたふれあいデイとか、食の自立、砂むし温泉入浴ということのときにもですね、利用者が少ないなと思いました。高齢者がいつまでも元気であっていただきたいというのは、市民全員の思いだと思います。その方々が温泉入浴することで、地域の方々とふれあいができ、生きがいつくりにつながるんじゃないか。これはいい事業だったなと私は思っておりましたが、今聞いて、こんなに利用者が減ったのかなと。ただ、その減額がですよ、314万ということですよ。市長、314万の減で医療費が高騰した場合、どうなんでしょうか。この314万の事業効果は医療費の抑制になると私は思っておりますが、これを生きがいつくりとされているのか、行革の事業費の無駄を省くということであるのか、どちらかと思ったら、私は、市民の健康増進の方に市長は目を向けてたと私は思いますので、これを元に戻す考えはないのかお伺いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 議員がおっしゃいましたように、その検証の効果、医療効果という部分の今後の在り方だろうと思っております。先ほど申しましたように、以前は、どの地区の高齢者が何回入浴されたかという部分の把握がなかなかできない状況でしたので、この事業の効果については分析ができていなかったということでございます。しかしながら、今回の利用方法では、登録者のうち、加入者等の医療費の追跡調査が可能であろうと思っております。利用者の医療費の分析をこれから実施していきたいというふうに考えているところです、今後これらの調査が進めば、概ねどのような効果があるのかが見えてくると思われますので、その分析の評価をしっかりと行ってから、事業の利用方法など含め検証してまいりたいというふうに考えております。

15番議員（新川床金春） そのようにしていただきたいと思っております。

次に、市内循環バスについてお伺いいたします。

市民から見たらですね、循環バスの増は必要なのかなと思っております。だけど、財源を考えたら、商工水産課の事業費から見たらですね、もうそれ以上は出せないのかなとなりますけれども、これが、高齢者、市民の交通弱者のためになり、健康増進になるという二つをですね、合わせ技で取り組むことができると私は思います。聞き取りの中で聞いた金額は600万です。1日1往復ずつ増やした場合に600万予算がかかると、予算増になるということです。1回目の質問の中でも言いましたが、年金生活者やいろんな方がですね、執行部には言いにくいでしょうけど、地域の議員なり公民館長には言っていると思っております。その人たちの声を聞いて、市長は市民の声に耳を傾けると言っています。循環バスの運行と、高齢者の生きがいつくり、健康づくり、そして交通弱者のための施策と思ったらですね、1日1往復ずつ増やすことは無

駄ではないと思いますが、これは市長に答弁もらいますので、そうっておかないと、すぐ部長が手を上げますので、市長がしがらみを絶つ、ただここは市民のためだと思しますので、市長答弁をお願いします。

市長（豊留悦男） 先日も申し上げましたように、私の市政ビジョンとしまして、この4年間で、私はこのように申し上げました。市民の生活を豊かにし、安らぎのある充実した暮らしを指宿で送るという生活重視の施策、その施策の1番が高齢者の生きがいづくりであり、健康づくりであろうと、私は認識をしております。そういう意味で、今、議員の方からご指摘のございました市民の声というものは、特に高齢者の思いというのは大切にした施策を推進しなければならないと、私自身、自らの政治姿勢として課しているところでございます。そういう意味から、この循環バスについて、どのような現状かというものについても、今、担当の者から報告を受けておりますので、今、議員がご指摘のような問題点については、今後協議する必要もあろうかと思えます。

15番議員（新川床金春） 市内循環バスはですね、指宿市は1回200円です。隣の南九州市は1回100円、小学生及び中学生は半額となっております。そして、乗り換えも無料となっておりますが、指宿は乗り換えをしたらまた200円いります。先ほど素晴らしい答弁をいただきましたけれども、ここの部分もですね、財政が厳しいかもしれませんが、なぜこれを言うかという、指宿地区の方がヘルシーランドとか、開聞レジャーセンターに行こうとしたら循環バスを乗り換えないと行けないんですよ。今後、路線変更をすれば、それが可能になるかもしれませんが、距離が長くなりまして、一番外れから乗った方がですね、そこまで行くのに1時間半から2時間かかるんじゃないかなと思いますので、それは行きたい方、健康増進で行きたい方が乗り換えて最短で行っていただければそれでできるんじゃないかと思えます。私は議員になって当初から、高齢者の生きがいづくりをずっと言っていますけれども、元気な高齢者があって、その人たちがいろんなことを私たちに教えてくれて、それが財産だと思っておりますので、高齢者の生きがいづくりをすることがですね、指宿市が国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の総額が119億3,466万あります。その中の幾らが減額できるか分かりませんが、これだけの金額を出している予算の中から、3,000万ぐらいなのかな、4,000万なのかなと思えますけれども、どうか捻出して、高齢者の生きがいづくりをしていただいて、財政改革に取り組む考えはないのか、変える勇気、変わる勇気で回答してください。よろしくをお願いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 私どもが所管している特別会計の中で、115億、一般会計も含めて扶助費等も入れて170億ぐらいでしょうか。そういう会計を抱えておりますが、ただその中で、不要な額があるかという、そういう状況には今現在はないですけれども、市長の答弁にありましたように、今後の検討という形になるのかと思っております。

15番議員（新川床金春） 120億近いお金が医療費に出ているんです。それをですね、これ

まで指宿のために頑張ってきた高齢者の方々の生きがいづくりに、少しでも充てがならんのですかということをお聞きしております。市長、もう時間もありませんので、最後の答弁になると思いますけれども、思いをよろしくお願ひいたします。

市長（豊留悦男） 私の考えも議員と全く同じでございます。指宿のためにこれまで尽くして来られた高齢者を悲しませるわけにはいきません。そういうために、現在ある予算の執行状況等を鑑みながら、可能な限り議員の思いにこたえられるような、そういう施策が打ち出せないか、いろいろと考えさせ、検討させていただきたいと思ひます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時27分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

7番議員（高田チヨ子） 皆様こんにちは。今回の一般質問の最後になります。元気いっぱい頑張ります。公明党の高田チヨ子でございます。2月7日に行われました市長選で、見事に当選されました豊留市長、おめでとうございます。また、私たち22名の市議も一緒に市民の皆様のおかげのために、また、市政発展のために一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。また、この3月末をもって退職されます職員の皆様には、長い間、市政発展にご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために活かして下さるようお願いを申し上げます。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず初めに、安心・安全な生活のために、公共施設のトイレについて伺います。公園などでよく見かける光景ですが、グラウンドゴルフやゲートボールを楽しんでいる高齢者の方々、いかにも楽しそうに和気あいあいとプレーしている姿を見るたびに、微笑ましい気持ちになります。でも、悩みが一つあります。足が弱くなってきているということで、トイレに行くと曲げ伸ばしがしづらいのです。今はどこの家庭でも、ほとんど洋式トイレに変わってきています。でも、公共の施設は和式トイレが多いので困ってしまうというのです。そこで伺います。市役所、サンシティホール、市民会館、ひょうたん池の前のトイレなど、高齢者が多く利用するトイレを洋式に変えられないか。また、財源の問題もありますので、無理であるならば、せめて手すりをつけられないか。また、棚とかフックをもっと低い位置に付け替えられないか伺います。

次に、今年は国民読書年ということでもありますが、もっともっと図書館を利用させていただきたい、読書を楽しんでほしいと思ひます。そこで指宿市の図書館の運営について伺います。山川の図書館は電算が導入されていますが、指宿図書館は導入されていません。図書を借りに来られた方が、時間がかかり過ぎると言って山川に移動された方もいらっしゃいます。

現在、県内での電算導入はどのような状況になっているのですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 高齢者や障害者の方が住み慣れた地域の中で、安心・安全に暮らすことができ、自立促進や積極的な地域社会への参画を促すために、誰もが利用しやすい公共施設の整備に取り組むことが求められているところでございます。そのような状況を踏まえまして、議員ご質問の市役所、サンシティホール、市民会館、フラワー公園、いわゆるひょうたん池でございますけれども、トイレにつきましては、これまで利用者の利便性を図るために、障害者用トイレの設置や一部、洋式トイレへの改修など、随時行ってきたところでございます。また、トイレの手すり設置や柵の高さの改修につきましては、トイレの数や間取りなどのそれぞれの設置状況に関係することから、施設個々の状況に応じた改善の方法を取っていく必要があるかと思っております。利用者の利便性の向上のためには、洋式トイレの設置等を含め、どのような方法がより利用者にとって喜ばれるのか等を検討し、今後の施設ごとの改修計画に併せて、市民の皆様にとって安心・安全で優しいまちづくりの実現のための施設整備がなされていくものと考えているところでございます。

なお、図書館等については教育部長が答弁いたします。

教育部長（屋代和雄） 県内の図書館の電算の導入についてのお尋ねでございますが、県下19市の中での電算の導入状況につきましては、完全に導入されていないのが、この指宿市を含めて4市でございます。残りの他の15市については電算が導入をされている状況でございます。また、鹿児島県立図書館では、2010年度から県内80の図書館をつなぐ蔵書の検索システムを導入し、インターネットを利用し、個人のパソコンなどから蔵書の所在を1回の入力で検索できるシステムを構築をすることとでございます。本市でも図書館電算システムを導入することによりまして、図書館で働く職員の業務の半分近くを占めている貸し借り作業が大幅に削減をされ、その分、リファレンスその他のサービスの利用の拡大につながるというふうに考えております。市長トークを含めて、市民の皆様からも図書館電算を導入してほしいとの強い要望もございますので、図書館の電算化につきましては、必要不可欠であると、教育委員会として認識を持っているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それではトイレの方からいきたいと思います。今、その施設ごとということでしたけれども、それぞれの施設に、もし、手すりとか柵を付け替えるとしたら、どれくらいの予算がいるのでしょうか。

総務部長（秋元剛） 洋式トイレでありますとか、あるいは柵やフックを付ける場合に、どの程度の予算が必要かということで、本日お尋ねがりましたが、指宿市内の私どもがトイレを設置する施設約48か所でございます。したがって、これらにつきましては、市民の優しいまちづくりということで、男性用につきましては、洋式トイレが24か所、女性用にしては31か所、障害者用32か所ということで、大分改善を進めてきたのではないかと考えておりま

すが、あと残りの部分につきまして、どの程度の費用がかかるかということについては、個々の積算をいたしておりませんので、この場でお答えができないことをお許しいただきたいと思います。

7番議員（高田チヨ子） なるべく早く手すりとか、柵とか付けてほしいと思います。

それでは、ほかの公園とか公共施設、そういうところにも同じように手すりとか柵とか付けてほしいと思いますが、どうでしょうか。

総務部長（秋元剛） 市営のその他の施設につきましても、これまで、高齢者や障害者の利用が多い施設を中心に、洋式トイレへの改修や手すりなどの設置を進めてきたところでございます。また、現在、指宿庁舎の北側トイレにつきましては、オストメイト対応トイレやベビーシートの設置など、市民の方々が多目的に利用できるように施設改修を行っているところであり、その外にも池田湖トイレや魚見岳のトイレも水洗化に併せて利用者の利便性を考慮し、洋式トイレへの移行を行っているところです。今後につきましても、それぞれの施設のトイレの数、間取り、清掃などの管理面等を総合的に勘案しながら、利用者の利便性が図れる施設づくりに努力してまいりたいと、このように考えております。

7番議員（高田チヨ子） 高齢者の方からは、本当に早く取り付けてほしいという要望がたくさんあります。中には、トイレに入ったものの、起き上がることができなかつたとか、本当にどこに手をついていいのかわからなかつたとか、いろんな声を聞いてます。男性にはわからないかもしれませんが、女性にとっては大変なことです。何とか早くお願いしたいと思います。特に、サンシティホールなんですけれども、ここではよくいろんなイベントが催されます。イベント等があるときにどうしてもトイレが足りなくなります。もちろん仮設のトイレがつくわけですけれども、それでも大変並ぶことになりますので、できれば、このサンシティホールには常設で1個か2個か、トイレを増やしてほしいという要望がありますが、この点に関してはどうでしょうか。

教育部長（屋代和雄） サンシティホールでございますけれども、年間4万5,000人程度の方々に利用をいただいているところでございます。その主な利用の内容でございますが、過去3年間におきまして一番多いのが、指宿産業まつりで、年間約3万3,000人程度、2番目に多いのが幼稚園等の運動会で、年間約2,300人程度となっているところでございます。なお、これらイベント以外の利用者数を1日に換算をいたしますと、1日に約30人程度かなというふうに考えております。議員が言われますように、大勢の方が参加をする各種イベント時におきましては、トイレが不足する、このようなこともあろうかと思いますが、このことにつきましては、他の施設についても同じような状況だろうというふうに考えているところでございます。そこで、そのような状況下におきましては、議員も言われましたように、主催者側に仮設トイレの設置や、近くにありますが他の施設のトイレを使用していただくようお願いをしているところでもございます。また、サンシティホールは、平成18年度に身障者トイレ

の設置工事を行っております。このことから、今以上のトイレの増設については難しい状況なのかなというふうには考えているところです。そのようなことでございますので、現在のところ、教育委員会としては、サンシティホールのトイレの増設というのは難しいという判断をしているところであります。

7番議員（高田チヨ子） 分かりました。それではなるべく皆様が使いやすいように、早くしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、図書館の方にいきたいと思います。山川は電算になっているんですけども、指宿はなってないんですが、この指宿図書館はいつごろ電算化になる、導入が計画されていますでしょうか。

教育部長（屋代和雄） これまでも図書館の電算システム導入の必要性、重要性は認めながらも、財政的な負担が大きい、このことなどから先延ばしをされてきたところでもございます。図書館電算システムの導入の時期につきましては、本市、厳しい財政状況ではございますが、できるだけ早い時期に導入できるようにしたいというふうに考えておりますし、それに努めているところでもございます。

7番議員（高田チヨ子） できるだけ早くということですが、それでは、この電算にかかる費用はどのくらい考えているのでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 導入費用につきましては、現時点で、図書館システムに関連予算といたしまして、約2,300万円程度を見込んでいるところでございます。

7番議員（高田チヨ子） できれば来年度、23年度あたりに導入できるようにお願いしたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

教育部長（屋代和雄） 教育委員会といたしましても、その必要性は非常に感じているところでございますので、財政当局とも話をしながら、23年度導入に向けて努めていきたいというふうに考えています。

7番議員（高田チヨ子） それでは、開聞にも図書室がございます。この開聞図書室が指定管理者によって運営されていないんですけども、その指定管理者制度を利用できない理由はどのようなことでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 開聞図書室についてでございます。開聞図書室につきましては、農村環境改善センター内に設置をされているところでございます。このセンターの方は、開聞総合支所の農林水産課の所管となっております。この施設が教育委員会所管でないために指定管理者制度の導入ができないところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、開聞図書室の利用者数について、どれくらいあるんでしょうか。この2年間ぐらいでいいんですけど、教えてください。

教育部長（屋代和雄） 開聞図書室は、平成19年度が利用者数は年間2,576人、1日平均で9人でございます。平成20年度は利用者数が2,050人、1日平均7人の利用者となっている状況で

ございます。

7番議員（高田チヨ子） 今、開聞図書室の利用者数は1日平均、19年度が9人、そして20年度が7名となっていますが、少ないと思うんですけれども、このことに対して何か対策をお考えでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 議員言われますように利用者数は少ないと、年々減少しているような状況でございます。したがって、教育委員会といたしましても、開聞図書室を、開聞庁舎の旧電算室の方に移し、開聞図書館として運営できれば利用者の増につながるのではないかとこのように考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、その開聞庁舎に移動した場合、費用はどのくらいかかりますか。

教育部長（屋代和雄） この費用につきましては、今の時点で約260万程度ぐらいあればいいのかなというふうに考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 開聞庁舎に移して、そこで図書館として、もし位置づけができた場合に、指定管理者制度が使われるのでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 先ほど申しましたが、今の開聞図書室が教育委員会の所管でないために、指定管理者の導入ができないということでございましたので、教育委員会所管の施設として、開聞図書館としての位置づけができた場合には、現在、山川・指宿、この両図書館で行っている指定管理者制度の導入ができるというふうに考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 今のところ、指宿図書館と山川図書館はそらまめの会が運営をしていると思うんですけれども、開聞も指定管理者制度が導入された場合は、同じようになるのでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 指宿の図書館は一体化した運営ということで、現在行っている指宿・山川、この二つを指定管理者として行っているそらまめの会との協議が必要というふうに考えておりますので、指宿・山川・開聞、この三つの図書館ができた場合には、一体化した運営がふさわしいのではなからうかというふうに考えているところです。

7番議員（高田チヨ子） それでは、先日の新聞報道によりますと、国が図書購入費として算定し交付した地方交付税のうち、実際に予算化した割合は、全国で77%、鹿児島県は72%という数値が掲載されていましたが、本市の実態はどうでしょうか。

教育長（田中民也） 全国や県の図書購入費の平均予算化率につきましては、議員ご指摘のとおりだと理解しております。本市の平成21年度の実態は、小学校の図書購入費として総額268万円、中学校の図書購入費として215万円を計上しております。これは、国から本市への小学校に対する地方交付税措置額244万円に対しまして110%、中学校に対する地方交付税措置額180万円に対し119%で、いずれも地方交付税措置額以上の図書購入費を予算化しているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 指宿は本当に素晴らしいなと思います。そこで今度は、学校図書室の図書購入に関して、今後の考え方はどうなっていますでしょうか。

教育長（田中民也） 読書は議員ご理解いただいておりますように。子供たちが言葉を学び、表現力を高め、想像力や豊かな感性を高めるために必要でございます。また、人生をより良く生き抜く力を身につける上で、欠くことのできないものであると、このように認識しております。このような観点から、学校図書館は児童・生徒の主体的な学習活動を支える場でありますと同時に、読書を通じて人間形成や情操を育む場としてその役割は極めて大きいと、このように考えております。今後も、蔵書冊数が標準冊数を上回るように、学校図書の充実に努力したいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） この前、山川地区出身の永田豊氏より教育振興のために200万円の寄附があったというのが載ってました。この寄附はどのように活用するのでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 今年の1月18日に、大阪府茨木市の旧山川町浜兎ヶ水出身の永田豊さんの方から、今の自分があるのは学校教育のおかげであり、以前からふるさとに恩返しをしたいと思っていました。次の世代を担う子供たちのために役立ててほしいと200万円を寄附をしていただきました。この寄附金は、理容業を営みながらコツコツと蓄えたというふうに永田さんご本人の方から聞いており、我々としては大変感謝をしているところでございます。この寄附金につきましては、永田ご夫妻の母校でございます、利永小学校と徳光小学校にそれぞれ50万円、山川小学校と大成小学校にそれぞれ30万円、山川中学校に40万円を、永田さんの意向に沿って配分をしたいというふうに考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 山川地域の小・中学校に200万円の寄附金を配分するということですけれども、それぞれの学校の使い道はどのように考えているのでしょうか。

教育部長（屋代和雄） この寄附金の200万円につきましては、永田さんの方から教育環境の充実のために有効に使ってくださいと言われておりますので、有効に使わせていただきたいというふうに考えております。学校の方には、この寄附金の使い道について事前に希望を聞いております。その学校からの要望によりますと、すべての学校におきまして、図書や図書管理システム等の購入を考えており、整備後においては、更に子供たちの読書活動の推進が図られるというふうに考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 永田氏からの寄附金は、山川地域の小・中学校に限定されるわけですが、それでは、ほかの学校へは何らかの手立ては考えられないでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 山川地域以外の小・中学校12校につきましては、平成22年度におきまして、ふるさと納税寄附金を財源として、各小・中学校にそれぞれ10万円、指宿商業高等学校に50万円を図書購入費として増額をする予定にしているところでございます。充実した図書整備の方が、各学校におきましても、図られるものというふうに期待をしているところで、現在、子供たちによる衝動的な行動、いじめなどの痛ましい事件の原因と言われる

ことに、物質的に豊かになって、少子化や核家族化に伴いまして、心の成長が追いつかず、豊かな人間関係が築きにくくなっているためというふうにも言われております。他人に対する優しさや思いやりを回復をし、問題解決の手段の一つとして読書があるというふうを考えております。読書には計り知れない価値、また計り知れない力がございます。このことを認識をし、市として、市教育委員会としても学校図書室の充実に努めてまいりたいというふうを考えております。

7 番議員（高田チヨ子） 子供たちが喜んで読書をするようになっていったらいいなと思います。読書のまちづくり実現のために努力をしてほしいなって、そういうふうにあります。

あと最後に、市長、こういう言葉がありました。声のかけかた一つで子供は変わる、伸びる。小学5年生がかけてほしい言葉というのがあったんですけど、一番目に、よく頑張ったね、2番目に、頭いいね、さすがだね、3番目に、ありがとう、だったそうです。そして反対に、かけてほしくない言葉は、1番目に、ばかだね、2番目に、勉強しなさい、3番目に、いやみ。温かい心、優しい心、思いやりの心を、春のような若々しい言葉に託して、子供たちに豊かな栄養分として送っていくことが大事だ。子供だからと下に見るのではなく、一人の人格として、最大に尊重して接していくことが大事です。これは子供だけではなく、大人にも通用する。人と人とかかわるときには、そういう言葉かけが大事だよというのが載ってました。市長、教育者の立場からこのことをどう思われますか。

市長（豊留悦男） 素晴らしい言葉を紹介していただきました。教育委員会と行政、地域が一緒になって、地域まるごとの教育を進めることで、豊かな感性を持った、そういう未来に夢の描がける子供を育ててまいりたいと思っております。子供を一人の人間として、ほめて育てるということの重要性を議員が指摘くださったものだと思っております。今いただいた言葉をよくかみしめて、指宿を担う、未来を担う、そういう子供たちの育成には、行政を上げて取り組む覚悟でいるところでございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時04分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて、一般質問を終結いたします。

議案第30号～議案第35号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第30号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償とに関する条例の一部改正について、から日程第8、議案第35号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、までの6議案を一括して議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男）　今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件3件の計6件であります。

まず、議案第30号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、議会議員の議員報酬について、指宿市特別職報酬等審議会の答申をもとに、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次は、議案第31号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、及び議案第32号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

両案は、財政健全化の推進のため、これらの条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次は、議案第33号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、及び議案第34号、平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

両案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものでございます。

次は、議案第35号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的支出を5万3千円減額し、収益的支出額を6億6,762万9千円に、職員給与費を5万3千円減額し、職員給与費額を1億7,014万1千円にしようとするものであります。

なお、議案第30号から議案第35号までの6議案の詳細につきましては、関係各部課長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（秋元剛）　それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第30号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

2ページをお開きください。

本案は、市議会議員の報酬について、お示しのとおり、議長以下、それぞれの報酬額を改定し、平成22年4月1日から施行しようとするものであります。議員報酬等の額につきましては、これまで、指宿市特別職報酬等審議会に白紙諮問し、審議会の意見をお聴きしておりま

す。本年度の審議会は、平成22年1月29日と平成22年2月15日の2回にわたって開催され、議員報酬等の額について、慎重な審議がなされ、平成22年2月24日に答申をいただいたところであります。答申の主な内容といたしましては、一つ目が、議会議員の報酬額は、県下類似都市における最低水準報酬額であるため、隣接する南九州市並みの増額改定とする。二つ目が、市長及び副市長の給料額は改定しないで据え置きとするというものであります。したがって、今回、この答申内容を尊重し、議員の報酬額を改定しようとするものであります。

次は、3ページをお開きください。

議案第31号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、本年1月に策定した第二次集中改革プランに基づき、行財政改革を進めていく中で、財政健全化をより推進していく必要があることから、市長、副市長及び教育長の給料月額を1年間減額しようとするものであります。

4ページをお開きください。

主な改正内容は、第1条において、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間、市長の給料月額について10%、副市長の給料月額について10%を減額しようとするものであります。

次に、第2条で教育長についても、同じく平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間、給料月額の10%を減額しようとするものであります。

次は、5ページをお開きください。

議案第32号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

6ページをお開きください。

本案は、本年1月に策定した第二次集中改革プランに基づき、行財政改革を進めていく中で、財政健全化をより推進していく必要があることから、管理職にある職員の管理職手当について、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間、支給額の10%を減額しようとするものであります。

次は、7ページをお開きください。

議案第33号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

それでは、8ページをお開きください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬と節3職員手当等、説明欄の議員職の期末手当、及び節4共済費の合計602万3千円の補正につきましては、議員報酬の改正に伴う、議員

の人件費を増額するものであります。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節2給料と節4共済費の合計256万3千円の減額補正につきましては，市長及び副市長の給料10%削減に伴う，特別職の人件費を減額するものであります。

目6財産管理費，節25積立金4千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整といたしまして，財政調整基金への積立金を計上するものであります。

次のページの款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費，節2給料と節4共済費の合計82万6千円の減額補正につきましては，教育長の給料10%削減に伴う，教育長の人件費を減額するものであります。

また，8ページの款1議会費から，9ページの款9教育費までの節3職員手当等，説明欄の管理職手当の合計263万8千円の減額補正につきましては，管理職の管理職手当の10%削減に伴う，職員人件費を減額するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

開聞支所長（吉井敏和） それでは，命によりまして，開聞支所所管の議案について，ご説明申し上げます。

追加提出議案の8ページをお開きください。

議案第34号，平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について，であります。

補正予算書の13ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳出総額の中において，歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

本市の財政健全化の推進のため，管理職の管理職手当10%の削減に伴う，人件費の減額を追加計上するものでございます。

20ページをお開きください。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費，節3職員手当等4万円の減額補正につきましては，管理職の管理職手当の10%削減に伴う，職員人件費を減額するものでございます。

同じく節25積立金4万円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整といたしまして，唐船峡そうめん流し整備等基金への積立金を計上するものでございます。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

水道課長（大道武雄） それでは，命によりまして，水道課所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の9ページをお開きください。

議案第35号，平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について，であります。
補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は，第2条におきまして，当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち，支出にかかる第1款水道事業費用及び第1項営業費用をそれぞれ5万3千円減額し，水道事業費用を6億6,762万9千円に，営業費用を5億7,222万6千円にしようとするものでございます。内容は，管理職手当の10%削減に伴う職員給与費を減額するものでございます。

次に，第3条におきまして，当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を5万3千円減額し，1億7,014万1千円にしようとするものでございます。

なお，2ページ以降に説明書として実施計画等を添付してありますので，参照していただきますようお願いいたします。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時27分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号～議案第35号（質疑）

議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 11番。議案の第30号について，2点について通告をさせていただきました。

30号，指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について，であります。

まず，特別職報酬等審議会での諮問についてですが，どういう形で行われたのか。つまり白紙かどうかということを知っているわけですが，先ほど説明の中でこれまでは白紙諮問だったというふうに述べられたんですが，これまでという意味が，正に，これまでだったのか，今回も含むのかどうか，そこがちょっとはっきりしなかったもんですから伺うところであります。

もう1点は，南九州市のものに大体あわせたいと言いましょうか，ということなんですが，それでは，そもそも議員の報酬というのは何によって決まるべきと考えていらっしゃるか。その一つが他市の例ということになると思うんですが，例えば，市民感情とか，その他

いろいろ要素があろうかと思うので、どういったことによって決まるとお考えか、その2点を伺います。

総務部長（秋元剛） 議案第30号、指宿市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、二つほどご質疑をいただきました。

まず1点目の審議会への諮問はどのような形で行ったかということでございますが、指宿市特別職報酬等審議会、これにつきましては毎年開催をするようにということで同会から要請をされております。したがって、開催するにあたりましては、これまでもそうですし、今回の場合も白紙諮問ということでお願いをしております。

それから、議員の報酬は何によって決まるべきかと考えるかということでございますが、指宿市特別職報酬等審議会、ここらあたりの中身、審議をされた中身等を見ますと、やはり、類似都市の水準、こういったのが非常に参考になっているのではないかとというふうに考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 今回も含めて白紙諮問だったということになっているわけですが、それでは伺いますが、審議会の答申というのが、もちろん参考にするということになっているわけですので、参考にはするとしても、履行義務があるかどうかということについては、必ずしもないというふうに思うんですね。参考にして、あくまで行政として自主的に判断をしていくということだと思うんですが、その履行義務があるのかどうかということの一つ伺います。

それから、答申の内容を見てもですね、最後まで意見が分かれたため、挙手による採決が行われ、このような決定を見たというふうになっているわけでありまして、審議会でも値上げすべきかどうか分かれたことが答申の中にも述べられているわけですが、そういう中で、今伺った、履行義務があるなしということとも関連をしてですね、当市は、確かに増額でいうことでありますけれども、そういう中でも割れているということを加味すればですね、今回は見送るという選択肢があってもよかったのではないかとというふうに思うわけです。そのことを含めて伺います。

それから、議員の報酬は何によって決まるべきかということについては、審議会の答申の中でもですね、類似都市の水準というのが一つあるのではないかとということでございましたが、それは審議会としての判断といたしますかね、審議会としては、南さつま市を一つの物差しにしたというわけであって、この類似都市の水準というのは審議会の物差しであって、私が伺ったのは、行政の物差しとしてはどういうものがあるんですかということ聞いたわけです。

総務部長（秋元剛） まず、報酬審議会の答申に対して、市として履行義務があるかないかということでございますが、市長においては、この議会議員の報酬でありますとか特別職の給料であります、これについては、報酬等審議会の意見を聞かなければならないということ

でございますので、履行の義務があるかないかというお話であれば、必ずしもそれを履行することを約束されたものではないというふうに思います。ただ、市としては、報酬等審議会の答申というのは尊重すべきものであろうと、そのように考えます。

それから、意見が賛否両論あって、今回の場合二つに分かれているわけでございますけれども、基本的には、他市の水準等を見て、やはり、答申どおりに取り扱うのがいいのではないかとこのように思うところでございます。

それから、審議会としての判断というのは、他市の都市の水準というのを議論されたのではないかとと思いますが、行政の物差しとしてはということですが、議会議員の議員報酬というのは、議会議員の議員活動に見合う報酬でなければならないのではないかと、そのように思いますし、また、その中には、生活給的な側面というのもあるというふうに思います。したがって、これまで議員の報酬についてはかなり抑制をされてきた経緯もございますので、今回、報酬等審議会の答申に基づいて、南九州市のレベルまでは引き上げることが妥当であろうという判断をしたところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 答申の内容を尊重するというのは当然のことではありますが、履行義務があるかないかを問われれば履行義務は必ずしもあるわけではないと、これも歴然としているわけですね。そういう中で、何を選ぶかについてはですね、審議会の中身が割れていることも鑑みれば、答申は南さつま並みにということではあってもですね、それを尊重するにしても、行政の判断として、据え置くという選択肢もですね、それは手続き的にも可能だというふうに思うんですね。

それと、何を以て議員の報酬を決めるべきかということについては、冒頭から答弁があった類似都市の水準、それから、議員活動を支えるため、あるいは生活給としてのこととか、いろいろ出されました。それぞれそうだというふうに思うんですね。そこで、この答申の中を見てのですね、値上げに反対と思われる意見なのか、主張なのか分かりませんが、どういうことがかけられているかということでは、議員の報酬を今上げたら、市民はどう思うか、自分たちの報酬を上げるために定数を削減したと思われるのではないかとこのように述べられた方もありますし、その他、今の指宿市の状況、財政が苦しい、厳しい、市に対して要望しても返ってくる言葉はお金がないということだと、そういう中で報酬を上げるとことはどういうことだというふうにですね、市の財政とか、あるいは一言で言えば、市民の感情、市民の思いというものも大事にすべきではないかということも触れられている方がいらっしゃるわけですね。ですから、先ほどの類似都市の水準だとか、生活給とか、議員活動を支えるということももちろんそうですけれども、やはり、市民の感情とか、市民の生活の平均的なレベルといいたいまいしょうか、その辺も加味する必要があるのではないかとこのように思うんですが、その点は加味されて、今の答弁の中ではされてないんですけども、その点、どうでしょうか伺います。

総務部長（秋元剛） 報酬審議会の議論の中では、増額改定に賛成をする意見、反対する意見、様々出されている。そして、その結果が二分する形の中で、最終的に取りまとめをして増額にというような答申になっているというふうに思っているところでございます。その中で、市民感情に配慮すべきではないかということでございますが、市民感情に配慮するのは、当然のことであろうというふうに思います。ただ、その中で、市民感情の中には様々な意見が出るということは、議員の皆様方の活動に期待をしている側面というのもあるのではないかとということ等も含めまして、反対意見として様々な意見を出されておりますけれども、やはり、議員の皆様が適切な議員活動を行う上では答申に基づいた改定を行うことがベターであろうというふうに判断をしたものであります。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

議案第31号、議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号（委員会付託省略）

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号、議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号の4議案は委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号の4議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、ただいまの4議案に対する討論等は3月29日に行います。

議案第30号及び議案第33号（委員会付託）

議長（松下喜久雄） 次に、ただいま議題となっております議案第30号及び議案第33号の2議案については、総務水道委員会に付託いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長（松下喜久雄） 次は、日程第9、指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

選挙管理委員には東中川満志氏、濱田辰巳氏、當房昭雄氏、井元俊文氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました東中川満志氏、濱田辰巳氏、當房昭雄氏、井元俊文氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。

第1順位、中野實氏、第2順位、荊原逸朗氏、第3順位、坂本須賀子氏、第4順位、大道武雄氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、中野實氏、第2順位、荊原逸朗氏、第3順位、坂本須賀子氏、第4順位、大道武雄氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 西 森 三 義

議 員 浜 田 藤 幸

第1回指宿市議会定例会会議録

平成22年3月29日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第13号 指宿市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第14号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第15号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第16号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 指宿市父子手当支給条例の廃止について
- 日程第7 議案第18号 指宿市開闢観光案内所条例の廃止について
- 日程第8 議案第19号 市道の認定について
- 日程第9 議案第20号 平成22年度指宿市一般会計予算について
- 日程第10 議案第28号 平成22年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第21号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第22号 平成22年度指宿市老人保健特別会計予算について
- 日程第13 議案第23号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第24号 平成22年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第25号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第26号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第27号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第31号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第32号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第34号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第35号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第30号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第33号 平成22年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について

- 日程第24 審査を終了した陳情（陳情第1号～陳情第4号）  
日程第25 閉会中の継続審査について（陳情第5号）  
日程第26 議案第36号 副市長の選任について  
日程第27 議案第37号 所管事務調査について  
日程第28 議案第38号 所管事務調査について  
日程第29 議案第39号 所管事務調査について  
日程第30 意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）  
日程第31 意見書案第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）  
日程第32 意見書案第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）  
日程第33 決議案第1号 交通事故防止に関する決議（案）  
日程第34 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 20番議員 | 新村隆男  |
| 21番議員 | 森時徳   | 22番議員 | 松下喜久雄 |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 教育長      | 田中民也  |
| 総務部長   | 秋元剛   | 市民生活部長   | 新村光司  |
| 健康福祉部長 | 田代秀敏  | 産業振興部長   | 井元清八郎 |
| 建設部長   | 吉永哲郎  | 教育部長     | 屋代和雄  |
| 山川支所長  | 岩崎三千夫 | 開聞支所長    | 吉井敏和  |
| 総務課長   | 渡瀬貴久  | 行政改革推進室長 | 廣森敏幸  |
| 財政課長   | 富永信一  | 市民協働課長   | 上村公德  |
| 長寿介護課長 | 迫田福幸  | 農政課長     | 浜田淳   |
| 建設監理課長 | 石口一行  | 水道課長     | 大道武雄  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 増元順一 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田薫  | 議事係主査   | 宮崎勝広 |
| 議事係主査     | 濱上和也 |         |      |

開 議

午前10時35分

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高橋三樹議員及び田中健一議員を指名いたします。

#### 議案第13号～議案第16号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第13号、指宿市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について、から日程第5、議案第16号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託になりました議案第13号、指宿市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について、から議案第16号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、までの4議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、8日、11日の3日間全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、4議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第14号について。60時間を超えて勤務した時の条例改正ですが、どれくらいの件数がありますかとの質疑に対し、平成20年度の実績で、1か月に60時間を超えて時間外勤務をした職員が、延べ83人の実質で51人ですとの答弁でした。100分の150に変えた場合、予算的にどれくらい増える見込みですかとの質疑に対し、制度改正の趣旨は、公務員の長い時間外勤務を強力に抑制することで、結果的に、時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えようというものです。20年度の実績で、60時間を超えたのが2,091時間ほどあります。これに対して25%の加算をした場合、96万円程度となりますので、実績でこれくらいの金額ということになりますとの答弁でした。時間外で業務をこなしていかなければならない担当

課もあろうかと思いますが、一番多いところはどこですかとの質疑に対し、税務課は、申告時期の12月から4月ぐらいまでは忙しく、福祉は、窓口の対応をすることにより、通常事務が夕方以降になってしまうというようなところが、時間外勤務が多い部署と言えるかと思いますがとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に議案第16号について。月額1万5千円としますと、年間18万円になり、8万円の値上げですが、県下の類似する市とほぼ同じ額になったのですかとの質疑に対し、3庁舎に産業医を選任してお願いしていますが、指宿庁舎が月額1万5千円、山川庁舎が月額7,500円、開聞庁舎が月額7,500円で、3事業所合わせて月額3万円をお支払いすることになりますが、年額に換算すると、36万円という形になります。鹿屋市は60万円で、いろんな形が18市の中にはあるのですが、同じような活動内容で安全・衛生、職員の健康保持に取り組んでいるのが奄美市で、同じ年額36万円となっています。指宿市内、あるいは旧喜入町の事業所等で医師会の方が引き受けている産業医報酬が、事業所の社員数の差はありますけれども、月額で2万円から4万円と聞いていますので、3万円が妥当であろうということから、月額報酬として選択し、条例として月額1万5千円という表現になっていますとの答弁でした。意見として、このような改正が出る時は、ある程度詳しい説明を、また、医師会に財政状況等も考慮してもらった上で、月額を決めていただきたいというものがありました。

なお、議案第13号及び議案第15号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にあありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にあありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号から議案第16号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第16号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

議案第17号（委員長報告，質疑，討論，表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第6，議案第17号，指宿市父子手当支給条例の廃止について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ付託になりました議案第17号，指宿市父子手当支給条例の廃止について，の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月10日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，反対討論として，児童扶養手当の支給が新たにされて，父子手当に代わるものとして額も増えるということは事実ですが，一人親の大変さを考えると，慎重にすべきではないかと思えます。父子手当をどうするかは，地方自治体が独自に判断できるわけで，廃止するにしても，猶予期間を設けるとか，該当者に説明をしてということも考えられたと思えますので，反対いたします，というものが有り，起立採決の結果，起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。父子手当は1子が3万円，2子以降が1人1万円となっているようですが，児童福祉手当は，それぞれどのようになっているのですかとこの質疑に対し，児童扶養手当は，月額4万1,720円，第2子に5千円加算，第3子以降は3千円の加算になりますとの答弁でした。父子手当をどうするかは，地方自治体の判断ということからすれば，児童扶養手当が出たから廃止するというのではなく，一定期間猶予を設ける手もあったのではないかと思えますがとの質疑に対し，父子手当の設置目的が，母子世帯に当たる児童扶養手当の支給がないということで，今回，児童扶養手当が支給されることから廃止をすることにしたところですよとの答弁でした。21年度の父子手当の総額はどのくらいあったのですかとこの質疑に対し，今現在で29世帯の99万円ということになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で，報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 11番。国において父子家庭の父に児童扶養手当が支給されるよう

になるから、父子手当支給条例を廃止するとのことであります。父子であれ、母子であれ、一人親で子供を育てるということは大変なことです。一つが支給対象になるからといって単純に別な一つを廃止するというのでは疑問が残ります。今回、児童扶養手当が支給されることによって、これまでの父子手当額を上回るとはいえ、やはり、関係者、該当者に一定の説明をして、理解の上に行うべきだったのではないのでしょうか。手続き的にいっても、児童扶養手当が支給されるとはいえ、父子手当の支給は市独自の判断でできるわけですから、一定の期間を置いてからでもいいと考えます。以上のようなことから、本議案に反対をいたしません。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号、指宿市父子手当支給条例の廃止について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号及び議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、議案第18号、指宿市開聞観光案内所条例の廃止について、及び日程第8、議案第19号、市道の認定について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました議案第18号、指宿市開聞観光案内所条例の廃止について、及び議案第19号、市道の認定について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、8日の両日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第18号について。観光案内所の建物、土地は指宿市の財産なのですかとの質疑

に対し、観光案内所及びトイレ部分は指宿市ですが、植え込みの部分は県の財産となっています。用地は指宿市ですとの答弁でした。条例を可決した場合に公募をかけるということですが、賃料はどのくらいを考えているのですかとこの質疑に対し、補助事業で建てている関係で、有料にはできないと考えていますので、無料で貸付けをして、トイレ清掃とかをお願いしたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第19号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号及び議案第19号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号及び議案第19号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第20号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第9、議案第20号、平成22年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ分割付託になりました議案第20号、平成22年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、8日、11日の3日間、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしましたので、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。選挙管理委員会費の報酬172万1千円は、委員何名分ですかとの質疑に対し、選挙管理委員4人の報酬ですとの答弁でした。参議院選挙等が予算化されていますが、報酬217万1千円は、この委員の皆さん方の報酬も入っているのですかととの質疑に対し、委員の方々の報酬ではありません。期日前投票における投票管理者、投票立会人の報酬、選挙時における31投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬、開票時における開票管理者、開票立会人の方々の報酬ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に総務課所管分について。農政ワンフロア化事業に約700万円の予算が組んであるのですが、ワンフロア化になった時に一元化できるのですかととの質疑に対し、農政の補助事業等は、南薩地域振興局の加世田事務所に移転されることとなりますが、これは平成19年度から始まっている組織機構改革の中で示されていたもので、農政関係の一体的な推進が難しいのではないかという危惧もありますけれども、県の農政部職員が15名残るので、情報交換等については、これまで以上に詳細な情報が入ってくると考えていますとの答弁でした。

補助事業の事務手続きなどは今の庁舎ででき、それを県庁なりに届けを出して審議されていたのですが、農林事務所職員がいなくなると、加世田、ないし県庁に出向いて行かなければならないようになると思いますけれども、このワンフロア化が農家の方々に完全に伝わっているのですかととの質疑に対し、4月1日以降の予定として、事務所開設に伴う諸工事を行い、5月のゴールデンウィーク明けぐらいを目途にワンフロア化に取り組んでいき、その間は、指宿庁舎の中で、ワンフロア化体制をしつつ、移転していきたいと考えています。5月までは、農家、団体等にも、農政関係、並びに県、JA職員等が機会ある毎に説明をし、広報等でも周知をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

電気、電話、借上料等維持管理費が409万円ですが、これは当初だからこれだけ要るのですか。その以後は、どのくらいを見積もっているのですかととの質疑に対し、経常経費409万円、臨時的経費290万円の予算を組んでいます。経常的経費は、他の施設でワンフロア化しても、電気、水道代は、職員が勤務している以上、発生しますので、この409万円すべてではありませんが、指宿・山川・開聞庁舎の経費は今年よりも少なくなるという考えです。臨時的経費は、LAN工事、電話回線の移転工事とか、電力メーター設置等の金額に充てますので、次年度以降は発生しません。仮に、指宿、山川、開聞でワンフロア化したとなった場合でも、経常的経費として300万円程度費用は発生すると思います。今のところ、県に庁舎使用料減免の協議をしていますので、その分を引くと、合庁でも、3庁舎でも、金額的な差は40万円程度出てくる試算になっていますとの答弁でした。

電話、ラン等の臨時的予算290万円を本市が持っている庁舎で行った時に、要らない部分も出てくると思うのですがとの質疑に対し、3庁舎では、この290万円が45万円程度になります。ほかに9か所程度検討しましたが、その中で、最も費用が安く移転できると想定されたのが開聞改善センターです。ここですとなれば、光ファイバー設置料等が多額を要し、臨

時的経費として2,950万円程度の費用が掛かると想定されているところですよとの答弁でした。

職員の配置はどのようになるのですかとこの質疑に対し、まだ案ですが、農政課28名程度、農業委員会事務局10名程度、JAいぶすきが、SAP営農指導員担い手等の職員10名程度、県の農政部15名程度で、合計65名程度の職員が参集するワンフロア化になるかと考えていますとの答弁でした。

80名程度のスタッフになると説明を受けていましたが、65名であれば、余分な臨時的経費を出してするよりも、今ある庁舎を使う検討は再度できないものなのですかとの質疑に対し、現在も県の農政部、並びに市の農政課等でもパート職員を雇用して事務を遂行していますので、それを含めれば80名程度になると説明したところですが、施設改修費のコスト面、地理的要因、ワンフロア化にする期間などを総合的に検討し、さらに、現在、特殊病害虫のイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの対応で、県職員が1名、週4日程度、常勤作業員25名程度が常駐し、市からも指導員を2名程度送っていますが、頻繁に打合わせ、作業等が出てくると思いますので、合庁が一番適地であろうと考えていますとの答弁でした。

以前から計画していたと思うのですが、なぜ今になったのですかとこの質疑に対し、昨年10月の指宿市農業振興促進会議で提言が出たのが再編のスタートになったところです。昨年10月時点では田原迫前市長でしたので、組織は市長の専決事項になりますから、退任される市長が4月からの組織体制のことに動くというのいかなものかと思い、新市長の了解を得た後に、正式に動くべきと判断したのですが、JA、合庁とは下打ち合わせはしていました。新市長に組織機構を説明し、これでいいという判断をいただき、少しでも早く議員に説明をし、理解をもらった方がいいという指示もありましたので、お伺いして内容説明をしたところですよとの答弁でした。

農業団体とか、各農業地域の区長とかの意見を伺ったのですかとこの質疑に対し、認定農業者、農業後継者のアグリクラブ、農業マイスター、土地改良区など、農業に関係する団体の方々が組織する指宿市農業振興促進会議が、大崎町農業振興センターにも視察に行かれ、町とJAと共済組合が集約されて事務を行って、非常にメリットがあるので、指宿市も取り組むべきではないかという提言をいただきました。個々の農家には、議会の決定を受けた後に農政職員を中心にやっていきたいと考えていますとの答弁でした。

具体的な提言及びその実施に当たって、既存の農政部門がなくなることはないように、各庁舎にも農政及び農業委員会に関する必要な窓口業務機能を残すとありますが、各庁舎に誰も残らないということも聞いたのですがこの質疑に対し、組織再編の中で兼務もありましたが、地域振興課職員を増員して、地域窓口担当も担っていただく予定ですとの答弁でした。

開聞・山川から農林水産課の職員を引き上げて、本庁舎の職員と一緒に外に出すわけですので、合併後最大の機構改革であろうと思いますがこの質疑に対し、山川・開聞の建設部門職員を平成20年度に集約したところですが、今回は異なる内容になっています。県とJAを

含めた組織を作ろうということですので、最大の組織改編とはとらえていないところですのでの答弁でした。

田原迫市政時代に事業化を計画したのですから、以前に行革から説明がされるべきだと思いますがとの質疑に対し、新市長のスタイルと合うか合わないか不明確な点もありましたので、議会への説明時期は、この時期しかなかったと考えていますとの答弁でした。

県消防・防災ヘリ緊急運航要請費47万7,408円は一括で払うのですかとの質疑に対し、ドクターヘリ活用の負担金で、1回分が3万9,784円ですが、搭乗者に掛かる保険代等も含まれています。12回分を計上していますが、実回数で年度末に支払う形になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について。産業医による健康相談及び健康管理講習会をどのくらい予定しているのですかとの質疑に対し、産業医が関わる健康相談、あるいは安全衛生委員会等を毎月実施していく計画ですとの答弁でした。

職員で長期入院の方がいらっしゃるのですかとの質疑に対し、長期休んでいる職員が2人、あるいは一定期間の入退院を繰り返した職員が1人、また、精神的な部分で体調を崩している職員がいますが、通院しながら加療している職員が4、5名いると思いますとの答弁でした。

職員総務費が昨年より倍増しているのですが、退職金積立の影響だろうと思うのですけれども、何年度までなのですかとの質疑に対し、退職手当準備基金の積立は26年度までです。現在の計画で負担金を納めていくと、清算負担金が3億を超える予定で、その年の財政状況にもよるのですが、26年度までに積んでいくと、5年間で3億5,000万円くらい積めるので、清算金にかなう額だと考えていますとの答弁でした。

昨年度より職員は減ったのですが、共済費がほぼ同額になっているのですけれども、この内容はとの質疑に対し、制度上の負担増がここ数年続いています。既に退職された方々の年金を支えるために、このような形になっていると理解していますとの答弁でした。

年金制度は、支える方々が減っていったら、どこも枯渇する状況下にあるわけですが、職員に対しては手厚い形が取られていると思うのですけれども、こういう形は毎年続いていくのですかとの質疑に対し、共済負担金の見直しは3年に1回が一般的だったのですが、予測できない制度改正ですので、一定の増額は今後も続いていくのではないかと理解しているところですのでの答弁でした。

合併後、人件費削減をということで、早期退職者を募って抑制していこうという動きの中で、上乘せしていったら一緒だと思います。制度上仕方がないということですが、理解できるような制度を作っていかなければいけないと思いますがとの質疑に対し、行政改革大綱に基づいて、第一次集中改革プランを実施し、現在、第二次集中改革プランも作って、持続可能な財政構造を作っていこうと取り組んでおり、人件費抑制は大きな柱の一つです。それを実現すべく努力していくと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、企画課所管分について。知林ヶ島にトイレ、水道などの設置をしないのですかとの質疑に対し、環境省に公園整備を委託し、20年度に遊歩道、展望台、東屋等を整備していただきましたが、利用者から要望の強いトイレとか、港の整備などがありますので、環境省に整備をしていただくようお願いしていますとの答弁でした。知林ヶ島利用計画推進事業は、こういったところをお願いしているのですかとの質疑に対し、知林ヶ島ガイドはシルバー人材センターに委託していますが、緊急雇用の失業者対策については、森林組合に委託しています。21年度は、期間が6か月以内という法的な縛りがありますので、その間に失業者を3人雇っていただいて、知林ヶ島の草刈り、清掃、ガイドの応援とかをお願いしました。花と緑と環境の島というテーマもありますので、黒松の植栽を100本ほどしていただきましたとの答弁でした。

メディポリスの奨励金は、旧ホテル部分に対する固定資産税相当額で10か年3億6,000万円ということですが、改装が行われて、固定資産税が増額になった場合、その増額分も奨励するのですかとの質疑に対し、奨励金の基礎としている部分は、旧グリーンピア指宿の建物部分で、新たに改造された部分は、固定資産の評価を見直し、課税していますとの答弁でした。改装する前の固定資産税額で奨励金を渡しているということですかとの質疑に対し、元々あった額を基準として交付しており、改修された部分も適正に評価し、新たな建物も課税しているところですよとの答弁でした。デジタル放送に全面的に切り替わりますが、映らないところへの対策を早急にやるべきだと思いますがとの質疑に対し、昨年8月の広報紙で市民の方にお知らせをし、早めにデジタル対応のテレビに切り替えて、映らない場合は市の方に連絡をいただき、デジサポ鹿児島に情報をつないで対応したいとお知らせをしたところです。もし、映らない地区があったら、場合によっては、3戸以上で組合を作り、共同アンテナを立てていただき、自己負担が1世帯当たり3万5千円を超える部分は補助で対応できるようになっていますので、全戸が見られるような形になるよう努力していきたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。合併まちづくり基金の限度額は18億円ぐらいということですが、現在12億円で、今年度5億円ですから、それに近いのですが、限度額は引き続きあるのですかとの質疑に対し、基金の限度額は約18億円ですので、あと1億円ぐらいで限度額になりますとの答弁でした。今後、具体的な活用方法とか計画はないのですかとの質疑に対し、具体的にどの事業にということはありませんが、合併後の新市町村の一体感の醸成に資するもの、地域の振興に資するものに充当するということになっていますので、合併後に国から様々な特例措置で財源的に地方交付税等で措置をされています。今後、終了していく時に財源が不足しますので、不足する分に充当していくことも考えられますが、償還元金の範囲内で活用が可能で、平成19年から積み立てていますが、元金償還を2年据え置いています。償還が始まるのが22年度以降になり、事業に充てるとすれば23年度以降からになりますので、

22年度までは基金の取り崩しはできないということになりますとの答弁でした。

市有地の貸付期間は1年で更新するようになってきていると思いますが、財政的にも厳しい時期でもありますし、大事な財産ですから、条例を改正してでも、できるだけ収入に繰り入れられるようにすべきだと思うのですがとの質疑に対し、管理規則上は、時価評価額の100分の4と決まっており、事業の中身により減免措置をしているものもありますが、3年に1度の固定資産税の評価額見直しの際に確認をしている状況ですとの答弁でした。

ゴルフ場用地、8,983㎡の2万5千円は、日曜日にゴルフへ行けば、1人分でこれぐらいのお金は必要だと思いますが、交渉していく必要があると思うのですがとの質疑に対し、時価評価額の100分の4の価格でないものについては、段階的な額の引き上げ交渉をやっていき、適正な貸付料になるよう努力したいと思いますとの答弁でした。

休暇村本館のところは、平米当たり387円ぐらいですが、本館の建替えをするという話を聞くのですけれども、行政側として認識しているのですかとの質疑に対し、休暇村の方から話があったわけではないのですが、近々、建替えを計画しているという情報は聞いていますとの答弁でした。

市有地貸付料にも影響してくるのですかとの質疑に対し、本館に貸している土地の返還をするという具体的な話は来ていませんが、解体をして、使われなくなることになれば、返還されるということも考えられますとの答弁でした。

本市の土地に建てられているものが近々壊されるのに、はっきりしないということ自体がおかしいと思います。定かか分かりませんが、資料によると、1か月後ぐらいには解体工事にかかるということですが、そういう情報も来ていないのですかとの質疑に対し、国民休暇村の建替えをするという話は聞いていますが、詳細な情報をつかんでいませんとの答弁でした。意見として、きめ細かな臨時交付金とか、緊急対策交付金とか、ある程度想定外の交付金等が十数億円入ってきているわけですが、継続するわけではありませんので、大事に使っていただきたいというものがありました。

次に、行政改革推進室所管分について。指定管理者候補者選定委員会を2回開催する計画ですが、この委員会にかけられる予定の施設と件数はとの質疑に対し、今の段階では特定した施設はありませんが、行政改革を推進する上で、条件等が整備された施設については、指定管理者という手法もありますので、2回分を計上しているところですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。議会中継システム導入事業の予算組みをしていますが、いつ頃から活用できるのですかとの質疑に対し、業者の選定や、指宿、山川、開聞の各庁舎のどこに設置するかということも詳細に検討しなければなりません、遅くとも12月議会から活用できればと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、会計課、監査委員事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上のような審査経過を踏まえ、委員より、農政ワンフロア化事業についての再質疑を要望する動議が出され、採決の結果、全会一致で可決され、改めて3月11日に審査を行うこととなりました。

審査の過程で出されました主な質疑について申し上げます。

指宿合庁維持管理費62万4千円は、JAの負担分ということでしたが、JAとの話し合いはなされているのですかとこの質疑に対し、提言書をいただいた後、JAと7回ほど協議をしていますが、農協としてもワンフロア化については良いことだと思うので、今後はその方向に向けて協力をしていきたいということでした。その後、行革を含めた協議の過程で、庁舎改修費用は市で負担する方向であるが、電気、光熱水費等については、JAにも負担していただき、その負担額は、人数割で予算組をしてはどうかという県のアドバイスもいただいたので、人数割の概算で62万円ほどの予算を組んでいます。JAには、この62万円を伝えてはいますが、JAの参事からは、ワンフロア化にかかる費用と光熱水費等は、別枠である必要があると指示を出していると承っています。続けている限り、その経費はJAが負担していただくことは認識しているところです。3月9日に再確認に行きましたが、組合長以下、常務を交えた話の中で、市から正式に文書等は来ていないが、構想があるという話は理事会の中でしており、理事の方からも、一緒にワンフロア化で検討しなさいと言われていたということでした。4月1日にJAの理事会が開催されるので、組合長以下、責任を持って、その方向で対応したいという返事をいただいたところですのでとの答弁でした。

山川庁舎の場合で、どのくらい見込んでいるのですかとこの質疑に対し、山川庁舎の場合は350万円ほどを見込んでいますとの答弁でした。提言書の中で、システム改修にかかる費用を十分に考慮して決定すべきである、とありますが、山川庁舎と合庁では、約300万円の差が出るのですけれども、どのような考えなのですかとの質疑に対し、経常経費409万円を計上していますが、この中には、庁舎使用料66万円が入っていますので、これは減免の方向で県と交渉しています。提言書に、システム改修にかかる費用等を十分に考慮しながら、事務所の位置を決定すべきである。関係機関への参加を積極的に働きかけること、営農指導・農政指導・畜産指導・耕地部門の業務スタイルは継続して行うこと、とうたわれていますので、共済組合、県、JA、市で協議をした結果、最も満たされた条件というのが、指宿合同庁舎であろうと決定したところですのでとの答弁でした。

臨時的経費は無視した考えなのですかとの質疑に対し、無視するという考えはありません。関係機関への参加を積極的に働きかけること、ということから、県職員も指宿合同庁舎で勤務するということも受けていますので、山川、開聞、指宿庁舎で行った場合は、提言書の一つが崩れてくるということも加味して、より提言書に沿った形で実施できるのは、合同庁舎と判断したところですのでとの答弁でした。

提言書に、農家は技術的な指導よりも、補助事業を導入するときの書類作成、資金関係や

販売方法などソフト面についての支援体制の強化を望んでいる、とあります。農協も、SAPと営農が入るだけで、今のところ金融担当は入らない。農家が一番求めているのは、技術指導面よりも、手続きを簡素化する、時間を短くするのを望んでいるので、提言書の内容に沿ったものがなされていないと思うのですがとの質疑に対し、県の組織再編の予定では、農林普及関係事務は指宿駐在所の中に残すけれども、農林事務所関係は、南さつま市の合庁に引き上げるのが当初からの予定ですが、その辺の事情を十分に分かった中で出されたということは、農林普及関係職員を少しでも残していただきたいという委員の意見であったと思います。JAとの話し合いの中で、金融部署等は、職員を配置する体制に持っていきたいという返事をいただいているところですので、前向きに検討されているものと認識していますとの答弁でした。

開聞・山川支所も含めた農政関係の職員数はどうなるのですかととの質疑に対し、現在43名を配置していますが、ワンフロア化になると、合庁の農政課、並びに農業委員会事務局、さらに、山川と開聞の地域振興課の方に職員を増員して、合計で39名を配置する予定ですとの答弁でした。

開聞庁舎と山川庁舎に専門員を何人配置する予定ですかとの質疑に対し、地域窓口担当として、山川の地域振興課内に1名、開聞は、経営体育成基盤整備事業を施行中ですので、その担当職員を別勤体制で開聞庁舎に1名、地域振興課に1名を配置し、ケースバイケースで、合庁から職員を庁舎に派遣等を行いながら、農政事務の推進に取り組んでいくという考えですとの答弁でした。

これが認められた場合には、どういう形で進めていくのですかととの質疑に対し、4月10日のお知らせ版、5月の広報紙等で全市民にワンフロア化になったことを周知していきたいと思います。また、4月は農業関係の総会等がありますので、市職員、JA、県職員等も出る機会がある会議で、周知活動を行い、合同庁舎前に分かりやすい表示板を立てて市民に周知を図っていきたくて考えていますとの答弁でした。補助事業を導入するときの書類作成とか、資金関係、販売方法などの支援体制の強化はできないことではないと思いますが、補助事業を農家が取組たいといった場合、その指導体制はどうなのですかとの質疑に対し、今までよりも利便性は上がると考えています。農業改良普及業務だけ残るということであっても、同じ南薩地域振興局の農政部職員ですし、残された職員からアドバイスも受けられ、補助事業事務はスムーズにいくと考えていますとの答弁でした。

耕地課を復活してくれという話はなかったのですかととの質疑に対し、協議をする中で、そのような話も出ていますが、農政ワンフロア化になると、県の職員も入ってきますので、その連絡調整会議というものも必要になってくると思います。4月からは、農政課、農業委員会、JA、県の代表者等で構成する対策会議を開きながら、お互いの連携を図っていき、スムーズな流れになった場合には、農業促進センター的な形を作って、耕地部門が必要である

ということであれば、耕地課単独であるかどうかとも協議していかなければならないと考えていますとの答弁でした。

以上のような審査経過を踏まえ、委員より修正案が提出されましたので、提出者の提案説明を求めましたところ、別紙でお示しのとおり、歳入において、指宿合庁維持管理費負担金62万4千円を減額する。一方、歳出においては、農政ワンフロア化事業に係る経費699万円を減額し、歳入の62万4千円との差額636万6千円を財政調整基金に積み立てるもので、また、委員会に示された提言書内容等を吟味した結果、システム改修に係る費用を十分に考慮して決定すべきで、本市が抱えている空き庁舎等との比較、大幅な人員削減は行わないことという提言と、委員会における各支所の担当職員減との矛盾。さらに、提言書の委員の意見として、補助事業を導入するときの書類作成、資金関係や販売方法などソフト面についての支援体制の強化を望んでいるが、それに対する取組が不十分であるので、修正案を提出するという提案説明を受け、質疑を行いました。その主な質疑として、ワンフロア化による農家への利便性というのは、市全体のことを考えた場所的利便性を検討すべきだと思いますが、どのように考えていますかとの質疑に対し、最初の説明では、一場所で諸々の対応ができるということでしたので、このワンフロア化には決して反対ではないのですが、調査した結果、様々な機関との整合性、話し合いが見えてきません。農家がうまくいくにはどうしたらいいのかという部分で、すべてが解決できるワンフロア化というのを願いたいので、そこまで踏み込んで審議して提案をしてもらいたいということから、修正を出したところですよとの答弁でした。

大幅な人員削減を行わないということですが、ある程度人員削減はやむを得ないと思うのですが、その辺の考え方はどうなのですかとの質疑に対し、各支所の専門的な部署に5、6名いると思いますが、それが1名という説明でした。その人が何かの理由で休まなければならないとなったときに、対応はどうされるのか。そういうところの解決もまだできていない状態であると思います。これが軌道に乗るまでは、各支所の窓口は、十分そういうことを考えた上で人員配置をしてもらいたいので、大幅な削減と述べたところですよとの答弁でした。この予算を削減して、ワンフロア化が後退するとか、あるいは農家に不便をかけるとか、そのようなことはないと考えているのですか。また、これをやり直して、あるいは農家の方と連携を取ってうまくいくと思っているのですかとの質疑に対し、地域住民、受益者にそれなりの説明をし、皆さんが納得される条件の下でワンフロア化を進めてほしいと思っていますとの答弁でした。

以上のような審査を踏まえ、起立採決の結果、起立多数により修正案は可決すべきものと決しました。なお、修正議決した部分を除く原案、分割付託となりました議案第20号は、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 11番。大きく2点、メディポリスの関係と農政の関係について伺います。メディポリス指宿への財政支援についての質疑等もなされておりますが、10年間で3億6,000万の財政支援ですが、これは、平成22年度分がいくらになるのかという質疑等があったのであれば、その額を示していただきたいと思います。それから、財政支援そのものについての是非についての質疑等はなかったのかどうか。メディポリス指宿への財政支援の22年度額のことと、それから、財政支援することについての是非を巡っての質疑はなかったのかどうかです。それから、農政のワンフロア化についてですが、先ほど委員長報告の中で、光熱水費のところ、JAの負担分について人数割がどうという質疑並びに答弁がなされたんですが、このJAの負担分というのは、人数割するにしても、JAから指宿市に入ってきて、それを市の負担分と合わせて県にということになるのか、JA分は県に直接ということになるのかですね、そこが一つ。それから、電気料金のことについては、個メーターを付けてどうという話もちよっと伺っているんですが、そのことを巡っての質疑等があればですね、その経緯について、なければ仕様がございませんけど、以上、伺います。

総務水道委員長（木原繁昭） メディポリスについての質疑は、両方ともございませんでした。それから、さっきのワンフロア化に関してのあれは、最初の執行部に答えてもらっているのかな。あとの方はございませんでした。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務水道委員長（木原繁昭） ございませんでした。

11番議員（前之園正和） メディポリスの方は両方なかったということですので、それ以上はもう伺えないわけですが、この農政のワンフロア化については、光熱水費を巡ってですね、JAの負担分についての委員長報告もあったわけですね。人数割ということだったですかね。そういう話が出てくるわけですので、人数割でJAが負担をするというのは、私が伺ったのは、そのJAの負担は県に直接行くのか、指宿市を通して行くのかということをお伺いしているんですが、それが質疑がなかったということによろしいんですかね。それは不明のままということではちょっと理解に苦しむんですが、指宿市のワンフロア化に伴う経費を審査する中で出てきているということからすればですね、JAが県に直接納めるということであれば、指宿市のワンフロア化に伴う経費にはもう出てこないのかなということになるわけですね。

その辺を踏まえて、全く質疑はなされなかったのでしょうか。電気の方もそうですが、個メーター自体が全く委員会の中で出てないのでしょうか、再確認いたします。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 38 分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務水道委員長（木原繁昭） そのような質疑はございませんでした。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 19番。農政ワンフロア化に係る費用を減額するという修正案ということでございますが、ただいまの委員長の報告をお聞きしておりますと、農政ワンフロア化自体には大きな反対があったようには聞こえなかったわけですが、経費等を含む問題とか、あるいは場所の問題というようなこと、あるいは各庁舎の職員減というような問題であったような報告だったように思いますが、それでよろしいのでしょうか。

総務水道委員長（木原繁昭） はい、そのとおりです。

19番議員（下柳田賢次） そうしましたらですね、仮に、この修正案が可決された場合の予算の執行に関する影響、特に、農政における農業振興、これらに与える影響がどうなのか。また、県をはじめJA等関係団体との協力関係、あるいは信頼関係にも影響を及ぼすことにならないのか。ここらについて執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

総務部長（秋元剛） 農政ワンフロア化に関する修正議案が可決をされたら、市政運営にどのような影響があるのかというような内容であろうと思いますが、施政方針の中でもお示しをしておりますが、現在、農業につきましては、農産物等の輸入増加や産地間競争の激化、国内経済の不安定による個人消費の低迷等、取り巻く環境は厳しいものとなっております。これらを踏まえ、本市におきましては、恵まれた自然環境と土地資源を活かし、生産性の高い経営展開や、ブランド産品を中心とした多彩な農産物を、安定的に供給できる一大産地づくりを目指しているところであります。その対応として、平成22年度予算において、農政ワンフロア化に関する予算を計上し、相談窓口の一元化を図ることで、農業者の利便性の向上や、きめ細かな営農相談等に努める体制を構築しなければならないと考えたところであります。そのため、職員については、農業者から出された提言を具現化することで、農業者の利便性を向上させ、農業振興を図ろうと、農業者や農業団体、県、JAいぶすき等との相互信頼関係の下、目的目標の共有化を保ちながら、関係機関と幾度となく協議を進めてまいりました。また、市の農政関係部署の職員においても、多くの時間を費やし、農政ワンフロア化後の効率的な事務調整の協議を重ねてまいりました。これは農政ワンフロア化を進め、市の大きな

基幹産業である，農業振興を図りたいという一心から取り組んだものであります。職員は施政の大きな原動力であります。目標を持たせ、大きな仕事に取り組ませることにより、大きな成長を成し遂げることができ、培った経験と自信が市民サービスの今後の向上につながるものと信じております。今回の農政ワンフロア化の目標は、本市の農業振興を図ることはもちろんであります。大きな目標に向かって取り組むことによる職員の資質の向上や、今回の経験を、今後の市民サービスに活かすという観点も含まれていることも、是非、ご理解をいただきたいと思っております。また、農政ワンフロア化に関する予算が修正された場合、平成22年度以降の農業振興施策全体の推進に大きな影響が生じることは避けられないばかりか、本市の基幹産業である農業の低迷による施政運営への影響も出るのではないかと危惧しているところであります。確実な施政運営を進めるには、安定的な財政基盤の確立が必要でありませんが、その財政基盤を支える大きな柱が農業振興であります。本市において基幹産業である農業振興を図ることは、まちづくりの羅針盤である第一次総合振興計画の確実な進展を図ることであります。その意味からも、今回の農政ワンフロア化は、是非とも実現させる必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 3番浜田でございます。委員長にちょっと確認を1点ほどしたい点と、あと執行部の方に1点確認したいことがあります。このワンフロア化になったときのですね、開聞、山川のその農家の方が尋ねてこられた時の対応する人数を確認をしたいところです。先ほどの答弁では1名、山川に1名、開聞に1名というふうに聞いたものですから、その以前は2名とかも聞いてました。いや、その2名も配置しないと聞いております。その辺のちょっと確認をしたいところです。それとですね、先般の議会で、総務部長の答弁の中で、この農業振興促進会議、こちらの方で会議が行われて、今回のこのワンフロア化に対しては、全体の委員の意見として賛成があったと聞きしております。実際はですね、これほとんど旧指宿市の住所のある方の発言が多かったと聞いております。この中に約30名ですよ、この委員の数が。その中で、9名ほど市の職員が配置されております。旧山川、開聞出身の住所の方が何人いるかと把握したところが、開聞に関しては数名しかいないと。その中で、この会議がですね、農家の方の、本当に...

議長（松下喜久雄） 浜田議員、執行部に対する質疑については、修正案が可決されたことによる影響についてのみお尋ねになることができるとのことになっているんです。そこを外れるような内容についてはできないということになってますから、そこは理解して質疑される、継続されますか。

3番議員（浜田藤幸） その辺はもう1回ちょっと確認したいと思っております。

総務部長（秋元剛） ワンフロア化につきましては、議員ご案内のとおり、指宿市農業促進振興会議、この中で提言を受けたものであります。先ほど一般質問の答弁の中でお答えしたのではないかなと思っておりますが、これにつきましては、それぞれの農業関係者の団体と申しますか、これが参画をしております。ただ、それが山川地域であったのか、開聞地域であったのか...

議長（松下喜久雄） 総務部長、執行上の問題についてのみ答弁をいただきたいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午前 11時51分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長（秋元剛） 議員からのご質疑のありました件につきましては、答弁は差し控えさせていただきます。

総務水道委員長（木原繁昭） 先ほどの委員長報告のとおりです。山川1名、開聞2名です。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 前原六則議員。

13番議員（前原六則） この議案第20号の修正案が出てるわけなんですけど、執行部の方にお伺いいたします。仮にこれが可決した場合、県の方の人事案件は進んでいるわけなんですけれども、この県の人事案件に対する影響について、どのように考えているか、お伺いいたします。県とその辺りの話し合いはなされているのかどうか、お伺いいたします。影響についてです。

総務部長（秋元剛） 県の人事案件でございますが、これにつきましては、県が内示をした内容で私どもとしては承知をしてるわけですけども、もし、修正案が可決ということになりますと、県との信頼関係、これを損なうのではないかというふうに危惧をいたしております。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 0時57分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ分割付託となりました議案第20号、平成22年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日、10日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、市民の暮らしを守るとというのが、地方自治体に課せられた使命で、市の負担すべきものを住民に負担を求めることがあってはならないと思います。防犯灯は市ですが、安全灯という名のもとに地区に設置責任を転嫁する。ごみ袋の売払収入の充当先も、本来、自治体でみるべきものまで充当されているということなどがありますので、反対いたします、というものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について申し上げます。社会体育総務費で、南薩地区体育協会連絡協議会の負担金が、723万5,200円と非常に高額ですが、説明をとの質疑に対し、来年度から指宿地区体育協会が解散し、川辺地区体育協会と一緒にになり、新たに南薩地区体育協会連絡協議会となります。指宿市、南九州市、南さつま市、枕崎市で、南薩地区全体の予算を負担することになり、全体の額は1,945万8千円です。指宿市の負担金は723万5,200円で、その内訳は、県民体育大会関係等が339万7,200円、県下一周駅伝と女子駅伝関係が383万8千円ですとの答弁でした。

歳入で教育使用料が、前年対比6,624万9千円の減額になっているが、減になった理由はとの質疑に対し、教育使用料の高等学校使用料に、例年ならば授業料が入ってくるのですが、授業料が国庫負担金となり、今年度の試算で6,700万3千円を、教育費国庫負担金の公立高等学校授業料不徴収交付金に組替え計上していますとの答弁でした。小・中学校の主事、司書補は、正職員であったりそうでなかったり、市雇用やPTA雇用であったりと、いろいろ混在している状況ですが、基本的な今後の考え方はどのようになっていますかとの質疑に対し、司書補は、これまでも指摘されており、統一化に向けて、改善をしつつありますが、行政評価委員会でも、統一すべきと指摘もされています。今後は早急に、市PTA連合会や学校図書協議会等とも協議をしながら、各学校同じように統一した雇用の仕方に、早急に取り組んでいくように考えていますとの答弁でした。

心の教育相談員、スクールカウンセラーが、学校を拠点にして、いろいろ相談に乗るとした場合に、不登校などで学校へ行けない子への対応は、家庭訪問等も含めてどのように対処しているのですかとの質疑に対し、不登校の子供たちは、はしむれ教室に通っていますので、そちらの相談員から要請があった場合は出向いています。学校やはしむれ教室にも行けない子供たちに対して、学校からの要請があれば、直接カウンセラーが家庭訪問をし、不登校解消に向けて努力していますとの答弁でした。

学校給食の委託料で、配送が402万円ですが、何名の方が従事されていますかとの質疑に

対し、配送委託は山川学校給食センターが3名ですとの答弁でした。小学校と中学校の管理費で、学校主事が年間契約でされていると聞いたのですが、どこの小学校、中学校ですかとの質疑に対し、指宿地区が、南中学校、今和泉小学校、魚見小学校の3校で、開聞地域が開聞小学校、川尻小学校ですとの答弁でした。

意見として、公費で見るべきものが父母負担になっているものはないか、調査、見直しをお願いしたい。また、各学校、先生たちが設備の点検はやっているのですが、遊具の新設等、変えるところは変えていくことをお願いしたいというものと、C O C C Oはしむれの節電についての事業を全庁的に取り込めるように、検討してもらいたいというものがありました。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。

池田・今和泉分室は、存続するのですかの質疑に対し、今後、存続やその在り方も含めて検討していくことになろうかと思えますとの答弁でした。

指宿、山川、開聞を含めて、自治公民館数はいくつで、すべての地区に公民館はあるのですか。また、すべて放送施設があるのですかの質疑に対し、自治公民館の組織が、地域ごとに異なっていますが、指宿地域は小学校区毎の六つの校区自治組織があり、87地区がそれぞれの小学校区の自治公民館に属しています。山川地域は10の区で自治組織を運営しています。開聞地域は上野区と川尻区の二つの区で、十町区と仙田区は、それぞれ区域内の集落単位で組織されています。広報用放送施設については、指宿地域は87集落のうち、所有していない地区は14地区で、開聞地域及び山川地域は、区、または各集落で、それぞれ放送施設を保有しているか、防災無線システムを利用していますとの答弁でした。

意見として、防犯灯は総務課の行政責任で、安全灯は市民協働課で地区の設置に対して補助という形になっているのですが、本来いずれも行政責任によるのが妥当ではないかと思えます。正式に検討課題として協議を進めていただき、一日も早く行政責任で運営されるよう要請しますというものと、提案公募型補助事業が偏った地区の補助事業になっているのではないかと思えますので、取り組み範囲を広げて、山川・開聞の市民にも、この意義をよく汲取っていただき、また、市も内容を十分に説明して、全市民がこの補助事業に賛同し、応募できる仕組みづくりをお願いしたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

12年経過している焼却炉を、前倒しでシステム交換とかやり替えをしていくという厳しい状況ですが、焼却炉に対する考えは変わらなかったのですか。また、ごみ行政に対する政策転換はなかったのですかの質疑に対し、現在、広域組合で約35億円の投資が必要な管理型最終処分場建設を進めています。まずは管理型最終処分場を建設し、その後、南九州市とも協議の場を設けて、広域を含めた大型焼却場を建設していくべきだと思っていますとの答弁でした。

今までの環境行政に対する考え方は変わってないということですかとの質疑に対し、指宿

市環境基本計画の中にも、焼却施設については、広域での取組が記載されていますので、あくまでも南九州市、できるならば枕崎市、あるいは南さつま市とも協議を進めていくべきではないかと考えているところですのでとの答弁でした。

老朽化した1炉を辛抱して使っていく中で、炉に負担をかけないように生ごみの、あと一絞りをお願いしたことがあったのですが、それらの指導はどの程度徹底されているのですかととの質疑に対し、平成18年度に、平成33年度までの一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの更なる減量化に取組み、平成20年度の可燃ごみ1人当たりの排出目標を841gと設定したところです。年々減少傾向にあります。実績は1日868gで目標値をクリアできていません。平成33年度までの最終目標は728gとなっていますので、今後も市民や事業所の協力を得ながら、生ごみの一絞り運動の継続や、平成22年度にレジ袋等の削減等対策協議会を立ち上げて、マイバッグ運動を推進し、ごみの減量化に努めていきたいと考えていますとの答弁でした。今の炉を使い続ければ、将来8時間当たりの処理能力は21tを割り込んで、減量化の目標と炉の能力はマッチしなくなり、毎年修理をし、システム改修をして延命化を図っても、今の方法ではどこかで破綻をきたすのではないかとと思うので、新しい炉を造るとか、2炉にするとかの根本的な計画変更が必要ではないかと思うのですがとの質疑に対し、焼却施設については、財政的な問題が一番であろうと思っています。平成21年9月の環境省の発表で、全国の1,200のごみ焼却施設の約3割が耐用年数を超えているのに、厳しい財政状況の中では、新炉建設ができていないという指摘があります。こういった中、基本計画にも広域化がうたわれていますので、1炉の延命策を取りながら、近い将来、5、6年先には広域で大型焼却場の建設を実現できるような対策を講じるべきだと思っていますとの答弁でした。今止まったらどこに依頼をするのかなどの緊急策を考えておかなければならいほどの非常事態と思うのですがとの質疑に対し、まずは、管理型最終処分場の整備を済ませて、その後に広域で清掃センターを造る行政施策が必要であろうと考えていますとの答弁でした。

資源ごみの売払収入は、21年度と22年度でどのくらい金額が増減したのですかととの質疑に対し、21年度当初と22年度当初と比較すると、22年度は約300万円アップで計上していますとの答弁でした。清掃センターの廃品売払収入は、昨年と比較してどのくらい上がったのですかととの質疑に対し、166万円ほど増えていますとの答弁でした。

鉄もまた値が上がってきていると思いますので、資源ごみの売払収入はまだ上がると思いますが、計量をすることで、まだその収入を増やせると思うのですが、今後、取組をしていく考えはないのですかととの質疑に対し、22年度の仮見積りを聴取する際に、仕様書の中に市の指示で計量できる場合もあると記載していますので、何らかの形で計量は検討していきたいと思っていますとの答弁でした。

意見として、塵芥処理の部分で、職員は炉がどうなるか心配しながらずっとやっていますので、広域での協議を早急に立ち上げるようにしてもらいたいと思いますというものがあり

ました。

次に、税務課及び収納管理課所管分については、関連がありますので、同時に審査を行いました。

嘱託徴収員を2名追加していますが、その理由をとの質疑に対し、平成21年度から嘱託員制度を設けて、2名の嘱託員を配置していますが、臨戸徴収の機会を増やして、徴収率を上げていこうという試みです。21年度の実績は、10か月分で3,250万2千円ほど上がって、1人当たり月平均160万円の実績です。徴収率も下がる方向にあり、てこ入れのため、あと2人を要求したところですが、財源は緊急雇用の方ですとの答弁でした。

市民税の個人分は、5,000万円の減額ですが、その理由はとの質疑に対し、市県民税の関係は、所得部分ごとに19年から3か年、平均の実績を勘案して計上し、給与が約3%、営業、農業を約5%減を見込み、このような金額になったところですよとの答弁でした。

税務、収納管理課の時間外手当は1,374万2千円ですが、時間的に集中して相当無理をしているかと思うのですけれども、どういう積算ですかとの質疑に対し、市民税の関係が4月、5月、1月から3月を重点的に、固定資産税の場合は、10月から3月までが主な時間外手当になります。収納関係の時間外は360万円ほどですが、収納強化月間が10月と2月、12月の年末や3月の年度末も回ります。また、出納閉鎖の4月、5月は夜間徴収等も行うので、それが時間外手当になりますとの答弁でした。市外旅費が6万1千円しかないのですが、県外には徴収に行かないということですかとの質疑に対し、県内だけを見込んだ6万1千円で、昨年以降は県外徴収をやめて、文書等で納付のお願いをしているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。敬老祝金の状況はとの質疑に対し、前年度より195名、祝金で236万3千円の増となりますとの答弁でした。

はり灸の利用状況は、平均的に何枚使って、指宿、山川、開聞の人口比ぐらいになっているのですかと質疑に対し、1人当たりの平均は10枚程度ですが、少ない人で2、3枚、多い人で25、26枚、30枚の限度いっぱいという方もいます。21年度見込みの発行者数は、指宿1,300名程度、山川355名程度、開聞65名程度と見ています。山川は、昨年度新しく施設ができた関係で、増加傾向にあるようですとの答弁でした。

シルバー人材センターへの運営補助が1,000万円とありますが、会員の増加があるのですかと質疑に対し、契約金額は8,500万円程度で横ばいですが、会員は290名程度で、同じような会員数で推移していますとの答弁でした。市以外に補助はないのですかと質疑に対し、国、連合会からも、21年度は同額の1,000万円が補助されていますとの答弁でした。

高齢者訪問給食サービス事業は6,016万1千円ですが、増加したのですかと質疑に対し、過去の実績や、平成21年度の実績見込み等を勘案し、山川・開聞地域が平成20年度から増加傾向にありますので、これらの状況を考慮して、昨年度より9.5%伸びて、配食数が7,868食

33人分、委託料で519万3千円の増加をし、合計で配食数9万1,068食、委託料6,010万5千円を計上させていただいたところですとの答弁でした。

意見として、訪問給食サービスは相手があることですので、こちらだけでは決められませんが、365日配食できるように事業所と交渉し、実現するようにしていただきたいというものがありません。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

老人対策事業で、がん検診が四つあるのですが、受診率と、早期発見できた件数はどのくらいなのですかとの質疑に対し、20年度のデータでは、胃がん検診の受診者数が1,456名で、発見者が1人。子宮がんが2,105名受診して、発見が3人。大腸がん検診が1,851人受診して、発見が2名。乳がん検診が1,303名受診して6名発見。肺がんが7,730名の受診で、2名を発見している状況ですとの答弁でした。

受診率の目標値はどれくらいなのですかとの質疑に対し、20年のデータでは胃がん検診が7.9%ですが、目標は10%ですので、日曜検診などでカバーしていきたいと思っています。大腸がん検診も9.8%ですので、啓発等は続けていますが、10%以上を目標にしています。19年に作成した健康増進計画に基づいて実施していますけれども、平成26年度までに胃がん検診の受診率を30%以上という目標を掲げています。子宮がん検診についても30%、肺がん検診は50%、大腸がん検診が30%とうたってありますが、今の状況では厳しいのではないかと感じています。今後は、健康推進員を活用して、各集落に乗り込んで行って、身近な話をしながら、何とか上げられないかと考えているところですとの答弁でした。

以前、受診料を上げたと思いますが、上げる前との受診率はどの質疑の対し、平成20年度で見直しを行ったと記憶していますが、胃がん検診の自己負担が900円から1,300円に上がったことによって、健診率が極端に下がったという状況は見られません。健診に限らず、老人のインフルエンザについても、2千円の補助としたのですが、接種率は上がっている状況です。各種健診、がん検診についても、若干上げた部分がありますが、受診率には大きな影響はないと思っていますとの答弁でした。乳児産婦健診の方はどうなのですかとの質疑に対し、20年度で乳児健康診査は97.8%、産婦健康診査は97.7%、6か月、8か月児健康診査は95.8%、1歳6か月健康診査は97.6%、2歳児が87.1%、3歳児91%、5歳児が80.5%と高い受診をいただいていますとの答弁でした。健康づくり推進事業では、料理教室を何回やって、参加人数の状況はどの質疑に対し、20年度の活動として、指宿地区は、男性料理教室、自主研修、地区料理教室、親子料理教室をやっていますが、年間の参加者は429名です。山川地区は、ふれあい料理教室、故郷の味料理講習会、独居老人の昼食会、健康祭りの試食会もされているようで、参加者は2,185名です。開聞地区は、親子料理教室、子供の料理教室、おふくろの味講習会で627名ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

延長保育をやっていない保育園で、園長保育に取組たいということがあれば、対応できるのですかととの質疑に対し、次世代計画の中で、そういう財源が伴うものは9園としてありますので、申し出があっても、財源的な措置はできないと思います。22年度以降の計画を作っているところなのですが、保育園を代表した方たちも入れた形で、延長保育の部分についても、保育園側に投げかけをし、計画として今やっている状況ですとの答弁でした。

乳幼児医療費助成事業の登録者が増えているのに、254万9千円の減額なのですが、その減額の主な理由は何ですかとの質疑に対し、登録者はさほど変わらないと思うのですが、母子家庭も増えているということから、そちらの方が優先されていると思います。また、大きな感染等がなくて減ってきたと推定していますとの答弁でした。

月3千円の負担があるのですが、総額どのぐらいになるのですかととの質疑に対し、21年度の受診月で1年間計算したところで、年額4,833万941円になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第20号、平成22年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、8日の両日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの防除事業は、国・県・JA合わせて総額いくらの事業費で、こういった調査をするのですかととの質疑に対し、市20万円、県20万円、JAいぶすき10万円の計50万円を予定していますが、市民への周知PRなどの普及活動に使うものと、山川・開聞・指宿地域のアリモドキゾウムシのトラップ調査用の経費も含まれているところですよとの答弁でした。

シラス対策事業は補助率が高い事業ですが、1市町村1事業というような枠があるのですかととの質疑に対し、1市町村1事業ということではなく、1か所20ha以上あるのが採択要件になりますので、同時に何か所もできるという事業ですよとの答弁でした。

農村環境改善センター管理費が301万7千円で、収入は、使用料6万円、電気代3万6千円、

電話代1万2千円なのですが、この電話代1万2千円は、どのような利用状況なのですか。また、2階の会議室の利用率はとの質疑に対し、農業構造改善センターには社会福祉協議会の開聞支所が入っていますが、電話、FAXを使ったもの等は社会福祉協議会で払っていただく管理をしていますけれども、電気代、電話代等がこちらで全額支払っている状況です。また、2階の農業研修室の利用は、年に2、3回程度ではないかと思えますとの答弁でした。

クリーンアップいぶすき確立事業は38万9千円ですが、養豚場に関する苦情があると思うのですが、年間どれくらい苦情が来ているのですかととの質疑に対し、21年度は5件ほどの苦情が来ているとの答弁でした。

臭気の測定はどのような方法ですか。また、委託しているのですか。業者が自分で測定されるのですかととの質疑に対し、臭気測定の委託はしていませんが、21年度からクリーンアップいぶすき確立事業を実施しているのですけれども、臭いセンサーを購入し、その機械を利用して臭気の測定をやっていこうとしているところですよとの答弁でした。

広域営農団地農道整備事業に伴う遺跡発掘がありますが、この西多羅ヶ迫遺跡、水迫遺跡は、まだ年数がかかるのですかととの質疑に対し、現地調査はすべて終えています、資料整備、保存書作成ということで、他に3史跡がありますが、それも含めて、22年度をめどに終えていきたいということで進めていますとの答弁でした。

意見として、県・市・JAを含んだ農政のワンフロア化がスタートするわけですが、有利な国・県の事業を活用したシラス対策事業とか、農村振興整備事業とかいう事業を積極的に取り入れて推進を図っていただきたいというものと、ワンフロア化に、県・JAも入る中で、いろいろなアイデアを出していただき、農家の個人所得を少しでも高めていただきたい。オクラ、ソラマメ、実えんどうに頼らず、他の品目も検討していただきたいというものと、ワンフロア化の趣旨は賛成なのですが、場所に関して憂慮するところがあります。悪臭の問題で、川尻の住民が困っていますので、しっかり認識をして取り組んでいただき、LOVEいぶすき以外の研究、調査もしていただきたいというものと、ワンフロア化は充実した中での農政政策になるかと思えますが、開聞、山川支所管内に施策の恩恵が伝達できるような形を取っていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について。登山証明書売払収入を30万円としていますが、有料にする根拠はとの質疑に対し、知林ヶ島でも渡島証明を100円で販売していることから、整合性を持たせるために徴収する方が妥当だろうということですよとの答弁でした。有料にすることによって、開聞登山客が少なくなるという懸念はないのですかととの質疑に対し、影響はないと考えていますとの答弁でした。

負担金・補助金として別枠で、魅力ある指宿まちづくり協議会へ300万円、九州新幹線全線開業プレキャンペーンへ300万円、残りの346万円の事業内容はとの質疑に対し、残りの346万4千円については、今和泉地区の篤姫対策に伴い、今和泉の周景整備をしていますので、

新幹線開業を控えて、篤姫ゆかりの地を訪れる観光客が多いただろうということで、これまで整備をした散策路の周景整備、花壇の植栽、これらの整備をしていく維持管理費ですとの答弁でした。

プレキャンペーン負担金とありますが、具体的にどのような事業展開を図ろうとしているのですかとこの質疑に対し、県の方は今月末で準備委員会が終わり、4月から実行委員会組織になることになっていますが、具体的なところは、これからになりますとの答弁でした。ふれあい公園管理事業の内訳はこの質疑に対し、歳入は、公園使用料として、パターゴルフが215万円、ログハウスが1,150万円、キャンプ場が50万3千円、ゴーカート、ミニカーが220万円、オートキャンプ場が187万円などが主なものです。また、販売等使用料が393万円ですが、主なものは、お菓子類、飲み物、アイスクリームといったものです。管理費として、人件費の共済費が464万円、賃金1,813万6千円、需用費が635万5千円です。特に、歳出の大きなものが、夕方5時から翌朝の8時半までの常駐警備を365日お願いしているものが337万2千円、原材料費として、売店でのお菓子、アイスクリーム等の原材料を234万9千円見えていますとの答弁でした。

意見として、基幹産業として観光はその一端を担っていますが、今後は外国人観光客も増えてくると思いますので、受入体制やPRを、各種団体と連携して努力をしていただきたいというものと、補助事業とか、負担金とかが金額的に大きい数字があるので、補助金等の見直しに係る評価結果を重く受け止めながら、行政指導をしていただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。水産業振興費のかつお水揚奨励金の内容はどの質疑に対し、かつお水揚奨励金は、海外巻き網船が山川港に入港した時に、その水揚げに対して0.5%分を、1隻に対し35万円を限度に船会社に交付する奨励金ですとの答弁でした。

水産業振興費の委託料309万4千円は、活お海道のPR活動ということですが、どのような活動なのですかとの質疑に対し、ふるさと雇用再生特別基金事業を使って、活お海道を拠点として、地域の漁家や農家、加工業者等による、農林水産物や特産品等のPR体制を強化するというので、失業者を1人雇用して、出荷者の名簿を作ったり、出荷状況を把握したり、九州新幹線全線開業を踏まえて、活お海道を拠点にした情報発信をするというようなことを取り組もうというものですとの答弁でした。

958件加入の会議所と菜の花商工会の423加入店に対する補助率が、バランス的に見た場合に、違うような感じがするのですけれども、どういう判断の基でこういう数字が出てきているのですかとこの質疑に対し、合併の際に、指宿商工会議所、山川町商工会、開聞町商工会ということで、急激には無理だということで、そのままの額を受け継いだ補助としています。指宿商工会議所は、405万円がこの間もきているところですが、菜の花商工会については、山川町商工会と開聞町商工会が合併した際に、県の商工会連合会補助金が落とされましたの

で、県にあわせた額まで落としたという経緯がありますけれども、今後の行革等を見ながら、調整を考えているところですよとの答弁でした。

意見として、マダイ・ヒラメの放流事業などを実施していますが、もっと魚が多く獲れる情報と知恵を得るため、調査・研究をしていただきたいというものがありました。

次に、農業委員会所管分について。農地パトロールの内容はとの質疑に対し、農地法改正がありましたので、遊休農地調査とともに違反転用を兼ねたパトロールを2回ほど計画しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。指宿港海岸保全推進協議会補助金が25万円ですが、この会自体の総予算と、構成メンバーはとの質疑に対し、指宿港海岸線の8地区の公民館長、観光協会、JC、市内の各種団体で構成しています。平成22年度の各負担については5万円ずつで、総額50万円ですよとの答弁でした。地籍調査とDIID地区調査と併せて進めていくという考え方なのですか。また、それをやった場合でも地籍調査の完了に18年かかるのですかととの質疑に対し、地籍調査事業費を県には毎年多くの要望を出したのですが、県の事情もあり、こちらの要望どおりでないのが現状です。県予算の付き具合によっては、2か所を同時に進めるという形ができると思いますよとの答弁でした。

意見として、港湾整備事業に調査費を入れて、何もできなかったということがないようにしていただき、海岸整備は必ず実現してほしいというものと、指宿港海岸保全防災事業は、この海岸線に住む地域住民の方々には、砂浜事業ということではなく、生命、財産を守る事業だということでの関心が強いようです。協議会を立ち上げて、市民に期待を持たせた事業ですので、最後までしっかりと事業推進をしていただきたいというものと、地籍調査は、市街地の方になると、10cm、20cmで車庫も造れないというトラブルも出ていますので、できるだけ早く100%完了するようにしていただきたいというものと、建設業が落ち込んでいますので、しっかり予算を取って、指宿市を活性化する認識でいてほしいというものがありました。

次に、都市整備課所管分について。渡瀬通り線整備事業は、今回、新たに用地補償・道路築造で6,001万2千円となっていますが、詳しい説明をとの質疑に対し、22年度は、当初、県事業を6億円と予定して、それに伴う負担金6,000万円分を計上したわけですが、ほとんどの建物等の調査は終わっており、平成16年から平成25年までで事業が完了するように進めていますよとの答弁でした。

意見として、渡瀬通り線整備事業は、当初から計画変更という状況もあるようですが、踏切から交差点までの間は、商店街が張り付いていますので、先行してやるのであれば、商店街がまばらにならないように、行政からお願い等もしていただきたいというものがありました。

次に、土木課所管分について。道路新設改良費が昨年と比較すると2億2,800万円ほどの減

となっておりますが、主な理由はとの質疑に対し、現在、広域農道の国土交通省区間を2路線行っていますが、県から22年度の予算要望額の連絡があり、約1億円の交付金事業が少なくなっているのと、過疎債を計画するときの、財政からの文書に基づいて2億円程度減になっているところですよとの答弁でした。

意見として、市内には危険地域があると思いますので、優先順位を付けて、県に要望することも必要ですし、生命、財産に関するものは、優先的に事業していただきたいというものがありませんか。

次に、建築課所管分について。築50年が経過し、老朽化した高之原団地に事業費2億7,700万円が計上されていますが、公営住宅の建替えなどについて、どのような計画があるのかとの質疑に対し、公営住宅の建設については、外壁の落下工事や、汲取り便所を水洗化、単独浄化槽を合併浄化槽に替えるとかの水洗化工事、また、古くなった住宅の建替えを推進していくということが振興計画にあり、考え方としては、住宅改修などに力を注いでいきたいという考えを持っていますとの答弁でした。

意見として、公営住宅を、民間の土地を借りて建設して、安く賃貸する方法を県内の市町村でやっていますので、助成事業だけではなく、他にも有利なものがあると思いますので、前向きに検討していただきたいというものがありませんか。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 11番。議案第20号原案について反対の討論を行います。一般会計予算については、施政がどのような方向を向いているのか。市民の方向を一途に目指しているのかどうか形として表れ、それが問われるわけであります。議案質疑は、一般質問における答弁でもありましたように、根底において、前市長の予算組と何ら変わらないものとなっております。当然ながら、予算には限りがありますから、やりたくてもできないというものも出てくるでしょう。しかし、現状においては、私は、メディポリス指宿への財政支援を継続するのか、やめるのが、市民のための施政であるかどうかのバロメーターではなからうかと思えます。メディポリス指宿への財政支援をやめるということは、財源の確保でもあります。即座に中止すべきだと思います。また、本来は行政の責任と費用で行うべきものが市民の負担とされているものもいくつかあります。ごみ袋売払収入の充当先も問題を含んでお

ります。安全灯も本来なら行政責任でなすべきだと考えます。

市民目線に立つならば、以上のようなことをいくつか問題点を含んでおりますので、議案第20号に反対をするところであります。なお、今回、議案第20号に対する修正案が出されて、修正可決と総務水道委員会での報告があったわけであります。内容は、農政課と農業委員会、そしてJA、県の農政問題の部署をワンフロア化するための必要経費の計上を削除、組み換えするものであります。つまり、現時点でのワンフロア化に異議を唱えるものであります。ワンフロア化は、県、市、JAと組織を超えて農政関係の部署が1か所に集まることによって、事務的利便性の高まることが期待できると思います。しかしながら、山川地域や開聞地域の市民からすれば、その事務所が遠くなることよっての弊害や、山川・開聞両支所近辺の盛衰に関わる懸念もあります。ですから、事前の説明や理解などを得てからにすべきだと思います。ワンフロア化が実現しないと、今後の農政事業に大きな影響があるとの部長の答弁でしたが、修正案は現状維持を求めるものでありますから、大きな影響というのはちょっと理解できないわけであります。また、県との間で修正案可決ということになれば、信頼関係が壊れるのではないかという部長の答弁でもありましたが、そんなことはないと思うわけであります。県の信頼関係が崩れるからということで、議会の意思決定が制約されるとすれば、そのような行政運営そのものが問題であります。

以上の意味において、修正案の内容には理解するところがありますが、その一方で修正案は、その部分が修正されるならば、他は良しということを含んでいるものであります。先に述べましたように、私は、議案第20号に対して、修正案に関わる以外のところでの反対がありますので、他の部分の賛成を内包している修正案に対しては、そのことを踏まえて判断をしたいと思っております。以上のことを申し添えて、議案第20号に対する反対討論といたします。

議長（松下喜久雄） 次に、新村隆男議員。

20番議員（新村隆男） 20番。修正案に賛成の立場から討論いたします。

議案第20号、平成22年度一般会計予算について、総務管理費の農政ワンフロア化について、委員長報告の中にもありましたとおり、平成22年度指宿市一般会計予算の修正案について、一般会計補正予算の総額から歳入・歳出それぞれ62万4千円を減額するものです。歳入において、指宿合庁維持管理費負担金62万4千円を減額するJA負担分です。一方、歳出においては、農政ワンフロア化事業に関わる経費699万円を減額し、歳入の指宿庁舎維持管理費負担金62万4千円との差額636万6千円を財政調整基金に積み立てるものです。その当初予算の要求内容を、ちょっと説明しておきます。ワンフロア化に対する経費699万円、電話・LAN等の改修費に290万円、借上料維持管理費に409万円、内訳、電気料等220万円、電算リース料27万円、上下水道料85万円、合庁使用料67万円、駐車料等使用料10万円、トータル409万円との説明でございました。なぜ本庁に空室があり、電算の光ファイバーケーブルが完備されている。これに持ってくると電算工事費290万円等が不用となるはず。また、移るとし

ても時間は必要ないと思います。工事期間が必要ないと思っております。ワンフロア化事業については、もう少し話し合いの必要があると思う。基幹産業である農業、先にも総務部長が答弁されましたとおり、農政に対する思いがあるならば、新たに農政部門として、現在の産業振興部から分離して、農林、耕地、畜産、農政振興として新たに課を設置し、農政部門のトップを決めて、一丸となっていくべきだと思われま。これらの改革を本市が先に行い、リーダーシップを取ることが先決。なぜ合庁か。距離的にと言われますが、指宿の農業構造、農地の分散、農家戸数、諸々を考慮されたのか。これらも考慮する必要があると思われる。また、JAとの話し合いもるる行ったとありますが、現在、JAとの話し合いがどの程度行われたのか。現に、JAも営農指導体制について、本所一本化がなされたが、やはり現場主義ということで、また各地に配置されている現状をどう見られているのか。これらのことを総合的にもっと話し合い、こういうワンフロア化を進めるべきだと思っております。農家への周知や、事が決まってからの報告のようだが、これでは農家の方々の理解が得られるのか、私にはそれが疑問が残ります。よって、これはもうちょっと先置きした方がいいと思い、私は、この修正案に賛成するものです。以上。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 19番。修正案に対し、原案賛成の立場で討論いたします。

争点としては、ワンフロア化を導入するかどうか。そして、その場所を合同庁舎内に置くかどうかということではありますが、本市の農政を考える上で、特に、農業振興の推進という観点から、先ほどの質疑に対する執行部の答弁にもありましたように、相談窓口の一元化、農業に従事する方々の利便性、きめ細やかな営農相談の体制構築など、農家の方々にとっても必要かつ重要な事業だと思えます。また、この農政ワンフロア化につきましては、本市の農政課、農業関係団体、県、JAいぶすきなどとも十分な協議がなされ、合意に至ったものと理解するところでもあります。農業を取り巻く厳しい環境において、本市の基幹産業であります農業の生産性の向上、あるいはより良い農産物の安定供給、付加価値を高めるブランド化など、農政において、本市が目指す目標を達成する上においても、このワンフロア化は重要な意味を持つものと思えます。また、農政における関係団体との連携、情報の交換、意見集約、そして政策提案など、ワンフロア化にすることで、農業振興が大いに図られるものと思えますし、ワンフロア化に対する期待も大きなものがあるところでもあります。加えて、合併後の最も重要な課題であります、行財政改革の一環でもあり、懸念される、山川庁舎、開聞庁舎における農政関係の問題に対しても、十分とは言えないまでも、執行部の努力の跡が感じられるわけでもあります。以上のことから、修正案に反対し、原案賛成の立場

での討論といたします。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 3番，浜田藤幸でございます。私は，この修正案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

今日の委員長の答弁を聞いて，私は判断をしようと思っていたのですが，まず，先ほどの質疑の中で，前回の議会での総務部長のその答弁ですね，それに対して，ちょっと私は疑問を持ちました。と言いますのは，農業振興促進会議，このメンバー全部で30名です。開聞の方が何名いらっしゃいますか。ちょっと少ないと思います。私も地元に戻りまして，山川3名ほど，あと残りが10名，開聞の実際農業をされている方に意見を求めたところです。その中で，全員の方がですね，この合庁に対して，移動に対しては，最終的に反対の意見を示されております。それは，やっぱり遠くなるから。実際ですね，この総農家数が山川で706軒，開聞で629軒あります。合計で1,335軒の農家の数であります。これを委員長の報告では，山川と開聞合せて2名と。実際，対応できるのかどうか，私は，ちょっと疑問に思っております。このワンフロア化に対しましては，素晴らしいことだと，執行部の方も大変努力をされた。感心をして，初めて聞いたときは喜ぶことございました。これは縦割り行政の欠点を突いた素晴らしいものだと思っており，早く具現化してほしいと心から願っております。ただ，今回のワンフロア化と場所がワンセットになってるわけですね。もうちょっとですね，山川地区，開聞地区の農家の方の意見を聞いてもしかるべきじゃなからうかと，私は思っております。以上をもって，今回の修正案に対しては賛成をさせていただきます。以上です。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 前原六則議員。

13番議員（前原六則） 私は，議案第20号に対する修正案について反対，原案に対して賛成の立場から討論を行います。効率的で健全化した行政で，市民の生命と財産を守ることを目的に合併して，4年3か月が経つわけであります。農家にとっては，農業行政を取り巻く仕組みや産地間競争が目まぐるしく変化，また，自然環境の変化等による災害等が多く発生している中，指宿市，県行政，JAが同じ施設で執務することは，市民の望む情報提供や，いろいろな事件に対する迅速な協議調整，支援体制を築き，機動力が発揮できることで，その効果は大きなものがあるものと考えております。また，新規就農者や制度資金など，資金を必要とする農家の方々等にとっては，ワンストップで，その用事が足されることから，利便性が改善されるものと思っています。また，県としても，執務室等の使用料を免除するなど，指宿市の農業発展に対する農業行政支援の重要性を認識してのことと思います。このような

ことを勘案し、今回の提案時期については、県の出先組織、JAの組織改編が行われるタイミングから考えると、ベストではないかと考える次第でございます。以上のことから、議案第20号に対する修正案に反対し、また、原案賛成といたします。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

総務水道委員長の報告は修正でありますので、まず、総務水道委員会の修正案について起立により採決いたします。

総務水道委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松下喜久雄） 起立少数であります。

よって、総務水道委員会の修正案は否決されました。

ただいま修正案が否決となりましたので、原案について起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第28号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第10、議案第28号、平成22年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託になりました議案第28号、平成22年度指宿市水道事業会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日、11日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

小雁渡浄水場急速ろ過機設置工事がありますが、以前と変わらないのですかとの質疑に対し、昨年3月から6月末までペリジウムが発生しましたが、その後は概ね安定した状況ですけれども、今後発生する可能性は十分ありますので、平成22年度から25年度にかけて整備しよ

うということで計画していますとの答弁でした。

漏水はどのような状況なのかとの質疑に対し、平成21年度に山川の町区、福元区で漏水調査をしていますが、その経過を見ながら、平成22年度も、山川地域の町区、福元区を除いた全域について漏水調査をしていこうと考えていますとの答弁でした。漏水の原因は、管の老朽化ですかとの質疑に対し、平成21年度に町区、福元区の漏水調査をして、漏水箇所の修理をしたのですが、山川地域は、C I P管という内面塗装をされていない鑄鉄管が多く布設されており、この本管の錆コブからの漏水と、C I Pから個人引き込み管の継ぎ手部分の漏水が非常に多いところです。山川地域は昭和42年前後にC I Pを布設してあり、鰻、岡兎ケ水、浜兎ケ水についても、こういう管が16kmぐらいあります。来年度、500万円ほどかけて漏水調査をし、修理していこうということで、漏水の原因としては、耐用年数の過ぎた老朽管からの破損が多いようですとの答弁でした。

その予算計上等が見られていないのですが、それはどういう理由なのかとの質疑に対し、21年度から平成30年度までのビジョンを作っていますが、16kmと延長が長いと、何億円という資金計画があるものですから、今回、漏水調査をし、漏水の箇所があるところは修理をして、その結果を見て、年次的にC I P管の布設替をするように、10か年計画で事業費は乗せてありますとの答弁でした。

送水管布設替は魚見校区しかないのですが、山川、開聞の計画はないということですかとの質疑に対し、魚見送水管は山の中を入れており、19年度に崖が災害を受けましたので、2,000万円ほど掛けて補修をした経緯があります。この山の所有者と平成24年2月に借地契約が切れるということから、移設をしてもらえないかということで、今年度から着手をして、22、23年度で完了する予定です。他については、管路更新ということで、10か年計画の中で必要ところは布設替していく計画ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号～議案第24号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第11、議案第21号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から日程第14、議案第24号、平成22年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの4議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

4議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(井元伸明) 文教厚生委員会へ付託されました議案第21号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から議案第24号、平成22年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの4議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第21号について申し上げます。国保税額が前年度対比で2,260万円の減になっているのですが、主な理由はとの質疑に対し、所得の減少を約3%見ているととの答弁でした。国保税の予算の段階における平均額は世帯当たりどれくらいになるのですかととの質疑に対し、国保医療分が1世帯当たり9万6,114円、後期支援分が3万372円、介護度保険分が2万6,521円を見込んで計算していますので、合計で14万1,273円ですとの答弁でした。

21年度の予算を立てるときには、21年度7,000万円規模を上げて、22年度も7,000万円上げなければいけないという前提だったのですが、今回上げなくても、何とかやっているとということになった主な理由は何ですかとの質疑に対し、昨年3月時点で、財政調整基金の平成20年度基金積立見込額がなく、21年度当初で7,000万円を基金から繰入れた場合、基金残高が枯渇するという状況が予想されました。また、医療費も増嵩しており、平成21年度は1億4,000万円の不足と試算され、平成21年度、22年度2年間に分けて7,000万円ずつ引き上げるということに提案したところでした。しかし、平成20年度の決算では、インフルエンザ等の流行が蔓延しなかったこと、医療費適正化等の事業を積極的に推進したことから、国の評価を受けて、国の特別調整交付金3,500万円の予定外の収入があったことなどで、結果的に、1億5,000万円の財政調整基金を積み立てることができましたので、平成21年度末基金残高が1億6,598万円となり、安定的な国保運営をするためには3億円程度はという指導も受け

ていましたが、厳しい不況下でもありますし、何とか22年度は7,000万円上げなくてもやっていけるのではないかということから、据え置きしたところですよとの答弁でした。

滞納者に対する納税指導を含めた現状と、短期保険証、資格証明書の発行数などはどのようになっているのですかととの質疑に対し、短期被保険者数は、21年度2月末で2,846世帯、資格証明書は156世帯です。短期保険証の切替えて、1か月に1回の納税交渉を行っていますが、その中で、納税誓約等を取って、短期保険証を交付するというやり方ですよとの答弁でした。医療費適正化特別対策事業費1,916万3千円の内容はとの質疑に対し、集落単位での健康教室を市内全域で開催できるような支援体制づくりと、健康推進員が現在130地区で166名の方々の研修、あるいは活動費助成など、また、早期発見、早期治療には、特定健診の受診率を図ることがいい方法だと思いますので、3名の看護師を雇用して、特定健診の未受診者宅を訪問し、受診するよう呼びかけを行い、さらに、レセプトを全件点検できる体制づくりなどが医療費適正化の主な事業になりますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第22号についてであります。老人保健特別会計については、既に実態はないわけで、残務整理のための一定期間ということ、今年度で一般会計に入れるとなっておりますが、今年度を超えた後に、何らかの手続きが必要なことというのは想定されないのですかととの質疑に対し、今後、5年間は遡及請求ができることになっていきますので、医療機関からの請求漏れとか、過誤、再審査、未申請、未精査等の主な業務に当たっていきたくと思っていますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第23号について申し上げます。後期高齢者医療制度の廃止に向けた立場に立っているのですかととの質疑に対し、現在、後期高齢者医療制度の見直しをする諮問委員会が国の方に設置されていますが、来年3月までにはある程度方向性を打ち出すということですので、平成25年度から完全に移行してスタートするということになっているようです。こちらからアクションを起こすことはありませんよとの答弁でした。意見として、後期高齢者医療制度については、平成25年4月1日の移行を実施に移すように、現場の方からも声を上げていただきたいというのがありました。

次に、議案第24号について申し上げます。介護認定を受ける度に、介護度3が2になったりと、認定基準の変更に伴って出てきていると思いますが、問題点は生じていませんかとの質疑に対し、3年に1度の介護認定見直しで、平成21年4月から新しい認定方法になったのですが、非該当が多いということで苦情等が出ましたので、厚生労働省が見直し、経過措置が設けられました。その後、見直しをして、10月1日から新しい内容で介護度が判定されるようになったところですよとの答弁でした。

保険給付費の居宅介護住宅改修費1,176万円は、前年度より500万円ほど減額になっているのですが、対象者が少なくなったから減額になったのですかととの質疑に対し、居宅介護と介護予防の両方で計上していますが、居宅介護については若干減ですけれども、介護予防は大

きく伸びています。予算については、件数、額は21年度とほぼ同額を計上したところですが、毎年度150件程度で推移をしていますので、ある程度、改修されたのではないかと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号から議案第24号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第24号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号～議案第27号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第15、議案第25号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から日程第17、議案第27号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託になりました議案第25号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から議案第27号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、8日の両日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第25号から議案第27号までの3議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第26号について。総務管理費の旅費7万7千円で福岡ということでしたが、目的はとの質疑に対し、九州新幹線が来年全線開業となりますので、福岡とか関西方面に営業活動を行う必要があると判断して、福岡方面の旅行代理店等への売込みを重点的に行いたいということから、予算計上させていただきましたとの答弁でした。

食料費53万7千円の中で旅行会社名が出てきましたが、その内容はとの質疑に対し、水神祭の後で行われる魚魂祭での、B定食を20名分計上しているのと、夏場のお盆の期間に1日の入込み客が3千人から4千人訪れ、その期間は昼食も取れない状況に追い込まれ、パート、アルバイト、職員が連続5時間から7時間ぐらい休息なしで立ちっぱなしの業務となります。この間に補給食を与える必要があるということから、従業員補給食として42万円計上しています。さらに、唐船峡にタクシー運転手等がお客さんを連れて来てくださった場合、タクシーの運転手はB定食を支給しています。また、メディア取材に来ますので、メディア関係の人たちにB定食を無償で提供している状況になっていますとの答弁でした。

原材料費にそうめんの原材料が入っていると思うのですが、以前は高松から取っていたと思うのですが、仕入れ会社を変えた理由はとの質疑に対し、以前、小豆島から取っていましたが、19年度から島原産に変更しています。島原産を今年まで入れていましたが、夏場に、団子状態になるというトラブルなどが発生し、お客様からの苦情が多かった関係で、小豆島の「島の光」という銘柄のものに返そうということで予算計上して、総体で150万円ほどアップして計上していますとの答弁でした。意見として、知恵を出して収益が上がるような努力を、今後更に続けていただきたいというものがありました。

次に、議案第27号について。下水道使用料が前年度より200万円減ですが、少なくなる理由はとの質疑に対し、下水道使用料は水道料で積算しています。水道料の使用料も大手の企業等が節水に努めていること、篤姫効果が薄れて、宿泊客が相当減って、使用料も減っているという状況から、この額で計上していますとの答弁でした。意見として、潟口ポンプ場の早期完成と、完成しても、弥次ヶ湯地域の浸水問題が100%解決されるわけではないということから、弥次ヶ湯ポンプ場もできるだけ早く分析をして、その解決を図っていただきたいというものがありました。なお、議案第25号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 11番。そうめん流しの件で伺いますが、そうめん流しのそうめんの仕入れ先の関係ですが、以前、小豆島のものを島原産に替えるということ、当時、執行

部の方から説明がなされ、何ら問題はないんだと、形態的なんだということを中心にして説明がなされたわけですが、今回、夏場に団子状態になるという指摘があるということも含めて、元に戻すということのようでした。そこで、元に戻すということになればですね、当時、島原産でいいのかという議会の側からの指摘があったわけですが、結果として、それが案の定ということになったわけですがけれども、そのことに対して、替えるはいいんですが、そういうことについての反省と言いましょか、教訓と言いましょか、そういったことが出されたのかどうかということが一つ。それから、元に戻すというのはいつからということになるのか。予算が通ったら、直ちに4月からということになるのかどうか、その点2点伺います。

産業建設委員長（前原六則） 反省が出されたかという質疑でございましたが、このことについては、触れることはありませんでした。それから、4月から替えられるのかということにつきましても、その時期については、質疑、それから、回答もありませんでした。

以上です。

1 1 番議員（前之園正和） 質疑がなかったということですので、それ以上はないんでしょうが、ただ、その産地を変えたことについては、質疑がなくとも、提案理由の側に含まれるべきことなので、その時に、執行部からの説明の中での反省教訓というのもなかったということでもよろしいんでしょうか。

産業建設委員長（前原六則） はい、そのとおりでございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時31分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 1 番議員（前之園正和） 少し錯綜しましたので、確認のために伺いますが、質疑はなかったということでしたので、それはもうそれ以上は聞けないわけですが、提案理由の説明、提案理由の説明と言うか、産地を変える、元に戻すということが議案に関わってるわけですので、執行部からの当初の説明があったと思うんです。その中に、反省なり、今回のことを巡っての教訓というのがなかったのかを伺ったわけですが、それもなかったという理解でよろしいんですか。ただ銘柄を元に戻すという説明だけだったということでもよろしいんですか。説明の側の段階でのことを言ってるわけです。

産業建設委員長（前原六則） 反省についての内容はございませんでした。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号から議案第27号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第27号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号、議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号(討論、  
表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第18、議案第31号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、から日程第21、議案第35号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号、議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号の4議案を一括して採決いたします。

4議案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、議案第32号及び議案第34号並びに議案第35号の4議案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号及び議案第33号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第22、議案第30号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び日程第23、議案第33号、平成22年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託になりました議案第30号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第33号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月23日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第30号について。議員の月額報酬28万6千円は、市の職員の年数で見れば、どのランクになりますかとの質疑に対し、大学卒業で平成8年に採用された職員の給料が順調に昇給すると、28万7千円という金額ですので、ほぼその職員と同じ給料月額であろうと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。なお、議案第33号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 11番。議案第30号について伺います。報酬審議会からの答申内容が資料として我々にも配布されておりますから、委員会審査の中でも当然これが参考にされたのではないかとと思うところであります。そこで、審議会委員から出されたいくつかの意見がこれには記載されているわけですが、それによりますと、議員報酬を上げるべきではないという意見も少なからず出されております。これらについて、委員会審査の中で、どのように参考にされたのか。あるいは、このことを巡っての質疑はなかったのかどうか、まず一つ。

もう1点は、報酬を上げるべきかどうかということについて、審議会委員の意見が分かれたことも記載されております。そして、挙手による採決をしたとなっております。そこで伺いますが、審議会委員の意見が分かれたということが、報酬を上げることはやはり問題があるということの反映だと思いますが、どのように判断されたのか。あるいは、このことを巡っての審査の中で質疑等が出されなかったのか、二つとも関連をしますけれども、そういったことについて伺います。

総務水道委員長（木原繁昭） 報酬審議委員会の答申に関する内容の質疑はございませんでした。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員(前之園正和) まず、議案第30号について反対の討論を行います。

市議会議員の報酬額はどれくらいにあるべきか。これはなかなか単純にはいかない問題であります。議員が他の職業を持たずとも、議員専門職としてやっていけるだけの額を基礎とすることは重要な柱であります。同時に、市民の生活状況や所得状況に比べてどうなのか。あるいは、市民感情はどうなのかということも重要な要素となります。さらには、社会的経済状況や、その他多くの要素や角度から議論されなければならないと思います。そこで、今回の改正の内容であります。一般議員の場合で、27万1千円から28万6千円にしようとするものであります。他の職業を持たずとも、議員専門職としてということだけからすれば、容認されるべき額だと思えます。しかしながら、市民の雇用状況や給与の状況はどうかと言えば、依然として失業率は高く、ハローワークの求人状況を見ても、常雇いでも、ほとんどが20万円以下で、14、5万にも満たないところが多くあります。議員の報酬は、市民の所得状況から言えば、必ずしも低いところには位置していないのではないのでしょうか。また、共産党として議員定数削減には反対をしたところですが、今回の選挙から財政的にも寄与することを一つの目的の一つとして、議員定数が減らされたわけであり。そんな中で、今回、議員報酬が値上げされることは、市民の目から見ても理解に苦しみます。報酬の増額を答申した審議会においても、増額するかどうかについて意見が分かれ、財政との関係や市民感情の問題、市民所得の現状との関係などが出され、据え置くべきとの考え方が少なからずあったことが報告されております。一部の市民の中に、議員の質を上げるために報酬を上げて、議員定数は少なくしてもいいという考えがあるのも事実です。しかし、議員の質の向上は、報酬の値上げや定数の削減でかなうのではなく、議員自身のたゆまぬ努力と研鑽によって実現するものです。その意味では、私自身も含めて、議員自らが初心に立ち返ることを求められていると思えます。また、もう一つ指摘をしなければならないのは、議案第31号、第32号と併せて考えるときに、特別職や教育長並びに管理職手当など、減額の条例が出され、その総額は議員の報酬を上げる額とほぼ一致していることであります。つまり、特別職や教育長、そして管理職の皆さんが、財政健全化のためとしてカットされた分は、議員報酬値上げのために使われるという関係であります。これらを総合的に考えるときに、議案第30号、議員報酬値上げには反対をいたします。

議案第33号については、議案第30号を執行するための予算が含まれておりますので、併せて反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第30号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第24、審査を終了した陳情4件を議題といたします。

まず、陳情第4号について総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会に付託になりました陳情第4号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月11日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、核兵器はあってはならないもので、恒久平和は人間が一番求めているものではないかと思っておりますので、この陳情は採択すべきものと思いき、という意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号について文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(井元伸明) 文教厚生委員会に付託になりました陳情第2号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりでありますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全国では350万人、鹿児島県内でも2万数千人がB型、またはC型肝炎の感染者であり、毎日苦しい思いをされているのではないかと思います。また、非常に高い確率で、肝硬変とか、肝臓がんとか、そういった方向に進んでいく可能性があるとも述べられています。救済特別措置法があるので、患者の方々に救いの手が差し伸べられる方向で進んでほしいと思いますし、血液製剤とか、集団接種とかによる感染、また、こういう形で感染するかもしれないという不安のある方々に対しても、この陳情は採択すべきだと思います、という意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号及び陳情第3号の2件について産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会に付託になりました陳情第1号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書、及び陳情第3号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める件、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日、18日の両日、全委員出席のもと、陳情者からの訂正の申し出を受け、審査いたしました結果、陳情第1号については、貸す側や借りる側の問題はありますが、自殺者や多重債務者を減らすため、法で縛るということは非常にいいことだと思いますので、是非、この陳情は採択していただきたいと思います、という意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第3号については、陳情第1号と同趣旨で同内容のものであり、先ほど採択された理由と同じで、採択すべきものと思います、という意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第1号及び陳情第3号の2件を一括して採決いたします。

2件に対する委員長の報告は採択であります。

2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第3号の2件は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

議長（松下喜久雄） 次は、日程第25、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下審査中の陳情第5号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 議案第36号上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第26、議案第36号、副市長の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、人事に関する案件1件でございます。

それでは、追加提出議案の1ページをお開きください。議案第36号、副市長の選任について、でございます。

本案は、お示しのとおり、富永信一氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

住所、生年月日については、お示しのとおりであります。同氏は、昭和61年3月に九州大学法学部を卒業後、同年4月に鹿児島県職員に採用され、商工労働部労政課、大島支庁瀬戸内福祉出張所、総務部学事文書課、総務部財政課、人事委員会総務課、土木部管理用地課、環境生活部環境政策課、土木部建築課に勤務し、その間、環境保健係長、環境政策課主幹、住宅政策室主幹を歴任されております。また、昨年4月1日から、本市との相互派遣職員として県より派遣され、現在、本市の財政課長として勤務しております。同氏は、県職員として、多彩な分野で事務を経験され、その若さと豊富な知識を生かし、多様化している地方自治の行政事務に適切に対応されてきましたし、温和で誠実な方であることが

ら、本市副市長として最適任者であると思いますので、どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号（質疑、委員会付託省略、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、同意することに決定いたしました。

議案第37号～議案第39号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第27、議案第37号、所管事務の調査について、から日程第29、議案第39号、所管事務の調査について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第37号～議案第39号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

3議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、3議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第37号から議案第39号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第39号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号～意見書案第3号一括上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第30、意見書案第1号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案、から日程第32、意見書案第3号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案、までの3意見書案を議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

意見書案第1号～意見書案第3号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

議長(松下喜久雄) お諮りいたします。

3意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、3意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号から意見書案第3号までの3意見書案を一括して採決いたします。

3意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第3号までの3意見書案は、原案のとおり可決されました。

決議案第1号上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第33、決議案第1号、交通事故防止に関する決議案を、議題といたします。

決議案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本決議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，ただちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，本決議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，ただちに採決することに決定いたしました。

これより，決議案第1号を採決いたします。

本決議案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，決議案第1号は，原案のとおり可決されました。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

議長（松下喜久雄） 次は，日程第34，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長より，同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により報告がありましたので，お知らせいたします。

投票総数435票，投票中，有効投票435票，無効投票0，有効投票中，池田守議員160票，大津亮二議員165票，崎田信正議員110票。以上のとおりであります。なお，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人につきましては，お手元に配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますので，ご了承願います。

議長あいさつ

議長（松下喜久雄） 平成22年第1回指宿市議会定例会を閉会するにあたり，一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は，去る3月2日に開会以来，本日まで28日間にわたり，平成22年度予算案をはじめとする多くの案件をご審議いただき，本日ここにすべての日程を終了し，閉会の運びとなりました。これもひとえに執行部当局はもとより，議員各位のご協力の賜物と心から感謝申し上げます。なお，執行部当局におかれましては，審査の過程において議員各位から出されました意見・要望等については，十分尊重し，今後の施策に反映されますように申し添え

ておきたいと思います。

さて、顧みますと、昨年は、3月に市民憲章が、10月には、ふるさと意識の高揚を図るための市民歌が制定されました。4月には、山川港特産市場“活お海道”がオープンし、さらに、知林ヶ島では島内を周遊できる遊歩道や、展望台、休憩所などの整備が行われ、観光名所としての期待が高まりつつあります。また、多くのイベントが開催される中で、菜の花マラソンや菜の花マーチにおいては、大会史上最高の参加者を得て、大変大きな賑わいを演出することができました。ただ、全体としては、篤姫効果も薄れつつある中で、新型インフルエンザの影響等も重なり、宿泊、入込客、いずれも前年度を下回る状況にあったと聞き及んでおります。今後、来年3月の九州新幹線全線開通を指宿市観光浮揚の千載一遇の好機としてとらえ、準備万端怠りなきを期すべきと念ずるものであります。国政に目を向けてみますと、9月の衆議院選挙において、民主党を中心とする三党連立政権、鳩山内閣が発足しましたが、懸案の普天間基地移設問題や経済問題など、国内外を巡る課題は一段と混迷の度を深めつつあるようです。県内の経済情勢も更に厳しさを加える中で、地方自治体を取り巻く環境も、依然として厳しい状況にあります。本市においては、第一次指宿市総合振興計画で、まちづくりの基本理念、将来都市像、基本目標が示され、この総合振興計画を着実に遂行するため、行政改革大綱に基づく行財政改革が進められておりますが、本年2月、指宿市の二代目市長として、豊留市長に市政の舵取りが託されることとなりました。また、市議会におきましても、22名の議員が選任され、第二期の議会がスタートしておりますが、指宿市が有する豊かな地域資源を再確認し、その可能性を最大限に活かしながら、農林水産業をはじめとする地場産業の発展・居住環境の整備など、市民生活の安定・向上のため、鋭意努力を重ねていかなければなりません。行財政改革はもちろんのこと、環境問題や、喫緊の課題として、山川・根占フェリー問題、なのはな館譲渡問題など、課題は山積しております。これらの課題に、議会と執行部がそれぞれ知恵を出し合い、一丸となって解決への道を進めていかなければなりません。

終わりに、本年3月をもって退職される職員の皆様方には、長い間、市政発展のためにご尽力を賜り、改めてそのご労苦と、ご功績に、深甚なる敬意を表します。今後も健康に十分留意され、その豊富な知識と経験を、郷土指宿市発展のために活かしてくださるようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

この際、市長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

#### 市長あいさつ

市長（豊留悦男） 平成22年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私が第2代指宿市の市長に就任し、初めて迎えました市議会定例会も、本日閉会を迎えら

れますことに深い感慨を覚えております。これもひとえに議員各位から賜りましたご支援、ご協力のお陰と改めて感謝を申し上げます。去る2日の開会以来、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なるご審議を尽くされ、すべての議案につきまして議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。今、地方行政を取巻く環境は、高齢化社会や地方分権などの課題に加え、雇用不安や消費低迷などの影響を大きく受け、変化してきているところでございます。そのような中、本市におきましても、行政に求める市民のニーズが多様化し、日々刻々と変化してきていると感じているところでございます。私は、先般の施政方針の中で、今、指宿には待ったなしの行政改革が必要であると提唱いたしました。そして、それを実践するためには、行政はもとより、市民の皆様にも、変える勇氣、変わる勇氣を持つことは必要ですと申し上げたところでございます。本市が目指す、豊かな自然が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、行政と市民が協働し、何ができるのか、何をしなければならないのかを常に模索し、そのために必要な施策について、今後、十分吟味して取り組んでまいりたいと考えております。それらを踏まえて、平成22年度の施政運営につきましても、私が施政運営の重点課題として考えております、行財政改革、市役所改革、地域経済の活性化、医療・福祉・教育の充実、市民との協働の推進、これら五つの項目を念頭に置き、新しい時代の指宿づくりのために、私自身、研鑽に励みつつ、先ほど同意いただきました、富永副市長をはじめ、すべての職員と目標を共有し、意思の疎通を図りながら、市役所を真に市民に役に立つ所として、市政の運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様の一層のご支援とご指導をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝をご祈念申し上げまして、平成22年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 閉議及び閉会

議長（松下喜久雄） 以上で、本会議に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成22年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 松下 喜久雄

議員 高橋 三 樹

議員 田中 健 一

## 意見書第1号

### 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ，ノーモア・ナガサキ，ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは，核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びであります。核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在するとされ，核兵器の脅威から今なお人類は解放されていません。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議で約束された全面的な核兵器廃絶を，2005年の同会議では実質合意がなされず，核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。

アメリカ，ロシア，イギリス，フランス，中国の核保有五か国に加え，核拡散防止条約未加盟のインド，パキスタンも核兵器を保有し，さらに，事実上の保有国であるイスラエル，核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン，核実験を行った北朝鮮などの動向は核不拡散体制を大きく揺るがすものです。

このようなことから，政府においては，核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため，2010年に開かれる核拡散防止条約再検討会議に向けて，下記事項の実現に強力な働きかけをされるよう要望いたします。

#### 記

- 1 政府は，国是である非核三原則を堅持するとともに，平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し，その実現に取り組むこと。
- 2 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し，世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行い，朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
- 3 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進，包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効，核実験モラトリアムの継続，兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始と早期妥結に取り組むこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月29日

指宿市議会議長 松下喜久雄

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
外務大臣殿

## 意見書第2号

### 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人以上存在すると推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による「医原病」とされています。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、生命が脅かされる重大な病気です。

平成20年1月には、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法」（以下「救済特措法」）が制定されました。しかし、患者の多くは感染してから長い年月を経て発症するので、血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による対象から除外されています。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最高裁での司法判断が下されているにも関わらず、今なお係争が続いています。

以上の経緯をふまえて、平成21年11月に、国内最大の感染症被害をもたらしたことに對する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた患者救済の根拠となる「肝炎対策基本法」が制定されました。しかしながら、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進みません。

よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望いたします。

#### 記

- 1 肝炎対策基本法を基に、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2 「救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、患者・医師らの記憶、証言などを基に特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
- 3 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者救済策を講じること。
- 4 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。また、基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
- 6 医原病であるウイルス性肝炎の発症者に一時金、若しくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月29日

指宿市議会議員 松 下 喜久雄

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
法務大臣殿  
財務大臣殿  
総務大臣殿  
厚生労働大臣殿

## 意見書第3号

### 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者や自己破産者、多重債務者の深刻な問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（裁量規制）などを含む同法が完全施行される予定であります。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は 多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定し、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど着実に成果をあげつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっています。特に、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しています。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などであります。

このようなことから、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、下記事項に特段のご配慮を要望いたします。

#### 記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付を更に充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月29日

指宿市議会議長 松下 喜久雄

|                |   |
|----------------|---|
| 衆議院議長          | 殿 |
| 参議院議長          | 殿 |
| 内閣総理大臣         | 殿 |
| 総務大臣           | 殿 |
| 法務大臣           | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（金融）  | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（消費者） | 殿 |

## 決議第1号

### 交通事故防止に関する決議

現下の交通情勢は、昨年から続いている交通人身事故多発傾向に一向に歯止めがかからず、昨年同期の発生件数を大幅に上回るペースで推移している。

指宿市においても、昨年7名の方が交通事故で亡くなっており、交通死亡事故の抑止と交通事故総量抑止は喫緊の課題である。

昨年度における市内での交通事故の発生は254件で、前年比プラス12件と増加傾向で推移しており、また、重大事故に発展するおそれのある交通人身事故が多発し、特に、死者数は2年連続で県内のワースト上位と、極めて危機的な状況にある。

交通死亡事故は、一瞬にして大切な命を奪い、その家族等や取り巻く知人、友人を深い悲しみに陥らせることになることから、このような不幸な市民を出さないためにも、市民と一体となった交通安全への取組が重要である。

よって、本市議会は、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、交通事故のないまちづくりを目指し、警察や関係機関・団体と連携し、市民と一体となって交通死亡事故抑止に対する姿勢を明確に示すとともに、全ての市民が交通事故を起こさない、遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものである。

以上、決議する。

平成22年3月29日

指 宿 市 議 会